

**Deloitte.**



# 2024 インドネシア投資ガイド Investment Window into Indonesia (IWI)

日本語版

デロイト・インドネシア









# Contents

略語	06
はじめに	15
A. インドネシアの概況	18
1. 概況	
2. 人口統計	
3. 新規投資環境	
4. 産業概要と機会	
5. 地域別の概要	
6. 法律及び政治制度	
B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要	54
1. 事業の開始	
2. ジョイントベンチャー	
3. 買収及び合併	
4. インフラストラクチャー	
5. 優れたコーポレートガバナンスの構築	
6. 資本市場	
7. 銀行業及び貸付業	
8. 石油・天然ガスと石炭・鉱物資源	
9. 知的財産権	
10. 個人情報保護	
11. 紛争の解決	
12. 土地制度と関連規制	
13. その他の事業に関連する法令	
C. インドネシアの税制	137
1. 税務執行	
2. 事業に関する課税	
3. 個人所得税	
4. 源泉税	
5. 二重課税の排除	
6. 移転価格税制及び国際課税	
7. 間接税	
8. 優遇税制	
9. 法人及び個人に対するその他の課税	

D. 監査及びコンプライアンス	168
1. 会計年度	
2. 通貨	
3. 言語及び会計基準	
4. 監査要件	
5. 独立性	
E. 労働環境	170
1. 従業員の権利と報酬	
2. 賃金及び福利厚生	
3. 解雇	
4. 労働者及びマネジメントの関係	
5. 外国人の雇用	
6. インドネシアの外国投資家向けゴールドンビザ	
デロイトについて	182

## 略語

AANZFTA	ASEAN-Australia-New Zealand FTA
AEOI	Automatic Exchange of Information
ACFTA	ASEAN-China FTA
ADB	Asian Development Bank
AHKFTA	ASEAN-Hong Kong, China FTA
AHU Online	Administrasi Hukum Umum Online (online public services by Directorate General of General Law Administration)
AIFTA	ASEAN-India FTA
AJ-CEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
AKFTA	ASEAN-Korea FTA
AMDAL	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan (Environmental Impact Assessment)
ANDAL	Analisis Dampak Lingkungan (Environmental Impact Statement)
AOI	Articles of Incorporation
AP	Akuntan Publik (Public Accountant)
APA	Advance Pricing Agreements
APBN	Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara (Indonesia State Revenue and Expenditure Budget)
API	Angka Pengenal Impor (Import Identity Number)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement
BAL	Basic Agrarian Law
BANI	Badan Arbitrase Nasional Indonesia (Indonesian National Arbitration Body)
Bappenas	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (National Development Planning Agency)
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting
BI	Bank Indonesia (Central Bank of Indonesia)
BI7DRR	Bank Indonesia-7 Day Reverse Repo Rate
BI FAST	Bank Indonesia Fast Payment (Bank Indonesia's retail payment system)
BKF	Badan Kebijakan Fiskal
BKPM	Badan Koordinasi Penanaman Modal (Indonesia Investment Coordinating Board)
BLU	Badan Layanan Umum (Public Service Agency)
BMKG	Badan Meteorologi, Klimatologi, dan Geofisika (Meteorological, Climatological, and Geophysical Agency)
BOD	Board of Directors
BOC	Board of Commissioners
BPH Migas	Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi (Downstream Oil and Gas Regulatory Body)
BPJS	Badan Penyelenggara Jaminan Sosial (Social Insurance Administration Organisation)
BPK	Badan Pemeriksa Keuangan (State Audit Board)
BPN	Badan Pertanahan Nasional (National Land Agency)
BPS	Badan Pusat Statistik (Indonesia Central Bureau of Statistics)
BPT	Branch Profit Tax
BRI	Belt and Road Initiative
BRIN	Badan Riset dan Inovasi Nasional (National Research and Innovation Agency)
BSN	Badan Standardisasi Nasional (Indonesia National Standardisation Body)

BUJKA	Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction company)
BUJKA RO	BUJKA Representative Office
BUJKN	Badan Usaha Jasa Konstruksi Nasional (local/national construction company)
BUKU	Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha (Commercial Banks based on Business Activities)
BUMN	Badan Usaha Milik Negara (State-Owned Enterprise)
BUMD	Badan Usaha Milik Daerah (Local Government-Owned Enterprise)
BUMDes	Badan Usaha Milik Desa (Village-owned Enterprise)
BUMS	Badan Usaha Milik Swasta (Private-owned Enterprise)
CBAM	Carbon Border Adjustment Mechanism
CbC	Country-by-Country
CbCR	Country-by-Country Report
CCS	Carbon Capture Storage
CFC	Controlled Foreign Companies
CEX	Certified Exporter
CIT	Corporate Income Tax
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
CN	Cetane Number (cetane rating on gasoline, mainly for diesel)
CoD	Certificate of Domicile
CoR	Certificate of Residence
CORS	Continuously Operating Reference Systems
COVID-19	Coronavirus Disease-2019, an infectious disease caused by the SARS-CoV-2 virus
CoW	Contracts of Work
CPO	Crude Palm Oil
CR	Company Regulation (Peraturan Perusahaan or PP)
CRS	Common Reporting Standard
CSR	Corporate Social (and Environmental) Responsibility
DDI	Domestic Direct Investment
DER	Debt-to-Equity Ratio
DGIP	Directorate General of Intellectual Property
DGPCR	Directorate General of Population and Civil Registration (Direktorat Jenderal Kependudukan dan Pencatatan Sipil)
DGT	Directorate General of Taxes
DKI Jakarta	Special Territory of the Capital City (Daerah Khusus Ibukota) Jakarta
DPD	Dewan Perwakilan Daerah (Regional Representatives Council)
DPI	Daftar Positif Investasi (Positive Investment List)
DPO	Data Protection Officer
DPOaaS	Data Protection Officer-as-a-Service
DPR	Dewan Perwakilan Rakyat (People's Representative Council)
DSAK-IAI	Dewan Standar Akuntansi Keuangan-Ikatan Akuntan Indonesia (Financial Accounting Standards Board of the Indonesian Institute of Accountants)
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortisation
EBT	Energi Baru dan Terbarukan (New and Renewable Energy)

e-FIN	e-Filing Number
EFTA	European Free Trade Association
EIU	Economist Intelligence Unit
EOBD	Ease of Doing Business
EPA	Economic Partnership Agreement
ESG	Environmental, Social, and Governance
ETM	Energy Transition Mechanism
EU	European Union
EV	Electric Vehicle
F&B	Food and Beverage
FCPA	Foreign Corrupt Practices Act
FDI	Foreign Direct Investment
FTA	Free Trade Agreement
FY	Fiscal Year
G20	Group of 20
Garuda	Garda Perubahan Indonesia (Change Indonesia Guardian Party)
GCA	Government Contracting Agency
GDP	Gross Domestic Product
Gerindra	Gerakan Indonesia Raya (Great Indonesia Movement Party)
GHG	Greenhouse Gas
GMS	General Meeting of Shareholders
GNSS	Global Navigation Satellite Systems
Golkar	Golongan Karya (Party of Functional Groups)
GRDP	Gross Regional Domestic Product
GSP	Generalized System of Preference
GW	Gigawatt
Hanura	Hati Nurani Rakyat (People's Conscience Party)
HDI	Human Development Index
HGB	Hak Guna Bangunan (Right to Build)
HGU	Hak Guna Usaha (Right to Cultivate)
HM	Hak Milik (Right of Ownership)
HMSRS	Hak Milik Atas Satuan Rumah (Right of Ownership over Condominium Units)
HP	Hak Pakai (Right to Use)
HPL	Hak Pengelolaan (Right to Manage)
HPP	Harmonisasi Peraturan Perpajakan (Harmonisation of Tax Regulations)
HPTL	Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (Other Tobacco Processing)
IACEPA	Indonesia-Australia Comprehensive Economic Partnership Agreement
IAI	Ikatan Akuntan Indonesia (Indonesian Institute of Accountants)
ICA	Indonesian Customs Authority
ICC	Indonesian Civil Code (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)
IC-CEPA	Indonesia-Chile Comprehensive Economic Partnership Agreement



ICP	Indonesian Crude Price (regulated price of oil per barrel in Indonesia)
ICT	Information and Communications Technology
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes
IDR	Indonesian Rupiah
IDX	Indonesia Stock Exchange (Bursa Efek Indonesia)
IFC	International Finance Corporation
IIA	Institute of Internal Auditor
IICPA	Indonesian Institute of Certified Public Accountants (Institut Akuntan Publik Indonesia)
IIGF	Indonesia Infrastructure Guarantee Fund
IIF	Indonesia Infrastructure Finance (IIF)
IHSG	Indeks Harga Saham Gabungan (Composite Stock Price Index)
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement
IKN Nusantara	Ibu Kota Negara Nusantara (Nusantara Capital City)
ILO	International Labour Organization
IMF	International Monetary Fund
INA	Indonesian Investment Authority
IPBUJKA	Izin Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction service business entity representative business license)
IPO	Initial Public Offering
IPR	Intellectual Property Rights
IPR	Izin Pertambangan Rakyat (Community Mining License)
IPSKA	Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (Issuing Agency for Certificate of Origin)
IRA	Inflation Reduction Act
ISIC	International Standard Industrial Classification
ITSK	Inovasi Teknologi Sektor Keuangan (Financial Sector Technology Innovation)
IUJK	Izin Usaha Jasa Konstruksi (Construction Business License)
IUP	Izin Usaha Pertambangan (Mining Business License)
IUPK	Izin Usaha Pertambangan Khusus (Special Mining Business License)
JETP	Just Energy Transition Partnership (JETP)
JICA	Japan International Cooperation Agency
KAP	Kantor Akuntan Publik (Public Accounting Firm)
KBLI	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia (Indonesian Standard Industrial Classifications)
KBMI	Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti (Bank Group based on Core Capital)
KCJB	Kereta Cepat Jakarta-Bandung (Jakarta-Bandung High Speed Train)
KEK	Kawasan Ekonomi Khusus (Special Economic Zone)
KITE	Kemudahan Impor Tujuan Ekspor (Import Concession for Export Purposes)
KMA	Keputusan Ketua Mahkamah Agung (Head of Supreme Court Decision)
KNEKS	Komite Nasional Ekonomi dan Keuangan Syariah (National Committee for Sharia Economy and Finance)
KNKG	Komite Nasional Kebijakan Governansi (National Committee on Governance)
KP	Kuasa Pertambangan (Mining Authorisation)
KP3A	Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing (Foreign Trade Company Representative Office)
KPEI	Kliring Penjaminan Efek Indonesia (The Clearing and Guarantee Institution of Indonesia)

KPPA	Kantor Perwakilan Perusahaan Asing (Foreign Company Representative Office)
KPIIP	Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas (Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery)
KPK	Komisi Pemberantasan Korupsi (Corruption Eradication Commission)
KPU	Komisi Pemilihan Umum
KPPU	Komisi Pengawas Persaingan Usaha (Business Competition Supervisory Commission)
KSEI	Kustodian Sentral Efek Indonesia (The Indonesian Central Securities Depository)
LCS	Limited Concession Scheme
LSI	Lembaga Survei Indonesia (Indonesia Survey Agency)
LSJ	Lembaga Survei Jakarta (Jakarta Survey Agency)
LST	Luxury-good Sales Tax
M&A	Merger & Acquisition
MAP	Mutual Agreement Procedure
MEMR	Ministry of Mineral and Energy Resources (Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral Indonesia)
MK	Mahkamah Konstitusi (Indonesia Constitutional Court)
MLI	Multilateral Instrument
MoF	Ministry of Finance
MoLHR	Ministry of Law and Human Rights (Kementerian Hukum dan HAM Indonesia)
MoPWPH Reg.	Minister of Public Works and Public Housing Regulation
MPR	Majelis Permusyawaratan Rakyat (People's Consultative Assembly)
MRT	Mass Rapid Transit
MTN	Medium Term Notes
NAM	Non-Aligned Movement
NasDem	Nasional Demokrat (National Democratic Party)
NIB	Nomor Induk Berusaha (Business Identification Number)
NIK	Nomor Induk Kependudukan (National Identification Number)
NJOP	Nilai Jual Objek Pajak (land and building tax imposition base)
NPPBKC	Nomor Pokok Pengusaha Barang Kena Cukai (Licensing of Excisable Goods Entrepreneur Registration Number)
NPWP	Nomor Pokok Wajib Pajak (Individual Tax Number)
NRE	New and Renewable Energy
NTA	Net Tangible Assets
NZE	Net Zero Emission
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
OIC	Organisation of Islamic Cooperation
OJK	Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority)
Omnibus Law	Law Number 11/2020 on Job Creation
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries
OSS	Online Single Submission
PAN	Partai Amanat Nasional (National Mandate Party)
PAT	Profit After Tax
PBB	Partai Bulan Bintang (Crescent Star Party)
PDAM	Perusahaan Daerah Air Minum (Regional Drinking Water Company)

PKB	Pengusaha di Kawasan Berikat (entrepreneur in a Bonded Zone)
PDP	Personal Data Protection
PDIP	Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan (Indonesian Democratic Party of Struggle)
PE	Permanent Establishment
PEN	Pemulihan Ekonomi Nasional (National Economic Recovery Program)
Perindo	Partai Persatuan Indonesia (Indonesian Unity Party)
PERMA	Peraturan Mahkamah Agung (Supreme Court Regulation)
Perpres	Peraturan Presiden (Presidential Regulation or PR)
Persero	Perusahaan Perseroan (a state-owned limited liability company)
Perum	Perusahaan Umum (a public service entity wholly owned by the national government)
PIP	Pusat Investasi Pemerintah (Indonesia Investment Agency/Government Investment Unit)
PKB	Perjanjian Kerja Bersama (Collective Labour Agreement)
PKB	Partai Kebangkitan Nasional (National Awakening Party)
PKLN	Pinjaman Komersial Luar Negeri (Offshore Commercial Loan Team)
PKP	Pengusaha Kena Pajak (VAT Entrepreneur)
PKPU	Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang (Suspension of Debt Payment Obligations)
PKS	Partai Keadilan Sejahtera (Prosperous Justice Party)
PKWT	Perjanjian Kerja Waktu Tertentu (Specified Time Work Agreement)
PKWTT	Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tentu (Unspecified Time Work Agreement)
PLB	Pusat Logistik Berikat (Bonded Logistics Centre)
PLN	Perusahaan Listrik Negara (Indonesian state-owned electricity company)
PLTN	Pembangkit Listrik Tenaga Nuklir (nuclear energy power plant/station)
PLTSa	Pembangkit Listrik Tenaga Sampah (waste-to-energy power plant/station)
PLTU	Pembangkit Listrik Tenaga Uap (steam-electric power plant/station)
PMA	Penanaman Modal Asing (foreign capital investment)
PMDN	Penanaman Modal Dalam Negeri (domestic capital investment)
PMK	Peraturan Menteri Keuangan (Minister of Finance Regulation)
PMSE	Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (transactions through electronic system)
POJK	Peraturan OJK (OJK Regulation)
PP	Peraturan Pemerintah (Government Regulation or GR)
PPAT	Pejabat Pembuat Akta Tanah (Official Certifier of Land Deeds)
PPATK	Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan (Indonesian Financial Transaction Report and Analysis Center)
PPI SRN	Sistem Registri Nasional Pengendalian Perubahan Iklim (National Climate Change Control Registry System)
PPKM	Pemberlakuan Pembatasan Kegiatan Masyarakat (Community Activities Restrictions Enforcement (i.e. COVID-19-related semi-lockdown restrictions))
PPMSE	Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE Providers)
PPI	Partai Pemuda Indonesia (Indonesian Youth Party)
PPP	Public Private Partnership
PPP	Partai Persatuan Pembangunan (United Development Party)
PPSK	Pengembangan dan Penguatan Sektor Keuangan (Law on the Development and Strengthening of Financial Sector)
PSAK	Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan (Indonesian Financial Accounting Standards)
PSI	Partai Solidaritas Indonesia (Indonesian Solidarity Party)



PSN	Proyek Strategis Nasional (Strategic National Project)
PSCs	Production Sharing Contracts
PT	Perseroan Terbatas (limited liability company)
PTBAE-PU	Persetujuan Teknis Batas Atas Emisi Pelaku Usaha (Technical Approval of Business Actor Emission Upper Limits)
PUPR	Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat (Indonesia Ministry of Public Works and Housing)
QRIS	Quick Response Indonesian Standard (a digital payment standard launched by Bank Indonesia)
R&D	Research and Development
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership
RDTR	Rencana Detail Tata Ruang (Detailed Spatial Plan)
REX	Registered Exporter
RI	Republic of Indonesia
RKL	Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup (Environmental Management Plan)
RO	Representative Office
RON	Research Octane Number (octane rating on gasoline)
RP	Recompense Payment (uang penggantian hak)
RPJPN	Rencana Pembangunan Jangka Panjang Nasional (Long-term National Development Plan)
RPJMN	Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional (National Medium-term Development Plan)
RPL	Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup (Environmental Monitoring Plan)
RUPTL	Rencana Usaha Penyediaan Tenaga Listrik (Business Plan for Providing Electricity)
S&P	Standard & Poor's
SAK	Standar Akuntansi Keuangan (Financial Accounting Standards)
SAK ETAP	Standar Akuntansi Keuangan untuk Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik (SAK for Entities that Have No Public Accountability)
SBN	Surat Berharga Negara (Indonesia Government Bonds)
SBSN	Surat Berharga Syariah Negara (Indonesian State Islamic Security)
SEZ	Special Economic Zone (Kawasan Ekonomi Eksklusif or KEK)
SEMA	Surat Edaran Mahkamah Agung (Circular of the Supreme Court)
SIPB	Surat Izin Penambangan Batuan (Authorisation Letter for Rock Mining)
SKD WPLN	Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri (Certificate of Domicile of Foreign Taxpayers)
SKK Migas	Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi (Special Task Force for Upstream Oil and Gas Business Activities in Indonesia)
SKPT	Surat Keterangan Pendaftaran Tanah (land registration certificates)
SME	Small and Medium-sized Enterprise
SMI	PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero) (a state-owned company engaged in infrastructure project financing)
SMRC	Saiful Mujani Research and Consulting
SNI	Standar Nasional Indonesia (Indonesia National Standard)
SoE	State-owned Enterprises
SP	Severance Payment (uang pesangon)
SPC	Special Purpose Company
SPEGRK	Sertifikat Penurunan Emisi Gas Rumah Kaca (Greenhouse Gas Emission Reduction Certificate)
SPH	Surat Pengungkapan Harta (Asset Declaration Letter)
SPPIA	Standard for Professional Practice on Internal Auditing

SPPKP	Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak (Taxable Entrepreneur Confirmation Letter)
SPPL	Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup (Letter of Undertaking of Environmental Management and Monitoring)
SPRINT	Sistem Perizinan Otoritas Jasa Keuangan (Financial Service Authority Licensing System)
SPT	Surat Pemberitahuan Tahunan (Annual Notification Letter)
SRBI	Sekuritas Rupiah Bank Indonesia
SRO	Self-Regulatory Organisation
SVP	Service Payment (uang penghargaan masa kerja)
SWIFT	Society of Worldwide Interbank Financial Telecommunication
TA	Tax Amnesty
TDP	Tanda Daftar Perusahaan (Company Registration Certificate)
THR	Tunjangan Hari Raya (Religious Festivity Allowance)
TNI	Tentara Nasional Indonesia (Indonesian National Armed Forces)
TPB	Tempat Penimbunan Berikat (Bonded Warehouse)
TPT	Tingkat Pengangguran Terbuka (open unemployment rate)
TRIPs	Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement
UAE	United Arab Emirates
UK	United Kingdom
UKL/UPL	Upaya Pengelolaan Lingkungan dan Upaya Pemantauan Lingkungan (Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts)
UMP	Upah Minimum Provinsi (Provincial Minimum Wage)
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law
UNFPA	United Nations Population Fund
USA/US	United States of America
USD/US\$	US Dollar
UU	Undang-Undang (Law)
UUD	Undang-Undang Dasar (Constitution)
UUS	Undang-Undang Syariah (Sharia Law)
VAT	Value Added Tax (Pajak Pertambahan Nilai or PPN)
VDP	Voluntary Disclosure Program
WHT	Withholding taxes
WIPO	World Intellectual Property Organization
YoY	Year-on-Year
YTD	Year-to-date







# はじめに

Selamat datang di Indonesia! (ようこそ、インドネシアへ!)

インドネシアはCOVID-19パンデミックの3年間において、驚異的な回復力を示しました。同国の年間GDP成長率は、2021年の3.7%から2022年には5.31% (前年比) に増加し、前年やパンデミック以前と比較してより強い状況を示しています。

経済協力開発機構 (OECD) 開発センターによると、2022年においては、マレーシア (8.7%)、ベトナム (8.0%)、フィリピン (7.6%) に次いで、インドネシアの経済成長は東南アジア諸国の中で第4位と評価されました。安定した経済成長と政府が2021年以降経済のあらゆるセクターに影響を与えた国内インフレを管理する能力の証明により、世界的な信頼が高まっています。これに伴い、同国は2023年末までに年間成長率5.3%を目標としています。

この経済成長目標を達成するために、投資省は原油・天然ガス部門および金融部門を除いた今年の投資目標を1,400兆ルピアに引き上げました。この目標は、インドネシア経済が正常に戻り、国家予算の赤字が3%未満であるという最近の状況を考慮して設定されています。2023年上半年期において、投資省の目標は既に48%以上に達しています。

インフラを構築することは、依然として同国の国家中期開発計画 (RPJMN) の焦点です。2022年初頭、政府は、インドネシアの製造能力と生産量を拡大・強化するために、先端技術の利用を加速することを目指す“Industry 4.0”を導入しました。政府のもう1つの重点領域は、外国企業がインドネシアに事業を移転することを誘致する取り組みの一環としての、専用工業団地又は経済特区の継続的な開発になります。

インドネシアの首都を東カリマンタン、イブ・コタ・ネガラ (IKN)、ヌサンタラに移転する計画は順調に進んでいます。全体として、建設は2045年に約466兆ルピアの費用で完了する見通しです。開発プロジェクトの第1フェーズで見込まれる費用は5.3兆ルピアで、2022年中頃に始まり、2023年10月時点で38.1%の進捗が達成されました。ヌサンタラ地域は総面積256,000ヘクタールで、「グリーン・アンド・スマートシティ」のコンセプトを採用しています。アラブ首長国連邦 (UAE) を含む数か国がこの大規模なプロジェクトの資金提供に興味を示しており、UAEは2,000万ドルをインドネシア投資庁 (INA) を通じて提供し、韓国も技術協力を通じて知識と情報の交換を行う形で投資をしています。その他、中国、日本、韓国、シンガポール、マレーシアを含む21か国が、IKNプロジェクトへの投資の見込みから興味を示しています。外国および国内のいくつかの民間投資家も、病院、ホテル、ショッピングセンター、スポーツ施設などを含むIKNプロジェクトの開発に参加しています。

さらに、2020年以降、インドネシアでは3つの重要な法令が導入されています。まず第一に、2020年に制定された「Job Creation (通称: オムニバス法)」法律第11号/2020があります。このインドネシア法の重要な部分は、よりビジネスフレンドリーな雰囲気を進め、投資と経済成長を推進することを目的としています。憲法裁判所の判決の直後、ジョコ・ウィドド (ジョコウィ) 大統領は、これまでに発行された法律および実施法規がすべて有効であると確認しました。ジョコウィは投資家に対して、彼らの投資が安全であり、政府がこれらの投資を確保するために働くことを約束しました。2022年10月17日に個人データ保護 (PDP) に関する重要な規制が発表され、個人データ保護法 (法律第27号/2022、通称PDP法) が制定されました。PDP法の施行は、インドネシア共和国の管轄内外のすべての個人、公共機関、組織、または機関のデータ保護権利を保護することを目的としています。新しい法律により、インドネシアの情報通信技術 (ICT) セクターの競争力を向上させ、それによってデジタル経済全体の成長を促進することが期待されています。



最後に、第三の重要な規制は、新たに発表された法務人権大臣規則第22/2023号で、新しいビザ制度である「ゴールデンビザ」に関するものです。この規則は、外国投資家が彼らの投資の価値に応じて5年または10年の居住許可を取得できるようにし、外国資本の流入を促進することを目的としています。これにより、ゴールデンビザ保持者としていくつかの優先的な利益を享受できるため、これが外国投資家を引き寄せる可能性があります。

政府の取り組みを支援し、インドネシアへの投資を検討しているすべての人に迅速かつ明確な指針を提供するために、デロイトインドネシアの専門家チームが協働して新たに再編集した「Investment Window into Indonesia (IWI) — 2024」を紹介できることを非常に嬉しく思います。

この刊行物が全ての潜在的な投資家に広範かつインパクトのある見識を与え、また多くのビジネス機会を探求する際の一助として不可欠なツールとなると信じています。この刊行物はまた英語版・中国語版・韓国語版も用意しておりますので是非ご活用ください。

### Brian Indradjaja

ブライアン・インドラジャジャ

クライアント&マーケットコーディネーターパートナー

デロイトインドネシア









# A. インドネシアの概況

## インドネシア共和国

17,000以上の島を持つ群島国家

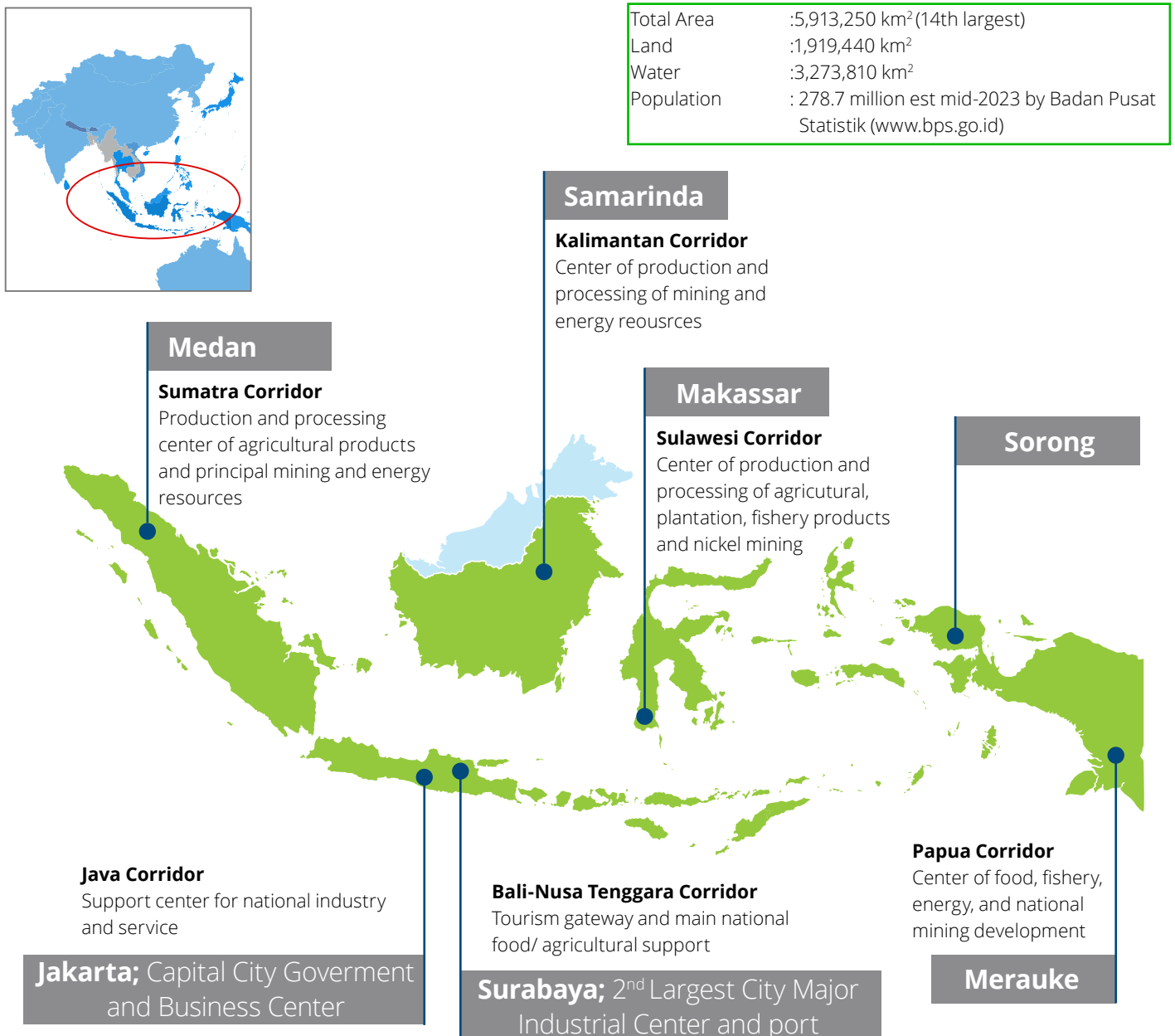
大統領制の共和制

民族: インドネシア人 (ジャワ人40.2%、スンダ人15.5%、バタック人3.58%、スラウェシ民族3.22%、マドゥラ人3.03%、バタウィ人2.88%、その他の民族31.59%)

言語: インドネシア語、英語 (ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言

通貨: インドネシアルピア (IDR)

図1. インドネシアの地理と人口統計の概要



## 1. 概況

インドネシアは300以上の民族からなる多様な群島国家であり、東南アジア最大の経済大国であり続けている。インドネシアは世界で4番目に人口の多い国であり、2021年と2022年の購買力平価という点では世界第7位の経済大国であり、東南アジア地域では唯一G20に加盟している。インドネシアの開発目標と戦略は、現在の中期開発計画（RPJMN）2020-2024に示されており、長期的には2045年ゴールデンインドネシアビジョンに反映されている。インドネシアの発展には地政学、健康、経済に関連する世界的な不安定性などの課題が存在するが、2022年には、インドネシアはG20諸国の中で最も経済成長が速い国の一つとして挙げられた。

投資の観点から見たインドネシアの魅力は、良好で豊かな天然資源と戦略的な立地環境、そして、**人間開発指数**（HDI）で高い評価を受けている豊富な人材の組み合わせである。2022年、インドネシア中央統計局（Badan Pusat StatistikまたはBPS）は前年のHDI（72.91）からわずかに増加し72.29を達成されたと報告した<sup>1</sup>。これらの要因は、より投資しやすい環境に向けたビジネスガバナンス改革の容易さの向上と相まって、投資家にインドネシアへの投資機会を検討する前向きなシグナルを送っている。同国の活発な電子商取引の経済活動は、インドネシアにおけるミレニウム世代の起業家精神の高まりを示しており、インダストリー4.0への準備を構築するための基礎となっている。


## マクロ経済状況と予測

2021年以降、政府は、保健、教育、社会福祉保護を中心としたいくつかのセクターでの政府支出を優先してきた。インドネシアの経済は今後5年間で年平均5%増加すると予測される家計消費に支えられ続ける。そのため、持続可能な経済回復を実現するためには、政府支出によって刺激された民間投資と消費の成長、および純輸出の組み合わせが2024年度に必要である。

## 図2:インドネシアの主要経済指標

Indicator	2020	2021	2022	2023 f	2024 f
GDP成長率（%,前年比）	-2.1	3.7	5.3	5.0 f	5.1 f
民間消費（%,前年比）	-2.7	2.0	4.9	4.5 f	4.8 f
政府消費（%,前年比）	2.0	4.2	-4.5	5.0 f	3.3 f
投資（%,前年比）	-5.0	3.8	3.9	4.6 f	5.0 f
輸出（%,前年比） -0.5	-8.4	18.0	16.3	4.0 f	5.3 f
輸入（%,前年比）	-17.6	24.9	14.7	1.5 f	5.1 f
インフレーション（%,前年比）	1.7	1.9	5.5	3.8 f	2.5 f
IDR/USD為替レート（年度末）	14,175	14,340	15,809	15,127 f	14,905 f

予測（データは2023年11月1日時点でEIUから取得）

 インドネシア経済回復の主要因

出典: EIU、世界銀行、インドネシア銀行。

<sup>1</sup> “[Metode Baru] Indeks Pembangunan Manusia Menurut Provinsi 2020-2022”. Central Statistics Agency (BPS). 2023.

インドネシアでは、2025年から2045年までの20カ年の長期国家開発計画 (RPJPN) に基づき、2045年までに中所得国と同等の一人当たり国民所得を達成することを目標としてきた。COVID-19からの景気回復は堅調であることが証明されており、この偉業は健全に運営されていた国家歳入歳出予算 (Anggaran Pendapatan dan Belanja NegaraまたはAPBN)、成功を収めたCOVID-19ワクチン接種プログラム、PPKM、効果的な経済刺激プログラム (PEN)、社会福祉保護プログラムと対になった公衆衛生能力の拡大に資金を提供し、展開したことによるものである。この統合されたイニシアチブは、公衆衛生と経済回復の目標が一致することを保証し、最終的にPPKM措置が緩和され、蓄積されていた国内消費需要が解放された。その成果として、インドネシア政府は2022年末までに目標としていた年間GDP成長率が5.0%-5.3%まで達成したと発表し、ASEAN諸国の中では第3位となった。

### • ロシア・ウクライナ紛争、および気候変動に関する最新情報

インドネシアの医療セクターは、COVID-19パンデミックからエンデミックへの移行を遂げ、同時に医療改革と変革に焦点を当てている。2022年において、インドネシアはCOVID-19を管理する上での成功を収め、これが国のポジティブな経済回復に影響を与えた。これは、人々の移動の増加、支出指数の向上、産業部門での電力消費の増加、および輸出の増加など、改善されているさまざまな指標から見て取れる。2022年12月末までに、政府は全国的なPPKM制限を解除し、COVID-19パンデミックからエンデミックへの移行を宣言した。

移行後、政府は医療セクターの焦点をCOVID-19から変革と改善に切り替えた。厚生省は、インドネシアが焦点を当てている変革の六つの柱を発表した：

- 基本的なサービス (公共の医療機関と疾病予防プログラムの品質向上を含む)
- 転送サービス、そのメカニズム、およびその品質 (致命的な病気の治療における病院の能力を含む)
- 特別な事象や緊急事態への対応力を持つ医療の強靱なシステム
- 人々にとっての医療支払いシステムの品質とアクセシビリティ
- 人的資本 (均等な従業員分布、専門家およびサブ専門家の増加、およびその能力の強化を含む)
- 医療技術 (医療のデジタル化、医療データの統合、アプリケーション、およびそのエコシステムの発展を含む)

六つの柱に沿った形で、人民代表議会 (Dewan Perwakilan RakyatまたはDPR) は、医療法案 (RUU Kesehatan) を法律第17号/2023号「医療に関する法律」(UU No. 17 Tahun 2023 tentang Kesehatan) を承認した。この法律は、インドネシアの医療セクターを改革し変革するための政府のビジョンを六つの柱で要約している。国家予算 (Anggaran Pemasukan dan Belanja NegaraまたはAPBN) も、政府が医療セクターを変革し改善する真剣さを反映しており、政府は2023年の医療支出に国家予算から172.5兆ルピアを割り当てている。これは前年の134.8兆ルピアの予算からの増額である。一方で、2023年のASEAN投資フォーラムでは、インドネシアの保健大臣が中所得の罫から脱するためには医療の変革が重要であると強調した。大臣はまた、インドネシアの医療セクター変革への投資を歓迎し、これが将来的に多くの利点につながる可能性があると考えている。

<sup>2</sup>“Ketok Palu! RUU Kesehatan Sah jadi Undang-Undang – Sehat Negeriku”. Ministry of Health of RI. 11 July 2023.



ロシア・ウクライナの紛争からの影響や商品価格の急騰は、取り扱いやすくなり、緩和傾向にある。健康セクターが着実に回復する中、2022年初頭から続くロシア・ウクライナ紛争は、依然として世界経済状況に影響を与えている。この紛争は、主にエネルギーおよび食品部門で世界中に広がる波及効果を生

み出した。ロシアとウクライナはいずれも小麦やトウモロコシの主要な輸出国であり、ロシアは石油およびガスで世界的にトップスリーの生産国であり、ウクライナはひまわり油の世界的なトッププロデューサーである。継続する敵対行動は、エネルギーおよび食品供給チェーンの両方を混乱させ、世界中で価格の急騰と主要な商品の供給不足を引き起こした。

インドネシアでは、エネルギーおよび農産物（主に原油パーム油（CPO））の価格が影響を受け、急騰したが、これらの状況は2023年以降には緩和されている。2022年6月の原油価格が1バレルあたり117.62米ドルから2023年6月に69.36米ドルに減少したことが、インドネシア原油価格（ICP）の例である。図3は、世界の石油価格の変動がインドネシアの国内ガソリン価格に与える影響を示している。一方で、CPOの派生製品である調理油の国内価格は、徐々に2022年前の状態に戻りつつある。2023年6月には、2021年同期間の価格よりも10-30%高い水準が記録された。なお、2022年にはCPOおよび他のいくつかの商品の価格上昇に伴い、国内の調理油価格が急騰した。

図3. インドネシアのガソリン価格比較 (IDR/リットル)

ガソリンの種類 (Pertamina)	2022年9月		2023年9月	
	Pertamina	市場価格	Pertamina	市場価格
Pertalite (RON 90)	10,000	10,900 - 15,320	10,000	11,300 - 12,990
Pertamax (RON 92)	14,500 - 15,200	15,400 - 16,470	13,300	13,500 - 14,760
Pertamax Turbo (RON 98)	15,900 - 16,600	16,510	15,900	16,010
Dexlite (CN51)	17,100 - 18,110	18,310	16,350	16,940

\*市場価格は、民間のガソリンスタンドで同じRONのガソリン価格に基づいている。

■ 国からの補助金を受ける

■ 国の補助を受けない

出典: Kompas.com, Detik.com.

昨年、インドネシアは紛争が地域および世界の平和と安定を脅かしているため、即座に終結させるよう呼びかけた。2022年のG20サミットで述べられたように、ウクライナの紛争はCOVID-19からの世界的な回復を後退させ、食糧、エネルギー、および金融危機のリスクを増大させた。さらに、ジョコウィ大統領は、ロシアとウクライナの平和がなければ、世界的な経済回復は達成されないと強調した<sup>1</sup>。

インドネシアは、地球温暖化との戦いにますます焦点を当てている。地球温暖化の状態は懸念される水準にあり、気候変動や乱れた水文循環、および水文気象災害などの自然現象の異常が発生している。インドネシアでは、地球温暖化が平均気温に異常を引き起こしている。気象、気候、および地球物理学庁 (Badan Meteorologi, Klimatologi, dan GeofisikaまたはBMKG) は、2023年9月の平均気温で、1980年から2020年の平均気温よりも0.4摂氏度高い異常を記録した。この異常は、2023年までのインドネシアで記録された最も高い異常の4番目の位置にランク付けされている<sup>2</sup>。

平均気温の上昇に加えて、BMKGはこれらのリスクが気候変動によりインドネシアでより起こりやすいと警告している<sup>3</sup>：

- 頻繁に発生する極端な気象イベント: 極端な気象イベント (洪水や干ばつなど) の発生間隔が以前の50~100年から短くなり、より強度が高くまたは期間が長くなっている。
- 自然の驚異への損傷: 気候変動の悪化により、インドネシアの自然の驚異に損傷が生じる可能性がある。たとえば、パプアのブンチャック・ジャヤの永久的な雪は気候変動により急速に融解しており、もともと200平方キロメートルあった雪が現在は2平方キロメートルしか残っていない。この雪は、インドネシアの熱帯気候を考慮に入れると自然の驚異と見なされ、徐々に消失している。
- 社会経済への損失: 気候変動は清浄水危機、病気の増加、海面上昇、または農業セクターでの収穫失敗などの出来事につながり、これらの出来事は経済損失から最悪の場合、生命の喪失に至るまでさまざまな損失を引き起こす可能性がある。熱帯低気圧がより頻繁に発生し、貧困を引き起こし、犠牲者を出している典型的な例が、2021年に東ヌサ・テンガラで発生したセロジャ台風である。一方で、2023年第2学期のエルニーニョの悪化は、農作物の失敗と揺れ動く食品セクターのインフレ率を引き起こした。

<sup>1</sup> "Jokowi Ungkap Debat soal Sikap G20 terhadap Perang di Ukraina Berlangsung Alot". Kompas.com. 16 November 2022.

<sup>2</sup> "Ekstrem Perubahan Iklim". Ekstrem Perubahan Iklim". Meteorological, Climatological, and Geophysical Agency (BMKG). September 2023.

<sup>3</sup> "BMKG ajak masyarakat kontribusi tahan laju pemanasan global". ANTARA News. 20 March 2023.

気候変動の深刻な影響を認識し、インドネシアは数多くの気候変動イニシアティブに積極的に参加している。同時に、気候変動対策への投資に対しても扉を開いている。BMKGを通じて政府は気候変動対策の焦点を発表しており、その中で公共交通機関の活用の最大化、化石ベースのエネルギーの削減、そして緑のエネルギーへの移行に重点を置いている。全ての利害関係者の協力が必要であることに注意することが重要である。発展途上国は、気候変動への資金調達において、発展途上国と比較してより制約がある傾向がある。気候変動との戦いを効果的に進めるためには、発展途上国が発展途上国だけでなく、多国間開発銀行からの支援が必要である。これは気候対策のための財政支援や、激しい気候変動の影響を予測し、人々と自然に損失と被害をもたらす可能性がある場合のサポートとして提供されるべきである<sup>4</sup>。

## • GDP成長率と予測

インドネシアは、グローバルな経済の不確実性に対応するために、強固で回復力のある経済を有している。これは、いくつかの指標から明らかであり、それには次のようなものがある：(1) 政府、インドネシア中央銀行 (BI)、世界銀行、国際通貨基金 (IMF)、アジア開発銀行 (ADB) によって予測される2023年および2024年のGDP成長の穏やかなプラスの傾向；(2) 家計消費と産業生産性の好調なトレンド—高いモビリティ、購買力、およびポジティブな消費者信頼指数を反映；(3) 産業セクターの生産の増加；(4) 貿易黒字と外貨準備の増加；(5) 安定した債務対GDP比；および(6) インドネシアの総合株価指数 (Indeks Harga Saham GabunganまたはIHSG) の年初来のプラスのトレンド<sup>5</sup>。

2023年、インドネシアのGDP成長は、Q1からQ3まで安定しており、約5%で推移した。インドネシア経済の回復の主な要因は、主に家計消費とモビリティにあり、これらはPPKM (制限緩和プログラム)、旅行、イベントの制限の緩和により大幅に回復した。PPKM制限の緩和により、2023年のQ1からQ3までの経済活動が強化され、以下の点で増加が見られた：(1) すべての交通手段の利用者数；(2) 国内外の観光客数；(3) ホテルの稼働率；および(4) 国内外のイベント数。具体的には、2023年のQ1においては、イード・アル=フィトル (イド・フィトリ) や他の宗教的な祝祭により、四半期の経済成長が家計消費の増加に補完された。一方で、2023年のQ3においては、モビリティと支出の増加により、特に人の中上流社会経済層の中で、家計消費が前年同期比で5.1%成長した。Q3において、家計消費はGDP成長の4.9%に対して2.6%を貢献し、主要な成長要因となった<sup>6</sup>。

経済活動とHPP法によって、商品価格の正常化にもかかわらず収益が伸びている。税収の実績は成長率が正常化しているものの、依然として拡大している。2023年7月時点で、税金による国家収入はIDR1,109兆に達し、2023年の国家予算目標の64.6%に相当し、前年比で7.8%成長した。経済活動の維持された状態で、国家予算は依然として好調なパフォーマンスを示しており、政府の意向により、計画に従って支出を節制し、国家収入は緩やかな拡大が続いている<sup>7</sup>。

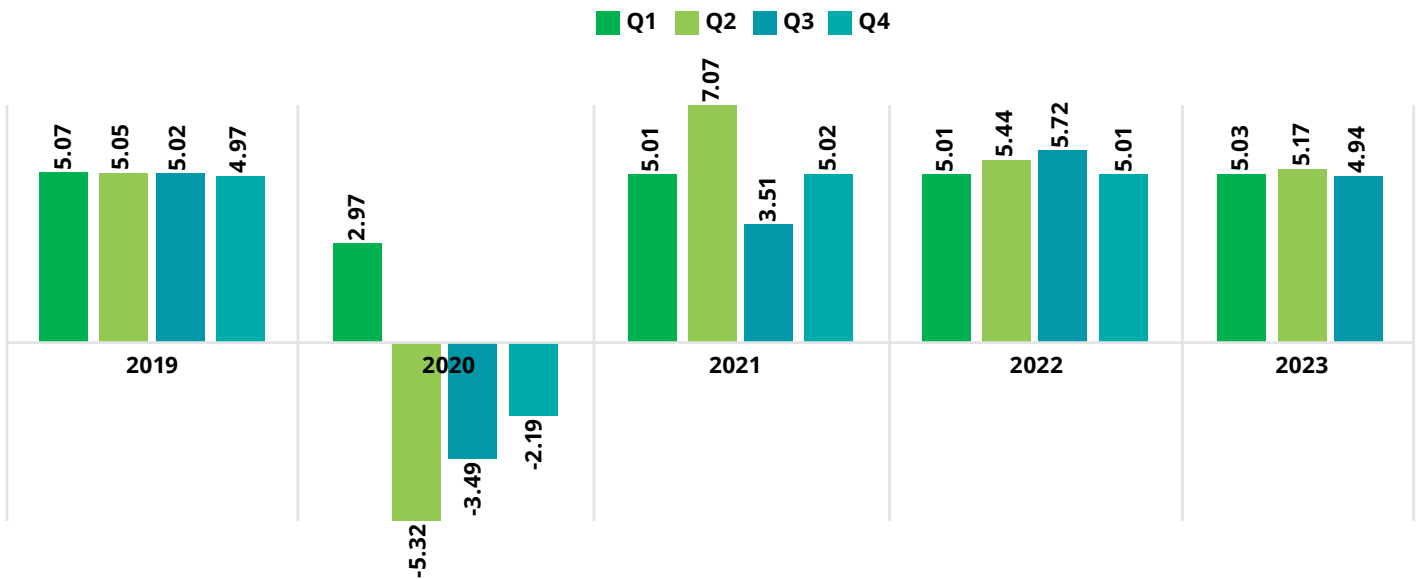
<sup>4</sup> "Badan Kebijakan Fiskal - Hadiri Paris Summit, Menkeu Dorong Percepatan Aksi Perubahan Iklim". Ministry of Finance of RI. 23 June 2023.

<sup>5</sup> "Pemerintah Pede Target Pertumbuhan Ekonomi 2023 5,3 Persen Tercapai". Bisnis.com. 05 May 2023.

<sup>6</sup> "Berita Resmi Statistik, 6 November 2023". Badan Pusat Statistik. 6 November 2023.

<sup>7</sup> "Sri Mulyani: Indonesian Tax Revenues Reaches Rp1.109,1 T". Cabinet Secretariat of RI. 14 August 2023.

図4. インドネシアの2019-2022年四半期GDP成長率比較 (単位:%)



出典: Badan Pusat Statistik (BPS).

インドネシアの財務省は、2023年末までに年間GDP成長率が5.1%に達し、2024年には5.3%から5.7%に達すると推定している<sup>8</sup>。一方、世界銀行は2023年のインドネシアのGDP成長率が4.9%、2024年には5.0%に達すると予測している<sup>9</sup>。2023年7月4日、S&Pグローバル・レーティングは、「堅実な収入増加と調整のとれた政策に支えられた急速な財政の収束」という結果として、インドネシアの展望を安定と評価した。S&Pグローバル・レーティングは、インドネシアが2026年までにしっかりとした経済成長を達成し、2024年の選挙にもかかわらず安定した政策状況を経験すると予測している。<sup>10</sup> 最近のインドネシアの雇用創造法は、ビジネス環境を改善し、経済と投資の成長を促進することになる。ただし、S&Pグローバル・レーティングは、世界的な需要が冷え込み、国内の金融状況が引き締まると、「インドネシアの経済成長が鈍化する可能性がある」と指摘している<sup>11</sup>。

図5は、2023年から2024年までの東南アジアの経済に関する世界銀行の予測の一覧を提供しており、地域全体で強力な予想される回復トレンドが世界的な外部危機によって鈍化している。これにも関わらず、インドネシアの回復力と若い人口構成、比較的高い人間開発指数 (HDI)、自然資源へのアクセス、活気ある国内市場と電子商取引、そして投資に積極的な政府の組み合わせによる多様な機会が存在している。これは、政府と国内企業がより積極的にグローバルなサプライチェーンに統合されることに関心を寄せる可能性がある。特に、特別経済区 (KEK) で提供される投資に友好的なエコシステムや、国内企業とのパートナーシップを通じて、大規模な国内市場により良いサービスを提供するか、グローバルサプライチェーンの一環としての下流産業に投資するため、グローバルな投資家が潜在的に利益を得る可能性がある。

<sup>8</sup> "Lampau Ekspektasi Pasar, Pertumbuhan Ekonomi RI Kuartal II-2023 Tembus 5,17%". Ministry of Finance of RI. 07 August 2023; "Menkeu: Asumsi Pertumbuhan Ekonomi 2024 Realistis". Ministry of Finance of RI. 30 May 2023.

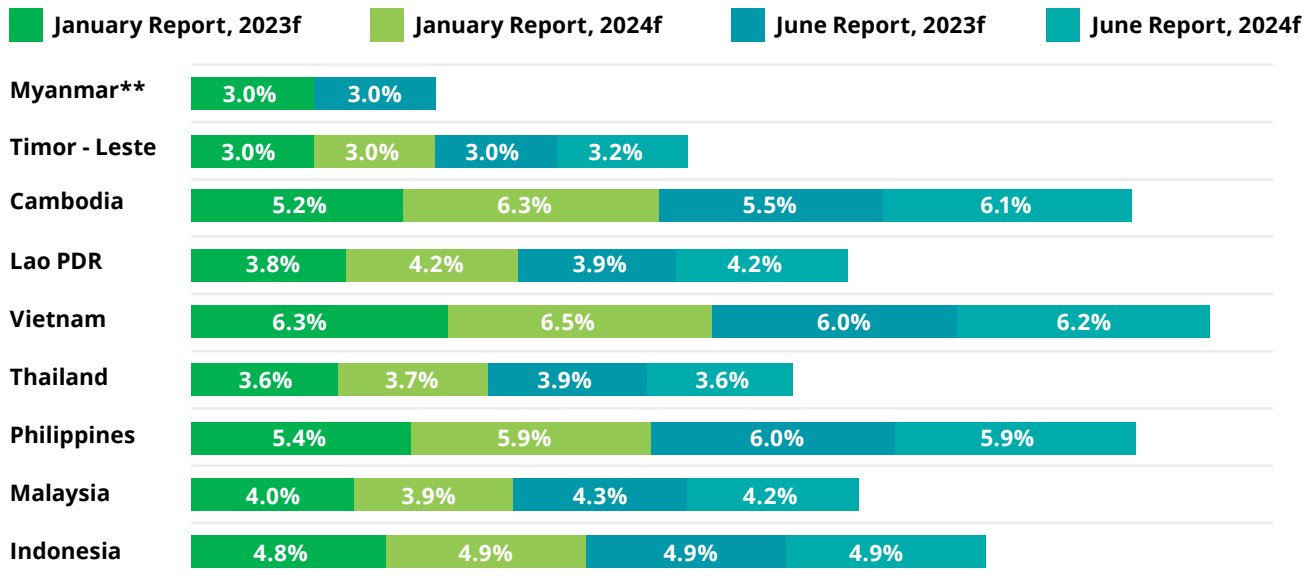
<sup>9</sup> "Indonesia Economic Prospects". World Bank. June 2023.

<sup>10</sup> "Indonesia's Ratings Affirmed at 'BBB/A-2'; Outlook Stable". S&P Global Ratings. 04 July 2023.

<sup>11</sup> Ibid.



図5. 2023年から2024年までの複数の東南アジア諸国の世界銀行によるGDP成長率予測、2023年1月と6月のレポート比較



\*文書にはブルネイ・ダルサラームのデータは含まれていない。

\*\*ミャンマーの予測は2023年を超えるものは、不確実性の高さを理由に世界銀行によって除外されている。

出典：世界銀行 グローバルエコノミックプロスペクト、2023年1月および6月版。

## 貿易実績

コロナウイルスのパンデミック、ロシア・ウクライナ紛争、そして気候変動は、確かに国際社会全体、インドネシアを含めて、重大な課題を引き起こしている。国際通貨基金 (IMF) によると、2023年には世界経済はわずかに3.0%、2024年には2.9%しか成長しないと予測されている。さらに、IMFはアメリカの年間経済成長率が2023年には2.1%、2024年にも2.1%に達すると見積もっている。しかし、アメリカと比較して、IMFはインドネシアの年間経済成長率が2023年と2024年にそれぞれ5.0%に達すると予測しています。この予測は、マレーシアの2023年の成長率が4.0%、2024年が4.3%であり、タイの2023年が2.7%、2024年が3.2%であるのに比べて高いものである<sup>12</sup>。

幸いなことに、2022年以来、インドネシアは強力な経済成長と段階的な回復を経験している。政府と関連ステークホルダーは、多くのセクターでインドネシアの回復と安定を推進するために最大限の努力を払っている。2023年9月末までに、インドネシアの総貿易収支は連続してか月の黒字を達成した。2023年1月から、統計庁 (BPS) によると、2023年第3四半期末までにインドネシアの貿易収支は277.5億ドルの黒字となった。ただし、2023年のQ1からQ3までの輸出額は、一部の主要な商品 (たとえば、CPO、石炭、LNGなど) の世界価格が下落したことにより、2022年同期比で12.3%減少した。また、いくつかの主要な貿易パートナーからの需要の減少も収縮の要因であった。中国、ASEAN、アメリカが、インドネシアの非石油・ガス輸出のトップ3となった<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> ["World Economic Outlook, October 2023: Navigating Global Divergences"](#). International Monetary Fund. October 2023.

<sup>13</sup> ["Berita Resmi Statistik, 16 Oktober 2023"](#). Badan Pusat Statistik. 16 October 2023

図6. インドネシアの2023年Q1からQ3の輸出のハイライト

輸出額		
説明	価格	2022年との比較での成長率
総石油・ガス輸出	118億ドル	-2.9%
総非石油・ガス輸出	1805億ドル	-12.9%
総累積輸出	1923億ドル	-12.3%
輸出の寄与者		
セクター	価格	2022年との比較での成長率
製造業	1390億ドル	-10.9%
鉱業およびその他	381億ドル	-19.8%
石油およびガス	118億ドル	-2.9%
農林漁業	33億ドル	-9.0%
輸出		
非石油・ガスの主要な輸出先 (非石油・ガスの主要な輸出先)		
宛先	価格	総輸出からの割合
中国	484億ドル	25.2%
ASEAN	360億ドル	18.7%
アメリカ合衆国	185億ドル	9.6%
インド	155億ドル	8.1%
欧州連合	135億ドル	7.0%
その他	604億ドル	31.4%
主要な輸出の起源地		
地域	価格	総輸出からの割合
西ジャワ	276億ドル	14.4%
東カリマンタン	212億ドル	11.0%
東ジャワ	162億ドル	8.4%

出典: BPS、「Berita Resmi Statistik」、2023年10月16日。.

輸入に関して、2023年1月から9月までのインドネシアの累積輸入額は、2022年同期比で8.3%減少した。これは主に原材料および補助材料の輸入が13.3%減少したことに影響を受けている。一方で、2023年1月から9月までのキャピタルグッツの輸入は、2022年同期比で9.1%増加した。2023年1月から9月までの非石油・ガス輸入は主に中国、ASEAN、および日本から行われている<sup>14</sup>。一方で、2023年のQ1からQ3までの石油およびガスの輸入需要は、前年同期比で17.0%減少した<sup>15</sup>。

<sup>14</sup> Ibid.

<sup>15</sup> Ibid.

図7. インドネシアの2023年Q1からQ3の輸入のハイライト

輸入	輸入額		
	説明	価格	2022年との比較での成長率
	総石油・ガス輸入	257億ドル	-17.0%
	総非石油・ガス輸入	1388億ドル	-6.5%
	総累積輸入	1645億ドル	-8.3%
	商品使用に基づく輸入の寄与者		
	説明	価格	2022年との比較での成長率
	原材料/補助材料	1200億ドル	-13.3%
	キャピタルグッツ	288億ドル	9.1%
	消費財	157億ドル	7.3%
非石油・ガスの主要な輸入先			
宛先	価格	総輸入からの割合	
中国	542億ドル	32.92%	
ASEAN	273億ドル	16.58%	
日本	147億ドル	8.91%	
欧州連合	126億ドル	7.68%	
韓国	88億ドル	5.33%	
その他	470億ドル	28.58%	

出典: BPS、「Berita Resmi Statistik」、2023年10月16日。

インドネシアの輸出と輸入の減少に対応して、政府はいくつかの商品の価格が下落しても、インドネシアのパフォーマンスが引き続きプラス成長するとの自信を抱いている。貿易省は、非伝統的な市場への非石油・ガス輸出の増加を加速することを同省の主要な焦点としている。実際、中東、南アフリカ、中央アメリカなどの市場への輸出は、それぞれ139.17%、115.01%、および81.54%増加した。<sup>16</sup> 市場は、世界的な経済成長が鈍化する中で、インドネシアの非石油・ガス輸出を拡大する有望な機会を提供している。輸出先の多様化に合わせて、政府は天然資源の下流産業に焦点を当て、パートナー国との貿易協力協定を最適化することにも注力している。これには、国の製品の輸出市場を拡大するために、さまざまな国際経済協力フォーラムを活用することも含まれる。

<sup>16</sup> “Neraca Perdagangan Indonesia Juni 2023 Surplus 3.45 Miliar Dollar AS, Mendag Zulkifli Hasan: Fokus Ekspor Nonmigas”. Kompas.com. 20 July 2023.

## 貨幣と財政の実績と戦略

APBN (国家予算) は、インドネシアの経済回復において重要な要素であり、COVID-19やロシア・ウクライナの紛争などの外部危機に対する「ショックアブソーバー」として機能している。2024年において、政府はAPBNを通じて包括的かつ持続可能な経済変革を加速することに焦点を当てる。政府がAPBNによって実現する主要な財政政策戦略は以下の通り：

- 短期戦略：インフレーション（物価の安定）、極度の貧困の排除、発育不良の削減、および投資の増加に焦点を当てる。
- 中長期戦略：(1) 教育、医療、および社会福祉の質の向上を通じた人的資本の強化、(2) エネルギー、食品、連結、およびICTに特に焦点を当てたインフラの開発の加速、(3) 官僚制度の改革と規制の簡素化の強化、(4) 天然資源の下流における付加価値の高い経済活動の増加、および (5) 緑の経済の発展の奨励に焦点を当てる。

予算配分に関して、2024年のAPBNの支出配分は、教育、社会福祉保護、インフラの開発、医療、食料の強靭性、法執行、防衛、および安全保障に優先的に行われる。一方で、COVID-19が収束すると、国家経済回復 (Pemulihan Ekonomi NasionalまたはPEN) プログラムは継続されなくなる。なお、国家経済回復プログラムは2020年にCOVID-19の健康と経済の回復を達成するために開始された。図8には、2022年から2024年までのAPBNに記載されたインドネシアのマクロ経済および国家開発目標の比較が示されている。

図8. APBNにおけるインドネシアのマクロ経済および国家開発目標

項目	APBN 2022 目標	APBN 2023 目標	APBN 2024 目標
経済成長率 (%、前年比)	5.2	5.3	5.2
インフレ率 (%、前年比)	3.0	3.6	2.8
政府債券利率 (%)	6.8	7.9	6.7
USD為替レート (IDR)	14,350	14,800	15,000
ICP (USD/バレル)	63	90	80
貧困率 (%)	8.5-9.0	7.5-8.5	6.5-7.5
失業率 (%)	5.5-6.3	5.3-6.0	5.0-5.7
人間開発指数	73.41-73.46	73.31-73.49	73.99-74.02

出典: インドネシア共和国財務省

2022年、米連邦準備制度 (Federal Reserve) の「鷹派」政策イニシアティブが新興市場経済諸国への資本流入に影響を与え、それがインドネシアの国債 (Surat Berharga NegaraまたはSBN) からの資本流出にわずかな影響をもたらした。財務省は、国債からの資本流出がインドネシアの通貨安定には影響を与えなかったことを強調している<sup>17</sup>。実際に、2022年に資本流出を経験しながらも、インドネシア政府債券への需要は着実に増加した。経済成長の改善とインフレ率の低下と組み合わせると、インドネシアは2023年上半期において高い資本流入を経験している<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> "Perekonomian Domestik Masih Menunjukkan Tren Positif di Tengah Ketidakpastian Global". Ministry of Finance of RI. 27 July 2022.

<sup>18</sup> "Heboh Utang AS Dulu Bikin RI Ambruk, Kini Ceritanya Beda Bos!". CNBC Indonesia. 26 May 2023; "Dunia Berubah! Saham Lewat, Asing Lebih Lirik Surat Utang RI!". CNBC Indonesia. 31 July 2023.



インドネシア財政政策庁 (Badan Kebijakan FiskalまたはBKF) は、インドネシアが政府債券への資本流入を引き続き経験すると確信している。これは、財務省の発表と一致しており、ザ・フェド (米連邦準備制度) の政策に起因する世界的な経済の動揺にもかかわらず、インドネシアの資本流入は比較的安定した状態にあると述べている<sup>19</sup>。外国投資家の信頼も、インドネシア中央銀行が発表した消費者信頼指数 (Indeks Keyakinan Konsumen) 調査により、2023年1月から9月までのスコアが120を超える (楽観的) 結果となり、積極的な回復を示している。

一方で、ルピアの為替レートは比較的安定しており、2022年12月以来、2023年8月にかけて1.78%の上昇を示している<sup>20</sup>。しかしながら、他の主要通貨に対する米ドルの強化に従い、2023年10月末時点で、ルピアは1.03%の減少を記録した。インドネシアルピアは、マレーシアリングギット (7.23%)、タイバーツ (4.64%)、およびフィリピンペソ (1.73%) など、他の新興市場経済通貨に比べて依然として比較的安定している。さらに、インドネシア中央銀行によれば、2023年10月末時点でのインドネシアの外国為替準備高は、1349億ドルであり、輸入の約6.1ヶ月分または政府の外貨建て債務支払いを含めた輸入の約6ヶ月分に相当する高水準を維持している<sup>21</sup>。

2023年8月時点で、インドネシア中央銀行は強調している。現在のインフレ率は一貫して低下し、年率で2.28%となり、より安定して管理しやすくなっている<sup>22</sup>。月次の低下に寄与している要因には、中核インフレーションおよび管理価格インフレーションの低下が含まれている。インドネシアのインフレ率は、インド (5.3%) やフィリピン (6.1%) など他の新興国に比べて依然として比較的低い水準にある<sup>23</sup>。

インドネシア中央銀行は、柔軟な金融政策の適切な利用によって、インフレ率の安定において重要な役割を果たしている。その金融政策は、不確実な世界的な金融市場の影響を軽減するために、ルピアの為替レートの安定を増進することを目指している。銀行への流動性インセンティブの提供の効率は向上しており、柔軟なマクロプラードンシャル政策も引き続き実施され、国内経済成長をサポートしている。特に下流部門、住宅、観光、そして包括的かつ環境に配慮した融資に焦点が当てられている。インドネシア中央銀行はまた、デジタル決済システムの促進に注力し、デジタル経済と金融の包括的な参加を増やすことを目指している。一方で、インドネシア中央銀行は金利/BI-7日逆レポ金利 (BI7DRR) を6.00%で維持しており、これは輸入されるインフレーションに対する予防措置として、残りの2023年においてインフレ率を3.0±1%、2024年には2.5%±1%に保つためのものである<sup>24</sup>。

インドネシア中央銀行は、「Sekuritas Rupiah Bank Indonesia (SRBI)」と呼ばれる新しい金融操作手段を創設した。この手段は、BIが保有する国債 (SBN) をルピア建てで基本資産とし、短期債務の認識としている。SBNの発行が低迷している際にそのギャップを埋める投資手段として、SRBIが機能できる。SRBIは、公開市場操作の参加者である通常の商業銀行だけが、直接または仲介を通じて購入できる。これらの商業銀行はその後、SRBIを二次市場で取引し、投資家はこの二次市場を通じて参入することができる<sup>25</sup>。この手段は、インドネシア市場への外国投資を一層刺激し、不確かな世界経済状況下でのインドネシアのマクロ経済および金融の安定を確保するために開発された。

<sup>19</sup> "Sri Mulyani Happy, Surat Utang RI Masih Diburu Asing Rp110 T". CNBC Indonesia. 25 October 2023.

<sup>20</sup> "Tinjauan Kebijakan Moneter Agustus 2023". Bank Indonesia. 25 August 2023.

<sup>21</sup> Ibid.

<sup>22</sup> "Inflasi Agustus 2023 Tetap Terjaga". Bank Indonesia. 01 September 2023.

<sup>23</sup> "India's retail inflation eases to 5.02% in September, IIP rises to 10.3% in August". CNBC-TV18. 12 October 2023; "Consumer Price Index and Inflation Rate". Philippine Statistics Authority. 05 October 2023.

<sup>24</sup> "Laporan Kebijakan Moneter Triwulan III 2023". Bank Indonesia. 20 October 2023.

<sup>25</sup> "Instrumen Investasi Baru Penyerap Likuiditas". Kontan. 13 September 2023.

## 「Golden Indonesia 2045 Vision」の課題の克服と機会の掴み取り

2023年中頃、国家開発計画省 (Bappenas) は2025年から2045年までの国家長期開発計画 (Rencana Pembangunan Jangka Panjang NasionalまたはRPJPN) を発表した。RPJPN は、Golden Indonesia 2045 Visionを包括しており、これは5つの異なる目標に分かれている<sup>26</sup>。

- 先進国と同等の一人当たり国内総生産 (GDP) の実現
- 貧困率の撲滅と人口間の格差の縮小
- インドネシアの総合的な世界的競争力と影響力の向上
- 人間資本の質と競争力の向上 および
- ネット・ゼロ・エミッション (NZE) と減少した温室効果ガス排出の達成。

これらの目標は、インドネシアの年齢構成の変化から生じる人口統計の利点を活かすことを意図している。これにより、人口が労働年齢層に集中し、結果として一人当たり所得を高める潜在的な可能性が生まれる。国連人口基金 (UNFPA) によると、この機会の枠は2020年から2030年までの期間にしか存在しないと推定されている。

コロナウイルス (COVID-19) パンデミックが終息し、過去の年に比べてインフレ率がより管理しやすい状態にある中、インドネシアは経済変革を加速させ、2045年の中所得の罫を脱する目標を達成することに焦点を当てている。ただし、財務省はCOVID-19パンデミックが経済に長期的な影響をもたらし、経済成長と変革の鈍化の可能性があると警告している。

加えて、インドネシアにとっての他の外部要因も課題を提起している<sup>27</sup>。まず第一に、先進国からの影響が挙げられる。特に、世界経済に高い影響力を持つ国々からの影響がある。この不確かな世界経済の中で、これらの国々が国内経済や規制変更、経済状況に関する意思決定を行うと、他の国々の経済に影響を及ぼす可能性がある。例えば、米国の経済状況や利上げの決定が、ある程度まで世界のインフレに影響を与えている。ここでAPBNが外部の課題に対して「ショックアブソーバー」として機能し、インドネシアの財政政策と金融政策と組み合わせて、インドネシアの経済セクターは外部のショックから安全かつ強靱であるとされている。

第二に、地政学的な緊張が挙げられる。ウクライナで続く紛争のように、これが世界経済に混乱をもたらし、特に経済力のある国々が関与する場合、これによって世界経済の現状が悪化する可能性がある。もう一つの例として、2023年10月に勃発したイスラエルとハマスの対立が挙げられる。財務省はイスラエル・ハマスの紛争が世界の石油やガスの価格に影響を与えていると警告している<sup>28</sup>。非同盟運動 (NAM) の創設国の一つとして、そして独立かつ積極的な外交政策を持つインドネシアは、地政学的な緊張に慎重に対処することができる。

第三に、気候変動が挙げられる。気候変動は人々の健康と安全、そして経済活動を脅かしている。気候変動による損失は、人々の生活と活動の両方にとってますます深刻になっている。インドネシア中央銀行は気候変動とインフレの関連性を強調した。気候変動は生産から流通まで、農業セクターのあらゆる側面に損害を与えている<sup>29</sup>。インドネシアでは、気候変動が国のインフレ率に寄与している。悪天候の条件が

<sup>26</sup> "RPJPN 2025-2045". Indonesia2045.go.id.

<sup>27</sup> "Sri Mulyani Warning Masyarakat RI: Waspadai Hal-Hal Ini". CNBC Indonesia. 08 August 2022.

<sup>28</sup> "Sri Mulyani Waspadai Dampak Mengerikan Perang Israel - Hamas". CNN Indonesia. 26 October 2023.

<sup>29</sup> "BI: Perubahan Iklim Harus Diatasi untuk Menjaga Inflasi". Republika.co.id. 09 August 2022.

玉ねぎや唐辛子などのいくつかの農産物の供給チェーンを妨げ、これらの商品の価格を膨らませている<sup>30</sup>。インドネシア中央銀行は、2023年だけで気候変動によりインドネシアが約112兆ルピア（約73億米ドル）の経済損失を被ると予測している。この数字は、年々約3兆ルピア（約1.96億米ドル）ずつ増加する見込みである<sup>31</sup>。一方で、財務省によれば、先進国からの気候変動の緩和および適応政策は、開発途上国にとって課題となっている。例えば、米国のインフレ削減法（IRA）やEUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）は、国際貿易における非関税の障害となりつつ、同時に開発途上国への投資と資金調達の機会を制限する可能性がある<sup>32</sup>。

気候変動に対処するために、インドネシアはパリ協定を批准し、2030年までに国の二酸化炭素排出を最大41%削減することを約束している。2022年8月には、Bappenasがインドネシア初の「グリーンエコノミー指数」を発表した。この具体的な指標を使用して、Bappenasはインドネシアの緑の経済変革の進捗を評価し、評価することを目指している<sup>33</sup>。また、G20の一環として、インドネシアはクリーンで再生可能なエネルギーへの移行のビジョンを提案し、国々に対して気候変動への対抗として茶色いエネルギーから緑のエネルギーへの転換を促進し、奨励している<sup>34</sup>。緑のエネルギーへの移行と投資は、将来の数年間においてインドネシアが重点を置く課題の一部であり、取り組みとしては、電気自動車（EV）の利用拡大や新しい再生可能エネルギーに基づく発電所の増加などが挙げられる。

最後になるが、急速なデジタルトランスフォーメーションは、インドネシアにとって課題を提起する可能性がある。急速なデジタルトランスフォーメーションは、経済成長にとってジレンマを生み出す。一方で、多くの新しい利点や機会をもたらす。他方で、急速なデジタルトランスフォーメーションは、人的労働力の削減やプライバシーとサイバーリスクの引き起こしといった課題も生じさせる。大規模な国として、インドネシアは常に変化する世界のダイナミクスに慎重であり、デジタルトランスフォーメーションは慎重に進める必要がある。

デジタルトランスフォーメーションのフルポテンシャルを活用するために、インドネシアは通信セクターのインフラ整備を加速するために投資している。これには全国規模での4Gおよび5Gのインフラ整備の加速も含まれている。また、インドネシアの広大な地理を考慮し、特に遠隔地や最外地域での全国規模のインターネットカバレッジの拡充にも投資している。この目的をサポートするために、インドネシアは2023年中頃に政府所有の通信衛星（SATRIA-1衛星）を打ち上げた。

グローバルデジタルトランスフォーメーションが金融システムに与える影響に対処するための戦略として、採用されているのは規制改革であり、経済の回復を加速するためにデジタル決済を奨励している。これはQRIS、電子化、BI FAST（インドネシア中央銀行 - ファストペイメントまたは小売支払いシステム）、およびインドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ間での国境を越えた支払いに関する協力を通じて実施されている<sup>35</sup>。電子決済およびデジタル決済は、金融セクターで有望な成長を示している。2023年第3四半期において、電子マネーからの取引額は前年比で10.3%増加し、デジタルバンキングおよびQRIS支払いからの取引はそれぞれ12.8%および87.9%増加した<sup>36</sup>。今後数年間、インドネシア中央銀行は、QRIS支払いを国内の離れた地域だけでなく、ASEAN諸国間でも強化するミッションを継続した。

<sup>31</sup> “Perubahan Iklim Bikin Indonesia Rugi Rp 112 Triliun di 2023”. Liputan6.com. 29 July 2023.

<sup>32</sup> “2024 Saatnya Percepat Transformasi Ekonomi”. Ministry of Finance of RI. 26 May 2023.

<sup>33</sup> “Transformasi Ekonomi, Bappenas Luncurkan Indeks Ekonomi Hijau”. Investor.id. 10 August 2022.

<sup>34</sup> “RI Dapat Dana Transisi Energi dari G20 Rp 300 Triliun, Pegiat Lingkungan Soroti soal Pensiun Dini PLTU Batu Bara”. Kompas.com. 16 November 2022.

<sup>35</sup> “Gubernur BI Berberkan Tiga Strategi Hadapi Perlambatan Ekonomi Global”. Investor Daily. 18 October 2022; “Mimpi Jokowi Terwujud! Belanja di 4 Negara Bisa Pakai Rupiah” 18 October 2022; “Mimpi Jokowi Terwujud! Belanja di 4 Negara Bisa Pakai Rupiah”. CNBC Indonesia. 14 November 2022.

<sup>36</sup> “Laporan Kebijakan Moneter Triwulan III 2023”. Bank Indonesia. 20 October 2023.

## 2024年の総選挙に関する最新情報

2024年は、以前に2019年に行われたように、インドネシアにとって選挙の年となる。2019年と同様に、総選挙には立法府および行政府のメンバーを選出する選挙が含まれる。これには、人民代表議会 (DPR)、地域代表議会 (DPD)、および地域人民代表議会 (DPRD) が含まれる。また、行政府には大統領と副大統領が含まれる。以下は、2024年の総選挙に関するタイムラインの概要である (General Election Commission Regulation (PKPU) No. 3/2022に基づく)<sup>37</sup> :

2023年11月28日から2024年2月10日: キャンペーン期間。

- 2024年2月11日から2月13日: 黙秘期間。
- 2024年2月14日から2月15日: 投票および開票期間。
- 2024年2月15日から2024年3月20日: 開票結果の集計。
- 2024年10月1日: DPR/DPDの就任式。
- 2024年10月20日: 大統領および副大統領の就任式。

2024年の総選挙に参加するために、選挙管理委員会 (Komisi Pemilihan UmumまたはKPU) によって検証および許可された政党は24政党である。その中には18の全国政党と、アチェ地方からの6つの地方政党が含まれている<sup>38</sup>。大統領選挙の閾値によれば、大統領および副大統領候補のペアは、前回の総選挙で人民代表議会 (DPR) の議席の少なくとも20%または全国の投票の少なくとも25%を獲得した政党または政党の連合によって提案される。

2024年は、ジョコ・ウィドド (ジョコウィ) が2014年に就任して以来の任期満了を迎える年となった。これは、インドネシア共和国1945年憲法第7条に従い、大統領と副大統領は5年間だけ職務を務め、その後は同じ職に再選されることができ、再選は1回のみである。2024年総選挙に参加する大統領と副大統領の候補者のリストは、以下の通りである。

<sup>37</sup> "[Informasi Seputar Pemilihan Umum 2024](#)". General Election Commission of RI. "[Informasi Seputar Pemilihan Umum 2024](#)". General Election Commission of RI.

<sup>38</sup> "[Berikut 24 Partai Politik Peserta Pemilu 2024](#)". [Berikut 24 Partai Politik Peserta Pemilu 2024](#)". General Election Commission (KPU) of RI.



図9. 2024年総選挙の大統領・副大統領候補

連立の名前	変革のための統一連立 (Koalisi Persatuan untuk Perubahan)	ガンジャール・プラノワを支持する政党間の協力 (Kerja Sama Partai Politik Pengusung Ganjar Pranowo)	先進インドネシア連立 (Koalisi Indonesia Maju)
候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アニーエス・バスウェダン (大統領候補)</li> <li>・ ムハイミン・イスカンダル (副大統領候補)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガンジャール・プラノワ (大統領候補)</li> <li>・ マフド・エムディ (副大統領候補)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラボウォ・スビアント (大統領候補)</li> <li>・ ギブラン・ラカブミン (副大統領候補)</li> </ul>
政党連合と人民代表議会 (DPR) での議席割合	<b>NasDem (10.26%), PKB (10.09%), PKS (8.70%), Ummat (new political party)</b>	<b>PDIP (22.26%), PPP (3.30%), Hanura (0%), Perindo (0%), PPI (0%)</b>	<b>Gerindra (13.57%), Golkar (14.78%), Demokrat (9.39%), PAN (7.65%), PBB (0%), PSI (0%), Garuda (0%), Gelora Indonesia (新しい政党)</b>
ビジョン	<p><b>みんなのための公正で繁栄するインドネシア</b></p> <p>「変革への8つの道」のミッションのもとでさらに詳細に説明されている。</p>	<p><b>卓越したインドネシアへ、公正で持続可能な海洋国家を創造するための迅速な行動へ。</b></p> <p>「ガンジャール・プラノワとマフド・エムディの8つの迅速な行動」のミッションのもとでさらに詳細に説明されている。</p>	<p><b>団結して、インドネシアは2045年の黄金の未来を目指して進展する。</b></p> <p>「アスタ・チタ」ミッションのもとでさらに詳細に説明されている。</p>
実績	<p><u>アニーエス・バスウェダン:</u> ジャカルタ特別州知事 (2017-2022)、インドネシア共和国教育文化大臣 (2014-2016)</p> <p><u>ムハイミン・イスカンダル:</u> 人民代表議会 (DPR) の副議長 (2019-2024)、インドネシア共和国労働転送大臣 (2009-2014)、国家繁栄党 (PKB) 党首 (2005年から現在)</p>	<p><u>ガンジャール・プラノワ:</u> ジャワ中部州知事 (2013-2023)、人民代表議会 (DPR) のメンバー (2004-2013)</p> <p><u>マフド・エムディ:</u> 政治・法律・安全保障担当大臣 (2019-2024)、憲法裁判所長官 (2008-2013)、人民代表議会 (DPR) のメンバー (2004-2008)</p>	<p><u>プラボウォ・スビアント:</u> インドネシア共和国国防大臣 (2019-2024)、ゲリンドラ党党首 (2014年から現在)、インドネシア陸軍戦略予備軍司令官 (1998年)</p> <p><u>ギブラン・ラカブミン:</u> ソロ市市長 (2021-2025)</p>
Electability survey (As of 1 November 2023)	<p><b>インドネシア調査機関 (LSI) : 19.6%</b></p> <p><b>ジャカルタ調査機関 (LSJ) : 19.3%</b></p> <p><b>SMRC : 23.5%</b></p> <p><b>LSI デニー・ジャ : 15%</b></p>	<p><b>インドネシア調査機関 (LSI) : 26.1%</b></p> <p><b>ジャカルタ調査機関 (LSJ) : 34.5%</b></p> <p><b>SMRC : 33.1%</b></p> <p><b>LSI デニー・ジャ : 36.9%</b></p>	<p><b>インドネシア調査機関 (LSI) : 35.9%</b></p> <p><b>ジャカルタ調査機関 (LSJ) : 40.2%</b></p> <p><b>SMRC : 36%</b></p> <p><b>LSI デニー・ジャ : 39.3%</b></p>

出典: CNBC Indonesia, 2023; Detik.com, 2023; Bisnis.com, 2023.

2024年の総選挙は、インドネシアのGDP成長に肯定的な影響をもたらし、全体の経済に深刻な混乱を引き起こすものではないと予測されている。これは、インドネシアが新型コロナウイルス (COVID-19) パンデミック後のマクロ経済状態が肯定的に成長し、外部の混乱に対して強固であるという状況に起因している。2024年の選挙と選挙運動のために、政府支出が2023年第3四半期から第4四半期にかけて増加することが予想されており、これが世帯と国内消費を刺激するものと見込まれている。食品・飲料、繊維、交通、小売りなどのセクターでの活動は、2024年の総選挙年に増加すると予測されている。一方で、ルピアは2024年に増加する資本流入に合わせて強化されると予測されている<sup>39</sup>。

選挙年には注視すべき点がいくつかある。不確かな世界経済状況、インフレ率、投資のしやすさなどが挙げられる。2024年にインフレ率が上昇したとしても、これは選挙年においては正常な状態と見なされ、わずかな上昇に留まると考えられている。これは2019年、2014年、2009年の状況にも反映されており、それらの年にはインフレ率がわずかに上昇した。また、政府は選挙年が投資にとって安全であるとの自信を抱いている。投資庁 (BKPM) によると、国内外の投資の流れは2023年第3四半期に安定している。投資家の関心は比較的高く、選挙年を控えても「様子見」の状況にはなっていないとされている<sup>40</sup>。

S&P Global Ratingsは、2024年に新しい政府が就任しても政策の状況が「大きく変わる可能性は低い」と指摘している<sup>41</sup>。政府は戦略的および優先プロジェクトの長期的な発展の持続可能性を確保している。たとえば、ヌサンタラ首都 (Ibu Kota Negara NusantaraまたはIKN) プロジェクトの開発は、「国家資本 (IKN) に関する法律」 (UU No. 03 Tahun 2022 tentang Ibu Kota Negara (IKN)) で規制されている。これにより、Jokowi政権が2024年に終了した後もプロジェクトの持続可能性が確保される。この法律はまた、IKNを10年間の優先プロジェクトとして規制することを目的としており、2024-2029および2029-2034の政権はIKNの開発を継続する義務がある<sup>42</sup>。

## 外国直接投資 (FDI) の実現

インドネシアの経済回復は、金融セクターにおいて楽観的な見方を生み出した。投資庁 (Badan Koordinasi Penanaman ModalまたはBKPM) のデータによると、2023年第1四半期から第3四半期までの間、インドネシアへの外国直接投資 (FDI) は約560兆ルピア (約35.1億米ドル) に達し、これはインドネシアの総投資実現額の53.1%を占めている。2023年第1四半期から第3四半期までの国内外直接投資 (DDIおよびFDIの合計) の実現額は約1,053兆ルピア (約66億米ドル) で、これは2023年同期比で18%増加し、2023年の投資実現目標の1,400兆ルピア (約87.8億米ドル) の75.2%を占めている<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> "Uji Risiko Pemilu 2024, Ada Efek ke Investasi Hingga Rupiah?". CNBC Indonesia. 24 July 2023.

<sup>40</sup> "Prospek Investasi 2024: Target Rp1.650 Triliun Bakal Terlampaui". Bisnis Indonesia. 05 September 2023.

<sup>41</sup> "Indonesia's Ratings Affirmed at 'BBB/A-2'; Outlook Stable". S&P Global Ratings. 04 July 2023.

<sup>42</sup> "Pembangunan IKN Wajib Dilanjutkan Presiden 2024-2029 dalam Rencana Revisi Terbaru". Republika. 21 August 2023.

<sup>43</sup> "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2023". Ministry of Investment/Indonesia Investment Coordinating Board (BKPM) of RI. 20 October 2023.

発展途上国として、外国直接投資 (FDI) は資本の重要な源であり、資産、経営、および技術の転送を通じて国の経済を刺激し、国家開発に寄与している。2022年、中部スラウェシ州でのFDIが75億ドルで国内のFDI実現の16%を占め、これに続いてウェストジャワ州が65億ドルまたは14%であった。2023年第1四半期から第3四半期までのFDI実現においては、ウェストジャワ州がトップで、中部スラウェシ州がこれに続いている (図10参照)。さらに、投資の起源に基づくFDIの実現に関して、2022年にはシンガポールが130億ドルの投資額で同国最大の投資家であり、これに続いて中国が82億ドルであった。2022年の最大の投資は、基本金属、金属製品、非機械および機器であり、これは総直接投資の24%に相当する109億ドルであった。これらの状況は、2023年第3四半期までには大きな変化はないことが図11と12で示されている。

フィッチ・レーティングがインドネシアの安定した展望を確認したことに伴い、インドネシアの外国直接投資 (FDI) は、製造業の輸出を増加させ、「インドネシアの商品輸出に付加価値をもたらす」下流の活動によって強化されると予想されている<sup>44</sup>。インドネシア政府は、ダウンストリーム (hilirisasi) 活動に重点を置いており、これはゴールデン・インドネシア2045ビジョンの達成においてインドネシアに利益をもたらすことが期待されている。図13に示されているように、ダウンストリームセクターは2023年の第1四半期から第3四半期までに約266兆ルピア (約16.7十億ドル) を生み出し、この期間の総投資実現額の25.3%を占めている。

図10. 州別FDIの状況 (単位:百万米ドル)

地域	2021		2022		2023 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
西ジャワ	5,218	17%	6,535	14%	6,310	17%
スラウェシ中部	2,718	9%	7,486	16%	5,440	14%
DKIジャカルタ	3,331	11%	3,744	8%	3,757	10%
北マルク	2,820	9%	4,488	10%	3,717	10%
バンテン	2,190	7%	3,411	7%	3,440	9%
東ジャワ	1,849	6%	3,134	7%	3,097	8%
リアウ州	1,921	6%	2,749	6%	1,932	5%
南スラウェシ	1,260	4%	1,226	3%	1,224	3%
中部ジャワ	1,466	5%	2,362	5%	1,159	3%
その他の地域	8,320	27%	11,472	25%	7,733	20%
<b>投資総額</b>	<b>31,093</b>	<b>100%</b>	<b>46,605</b>	<b>100%</b>	<b>37,809</b>	<b>100%</b>

出典: BKPM, "Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2023", 20 October 2023.

<sup>44</sup> "Fitch Affirms Indonesia at 'BBB': Outlook Stable". Fitch Ratings. 1 September 2023.



図11:国別FDIの状況(単位:百万米ドル)

投資元	2021		2022		2023 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
シンガポール	9,390	30%	13,281	29%	12,141	32%
中国	3,160	10%	8,226	18%	5,588	15%
香港	4,609	15%	5,514	12%	5,215	14%
日本	2,263	7%	3,563	8%	3,263	9%
USA	2,537	8%	3,026	7%	2,447	6%
マレーシア	1,364	4%	3,343	7%	2,410	6%
韓国	1,640	5%	2,298	5%	1,983	5%
オランダ	1,762	6%	1,220	3%	857	2%
その他の国	4,367	14%	5,133	11%	3,935	10%
<b>投資総額</b>	<b>31,093</b>	<b>100%</b>	<b>45,605</b>	<b>100%</b>	<b>37,809</b>	<b>100%</b>

出典: BKPM, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2023”, 20 October 2023.

図12:セクター別FDIの状況(単位:百万米ドル)

セクター	2021		2022		2023 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
卑金属、金属製品、非機械及び設備	6,974	22%	10,961	24%	8,678	23%
電気・ガス・水道	3,159	10%	4,125	9%	4,240	11%
化学薬品工業	1,657	5%	4,506	10%	3,662	10%
鉱業	3,817	12%	5,145	11%	3,488	9%
紙および印刷業界	953	3%	1,630	4%	2,266	6%
電気・ガス・水道	2,939	9%	3,763	8%	2,242	6%
住宅、工業団地、およびオフィスビル	2,186	7%	3,015	7%	1,973	5%
食品産業	2,337	8%	2,425	5%	1,756	5%
その他	7,071	23%	10,037	22%	9,504	25%
<b>総投資額</b>	<b>31,093</b>	<b>100%</b>	<b>45,605</b>	<b>100%</b>	<b>37,809</b>	<b>100%</b>

出典: BKPM, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2023”, 20 October 2023.

図13. 下流活動に基づく外国直接投資の実現

産業/セクター	投資金額 (IDR)	投資金額 (USD)*
<b>鉱物</b>		
<b>製錬所</b>		
ニッケル、ボーキサイト、および銅らなり、以下はその投資額である:		
ニッケル	97兆円	6.1十億円
ボーキサイ	7.1兆円	0.4億円
銅	47.6兆円	2.9億円
製錬所からの総額	151.7兆円	9.5億円
<b>農業</b>		
CPO /オレオケミカル	39.5兆円	2.5億円
<b>林業</b>		
パルプおよび紙	34.8兆円	2.2億円
<b>石油およびガス</b>		
石油化学	31.6兆円	1.9億円
<b>電気自動車 (EV) エコシステム</b>		
EVバッテリー	8.4兆円	0.5億円
<b>総投資額</b>	<b>266兆円</b>	<b>16.7億円</b>

\*2023年11月1日の為替レート (1米ドル = 15,976.49インドネシアルピア) に基づく

出典: BKPM, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2023”, 20 October 2023.

## 2. 人口統計

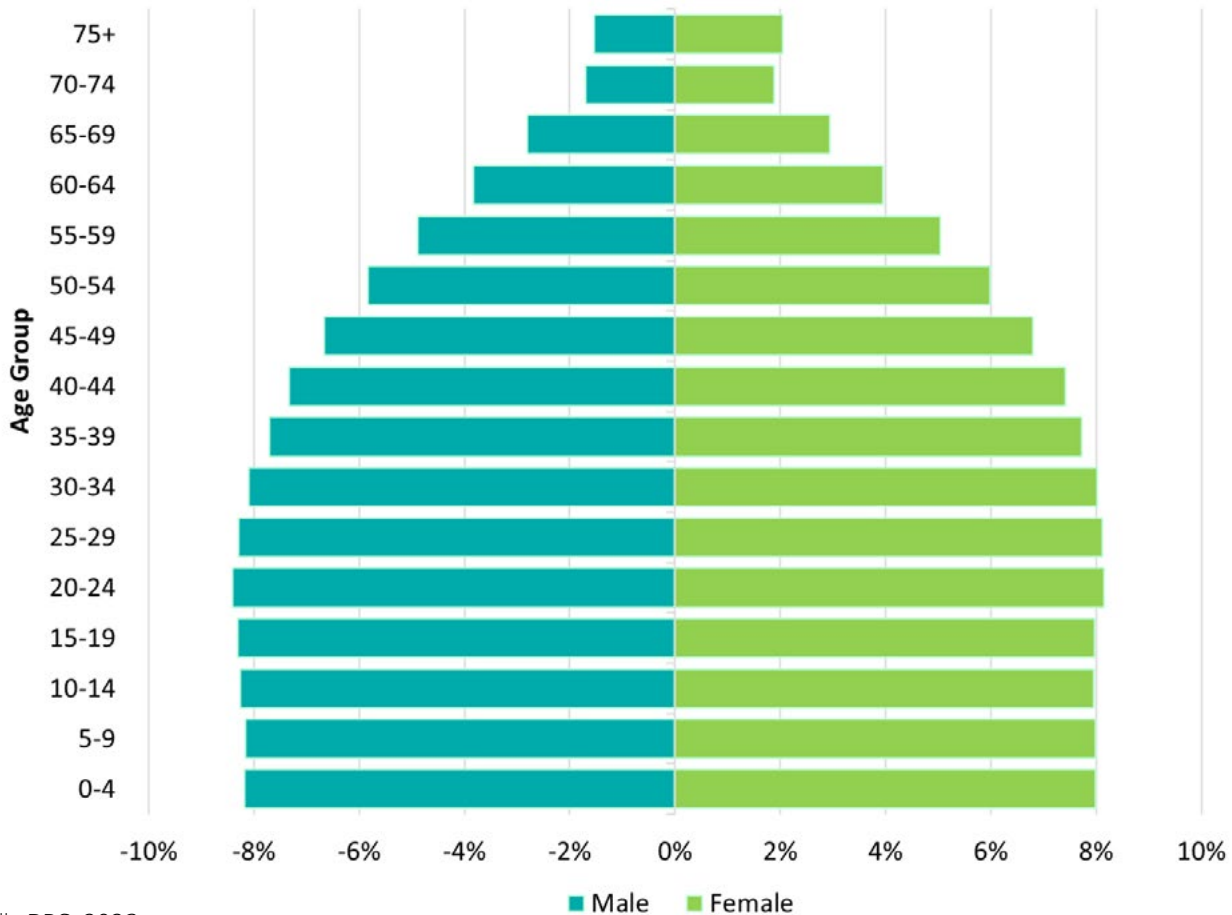
2023年において、インドネシアの経済は国内需要の持続的な回復により成長が予測されている。回復を支援するための主要戦略の一つは、インドネシアの急増する人口を活用し、主要セクターにおける投資の促進と管理の改善である。インドネシアは38の州、17,000以上の島々、および2億7800万人以上の人口から成り立っており、人口規模では世界第4位の国となっている。若い世代の労働力が増加しているため、インドネシアは以下のような好ましい人口構成に恵まれている:

- 5歳から65歳までの人口の約68%が占め、依存率が低く、識字率の高いダイナミックな労働力を有している。
- 人口の約57.29%が都市部に居住している。
- インドネシアの人口は東南アジア諸国の総人口の40.8%以上を占めている。

上記の人口統計は、労働力の規模、生産性、資本形成など、さまざまな経路を通じて経済成長に影響を与える可能性がある。BPSによると、2022年8月に68.03%だったインドネシアの労働力参加率は、2023年8月に1.45%増加して69.48%に達した。経済が着実に回復するにつれて、失業率 (Tingkat Pengangguran TerbukaまたはTPT) は、2023年8月に5.32%に低下し、2022年同月の5.86%から改善した<sup>45</sup>。雇用率は、農業、商業、製造業、飲食店、輸送および倉庫業のセクターで高い水準にある。また、インドネシアは急速に増加する消費力を持つ大規模な消費者基盤を有している。中流階級がインドネシアで拡大しており、年間約700万人が中流階級に加わると予想されている。

<sup>45</sup> “Berita Resmi Statistik, 6 November 2023”. Badan Pusat Statistik, 6 November 2023.

図14. インドネシアの年齢と性別別人口 (2022年)



出典: BPS, 2023.

### 3. 新規投資環境

インドネシアの経済的成功の大部分は、成長する中流階級と安定した経済成長の結果である。2021年以来、インドネシアの債務対GDP比率は一貫して低下しており2021年の40.7%から2022年には39.5%に減少している。インドネシア財務省によれば、インドネシアの債務対GDP比率はさらに低下し、2023年第3四半期には37.95%に達した。しかし、政府は2023年末までにインドネシアの債務対GDP比率を法律第17号/2003「国家財政に関する法律」で定められた最大限度である60%を超えないように抑制することを目指している<sup>46</sup>。インドネシアの債務対GDP比率は、マレーシア (66.3%)、中国 (77.1%)、およびインド (83.1%) などのいくつかの国に比べて最も低いとみなされている<sup>47</sup>。

#### • 権者の信用格付けとビジネスのしやすさ

インドネシアの主権国債は投資家にとって引き続き魅力的である。主権国債は、COVID-19の影響で2020年4月にインドネシアの見通しがネガティブに修正された後、主要な信用格付け機関によって投資適格格付けを受けた。2023年には、フィッチ・レーティングとS&Pはインドネシアの主権信用格付けをBBBにて安定した見通しと評価した。図15にまとめられたこれらの格付けは、インドネシアが世界的な危機に対する強さ、政府および外部の信用メトリクスの改善、および国内の政治的課題をに対応する能力を反映している。

<sup>46</sup> "APBN KiTa October 2023". Ministry of Finance of RI. August 2023.

<sup>47</sup> "Utang Pemerintah Naik Jadi Rp 7.855,3 Triliun Per Juli 2023, Kemenkeu: Rasio Masih Terjaga". Kompas.com. 20 August 2023.



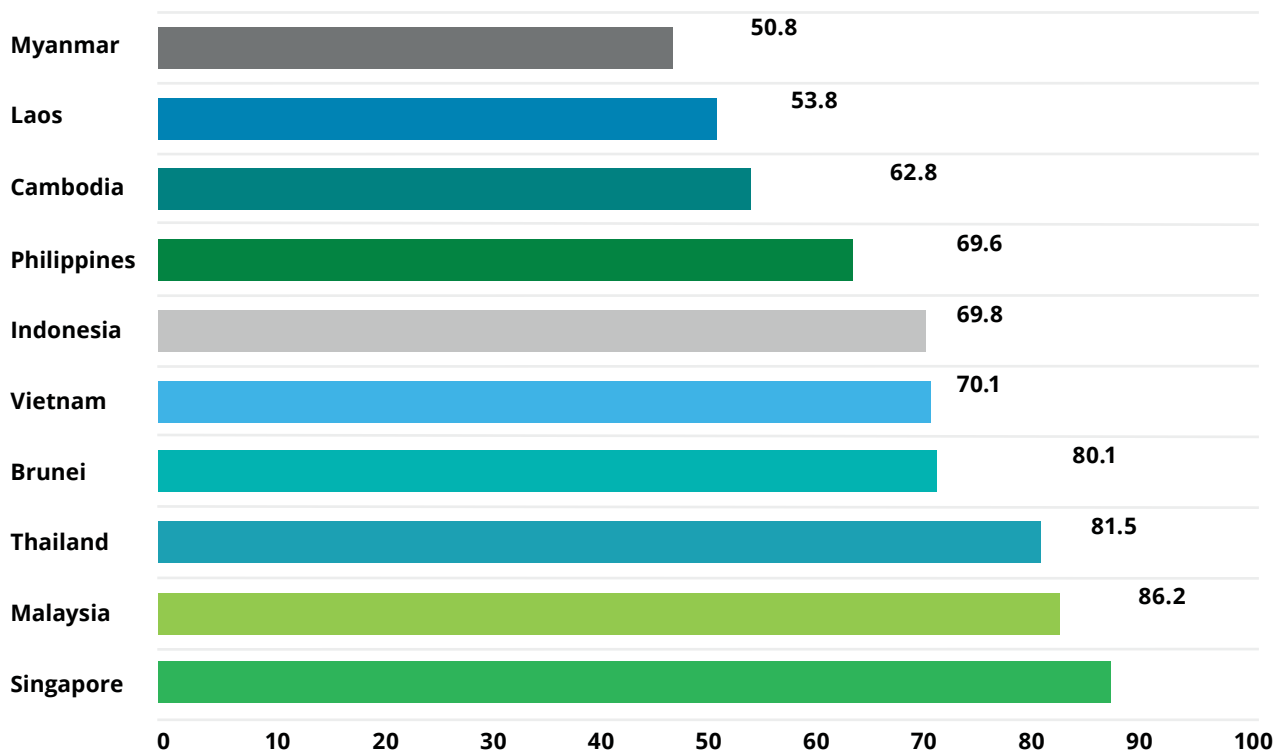
図15: インドネシアの主権信用格付け

格付け機関	レート	見通し	日付
フィッチ・レーティング	BBB	安定	September 2023
スタンダード・アンド・プアーズ	BBB	安定	July 2023
レーティング・アンド・インベストメント・インフォメーション	BBB+	ポジティブ	July 2023
ジャパン・クレジット・レーティング・エージェンシー	BBB+	安定	July 2022
ムーディーズ	Baa2	安定	February 2022

出典: APBN KiTa October 2023 edition.

また、Statista Research Departmentによれば、2020年においてインドネシアはASEAN諸国において「ビジネスのしやすさ」ランキングで69.6のスコアで6位にランクインした。同年には、シンガポールが86.2のスコアで1位にランクインしている。以下の表は、各東南アジア諸国のビジネスのしやすさランキングを、それぞれの指標スコアに基づいて示している<sup>48</sup>。

図16. 2020年の東南アジアにおけるビジネスのしやすさ (EODB) : 指標スコア別



出典: Statista, 2021.

<sup>48</sup> "ASEAN: Ease of Doing Business (EODB) Score 2020". Statista.com. 2021.

## ・「シャリアセクターへの投資」

インドネシアはイスラム協力機構 (OIC) のメンバーであり、2022年現在のムスリム人口は2億3,000万人以上で、世界最大のムスリム人口を有する国1位にランクされている。2022年の「State of the Global Islamic Economy Report」によれば、インドネシアは強力なイスラム経済を持つ15か国のリストで4位に位置している。OIC諸国と同様に、シャリア経済への投資は2020/2021年に257億ドルに達し、主にシャリア金融、ハラールフード、ハラール医薬品および化粧品、メディア、旅行および観光部門に集中している。また、インドネシアのハラールフードの消費とシャリアファッションも世界のシャリア市場をリードし、それぞれ2位と3位にランクされている。産業省によると、インドネシアでは2024年にハラールフードの消費が3.2兆ルピア増加すると予測されている<sup>50</sup>。

インドネシアは2016年11月以来、国内のシャリア経済の成長を更に加速し強化するために「国家シャリア経済および金融委員会」(Komite Nasional Ekonomi dan Keuangan Syariah、略称KNEKS)を設立している。KNEKSを通じて、2024年までにインドネシアは世界的なシャリア経済および金融市場でのリーダーとなることを目指しており、同時に世界の主要なハラール製品生産国にもなることを目指している<sup>51</sup>。このビジョンに加えて、従来型の商業銀行もシャリア事業部門を従来のビジネスから分離する取り組みを進めており、最終的には総合的なシャリアビジネスに影響を与えることになる。これは、金融監督機構 (Otoritas Jasa KeuanganまたはOJK) の規制であるOJK Regulation No. 12/2023 on Sharia Business Unitに基づいている<sup>52</sup>。

株式市場において、シャリア製品は資産運用の支援において、従来型の製品に比べて強靱で安定していると見なされている。シャリアはまた、間接的に環境、社会、ガバナンス (ESG) の側面とも手を組んでおり、これは非ムスリムの人々のシャリアへの投資に対する需要を引き寄せるのに役立つ<sup>53</sup>。一方で、シャリア債券投資は特に2024年の総選挙年において、明るい展望を創出すると予測されている<sup>54</sup>。このような重要性から、シャリアセクターへの投資は、特にシャリア金融、ハラールフード、ハラール医薬品および化粧品において、インドネシアにおいて大きな展望を有している。

## ・カーボン投資

インドネシアはパリ協定を批准し、2030年までに温室効果ガス (GHG) 排出を独自の努力で29%、国際的な支援を受けて41%削減することを目指している。しかし、政府はこれらの目標を31.9%、43.2%に引き上げた<sup>55</sup>。これらの目標を達成するために、政府はカーボントレーディングメカニズムとその支援規制を策定した。カーボントレーディングは、金融監督機構規制No. 14/2023 (POJK No. 14 Tahun 2023 tentang Perdagangan Karbon) に基づいて規制されている。カーボン取引所では、取引される単位は環境省の国家気候変動管理登録システム (PPI SRN) に記録された温室効果ガス削減証明書 (SPEGRK) および事業者排出上限の技術承認 (PTBAE-PU) である<sup>56</sup>。カーボン取引所は、金融監督機構の指示に基づいてインドネシア証券取引所 (IDX) によって完全に管理および運営されている。

<sup>49</sup> "State of the Global Islamic Economy Report: Unlocking Opportunity". DinarSandard. 2022.

<sup>50</sup> "Penguatan Kelembagaan Ekonomi dan Keuangan Syariah Wujudkan Visi Indonesia Sebagai Pusat Halal Dunia". Ministry of Finance of RI. 21 March 2023.

<sup>51</sup> "Gak Main-main, Ini Modal RI Jadi Pusat Industri Halal 2024". CNBC Indonesia. 27 February 2023.

<sup>52</sup> "Bank yang Mau Spin Off Syariah Mesti Siapkan Rp 1 Triliun". CNBC Indonesia. 26 July 2023.

<sup>53</sup> "Minat Produk Syariah Masih Tinggi di 2023". CNBC Indonesia. 27 February 2023.

<sup>54</sup> "Peracik Reksa Dana Syariah Mulai Lirik Sektor Kebal Pemilu 2024". Bisnis.com. 02 July 2023.

<sup>55</sup> "Lampaui Target, Realisasi Penurunan Emisi 2022 Capai 91,5 Juta Ton". Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 30 January 2023.

<sup>56</sup> "OJK Beberkan Mekanisme Pengawasan Perdagangan Karbon". Bisnis.com. 13 September 2023.

カーボン取引所では利用可能な四つの市場メカニズムがある<sup>57</sup>。

- 通常の市場: この市場では、一般的な株取引と同様に、サービス利用者は入札と要望を提出できる。
- オークション市場: この市場は、プロジェクトオーナーからの一方向の販売であり、株式の初期公開募集や初期公開募集/IPOなどが該当する。この仕組みでは、規制当局によってオークションにかけられる炭素ユニットが決定され、株取引と同様に売り手と買い手はIDR1から始まり、価格が設定される。
- 交渉市場: 企業には証明書を直接潜在的な買い手に販売する機会がある。販売は単位数に基づいて行われる。
- マーケットプレイス市場: 通常のマーケットプレイスと同様に、プロジェクトが表示され、買い手は入札を提出できる。ただし、マーケットプレイスでの買い物と売り物は、会社が実施するプロジェクトに基づいて行われる。他の市場との違いは、掲載されている価格が固定されているため、値切り交渉がないことである。

インドネシアは、石油以外の産業向けに、そして外国の国々に対して炭素キャプチャストレージ (CCS) サービスを提供できるようになる。CCSは、産業で生成された炭素を捕捉し地下に「注入」するプロセスである。これにより、外国の国々は自国の炭素をインドネシアに輸出できる。インドネシアは豊富な炭素貯蔵能力を有しており、政府は使われなくなった油田や塩水層に4010ギガトンの炭素貯蔵能力があると主張している。2023年9月時点で、インドネシアは2030年前に完成する予定のCCSおよび炭素キャプチャ、利用、貯蔵 (CCUS) プロジェクトを約15件所有している<sup>58</sup>。

#### 4.産業概要と機会

インドネシアは、全ての主要セクターが重要な役割を果たす、均衡のとれた経済を有している。歴史的に農業は雇用と生産の両面で優勢なセクターであった。国は広範な鉱物資源を有しており、過去40年間でこれらが開発され、鉱業セクターがインドネシアの国際収支に重要な貢献をしている。インドネシアは多様な取引経済を有している。2023年1月から6月までの期間において、同国の最大の輸出業種は製造業であり、次いで石炭やその他の鉱業製品、石油・ガス製品、農林水産物が続く<sup>59</sup>。

#### インフラストラクチャーセクター

ジョコウィ政権は、列島全体の接続性を向上させ、インドネシアの西部と東部のバランスのとれた成長を促進することを目指している。政府は、高い物流コストを削減するため、西と東の島々を結ぶ主要な通路にある海港を通じてインドネシア列島を結ぶ「海上有料道路」構想を導入している。さらに、政府はジャワ島だけでなく他の島々にも、より多くの公道、有料道路、空港、海港、鉄道、発電所、エネルギー複合施設、産業複合施設、ダム、水・衛生、農業インフラ、通信インフラ、公共交通モードの建設を目指している。これらのプロジェクトは、ジョコウィ政権の国家戦略プロジェクト (Proyek Strategis NasionalまたはPSN) の一環であり、優先インフラ提供委員会 (Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur PrioritasまたはKPPIP) によって管理されている。2023年第3四半期までに、PSNは総額IDR5,747兆の211の公共インフラプロジェクトと13のプログラムで構成されている。これらのプロジェクトのうち、投資額がIDR1,299兆にのぼるもので170以上が完了している<sup>60</sup>。

<sup>57</sup> ["Ini yang akan Diperdagangkan di Bursa Karbon"](#). IDX Channel.com. 13 September 2023.

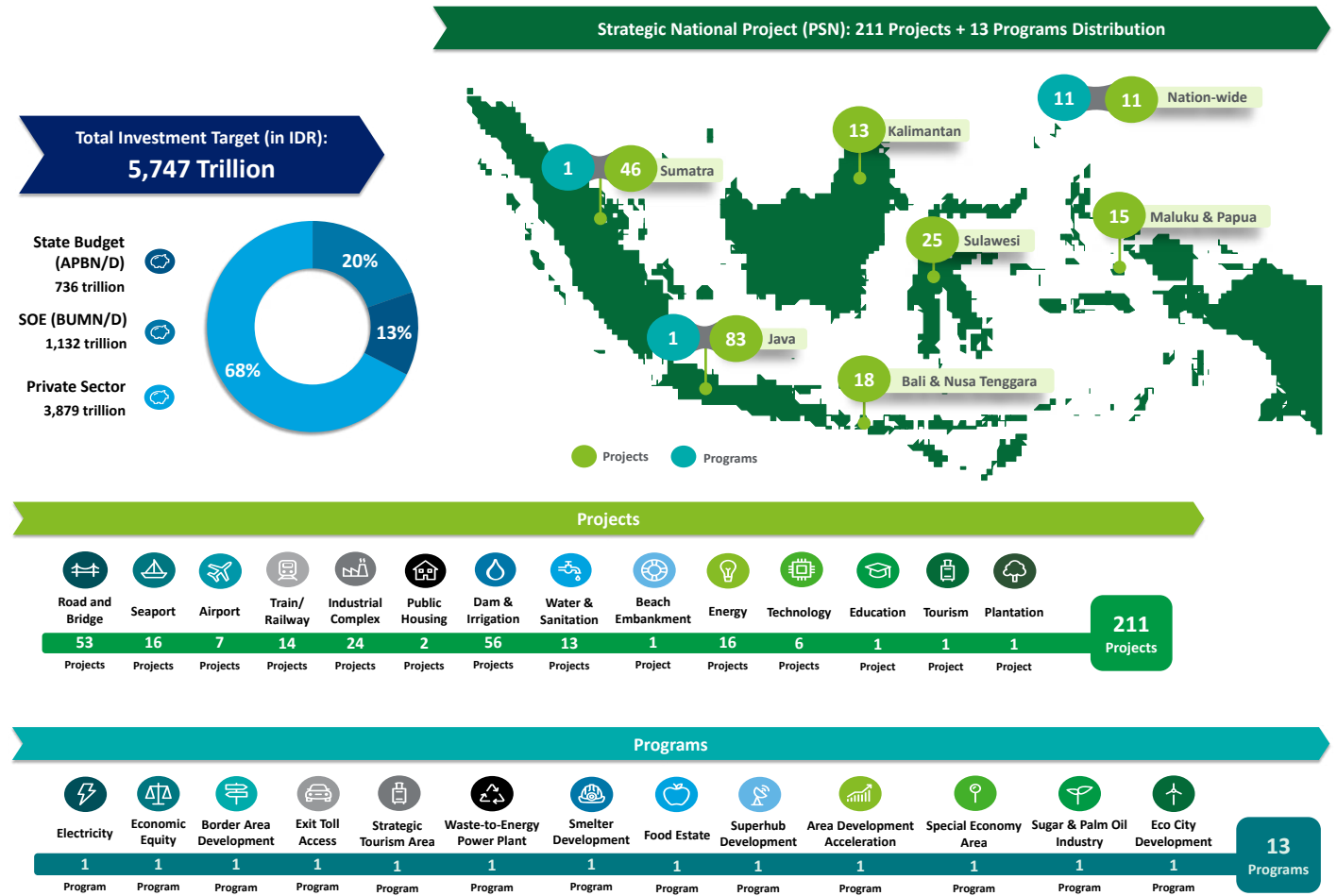
<sup>58</sup> ["Indonesia Bakal Jadi Tempat Penyimpanan Karbon Asing, Regulasi Disiapkan"](#). Investor.id. 11 September 2023.

<sup>59</sup> ["Ekspor Juni 2023 mencapai US\\$20,61 miliar, turun 5,08 persen dibanding Mei 2023 dan Impor Juni 2023 senilai US\\$17,15 miliar, turun 19,40 persen dibanding Mei 2023"](#). Badan Pusat Statistik (BPS). 17 July 2023.

<sup>60</sup> ["Hingga Awal Oktober 2023, Pemerintah Selesaikan 170 PSN Senilai Rp1.299,41 triliun"](#). Ministry of Finance of RI. 6 October 2023.



## 画像1. インドネシアの戦略的国家プロジェクト (PSN)



出典: KPPIP.

PSN以外にも、インドネシアはいくつかのインフラストラクチャープロジェクトを開発中である。これらのプロジェクトのいくつかは、インドネシアの提携国との協力を含んでいる。たとえば、交通部門ではジャカルタ-バンドン高速鉄道 (KCJB) が、グローバル・マリタイム・フルクラムとBRIの産物であり、中国との協力によって実現している。この鉄道は142.3キロにわたり、駅はLRT Jabodebekとフィードトレインと統合されている。インドネシアは中国の高速列車カプセルを世界で初めて受け入れる国となった。ジャカルタ-バンドン高速鉄道は、中国がインドネシアで進める最初の重要なプロジェクトであり、運輸省からの許可を得るとさらに展開されることが期待されている。ジャカルタ-バンドン高速鉄道は2023年10月にジョコ・ウィドド大統領によって完成され、一般の利用が可能である。この高速鉄道はWHOOSH (Waktu Hemat Operasi Optimal Sistem Hemat) と呼ばれ、中国との協力から生まれた。同時に、インドネシアと日本はジャカルタ・マス・ラピッド・トランジット (MRT) の2Bフェーズおよび3フェーズのインフラ開発を完了することで合意した。新しいフェーズ2および3のプロジェクトでは、既存のMRT鉄道をジャカルタの北、西、東、バンテン、ブカシに拡張した。

インドネシアはまた、食糧の安定性を向上させるために農業セクターを強化することに焦点を当てている。農業セクターでは、インドネシアは韓国と中国との協力を形成し、2023年9月に農業協力に関する覚書を締結した。中国との合意では、スマートファーミング、双方の国の農産物の市場アクセスの容易化、および人材育成に焦点を当てている。一方で、韓国は主に乳製品に投資することを約束している<sup>61</sup>。

インドネシアが第42回および第43回ASEANサミットの議長国を務めた結果、ASEANと提携国向けに382億ドル相当の93件のプロジェクトが生まれた。これらのプロジェクトは主にデジタル変革、持続可能な開発、ヘルスケアの強化、食料安定性と貿易の促進、中小企業への投資の5つの柱に焦点を当てている。例としては、ASEAN内の電気自動車エコシステムのエンドツーエンドの開発が挙げられる。これは中国、日本、および韓国の完全な支援を受けるもので、ASEANはこのエコシステムを世界供給チェーンの重要な一部とすることを合意し、産業ダウンストリームが鍵となる<sup>62</sup>。

<sup>61</sup> "RI Gandeng RRT dan Korsel Kerja Sama Pertanian". Investor Daily. 12 September 2023.

<sup>62</sup> "Pengusaha Merancang Aneka Proyek di ASEAN". Kontan. 05 September 2023.

### 新州都イブ・コタ・ヌサンタラ・プロジェクト

政府の国家戦略プロジェクトに新たなプロジェクトが追加された--IKNまたはIbu Kota Negara Nusantaraと呼ばれる新州都プロジェクトである。<sup>63</sup> IKNプロジェクトは、ジョコウィ第2次政権によって2019年に初めて導入され、2045年の完成を目標としている。東カリマンタンに位置し、政府はIKNをインドネシア政府の中心であると同時に「インドネシアのスーパーハブ」にすることを想定している。IKN当局によれば、このプロジェクト全体は256,000ヘクタールの面積をカバーし、2045年までの期間にわたりIDR466兆の資金を利用する予定であり、政府は外国からの投資を大いに歓迎している。IKNは緑の都市とスマートシティのコンセプトを採用しており、その中で5Gが都市の主要なバックボーンとなることが予想されている。5Gの低遅延、大きな帯域幅、高速性はIKNをスマートシティとして利益をもたらすのである。都市はまた、政府のIKNの電気通信インフラ設計マスタープランに記載されているように、5Gで完全に実行される固定ブロードバンドとモバイルブロードバンドを導入する。<sup>64</sup>



出典: The Jakarta Post, 2022.

2022年8月末、国土交通省 (Pekerjaan Umum dan Perumahan RakyatまたはPUPR) はIKNの第1段階の開発を始め、その価値が合計でIDR5.3兆に及ぶ19のプロジェクトで構成された<sup>65</sup>。第1段階の開発には、高速道路、国宮殿、大統領府、およびセパク・セモイ・ダムなどの基本的なインフラが含まれている。2023年8月時点で、第1段階の開発は予定通り進行しており、開発の38.1%が完了している。セパク・セモイ・ダムや給水システムなど、一部の基本的なインフラは2024年に完成する予定である。同省はまた、IKNの第2段階の開発を2023年4月または5月頃に開始し、これには省庁の事務所と国家公務員の住宅が含まれている<sup>66</sup>。

<sup>63</sup> "Jokowi Ungkap Buah Hasil KTT ASEAN: 93 Proyek Senilai Rp 580 Triliun". detikFinance. 05 September 2023.

<sup>64</sup> "Kemenkominfo Siapkan Infrastruktur Telekomunikasi di IKN Nusantara". BeritaSatu.com. 20 January 2022.

<sup>65</sup> "Ministry begins Rp5.3-trillion first phase of IKN development". AntaraNews.com. 29 August 2022.

<sup>66</sup> "Begini Progres Pembangunan IKN per Agustus 2023, Sudah Bisa Ditempati 2024?". Tempo.co. 24 August 2023.



2022年9月、BKPMは、いくつかの政府関連および民間の主体がIKNプロジェクトに投資し、IKNの開発のためにインドネシア政府と協力する意向があると発表した。アラブ首長国連邦 (UAE) だけでなく、UAEはインドネシア投資庁 (INA) を通じてIKNプロジェクトに2,000万ドルを投資した。韓国も、韓国の国土交通省とインドネシアの国土交通省との間で技術協力を結び、知識・情報の交換、専門家の派遣、プロトタイププロジェクトおよび能力開発に関する協力を含んでいる<sup>67</sup>。

2023年9月時点で、IKN当局の長は、IKN開発に投資し協力するために、インドネシアと21の外国から来た280以上の投資家が意向書 (LoI) を提出したと述べている<sup>68</sup>。多くの民間投資家がIKNの開発に着手し、主な焦点は国土交通省が進めてきたインフラ開発を補完することである。これには病院、ホテル、ショッピングセンター、スポーツ施設などのインフラが含まれている。外国からの主な投資は、中国、日本、韓国、シンガポール、およびマレーシアからの民間企業が主導している。たとえば、マレーシアからの2つの民間企業は、IKNで20の公共アパートを開発することを約束している。一方で、シンガポール企業は再生可能エネルギーや廃棄物管理に関連するインフラに関心を寄せている<sup>69</sup>。同時に、国内の通信事業者であるSmartfrenは、IKNでの5Gインフラの開発を支援することを表明している<sup>70</sup>。

### 緑のエネルギーおよび再生可能エネルギーの移行

廃棄物発電所 (Pembangkit Listrik Tenaga Sampah、PLTSa) プログラムが国家戦略プロジェクトの12プログラムの1つとして挙げられており、インドネシアは2060年までにネットゼロエミッション目標を達成するために真摯に行動する準備ができており、クリーンかつ再生可能エネルギー移行に取り組んでいる。このことは、インドネシアにおける再生可能エネルギー開発の加速に関するPerpres No.112/2022の制定や、エネルギー・鉱物資源省がインドネシアにおけるグリーン投資の規制事項を緩和することを約束したことからも裏付けられる。

足がかりとして、国営電力会社 (Perusahaan Listrik Negara、PLN) はインドネシアへのグリーン投資を推進し、いくつかの蒸気 (または石炭) 火力発電所 (Pembangkit Listrik Tenaga Uap、PLTU) の「早期引退フェーズ」を加速し、化石ベースの発電所を定期的に廃炉にして自然エネルギー (Energi Baru dan Terbarukan、EBT) 発電所に代替する<sup>71</sup>。PLN社のPLTU早期廃止プログラム、PLTSa設立プログラム、再生可能エネルギー開発プログラムへの投資に関心を示す国や機関がいくつかある。例えばマカッサルでのPLTSa開発には、中国、オーストラリア、ドイツの多国籍企業を含む数十の投資家が集まっている<sup>72</sup>。一方で、新しい電力供給ビジネスプラン (Rencana Usaha Penyediaan Tenaga ListrikまたはRUPTL) では、政府は2040年までに新しい再生可能エネルギー (NRE) 発電所の開発を60ギガワット (GW) 目標としている<sup>73</sup>。

PLNはインドネシアのグリーンエネルギー移行プロジェクトのために8つの多国籍銀行から7億5000万米ドル相当の資金を集め、受け取ったほか、日本の国際協力機構 (JICA) とインドネシアにおけるグリーンエネルギー移行加速調査に関するMoUに調印した。さらに、2022年のG20議長国時代、インドネシアは、PLTU早期退職プロジェクトやグリーン・再生可能エネルギー技術・産業への投資など、グリーン・再生

<sup>67</sup> ["Indonesia dan Korea Selatan Lanjutkan Kerja Sama Teknis Pemindahan Ibukota dan Pembangunan IKN Nusantara"](#). Ministry of Public Works and Housing of RI. 30 July 2022.

<sup>68</sup> ["IKN Kantongi 284 Minat Investor, Separuhnya Asing!"](#). CNBC Indonesia. 13 September 2023.

<sup>69</sup> ["Minat Investasi Asean Di Ikn Dari Properti Hingga Energi Terbarukan"](#). Ministry of Foreign Affairs of RI. 03 September 2023.

<sup>70</sup> ["Smartfren \(FREN\) Siap Masuk ke IKN, Full 5G"](#). Bisnis.com. 21 June 2023.

<sup>71</sup> ["Berjibaku Padamkan PLTU"](#). Bisnis Indonesia. 19 October 2022.

<sup>72</sup> ["Pembangkit Listrik Tenaga Sampah Diminati Asing"](#). Bisnis Indonesia. 19 October 2022.

<sup>73</sup> ["Tren Energy Hijau Penopang Rapor Biru"](#). Business Insight. 12 September 2023.

可能エネルギー移行関連プロジェクトのために、Just Energy Transition Partnership (JETP) から2000万米ドル相当の資金を受け取った。また、ADBはインドネシアのPLTU早期退職プロジェクトに貢献することに合意している。エネルギー転換メカニズム (ETM) を通じて、ADBはPLNと協力して660メガワットのチレボン1号PLTU発電所を廃止し、アジア太平洋地域のCO2排出量を削減することを目指す。

石炭火力発電所の廃止以外にも、インドネシアは国有企業であるPertamina New & Renewable Energyを通じて、サウジアラビアの電力会社であるACWA Powerと協力し、クリーンエネルギー発電所をGrass Root Refinery and Petrochemicalプロジェクトの一環として開発することを約束した<sup>74</sup>。さらに、インドネシアはCirata浮体式太陽光発電 (PV) (Pembangkit Listrik Tenaga Surya (PLTS) Cirata) を立ち上げた。これは東南アジア最大かつ世界で3番目に大きな浮体式太陽光発電所である。このプロジェクトは1.7兆ルピア相当で、PLNがアラブ首長国連邦 (UAE) のクリーンエネルギー企業と協力して実現した<sup>75</sup>。インドネシア政府はまた、緑の再生可能エネルギーに関する法律と規制の制定を加速しており、特に発電所に対する緑の再生可能エネルギー開発に対する税制優遇措置を導入している。

国有企業省 (Badan Usaha Milik Negara, BUMN) が強調するように、インドネシアには再生可能エネルギーに基づく投資の大きな可能性がある。例えば、地熱発電は世界第2位の23.76ギガワット (GW) 相当の大きな潜在力を秘めている。政府は2030年までに、総容量20.9GW、総投資額552億米ドルの再生可能エネルギー発電所を開発することを目標としている。インドネシアでは、水力発電所が最も大きな再生可能エネルギーの可能性を持っており、次いで太陽光発電、地熱発電の順となっている<sup>76</sup>。また、インドネシアには原子力発電の燃料となるウランやトリウムが豊富に存在する。地理的に「環太平洋火山帯」に位置しているにもかかわらず、インドネシアにおける原子力発電所 (Pembangkit Listrik Tenaga Nuklir, PLTN) の開発は、国家研究革新庁 (Badan Riset dan Inovasi Nasional, BRIN) の評価では、特にバンテン、ジェパラ、西および東カリマンタンで安全かつ可能である<sup>77</sup>。原子力を基盤とするクリーンエネルギーは、インドネシアが更なる開発を目指す最優先エネルギーとなっている<sup>78</sup>。そのため、クリーンで再生可能なエネルギープロジェクトへの投資は、今後数年間において投資家にとって有望な選択肢となる。

<sup>74</sup> ["RI Ketiban Durian Runtuh di KTT G20 Bali, Nih Rinciannya!"](#). CNBC Indonesia. 17 November 2022.

<sup>75</sup> ["Ini Dia 7 PLTS Terapung Terbesar Dunia, RI Nomor Berapa?"](#). CNBC Indonesia. 13 November 2023..

<sup>76</sup> ["Swasta Dilibatkan dalam Proyek EBT Rp 861,6 Triliun"](#). Investor Daily. 26 October 2022.

<sup>77</sup> ["Dukung Program NZE 2060, Keberadaan PLTN Dinilai Layak Diperhitungkan"](#). Investor Daily. 25 October 2022.

<sup>78</sup> ["Pemerintah Dorong Investasi Sektor EBT"](#). Media Indonesia. 04 November 2022.

## 5. 地域別の概要

新規投資先や現在の事業範囲を拡大する有望なエリアを探している方々に向けて、私たちはトップ10の州を選定し、年次基準の地域別GDPおよび外国投資に関連するいくつかの指標（価値による外国直接投資（FDI）、プロジェクト数によるFDI、および月次最低賃金）を含む地域スナップショットを以下の図に示している。なお、図21に関しては、労働省が2024年の最低賃金計算のための新しい公式を発表しており、2024年の賃上げ率は約2-4%とされている。これは2023年の政府規則（PP）第51号によるもので、これは賃金に関する2021年のPP第36号の改正に関するものである<sup>79</sup>。

図17. 地域人口統計トップ10\*

州名称	州都	面積 (sq. km)	島嶼数	郡数	都市数	人口 (千人) (2020)	人間開発指数
DKI Jakarta	Jakarta	7,659	110	1	5	10,562,088	81,65
DI Yogyakarta	Yogyakarta	3,186	33	4	1	3,970,220	80,64
East Kalimantan	Samarinda	127,347	195	7	3	3,941,766	77,44
Riau Island	Tanjungpinang	8,202	2,408	5	2	2,064,564	76,46
Bali	Denpasar	5,780	85	8	2	4,304,574	76,44
North Sulawesi	Manado	13,893	287	11	4	2,666,821	73,81
Riau	Pekanbaru	89,936	2,025	10	2	6,794,944	73,52
Banten	Serang	9,663	60	4	4	12,381,098	73,32
West Sumatera	Padang	42,013	219	12	7	5,640,629	73,26
West Java	Bandung	35,378	30	18	9	49,405,808	73,12

\*2022年のデータに基づいて。  
出典: BPS, 2022; Dukcapil, 2022.



<sup>79</sup> “Sah! Pemerintah Tetapkan Upah Minimum 2023 Maksimal Naik 10%”. Detik.com. 19 November 2022.



図18. 上位10州の地域総生産 (IDRミリアード単位)

州	2019	2020	2021	2022	2022年GDP%
DKI Jakarta	2,815,636	2,768,190	2,914,581	3,186,470	16%
East Java	2,345,549	2,299,791	2,454,499	2,730,907	14%
West Java	2,123,154	2,084,620	2,209,822	2,422,782	12%
Central Java	1,360,960	1,347,923	1,420,800	1,560,899	8%
North Sumatra	799,609	811,188	859,871	955,193	5%
Riau	760,248	728,650	843,211	991,590	5%
Banten	661,321	625,979	665,922	747,250	4%
East Kalimantan	652,480	607,586	695,158	921,333	5%
South Sulawesi	504,321	504,059	545,230	605,145	3%
South Sumatra	453,403	456,648	491,566	591,603	3%
<b>合計上位10</b>	<b>12,476,680</b>	<b>12,234,635</b>	<b>13,100,661</b>	<b>14,713,171</b>	<b>75%</b>
<b>(GRDP) 全体</b>	<b>15,832,657</b>	<b>15,438,018</b>	<b>16,970,789</b>	<b>19,588,446</b>	<b>100%</b>

出典: BPS, 2023.

図19. 上位10の地域別外国直接投資 (FDI) の実現額 (百万米ドル単位)

州名称	2019	2020	2021	2022	2023 (Q1 - Q3)
West Java	5,881	4,794	5,218	6,535	6,310
Central Sulawesi	1,805	1,779	2,718	7,486	5,440
DKI Jakarta	4,123	3,613	3,331	3,744	3,757
North Maluku	1,009	2,409	2,820	4,488	3,717
Banten	1,868	2,144	2,190	3,411	3,440
East Java	866	1,575	1,849	3,134	3,097
Riau	1,034	1,078	1,921	2,749	1,932
South Sumatera	737	1,544	1,260	1,226	1,224
Central Java	2,723	1,364	1,466	2,362	1,159
North Sumatera	380	975	580	1,316	983
<b>合計上位10</b>	<b>21,735</b>	<b>22,140</b>	<b>24,618</b>	<b>36,491</b>	<b>31,059</b>
<b>総投資額</b>	<b>28,208</b>	<b>28,666</b>	<b>31,093</b>	<b>45,605</b>	<b>37,809</b>

出典: BPS, 2023; BKPM, 2023.

図20. 上位10の地域別外国直接投資 (FDI) の実現プロジェクト数

州名称	2019	2020	2021	2022	2023 (Q1 - Q3)
DKI Jakarta	8,092	16,787	7,620	15,921	17,735
Bali	2,443	3,967	2,798	8,179	13,557
West Java	5,526	11,031	5,244	12,419	9,617
Banten	2,559	4,288	1,939	4,364	4,097
East Java	2,142	4,059	1,815	4,311	3,448
Central Java	1,249	2,795	1,293	3,087	2,624
Riau Islands	1,279	2,143	992	2,144	1,566
North Sumatera	805	1,465	690	1,613	1,151
West Nusa Tenggara	1,223	1,776	824	1,491	1,342
East Kalimantan	524	722	428	1,005	755
<b>合計上位10</b>	<b>25,842</b>	<b>49,134</b>	<b>23,643</b>	<b>54,534</b>	<b>55,892</b>
<b>総FDIプロジェクト数</b>	<b>30,354</b>	<b>56,726</b>	<b>27,271</b>	<b>63,080</b>	<b>62,171</b>

出典: BPS, 2023; BKPM, 2023.

図21: 月額上位10の州最低賃金 (UMP) (米ドル単位) \*

州名称	2020	2021	2022	2023	2024
DKI Jakarta	268	276	286	307	317
Papua	220	220	223	242	252
Central Papua**	-	-	-	242	252
West Papua	196	196	200	205	246
Bangka Belitung	202	202	204	205	228
North Sulawesi	207	207	207	218	222
Aceh	198	198	198	214	217
South Sumatera	190	190	197	213	216
South Sulawesi	194	198	198	212	215
Riau Islands	188	188	191	219	213
North Kalimantan	188	188	189	204	210

\*2023年11月1日の為替レートに基づく (1米ドル=IDR15,976.49)

\*\*中央パプアは2022年7月29日にLaw No. 15/2022に基づいて設立されました

出典: The Ministry of Manpower, 2023; Kompas.com, 2023; BPS, 2023.

## 6. 法律及び政治制度

### 民法の歴史及び段階的な改革

インドネシアの法制度は、インドネシア独立宣言まで約350年間にわたり存在していたオランダ植民地時代の法律や慣習に由来している。独立時代は政策変更、議会制民主主義からより集権化された「指導性民主主義(demokrasi terpimpin)」への移行、オランダ企業の国有化、オランダ人のインドネシアからの追放といったことに特徴付けられる。

スハルト大統領時代(いわゆる「新秩序(Orde Baru)」時代)、インドネシア政府の外国人に対する対応は大きく変わり、国際的な投資家に経済の発展を促す大幅な法改正を含む一連の優遇政策が実行された。これらの取り組みは多くの領域で成功したと考えられている。

アジア通貨危機(1997年/98年)を受けて、インドネシア政府は重要な政治組織及び法律組織を各州や都市に配置した。これは政府機関の改善、汚職の減少、国の財政及び金融政策の発展、その他の政策の目標を達成するための広範囲にわたる法改正の再開であった。この改正期間にインドネシアは独裁国家から民主国家への移行にも成功し、1999年、2004年、2009年、2014年、2019年(ジョコウィ大統領が再選した)に選挙が行われた。次回の大統領選挙は2024年に実施される予定である。

これらの一連の改革に関わらず、多くのインドネシアの法律や規制は依然としてオランダ植民地時代のものが元となっている。これは独の時点で有効であったもので、廃止されるか新たな法律・規制に代わるまでは有効であり続けている。例えば、インドネシアの民法(Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)は契約や商業行為に関する多くの一般的な権利義務について、インドネシア法の基礎を残し続けている。





## インドネシアにおける法規制の構造

インドネシアにおける法規制の階層構造は以下のように整理できる。

- a. 1945年インドネシア共和国憲法(Undang-Undang Dasar 1945): 国や立憲的な取り決めにおける基礎として機能するもの
- b. 議会令(Ketetapan MPR): 国民協議会の決定方針を記載するもの
- c. 法律あるいは法律に代わる政府規制(Undang-Undang/Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)、1945年インドネシア共和国憲法により統治される項目を規制するもの
- d. 政府規制(Peraturan Pemerintah): 法律を導入するもの
- e. 大統領令(Peraturan Presiden): 法律あるいは政府規制によって義務付けられた項目をカバーするもの
- f. 州令(Peraturan Daerah Provinsi): 関連する州の地方自治・法律・政府規制・大統領令を導入するもの
- g. 県/市町村規制(Peraturan Daerah Kabupaten/Kota): 地方自治や、関連する県/市に関する法律・政府規制・大統領令の原則を導入するもの

上述の階層構造は、法律や規制の間で対立が生じた場合にどの法規制が優先されるかという問題を解決する際に用いられる。

また、インドネシア法においては上記階層構造には明示されていない、条約、慣習(adat)、判例(jurisprudensi)、法律専門家の意見といった法源(doktrin)も認識されている。判例や法律専門家の意見は、法務当局を拘束する法源ではなく、法律の適用に関してのみ参照される。

## 国家統治システム

インドネシアは大統領制の共和制であり、独立した議会、司法組織を有する。国家統治システムの主な構成要素は以下の通りである。

- インドネシア共和国大統領: 任期5年で選出される。大統領は国家元首、政府首脳、閣僚会議(インドネシア内閣)の議長および選挙人であり、インドネシア軍の最高司令官でもある。
- 人民評議会(Majelis Permusyawaratan Rakyat, MPR): 大統領を弾劾する権限を持つ最高代表・法律制定機関です。人民代表会議(Dewan Perwakilan Rakyat, DPR)と地域代表会議(Dewan Perwakilan Daerah, DPD)の2つの議院または会議室で構成されています。すべての法律はDPRによって可決され、DPRは行政政府を監督する役割も担っています。DPDの権限は、地方自治関連、中央政府と地方政府の関係、地域の形成・拡大・合併、天然資源などの経済資源管理、中央政府と地方との財政バランスに関する法案に限定されている。
- 最高裁判所(Mahkamah Agung): インドネシアにおける最高レベルの司法機関。大統領が最高裁判所の裁判官を任命する。すべての民事紛争は、まず州裁判所(Pengadilan Negeri)で審理され、その後、中間上訴裁判所である高等裁判所(Pengadilan Tinggi)で審理される。その他、破産や倒産、知的財産権に関する裁判を行う商事裁判所(Pengadilan Niaga)、権利や利益、解雇、企業内の労働組合間の紛争に関する裁判を行う産業関係裁判所(Pengadilan Hubungan Industrial)があります。さらに、政府に対する行政訴訟を審理する国家行政裁判所(Pengadilan Tata Usaha Negara)、特定の宗教事件を審理する宗教裁判所(Pengadilan Agama)、軍における司法権を有する軍事裁判所(Military Court)がある。

- 憲法裁判所 (Mahkamah Konstitusi) : インドネシアにおいて憲法に基づく司法を行う権限を有する司法機関です。憲法裁判所は、最高裁判所と同じ立場にあり、法律の合法性、政党の解散、総選挙、国家機関の権限の範囲に関する紛争を審理する。省庁に加え、政策の策定、監督、実行を実施するうえで重要な役割を果たす様々な国家機関等(badan, instansiまたはlembaga)が存在する。
- インドネシア内閣 (Kabinet Indonesia) : 大統領によって任命され、調整担当大臣、部局担当大臣、国務大臣、および特定の非大臣職 (法務大臣、官房長官、インドネシア軍司令官、インドネシア国家警察長官、大統領府スタッフ長、国家研究・イノベーション機関長、ヌサンタラ首都当局長) で構成されています。国務大臣と部局大臣が、指定された分野の特定の規制権限を持つ省庁を率いている。
- 国の省庁、部局、機関 インドネシアの法律や規制の実施は、様々な省庁、団体、機関によって策定、実施されており、その多くは、セクター固有の権限 (石油・ガス産業の規制権限など) や地域固有の権限 (土地利用の規制権限など) を持っています。貿易省や工業省など、複数のセクターに権限を持つ規制当局もあり、権限の重複はよくあることです。省庁は総局に細分化され、総局は省庁の責務の一部について特定の権限を持つことがある。

省庁のほかにも、政府の政策の策定、監督、実施に重要な役割を果たす国家補助機関を含むさまざまな国家機関、機関、組織がある。

これらの機関の報告システムは、大統領に直接報告するもの、大臣に報告するもの、立法府に報告するものなど様々である。一般に、さまざまな国家機関はジャカルタに本部を置くが、地方事務所を置くこともある。これらの地方事務所は、同じ地域で活動する地方政府機関とは区別して考える必要があります。ただし、インドネシアの首都は、ヌサンタラのさらなる発展と並行して、2024年からジャカルタからイブ・コタ・ネガラ・ヌサンタラに移転することが計画されており、この計画は首都に関する法律第3/2022号に定められている通りである。

## 地方政府と地方自治

地方政府 (pemerintah daerah) とは、インドネシアの州政府と摂政・市町村政府のことである。インドネシアには34の州 (provinsi) があり、さらにパプアの4つの州が新たに設立されたため、合計38の州があります。それぞれの州には、州議会と州知事 (gubernur) がいる。各州はさらに、レジェンシー (カブパテン) とコミュン (コタ) に分けられ、それぞれ議会と首長 (レジェント (ブパティ)、メイソン (ワリコタ)) を持っている。ほとんどの面で、レジェンシーとコミュンは州から法的に独立しています。地方自治体の長は、地方議会 (Dewan Perwakilan Rakyat Daerah) の承認を得て、国から独立した地方規則を制定する権利を有する。

インドネシアは1999年に成立した法律に基づいて地域自治を確立し、2014年に改正され、オムニバス法によってさらに改正されました。このような法律に基づき、国政に留保されている外交、防衛、司法、宗教、財政・金融に関する政策を除くすべての事項について、国政と地方政府が規制権限を共有することになります。

また、一部の法令では、特定の分野や業務に関する権限を国レベルで保持することを定めている。国法と地方法の間に矛盾がある場合、インドネシアの立法階層において地方法よりも上位に位置するため、国政府が制定した法律が優先される。

州の役割は、主にレジェンシーとコミュンの内部事項を調整し、地域の政策立案者として機能することである。詳細には、レジェンシーやコミュンは、地方政策や小規模な計画を策定することを目的とした州と同じ役割を担っている。しかし、州の規定とレジェンシーおよび/またはコミュンの規定が矛盾する場合、その規定の適用における確実性と一貫性を確保するため、州の規定が優先されるものとする。さらに、地域行政は、「ダイナ」と呼ばれる地域サービス機関を通じて実施されることが多い。この地域サービス機関またはディナスは、それぞれの地域長がそれぞれの部門/関連分野に従って行政活動を行うのを支援する責任を負っている。



## B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要

### 1. 事業の開始

インドネシアは若い労働力、豊富な天然資源、及び拡大する国内市場を有する有望な投資先となった。インドネシア政府は、インドネシアの天然資源開発のための特別なスキームや、公的インフラセクターに対する海外投資家による投資機会の拡大等、投資意欲を引きつける働きかけを行っている。

政府が海外投資を促進させようと意欲的な一方で、海外直接投資に対しては、現地ビジネス・雇用・商品やサービスの保護や、最低限の国内投資家所有比率の要請など、様々な規制が存在する。

適用される法規制の下で、外国人または外国企業は、代表事務所(Rep-Office)または有限責任会社(外国投資会社—Penanaman Modal Asing: PMA会社として知られている)を設置することにより、インドネシアにおいて一定の活動が可能となる。

PMA会社を通じて行われる外国直接投資は、既存の現地法人の株式を取得するか、新しい会社を設立することによって、実効可能となる。

また、外国人投資家は、駐在員事務所を介して、インドネシア国内でのビジネス展開が可能となる。駐在員事務所にはいくつかの種類があり、外国企業駐在事務所、外国商事企業駐在事務所、建設企業駐在事務所、外国電力事業支援駐在事務所などがある。以下、これらについて述べる。

#### 外国建設企業駐在員事務所

外国企業駐在事務所の主な目的は、本国企業の販売促進、関連会社と連絡、その他の非営利活動(例えば、商品の調達、プレゼンテーション、市場調査)を行うことである。外国企業の駐在員事務所は、現地企業や個人との商品や商業サービスに関する契約/販売および購入取引を含む、インドネシアでの利益活動に従事することは、法律で禁じられている。

一方、KP3Aの主な目的は、KP3Aの主体として機能する外国取引会社の利益を宣伝し、促進することである。KP3Aは、本国会社が商社・商事会社(trading company)である場合にのみ利用可能である。KP3Aは、入札への参加、契約の締結、請求、それらに関連する営業活動の実施など、直接売買購入活動を行うことを禁じられている。

KPPA及びKP3Aの設立申請は、the Online Single Submission System (OSSシステム) と呼ばれるオンラインシステムにより可能である。両者ともに、当該企業の利益獲得のための市場調査や販促活動、関連会社との協業やその他の非営利活動への従事が可能となる。

これらの駐在員事務所は、商品を購入する、また、契約の締結が可能となる。ただし、インドネシアでの事業活動に展開することにより、直接利益を得ることは制限されている。



### 外国電力事業駐在員事務所

外国建設会社 (BUJKA) は、駐在員事務所 (BUJKA RO) という形により、入札参加や契約締結を行うことが出来る。外国建設企業駐在員事務所は、利益を獲得しようという点で、通常の外国駐在員事務所や外国商事駐在員事務所とは異なる。

建設サービスの提供に先立って、外国建設会社駐在員事務所はOSSシステムを通じて建設会社駐在員事務所ライセンス (IPBUJKA) を公共事業・住宅省から取得する必要がある。外国建設会社駐在員事務所は、高リスク、高度な技術かつ大規模な開発事業のみ提供することが可能である。また、外国建設会社駐在員事務所は、いかなる建設サービスを実行するためにも、国内の建設会社 (BUJKN) とのジョイントオペレーションを結成しなければならない。BUJKNとの共同事業パートナーとして実施されるべき建設作業の割り当ては以下の通り：

- a. 建設作業および統合建設作業に関して、最低30%の作業価値がBUJKNによって実施され、作業の50%はインドネシアで実施される必要がある。
- b. 建設コンサルタント業務に関して、最低50%の作業価値がBUJKNによって実施され、すべての作業はインドネシアで実施される必要がある。

### 外国電力事業駐在員事務所

外国の電力支援サービス会社は、駐在員事務所を設立することにより、インドネシアで事業活動を行うことができる。BUJKA RO外国建設企業駐在事務所と同様に、外国電力事業駐在員事務所も収入を伴う活動を行う場合がある。

業務活動を行う上で、外国電力事業駐在員事務所は、事業者認証および電力支援サービス事業ライセンスを取得する必要がある。また、外国電力事業駐在員事務所は、以下に要件を示すように、大規模な電力プラントに関連するコンサルティング業務、発電所の建設・設置、電力プラントの整備に関する事業活動にのみに従事することが可能となる。

- a. 最低 IDR1,000億相当の電力プラント建設・設置などの高価値電力支援サービス活動
- b. 最低IDR100億相当電力プラント設置や電力プラントのメンテナンスに関するコンサルティングサービス

## 有限責任会社

投資という観点において、インドネシアの企業は、以下のように区分される。

- a. 外国資本金会社 (PMA会社) : 最低2株主で構成され、一定の資本金を有する外国資本が含まれる場合、財務及びその他の投資インセンティブの権利を有する。法務人権省 (MOLHR) 及びOSSシステムに登録され、OSS機関 (現在はBKPMにより運営されている)、及びその他の関連当局よりライセンスを発行される。
- b. 内資企業 (PMDN会社) : 最低2株主以上の内国の株主のみの場合、財務及びその他の投資インセンティブの権利を有する。法務人権省 (MOLHR) 及びOSSシステムに登録される、OSS機関 (現在はBKPMにより運営されている)、及びその他の関連当局からライセンスを発行される。

実務的には、インドネシアでの外資が認められている事業活動を開始しようとする外国企業は、PMA会社を設立する、またはインドネシア企業の株式を購入することになる。さらに、石油天然ガスの上流ビジネス・建設業など一部のセクターでは、外国企業はインドネシアで事業を行うためのライセンスを取得する必要がある。

## 国営企業

インドネシアには、2つのタイプの国営企業 (BUMN) が存在する。

- a. Perseroは、51%以上の株式を中央政府が保有する有限責任会社であり、利益獲得のための商業活動に従事する。
- b. Perunは、全株式を中央政府が保有 (シェアキャピタルを除き) し、公的サービスを提供することが目的である

しかし、実務的には、これらの2つのタイプの境界は不鮮明なものとなっている。例えば、政府はPerseroに対して、公共サービスの提供義務を課しつつも、利益幅の薄いビジネスのパイオニアとなることや、中小企業・共同組合等と密接な関係を維持しつつも、小規模ビジネスや中小企業の支援を義務付けることがある。<sup>80</sup>

## 地方公営企業

地方政府は、地方公営企業 (Badan Usaha Milik Daerah: BUMD) を設立する権利を有する。実務上、2種類の地方政府所有企業がある。1つは利益目的の公営企業 (Perusahaan Perseroan Daerah) で、もう一つは公的機能を実行する公営企業 (Perusahaan Umum Daerah) である。

## 村落公営企業

資産の有効活用、投資や商業の推進、もしくは当該村地区の発展のため、伝統的な村落地区による独立又は合同のコミュニティ (BUMDes) による商業活動が存在する。村落公営企業は、その必要性や目的に従い、単独株主による有限責任の形式での企業設立を可能にすることで、保有する資産や商業活動の管理に関して柔軟性が認められている。この柔軟性については、先頃公布されたオムニバス法により認められているが、詳細については今後議論がなされる予定である。

<sup>80</sup> Under Indonesian company law concept, the main purpose and objective of a limited liability company is to generate profit and conduct business activities based on its KBLI (Indonesia Classification Business Code) as mentioned in Articles of Association. However, SOE companies which have a "Persero" status, such may also have public service obligations as assigned by the government.

## 公共サービス機関

中央政府あるいは地方政府組織は、公的サービスを商品やサービスの販売という形で非営利ベースで提供するため、公共サービス機関 (Badan Layanan Umum: BLU) を設立することができる。BLUの例としては、Indonesia Investment Agency (Pusat Investasi Pemerintah: PIP) や、ジャカルタ市内のバス交通システムを運営するBLUトランスジャカルタがあげられる。

## Positive Investment List

2021年2月2日、ジョコウィ大統領は、ビジネス部門への投資に関する大統領令第49/2021年(2021年)によって改正された新たな大統領令第10/2021番を制定された。ポジティブ投資リストは大統領令第44/2016の下で規制された、以前のネガティブ投資リストから置き換えられた。一定の条件下で外国投資に開放されている、または完全に外国投資に閉鎖されているビジネスセクターは、主にポジティブ投資リストによって識別されている。ポジティブ投資リストに記載されていないビジネスセクターは、他の法律や規制により別途規定されていない限り、一般的に制限なく外国投資に開放されていると考えられる。

以前のネガティブ投資リストには、海外投資に対してクローズまたは一部が開放された事業活動の概要が示されていた。現在のポジティブ投資リストでは、一般的な原則は、ポジティブ投資リストの下で制限または制限されているものを除いて、外国投資に対して100%オープンであると示している。

ポジティブ投資リストの下での外国所有の制限:

- a. 国内投資家(協同組合、中小企業)向けに保護された事業活動
- b. 制限付きで外国の所有に開放されている事業活動
- c. 特別なライセンス要件に従う事業活動
- d. アルコール飲料の管理・監督分野において、個別の法令で限定的かつ厳重に監視・規制されている事業活動

ポジティブ投資リストによって課される外国投資の条件には、外国人株式保有比率の上限設定や現地のパートナーに関わる要件、中小企業や協同組合向けの特定の分野の保護規定、特別なライセンス要件などがある。インドネシアへの投資を促進することを目的としている一方、今般発行されたオムニバス法では、有害な性質のために特定の種類の制限付きセクター/事業活動をポジティブ投資リストに追加している。

オムニバス法は、企業が次の活動を行うことを制限している:

- a. クラス1の麻薬の栽培、生産
- b. ギャンブル/カジノ
- c. 野生動植物絶滅危惧種の国際取引に関する条約に記載されている特定の種類の漁業(CITES)
- d. 建築資材/石灰/カルシウム/水族館/お土産/宝石のための生きている/最近死滅したサンゴ(天然サンゴを含む)を利用、収集
- e. 化学兵器の製造
- f. 工業薬品やオゾン層破壊物質の製造

また、オムニバス法は、民間企業が中央政府のみが行う可能性のある特定の事業活動も禁止している。ポジティブ投資リストは、一般的にインドネシア標準産業区分 (Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia: KBLI) に基づいて事業セクターを認識している。KBLIは、とりわけ英国の国際標準産業分類 (International Standard Industrial Classification of All Economic Activities: ISIC) とアセアン共通産業分類を参考として、開発されてきた。KBLIは定期的に更新されており、現状の最新版は2020年9月24日に制定されたものである。

BKPMは、登録・認可の審査・手続きの一環として、助言業務も行っている。提案された投資案件の適切なビジネスセクターを決定する事業内容によっては、DPI (Daftar Positif Investasi、積極的投資リスト) やKBLIの1つのカテゴリーに明確に当てはまらず、複数のカテゴリーに該当する可能性がある場合、あるいはどのカテゴリーにも当てはまらないような事業内容である場合もある。このような場合、投資家は、正式な申請を行う前に、BKPMに助言を求めることが勧められる。

ポジティブ投資リストの制約に加えて、法律・規制により一定の事業セクターにおける外国投資に関して制限や条件が課される。このような条件には、外国企業に対する特別なライセンス制度、生産能力/出力要件、または要員要件が含まれる場合がある。

また、ポジティブリストでは、金属、石油精製、再生可能エネルギー、海運などの先駆的な産業が含まれ、研究開発に重点を置いたいくつかのビジネスラインからなる246の「重点分野」を紹介している。

優先セクターに投資する外国企業は、現行の法令に基づき、財政的インセンティブ (免税、税額控除、輸入関税の免除など)、および非財政的なインセンティブ (ライセンス、労働許可、エネルギー、原材料、労働、インフラの提出の容易さなど) を受けることができる。

### ノミニー行為の禁止

2007年法第25号、およびその後の法第6号によって改正された法第2号による政府規制の発効に関する2023年法 (2007年投資法) は、特に会社の株を他の者の利益のために保有する取り決めを厳格に制限している。このような取り決めは法律によって無効とみなされる。この制限は、PMA会社と内資会社の両者に適用される。しかし、ノミニー行為を制限する主な目的は、国内の関係者が外国投資家の代理で株式を保有することによる、外国投資規制の回避にある。

受益権開示を促進する精神に基づき、政府は、マネーロンダリング犯罪及びテロ資金供与の犯罪行為の防止及び撲滅の枠組みにおける企業の受益者識別の原則の適用に関する大統領令第13号/2018を通じて、あらゆる形態の事業体 (有限責任会社、財団、協会、協同組合、有限パートナーシップ、商業パートナーシップ、その他の形態の事業のいずれか) に、いわゆる「受益権把握」原則を実施することを求めている。この規制に違反した場合、現行の法令に基づく制裁措置の対象となる可能性がある。



## PMA会社の設立

PMA企業は、OSSシステムを通じて発行された投資ライセンスを取得する際に、関連規定に記載されている特定の「基幹業務」を遂行するためにのみ設立することができる。さらに、PMA企業は、各事業活動に対して少なくとも100億ルピアの発行済資本金（または関連規則により別途決定される金額）及び少なくとも100億ルピア以上の投資額（土地および建物を除く）で設立されなければならない。PMA企業は、Klasifikasi Baku Lapangan Usaha（KBLI）に従い、インドネシアポジティブ投資リストの下で外国所有の制限が課せられている。

外国投資家は、特にPMA会社を設立するため、以下のステップを実行する必要がある。

- 公証人の前での、PMA会社設立証書及び定款の制定
- 電子登録システム（AHU Online）を通じての設立証書の申請及び設立証書の官報での公告
- インドネシアの銀行口座の開設及び資本金の預け入れ
- 納税者番号（Nomor Pokok Wajib Pajak：NPWP）及び納税者登録証明書（Surat Keterangan Terdaftar Wajib Pajak）
- 住所証明書の取得（ジャカルタ首都特別州は除く）

会社設立手続きに続けて、会社は商業活動の開始・従業員の雇用・建設の開始・資本財の輸入やその他の活動の実施を可能にするため、様々なライセンス・認可・承認を取得する必要がある。これらにはビジネス識別番号（Nomor Induk Berusaha：NIB）も含まれ、このビジネス識別番号は会社登録証明（Tanda Daftar Perusahaan：TDP）、輸入識別番号（Angka Pengenal Impor：API）及びカスタムフィギュアとしても機能する。当該規定はオムニバス法と統合され、会社設立手続きにおける企業のビジネス登録と、TDPの取得を規定した会社登録義務に関する法律No.3/1982の取り消しによりTDPの取得要請は停止され、単一のNIBに切り替えられることになる。

2007年以前は、BKPMプリンシプルライセンスにより、PMA会社の株式の一部を一定期間後（一般的には商業活動開始から15年経過後）にインドネシアの株主に譲渡することが求められていたが、現在は廃止されている。2007年投資法は、PMA会社に対する原則的な投資撤退要請を撤廃した。しかし、2007年投資法の公布前に設立されたPMA会社や規制産業（例えば採鉱など）を運営する会社は、引き続き投資撤退要請の対象となっている。

投資ライセンスおよびファシリティのガイドラインと手続きを定めたBKPM規制No.4/2021は、PMA企業は、以前の承認/ビジネスライセンスに記載されている売却義務を履行することを求めている。当該株式は、インドネシア市民もしくは100%インドネシア人が保有する会社にもみ売却することが認められる。当該売却には、株式の直接売却とインドネシアの証券市場を通じての売却の2つの方法がある。さらに、法務人権省の承認と現行の法律及び規制の遵守を条件として、株式買戻しを実施する機会が与えられる。

この売却義務には例外規定があり、以下の要件を満たした場合にのみ適用される。

1. PMA会社が100%外国資本でない場合、既存のインドネシアの株主が株式の追加取得する意思がない旨に合意すること
2. PMA会社が100%外国資本の場合、株主は第三者のインドネシア人に株式を売却することに関するいかなるコミットメント/合意もないことを明言すること

図 22: PMA企業設立のタイムラインと基本ライセンス

番.	作業の説明	1ヶ月				2ヶ月				3ヶ月目			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	会社名の予約	■											
2	PMA会社設立書(DOE)の起草・準備	■	■										
3	PMA会社のDOEの最終化と実行		■										
4	MOLHRが発行したPMA会社の設立の批准を取得し、国家官報におけるPMA社の法人の公表を行う		■										
5	OSS システムへの投資データベース登録			■									
6	事業識別番号(NIB)の取得(取得を含む)会社登録証明書 ( TDP ,一般輸入者識別番号 ( Angka Pengenal Importir - Umum/ API-U)、および税関アクセス( akses kepabeanan ).			■									
7	会社の銀行口座を開設する(タイムラインと必要書類は関連する銀行によって異なります)			■		■							
8	課税対象の起業家確認の取得 ( Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)			■		■							
9	課税事業主確認書 (Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP) の取得					■	■						
10	ビジネスライセンスの取得(まだ有効ではありません)			■									
11	業務ライセンス(必要に応じて)を含む、ビジネスライセンスに定められたコミットメントの履行			■		■	■	■		■	■	■	
12	ビジネスライセンスの取得(有効)			■									■

注: 実務上は、PMA会社の設立及び全てのライセンスの取得にかかる期間は、関連当局から求められる書類の入手状況による。これらの書類が完全に揃ったと当局に認められてから、登録プロセスに入ることとなる。

## オムニバス法

2020年11月2日、インドネシア政府は、オムニバス法を制定した。これは、インドネシアの経済成長及び投資推進のため、より良いビジネス環境を求めているインドネシアの事業主を含めた利害関係者が待ち望んでいたインドネシアの法律である。オムニバス法の主な目的は、投資の拡大促進によるインドネシア人の雇用機会増大である。オムニバス法が公布される前は、ビジネスと投資に関する規制の枠組みにおいて、異なる法令の規制内容が互いに重複し、その結果、経済成長が鈍化し、雇用機会の不足をもたらしていた。

インドネシア政府は、オムニバス法を、投資を妨げる多くの既存の規制の枠組みのすべてを修正又は削除する単一の法的文書にすることを意図している。オムニバス法は、様々なセクターを対象とする78の既存の法律の多くの条項を修正、削除、または追加するものである。この法律は、以下の10の主要な「クラスター」をカバーする186の条項を含む15の章で構成されている。

- a. 投資エコシステムとビジネスの改善
- b. 雇用
- c. 中小企業の施設、保護、及び権限付与
- d. ビジネス環境
- e. 研究開発のサポート
- f. 用地取得
- g. 経済特区
- h. 中央政府の投資と国家戦略プロジェクトの加速
- i. 雇用創出を支援するための政府行政の実施
- j. 制裁の賦課

事業セクターに直接影響を与える投資とライセンスに関して、オムニバス法はインドネシアで事業を行う際の負担を軽減する実質的な打開策を導入している。ライセンス要件に関しては、企業にとってこれまで以上に単純なライセンス制度となっている。以前の制度とは異なり、各事業に必要なライセンスは、事業活動によってもたらされるリスクと、潜在的なリスクに基づいて決定される。オムニバス法は、健康、安全、環境及び資源の側面を考慮に入れることにより、ビジネスリスクを以下の3つのカテゴリに分類している。

### • 低リスクの事業活動

低リスクの事業活動として分類される場合、事業活動を実施するための登録の証明として事業識別番号（NIB）のみの取得が要求される。

### • 中リスクの事業活動

この分類は、medium-lowリスクの事業活動と中高リスクの事業活動で構成される。medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動に分類される場合は、NIB及び標準証明書（Sertifikat Standar）を取得が要求される。

ただし、medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動の標準証明書が異なることに留意が必要である。medium-lowリスクの事業活動の標準証明書は、事業活動を行うためのすべての要件を満たしているという起業家からの声明である一方、medium-highリスクの事業活動の標準証明書は、実施するための要件の充足の証明として中央/地方政府によって発行される。

## • 高リスクの事業活動

高リスクの事業活動に分類される場合は、NIBとライセンスの取得が要求される。ライセンスは、事業活動を実施するための中央/地方政府からの付与される。事業活動前にライセンスを取得する必要がある。

リスクベースのライセンス制度は、前述の規制の枠組みの下でのライセンス要件の複雑さを合理化するものである。このアプローチでは、すべての事業活動がライセンス取得を要求されるわけではない。

また、オムニバス法は、15のセクターの法及び規制におけるライセンス要件を合理化するものである。現在、その活動を実行するために各事業に対して取得しなければならない多くの異なるライセンスがあるが、オムニバス法の下では、企業は事業活動を行うため、中央政府によって付与された単一の事業許可（上記のリスクベースの分類に従う）のみを取得が要求される。これらは、以下を対象としている。

- a. 海運事業及び漁業.
- b. 農業.
- c. 林業.
- d. エネルギー及び鉱物資源.
- e. 原子力.
- f. 産業.
- g. 貿易、法定測量（測定及び測定機器への法的要件の適用）、ハラール製品の保証、及び適合性評価の標準化.
- h. 共事業及び公営住宅.
- i. 輸送.
- j. 健康保健業、製薬、食品.
- k. 教育と文化事業
- l. 観光.
- m. 宗教問題.
- n. 郵便、電気通信及び放送、そして.
- o. 防衛と保安.

ライセンス取得の合理化に加えて、オムニバス法は、関連する各セクションで個別に議論される投資関連の打開策も提示している。ただし、オムニバス法により導入された規定の多くは、完全に有効になるために下位の細則が必要となることに留意が必要である。インドネシア政府からのメッセージは、この法律とその施行規則が、インドネシア経済のさらなる成長を支えるため、投資とビジネスの環境を加速し、よりフレンドリーなものにすることを意図していることは明らかである。

2021年11月25日、インドネシア憲法裁判所は、オムニバス法に関する正式な司法審査のために2020年10月15日に提起された請願に関連して、判決第91/PUU-XVII/2020（「MK判決」）を下しました。憲法裁判所は現在、オムニバス法の制定が1945年のインドネシア共和国憲法に違反していると判示し、これは立法手続きの誤りに起因しています。したがって、裁判所はさらに、インドネシア政府に対して、オムニバス法の欠陥を修正するための矯正措置を実施するよう求めている。

さらに、MK決議が下された後、2年以内にインドネシア政府によって改正を完了しなければ、オムニバス法は永久に違憲とみなされなければならないと述べている。



そのため、現行の実施規則を含むオムニバス法は、今後2年間は有効であると理解されます。最終的に、オムニバス法の実施は、2022年12月30日に発行された政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって更新されました。2023年3月31日時点で、オムニバス法は政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって最終的な法規として確定していた。

## インドネシア会社法

インドネシアの有限責任会社(Perseroan Terbatas: PT)は、インドネシア会社法により管理される法人を指している。法務人権省により会社設立が承認され次第、株主の有限責任は有効となる。定款が制定されてから法務人権省による承認を取得するまでの間の期間においては、会社の創業者はパートナーと見做され、設立予定の会社の保有する義務に対して責任を負う。実務上は、新規設立会社は当局の承認が取得され次第、当該創業者の責務を負い、初回の株主総会において責務の継承を承認を受けることとなる。

インドネシア会社法は、法人格否認の法理の考えを認めており、株主は、法定機関として会社を設立するための要件を満たしていない場合、株主が直接または間接的に悪意を持って会社を個人的利益のために利用する場合、株主が会社による不法行為に関与する場合、株主が直接または間接的に会社の資産を不法に使用し、会社の資産が会社の負債を決済するために不足する場合、会社の行為について責任を問われることがある。オムニバス法が施行されると、特定の要件の下で、1人の創設者によって有限責任会社が設立される場合がある。オムニバス法は、最低2人の株主の要件が免除される新しい形式の有限責任会社を追加している。地方公営企業、村落公営企業、及び中小企業の基準を満たす企業は、単一の個人によって形成される場合がある。そのため、MOLHRに設立声明を登録することにより、事業が中小企業に分類される場合、個人が有限責任会社の形で単一株主法人を設立することが許可される。中小企業の基準は、株主数、純資産と年間売上高に基づく。ただし、そのような会社が中小企業に分類されなくなった場合、あるいは株主数が2以上となった場合は、通常の有限責任会社に再分類される点、留意が必要である。

## コーポレート・ガバナンス

インドネシアの会社の活動は取締役会 (BoD)、コミサリス会 (BoC)、株主総会 (GMS) の3つの組織により統治される。取締役会は日々の会社経営に対して責任を持つ。コミサリス会は会社経営を監督し、取締役会に助言を行う責任を持つ。株主総会は、会社法や定款に規定される範囲内で、取締役会又はコミサリス会に与えられていない全ての権限を有する。

## 取締役会

取締役会は会社経営に関与する。取締役会は少なくとも1名 (公的資金の収受・運用を行う会社を除く。公募社債を発行する会社あるいは上場会社の場合は、少なくとも2名の取締役が必要) により構成される。

取締役会のメンバーには一定の任期があり、再任されることも可能である。取締役会の構成が変わる場合 (新任、取締役の変更、もしくは解任により) には、取締役会は該当する新任、取締役の変更、解任の株主総会決議日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。また、取締役会は、各社および他社の株式保有状況およびその家族について報告し、後に会社の特別登記簿に登録することが義務付けられている。

加えて、例えば保険会社は少なくとも3名の取締役と、さらにそのうちの1名はコンプライアンスに関する専門性を有することといったように、特定の産業とセクターにおける規定によって、特定の会社に取り締役の最低員数が求められることもある。

### コミサリス会

コミサリス会は会社経営を監督する責任を持つ。コミサリス会は少なくとも1名により構成される。コミサリスは全ての株主及び取締役及びその他のコミサリス会メンバーから独立した立場の者から選定され、会社定款によって規定される。コミサリスは一定の任期があり、再任されることも可能である。

コミサリス会の構成が変わる場合（新任、コミサリスの変更、もしくは解任により）には、取締役会は該当する新任、コミサリスの変更、解任の株主総会決議日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。さらに、コミサリス会は、それぞれの会社および他の会社における自己および/または家族の株式保有を報告する必要があり、後に会社の特別登録簿に登録されることになる。

保険業界など特定の業界やセクターの規制により、コミサリス会の最低構成員数（インドネシアの保険会社の場合、最低3名の委員（うち半数は独立委員））が定められている場合があり、これを遵守する必要がある。

### 企業の社会的責任

会社法及びその他の関連規定において、天然資源もしくは天然資源に関連する分野で事業活動を行う会社は、毎年社会的・環境的責任（CSR）を果たさなければならない。また、このような会社はCSRプログラムの実行に関するレポートをアニュアルレポートに含め、当該CSRレポートを株主に開示しなければならない。

### 非公開会社における資本・株主構成

インドネシア会社法上では、インドネシアの会社の最低授権資本金は5千万ルピア（約3,565USドル）であり、少なくとも授権資本金の25%が実際に払い込まなければならないと規定されている。しかし、この要件はオムニバス法及び政府規定No.8/2021より更新されており、有限責任会社の資本、会社の設立、変更および会社の登録に関して、会社の創業者の合意に基づくものと定めている。したがって、創業者は、会社のニーズと目的に応じて有限責任会社を設立する際に、承認された資本を柔軟に決定することができる。

一部のセクターは、より高い資本要件を課される可能性がある。PMA 企業の場合、発行済みおよび支払い済みの最低資本IDR 100億または同等の価値が求められる一方で、最低総投資額は1年間の運転資金、機械などの（土地や建物を除く）IDR 100億以上またはそれに相当する価値が求められる。資本調達には、(i)資本金(ii)利益剰余金(事業拡大に適用される)および(iii)借入から構成される。BKPMは、提案された投資に応じて、PMA企業に対して高い資本が要求される場合があることに留意が必要である。

資本金は、市場価格または当会社に関係のない専門家（鑑定人）により決定される合理的な価値に基づき、金銭またはその他の方法で払い込むことができる。不動産の形で払い込まれた場合は、設立証書の署名日もしくは株主総会による決定から14日以内に、1社あるいはそれ以上の新聞により公示されなければならない。

会社の資本金は株主総会決議により増加でき、当該増資は法務人権省に報告されなければならない。増資のために発行された全ての株式は、最初に持分に応じて既存の株主に提供されなければならない（新株優先引受権）。

企業は、資本金を減額することも可能である。減資は、株主総会の承認により実行される。取締役会は、当該株主総会決議について全ての債権者に、株主総会日から7日以内に1社もしくは複数社の新聞を通じて公示しなければならない。また、公示から60日間、債権者は理由とともに当該減資への反対意見を文書により会社に提出することが出来る（その際、法務人権省にもコピーを送る必要がある）。企業は、意見書の提出後、30日以内に返答しなければならない。減資する際には、合わせて法務人権省の承認に基づく定款の変更も行われる。減資は株式の消却あるいは額面価額の減額のいずれかにより行われる。インドネシア会社法は、全ての有限責任会社に対して最低2名の株主を求めている。会社の払い込み資本は、会社の所有量を反映したものである株式ごとに分けられる。

株式の価値はルピアで表示されなければならない、発行された額面価額を保有する。全ての発行済み株式は株主登録名簿に記録され、これは取締役会により管理される。また株主には株主であることを証明するものが与えられる（株券）。また、取締役会は会社の株式、あるいは取締役会・コミサリス会のメンバーとその家族が所有する他の会社の株式について当該株式が取得された日付とともに、関連情報を含んだ特別な登録簿を管理している。株主には株主総会に出席し議決権を行使する権利があり（特定の株式に議決権を与えないことも可能だが）、また、配当及び清算時の残余財産の分配を受けることが出来る。

## 2. ジョイントベンチャー

外国投資家の関与するジョイントベンチャーは、新規のPMA会社として設立される（「グリーンフィールド」プロジェクトや新規ビジネスの場合）、あるいは外国投資家が既存の会社の株式を取得することにより組成される。

ジョイントベンチャーの関与者は通常、定款の条件を補完するため、合併契約書あるいは株主間契約書を締結する。当該契約には、インドネシア会社法・適用される外国投資規定、あるいは公共政策に関する事項により義務付けられている事項に反しない限り、特段の要件は定められていない。当該契約は、法律No.24/2009の要請により、2言語（英語及びインドネシア語）で記載されることがより一般的になっており、また、（仮に外国法条項の選択が強制可能である場合においても）インドネシア法が適用されることがより一般的になっている。この点は、大統領令No.63/2019により、さらに強調されている。一般に、このような契約には仲裁の条項が含まれ、契約当事者は仲裁地を選択することが多い。

しかしながら、インドネシアの国営企業は国内仲裁（BANI）を誇示している。外国投資家が国内投資家により設立された既存の合併会社の株式を取得する場合、国内の既存株主の間で合併契約や株主間協定が締結されておらず、定款に依拠するだけの場合がある。PMA会社を設立するために要する期間は、近年短縮化傾向にはあるものの、当該手続は依然として、他国と比較して時間を要するものであると言える。したがって、合併契約は会社設立のプロセスを詳細に記述し、このプロセスを促進するために当事者間で責任を割り当てることが重要となる。

## 3. 買収及び合併 (M&A)

インドネシア会社法は、吸収合併、新設合併、買収、会社分割を規定している。吸収合併は、一般に75%の株主の合意が必要である。いくつかの少数株主保護規定があり、特に株式売却価格は「公正」であることが求められている。存続会社が会社名及びマネジメントを維持しない限り、合併後の会社は新しい会社名とマネジメントを採用する。

有限責任会社の吸収合併では、1つ以上の会社を1つの存続会社に統合する（同時にその他の会社を清算する）ことが可能である。新設合併では、2つ以上の会社を新会社に統合し、既存の会社を清算する。買収では、個人あるいは法人が全てもしくは一部の会社の株式を引き取り、結果として支配権が移転される。

法律No.5/1999独占的行為及び不公正な事業競争の禁止、KPPU規定No.3/2019吸収合併又は新設合併の検討、株式買収（競争法）に基づくと、会社は取引が以下の要件に該当する場合、買収及び合併を事業競争監視委員会（Komisi Pengawas Persaingan Usaha： KPPU）に報告しなければならない

- a. 関連する会社の資産額の合計が2.5兆ルピア超（全ての当事者が銀行の場合は20兆ルピア超）
- b. 関連する会社の売上高の合計が5兆ルピア超
- c. 取締役権の変更がある
- d. 取引が関連会社間でない
- e. 取引がインドネシアで資産および/または売上高を有する事業者間で行われる。



事業体は、合併又は買収が有効となった際（あるいは非公開会社に関して法務人権省から承認を得た際、もしくは公開会社に関してOJKからOJK規定No.74/POJK.04/2016に従い承認を得た際）には、KPPUに報告しなければならない。また事業体は、合併又は買収が有効となる前に、取引が上記報告義務の要件に該当するかどうかについてKPPUに意見を求めることが出来る。

報告は、合併又は買収が有効となった日から30日以内に実施されなければならない。KPPUは、事業体が報告義務を果たさなかった場合、10億ルピア以上250億ルピア以下の罰金を課すことが出来る。

## デューデリジェンス

一般に、インドネシアの会社に対してデューデリジェンスを行うことは、情報へのアクセスの困難性、公開情報の信頼性、法定企業文書、資産・資本あるいは土地所有権その他に関する阻害要因により、非常に困難であると考えられている。企業文書のデータや株式所有に関しては、依然として法務省の一般法務総局（Administrasi Hukum UmumまたはAHU）で購入することが可能である。さらに、非公開企業の財務報告書にはアクセスできず、また特定のセクター、特に金融サービスを含む一部のセクターを除いて、政府に対して定期的に財務報告書を提出する義務も存在しない。提出された財務報告書も一般には利用できない。インドネシア企業は社名簿（Berita Negara）に規定された形式で定款を公表する必要があるが、この情報は頻繁に不完全であり、企業設立後に行われた株式譲渡の記録などが抜け落ちていることがある。端的に言えば、(a)会社名、(b)株主、(c)取締役又はコミサリスの変更あるいは定款の変更は定期的に更新されておらず、公開情報は信頼できるものとは言えない。しかし、公開情報は、負担及び先取特権を除き、前述の事項に関する会社の履歴情報を一定程度立証することが出来るものである。インドネシア企業に対してデューデリジェンスを実施することは、インドネシアで事業を行うために必要な多数のライセンスや許認可や関連する報告義務のため、非常に複雑化されている。

これらの義務は、主として性質上は行政上の事項と考えられるが、多くのケースでは警告、行政罰、ライセンスの一次停止、あるいはライセンスの失効を含む法律順守違反も見受けられる。さらに、ライセンスの条項にはライセンス保持者が実行すべき様々な義務や条件が課されており、こつらが充足されているかはしばしば文書による証拠により確認できないことがある。

## 非公開会社の買収

非公開会社の買収を実行するためには、主にインドネシア会社法と外国投資規制への準拠を検討する必要がある。一般に買収前に承認を得る必要があるが、対象会社の事業セクターによっては、必要となる承認が異なるという点が重要である。さらに、インドネシア会社法では会社の支配権の変更に関して、多くの要求事項を課している。（公表要請や従業員への通達要請を含む）

海外買収者の買収対象会社がPMDN会社の場合、買収プロセスにはPMA会社への変更が含まれる。この変更においては、新規のPMA会社を設立しようとする場合と同様の課題が発生する。これらの課題には、対象会社の事業活動がDNIIに基づき外国投資可能かどうか、その場合に何らかの制限が課されるかどうかの検討が含まれる。PMDN会社のPMA会社への変更は、買収を完了するための前提条件となる。

## 公開会社の買収

インドネシアの公開会社（末尾に“Tbk.”が付くことで知られる）の買収に関しては、インドネシア金融庁（OJKとして知られ、インドネシアの証券取引市場を規制している）の公布する規制に従う必要がある。また上場会社として、インドネシア証券取引所（IDX）のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主数を有し、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主及び資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は、会社法で言及されている関連規定についても従う必要がある。また、銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては、追加的な規制面の要求が求められる。

## 買収の定義

資本市場の規定では、公開会社の買収とは会社の支配権の変更が起こる直接又は間接的な行為と定義されている。支配している者とは、以下のように定義される。

- 会社の株式の50%以上を保有する者、あるいは
- 会社を直接又は間接的にコントロールできる者（例えば、取締役やコミサリスの任命権又は解任権を保有している、定款を変更する権限を有している等）

OJK規定No.9/POJK.04/2018公開会社の買収（OJK規定No.9/2018）によると、会社を直接又は間接的に支配できる能力とは以下のようなものが証拠となる：

- 投票権の50%以上の所有を示す他の株主との合意書；
- 定款/合意に基づく上場企業の財務および業務方針をコントロールする権限を有する株主の権限を示す文書/情報；
- 取締役会（BOD）および監査役会（BOC）の大部分のメンバーを任命または解任する権限を示す文書/情報；
- 取締役会決議及びコミサリス会決議における過半数の議決権をコントロールするパワーを持つことを示す文書/情報
- その他、公開上場会社をコントロールする手段を示す文書/情報

会社法によると、インドネシアの会社の買収は、既存株主からの株式の売買もしくは新規発行株式の引受（増資又は株主割当発行）により、実行される。公開会社の場合、既に発行されている株式の売買は、対象会社の支配株主との交渉、もしくは任意公開買付により有効となる。

支配株主との直接交渉による株式の売買取引の後には、一般的に公開株に対する義務的公開買付が行われる。

## 交渉及び開示

公開会社の買収は、典型的には潜在的な買収者と対象会社の支配株主（既存株式の取得の場合）又は対象会社の取締役会（新規発行株式の取得の場合）との間の交渉から開始される。

公開会社の買収を目的とした交渉を開始し、当該交渉について開示することを決定した潜在的な買収者は、少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表につい

て、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

OJK規定No.9/2018の下で、当該公表には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない：

- 対象会社の名称
- 想定取得株式数
- 想定買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、及び買収の理由を含む
- 潜在的買収者が既に保有している有価証券数（もしあれば）
- 支配の目的
- 潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等（コンソーシアムとして活動等）
- 交渉に関する予定される手法や手続
- 交渉資料

仮に交渉の公表の後、取引成立に至らなかった場合、関係者は交渉の終了について少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表については、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

### 株主の合意

提案された取引条件は、法律や資本市場セクターの規制及び会社の定款に基づき、対象会社の株主の承認を得る必要がある。

定款でより高い基準が設定されていない限り、以下が必要となる。

- 公開会社の定款の変更、もしくは授權資本金額の増加には、株主総会に出席した有効議決権の3分の2の賛成が必要
- 買収、合併、実質的に全ての資産の負担又は販売には、株主総会に出席した有効議決権の4分の3の賛成が必要

会社の既存株主は、いかなる新規発行株式についても優先引受権を保有しているため、仮に買収に新株発行が伴う場合、既存株主が優先引受権を放棄するか、買収予定者が買収を実行できるようになる程度まで優先引受権を移転することが必要となる。

資本市場の規定では形式面や通知の要件を含む公開会社の株主総会の招集手続を指定している（同様にインドネシアの公開企業の電子的株主総会の招集手続も指定されている）。

### 買収完了の公表

買収が成功した場合には、買収者は少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙もしくはIDXのウェブサイトを通じて買収について公表しなければならない。また取引完了後1営業日以内には、OJKに対して結果を報告しなければならない。JK規定No.9/2018に基づき、当該公表は少なくとも以下の情報を含む必要がある。

- 取得した株式数、買収者に売却した株主名、1株辺りの買収価格、合計価格及び合計持株比率

- 買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、株主構成、コミサリス会と取締役会、資本構成
- 買収の理由
- 該当する場合、新支配株主が組織体であるという表明
- 買収者の利益
- 関係会社関係の内容
- 当局からの承認に関する説明

### 義務的公開買付

公開会社の支配株主の変更においては、新支配株主は以下に該当する株式を除き、残りの株式について義務的公開買付を実施する必要がある。

- 新支配株主が買収により取得する株式を保有する株主によって保有されている株式
- 新支配株主が全支配株主との合意の下、別途同じ条件で買取オファーしている株式
- 同時に義務的又は任意公開買付を行っていた第三者（他の潜在的買収者）によって保有されている株式
- 対象会社の少なくとも20%の株式を保有する株主によって保有されている株式
- その他の支配株主によって保有されている株式

新支配株主は義務的公開買付について、買収完了の公表から2日以内に必要な関連資料とともにOJK及び対象会社に報告する必要がある。さらに、OJKから追加の情報提供、及び/または初期的な報告の修正を求められた場合には、依頼を受けてから5営業日以内に追加情報を、及び/または修正情報を提出しなければならない。

OJKは初期的な報告内容を確認し、新支配株主が当該情報を公に開示の可否を決定する。新支配株主はOJKから当該情報に係る開示可能を示す書面による確認を受け取ってから2営業日以内に、インドネシア語の全国紙を通じて義務的公開買付を公表する必要がある。

義務的公開買付の公表の後、対象会社の株主は、30日間で提示された価格でのオファーを受けるか拒否するかを決定する。株主による承認プロセスは規定により禁止されており、全ての株式の移転及び支払いが買手及び売手それぞれの証券会社又は証券保管銀行を通じて行われる。

買付者は、オファー期間内（義務的公開買付の公表から30日）にオファーを受け入れられた株式は、全て取得しなければならない。また買付者は、買い付けが成功した場合オファー期間終了から12日以内に支払いを完了する必要がある。

### 浮動株の要件

公開買付の結果、支配株主が80%以上の株式を取得することとなった場合（非公開会社となった場合を除き）、新支配株主は80%未満となるまで株式の一部売却する、十分な株式を浮動株とする、新規株式を発行する等の措置を行う必要がある。上記は買収後2年以内に行われる必要がある。

### 任意公開買付



任意公開買付は、潜在的買収者が対象会社の支配株式を株式購入又はその他の株と交換可能な有価証券により取得するための、代替的手段である。

オファーは全ての者（既存株主か否かを問わず）により実施可能であり、また一般的にはメディア、すなわち新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・その他の電子メディア・レター・ブラウザ等を通じて行われる。任意公開買付を行おうとする者は、対象会社・OJK・既に任意公開買付を同じ対象会社に対して行うことを表明している他者、上場企業の場合にはIDXに対して、義務的公開買付を行う旨を伝達する必要がある。

加えて、任意公開買付を行おうとする者は、OJKへの任意公開買付表明の提出と同日に、少なくとも2社のインドネシア語の新聞（うち1紙は全国紙）を通じて公表する必要がある。

任意公開買付表明は、以下の要件のいずれかを満たしたタイミングで有効となる。

- OJKが書面による承認を発行した場合
- 任意公開買付表明がOJKに提出されて15日を経過後、OJKによる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合
- 任意公開買付表明についてOJKの依頼により変更があった場合、変更版がOJKに提出されて15日を経過後、OJKからさらなる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合

任意公開買付は、任意公開買付表明が有効となってから、2営業日以内に開始されなければならない。任意公開買付の期間は少なくとも30日間であり、OJKの承認がない場合を除き、90日まで延長することが出来る。

#### 4. インフラストラクチャー

インドネシアは大きなインフラ需要があり、民間投資の促進やインフラ発注手続きの透明性の増加のための大規模な法務制度改革（アンバンドリングや自由化を含む）が行われている。様々な取り組みの中で、インドネシア政府は官民連携（PPP）プログラムを策定し、足元では多くのプロジェクトが進められている。PPP制度により、政府、国営企業、地域企業とともに、民間セクターがインドネシアのインフラ整備に積極的に関与する機会が開かれた。さらに、2020年2月18日、インドネシア政府は、限定的な譲歩権によるインフラ投資に関する大統領規則No. 32/2020号を制定した。これは、中央政府及び/または国営企業によって現在運営されている既存の資産を利用し、公共インフラに資金を提供するためのスキームを導入するものである。

インドネシアの法や規制に基づき、インフラはセクター別（例えば道路、鉄道、電力、電信、水道供給、固形廃棄物等の衛生など）に区分され、特定の省庁や規制当局により管轄されている。国営企業もまたこれらのセクターでは重要な役割を担っている（なお、これらの企業が以前享受していた法的独占や準規制的な権限は排除されており、民間セクターは国営企業との合併事業を義務付けられることなく、インドネシアのインフラ開発に参加することが可能である）

##### 発注規制

インドネシアの公共事業の発注ルールは、発注プロセスの改善と地方自治の原則の下での地方の財政当局の発展という2つの観点から広範な改革のテーマとなってきた。

規制は全部及び一部を国又は地方から税源予算が出ているような中央及び地方政府、国営の法的組織（国立大学等）、国営企業もしくは地方公営企業（所有含む）などによる商品やサービスの調達に及んで

いる。基本的には、インドネシアの公共発注規制は発注主体が直接の政府機関でない場合であっても適用される。インフラの分野においては、一般的な発注規制は特に伝統的な国家財政のインフラ提供方法に関連している。これはプロジェクト体制がPPPプログラムの範疇にないと見做され、国家財政に影響を与えると見做される場合と同様である。

限られたケースを除き、競争による公開入札が義務付けられている。インドネシアの公共調達規制が一般的な要請を統治している一方、特定のエリアやセクターでは特定の政府発注ガイドラインに基づく特定の規制面での要請がある。

### 官民連携-規制の枠組み

近年、インドネシア政府はインフラストラクチャーの需要と予算のギャップを埋めるため、PPPスキームを活用する必要があると認識している。例えば、2018年には、世界銀行によるインフラセクター調査に基づき、インドネシア政府は中期国家開発計画 (RPJMN) での投資目標額415百万ドルのうち、35%は民間セクター、22%は国営企業による投資が必要と試算されている。インドネシアでは、インフラプロジェクトのリスク分担割合を改善し、民間企業の競争入札を促進するというインドネシア政府の方針により、PPPプロジェクトの法的・制度的枠組みが大きく改善されている。例えば、PPP規定の下で発注されたプロジェクトにおいては、公募型スキーム (Solicited) または民間からの提案型スキーム (Unsolicited) のいずれであっても、落札者の選定は公開された入札プロセスにより実行される。また、このようなプロジェクトは、全てのステークホルダーがリスクを適切に管理できるよう、リスク分担が設計されている。これはインドネシアで1980年代・90年代に行われたBuild-Own-Transferスキーム、Build-Own-Operateスキームやその他の民営化スキームとは対照的で、当時は多くのプロジェクトにおいて政府との直接交渉により取り進められていた。

この点、大統領令No.38/2015は、インドネシアにおけるPPP導入の基礎 (PPP規定) となっている。PPP規定の下、PPPとして導入可能なインフラプロジェクトの形態は以下を含んでいる:

- a. 交通インフラ
- b. 道路インフラ
- c. 水資源及び灌漑インフラ
- d. 上水道インフラ
- e. 下水道インフラ
- f. 分散型污水管理インフラ
- g. 一般廃棄物/有害廃棄物管理インフラ
- h. 電気通信及び情報処理インフラ
- i. 電力インフラ
- j. 石油天然ガス及び再生可能エネルギーインフラ
- k. 省エネルギーインフラ
- l. 都市施設インフラ
- m. 教育、研究開発施設インフラ
- n. スポーツ、芸術及び文化的施設インフラ
- o. 観光インフラ
- p. ヘルスケアインフラ
- q. 刑務所インフラ
- r. 公営住宅インフラ

## s. 政府施設インフラ

インドネシア国会は、特定のセクターのインフラについての発注及び民間セクターの開発やプロジェクトへの参加の合理化や明確化のため、以下を含む新規法案を制定している。

- a. 法律No. 17/2019水資源 (オムニバス法による改定あり)
- b. 法律No. 38/2004道路 (オムニバス法及び道路に関わる法律No. 38/2004の第2次修正法律No. 2/2022による改定あり)
- c. 法律No. 23/2007鉄道 (オムニバス法による改定あり)
- d. 法律No. 17/2008海上輸送 (オムニバス法による改定あり)
- e. 法律No. 18/2008廃棄物管理
- f. 法律No. 1/2009航空 (オムニバス法による改定あり)
- g. 法律No. 30/2009電力 (オムニバス法による改定あり)

関連セクターの法律及び規制に従い、インフラプロジェクトは中央政府あるいは地方政府の省庁、機関、代理機関により実行される。PPPプロジェクトは、公共のインフラサービスを提供するものとして任命された国営企業あるいは地方公営企業によっても発注されることがある。例えば、インドネシアの国営電力企業のPT PLNや水供給の地方公営企業のPDAMsなどである。これらの発注者は一般に政府契約機関 (GCA) と呼ばれる。

入札結果に基づく落札者 (もしくは落札者によって設立された新会社) とGCAは、PPPプロジェクトの導入を管理するための基本協定を締結する。「基本協定」という用語は、公共と民間セクターの間の主たるプロジェクト契約書に適用される一般用語として使われる。セクターやプロジェクトの形態により、当該契約書は、売電契約書、給水契約書、コンセッション契約書またはその他の契約書に基づいて作成される。

基本協定は、とりわけ業務範囲、プロジェクト期間、契約履行保証の規定、当初の料率と変更メカニズム、リスク分担、サービスパフォーマンスの基準、罰則、係争解決メカニズム、不可抗力条項、対象インフラの所有者等に関する情報、プロジェクト期間終了時におけるプロジェクト資産のGCAへの売却条件に関する条項が含まなければならない。また、適用される法令は、インドネシア法でなければならない。基本協定は、インドネシア語のみ、あるいはインドネシア語と英語等の他言語との併記で作成されるが、2言語間において不整合があった場合には、大統領令N0.38/2015に基づき、インドネシア語が優先される。基本協定の条項は、特定のセクターにおける要請によって追加される場合もある。

### PPPを支援する制度的枠組み

インドネシアにおけるPPPを促進、支援することに関して、政府は様々なファンドや融資制度の利用を通じた民間セクターを支援する制度を提供している。

例えば、民間セクターによるPPPプロジェクトにおける土地収用の困難に対応するため、インドネシア政府はこのような民間セクターの土地収用の財政的な支援を検討している。公共及び民間による土地収用の法律や規制の明確化-法律No.2/2012公共の利益のための土地収用を含む-も同様であり、これはインフラ開発における土地収用の不透明性を減らすことを意図したものである。(オムニバス法により一部改定。) なお、大統領令No.19/2021公共の利益のための土地収用 (過去の大統領令No.71/2012等の規定の廃止) は実行されている。

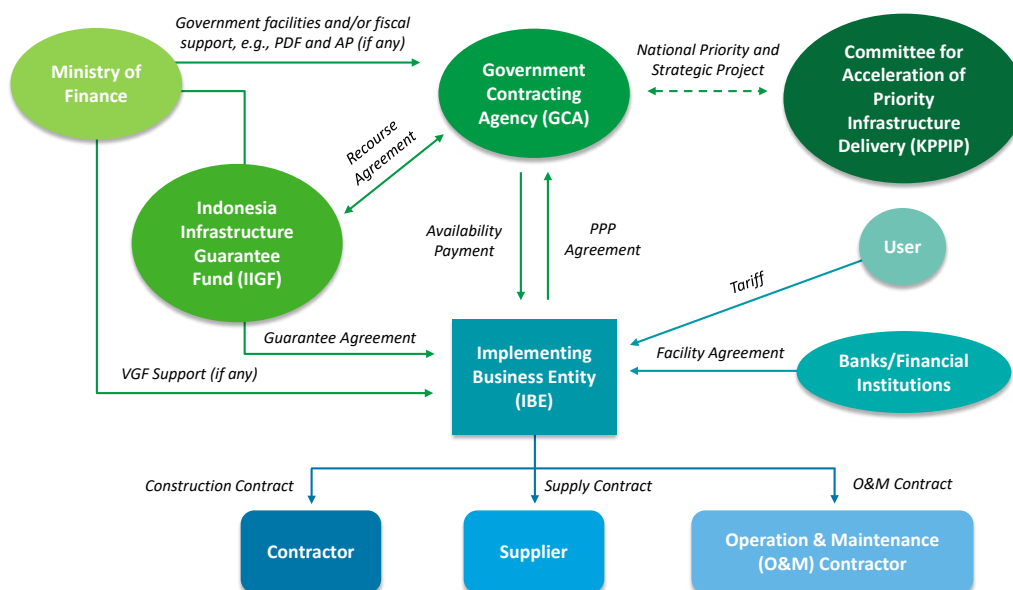
2009年後半、財務省はPPP規定及び政府規定No.35/2009インフラ保証のための有限責任会社の設立に関する政府規則（インフラ保証のための有限責任会社設立のための国家参加に関する政府規則第55/2020号で最終改正）に基づき、PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia（国営企業）又はPIIを設立した。PIIはIndonesia Infrastructure Guarantee Fund（IIGF）として知られている。IIGFは財務省により、インフラプロジェクトのリスクを最小化するためのPPPプロジェクトに対する政府保証を提供する「唯一の窓口」となるよう任命された（例えば、適用される協力協定の下でのGCAの財政的な義務）。IIGFは世界銀行の支援により設立された。

IIGFにより提供される政府保証は、保証者としてのIIGFとプロジェクトの実行者として選定された民間企業との間で、ベネフィシャリーとして締結される。保証契約の条項に基づき、プロジェクト会社は、保証の受益をレンダーに割り当てることが出来る。また、IIGFは直接契約（コンセントレーター）をプロジェクト会社及びレンダーと締結する。保証が実行された場合、IIGFはGCAとIIGFの間で締結したリコース契約に従い、支払い額を補償される権利を持つ。リコース契約は、とりわけGCAによる協力協定に基づくリスク分配、及び協力協定に基づくGCAのパフォーマンスに対するGCAの徹底した評価を促進することを図している。また、インドネシア政府は国営企業であるPT Sarana Multi Infrastruktur（PT SMI）を設立した。PT SMIはインフラファイナンスに特化したノンバンクの金融機関である。IIGFとPT SMIは、ともに潜在的なGCAに対して、プロジェクト準備やストラクチャーに関する知見や助言の提供を行う。例えば、プロジェクト導入に関する助言の提供や、フィージビリティ調査の準備、マーケットサウンディングの実施やPPPプロジェクトの入札プロセスにおけるGCAの支援などを行う。

PT SMIは、財務省によりいくつかの顕著なPPPプロジェクト- Umbulan用水供給プロジェクトやスカルノハッタ国際空港接続鉄道プロジェクト等を推進するために設立された。

PPPの枠組みの中でもう一つの機関であるPT Indonesia Infrastructure Finance（IIF）は、PPPプロジェクトの資金調達のために代替金融支援を提供する目的で設立された。IIFは設立以来、株式会社三井住友銀行から多額の出資を受けている。各機関のシナジー効果は、図23に示される通りである。

図23 各機関のシナジー効果



出典: Deloitte analysis.



## コンセッションスキーム (アセットリサイクル)

アセットリサイクルとは、政府や国営企業が保有する資産を民間企業に売却・リースすることで、必要なインフラ投資資金を調達できるようにする施策を指している。インドネシアの規制枠組みでは、Perpres No.32/2020で、政府・国営企業が実施可能な資産リサイクルスキームの一つとして、Limited Concession Scheme (LCS) という概念が導入されている。

大統領規則No. 32/2020によって、国又は国営企業が所有する既存の資産運用に対する民間投資が許可されている。例えば、政府は、利用されなくなった有料道路の運営に対して民間セクターに「限定的なコンセッション」を与えることができる。このような運用権の付与は、限定コンセッションスキーム（「LCS」）と呼ばれる。LCSに参加する民間投資家は、商業資産の運用から利益を得るだけでなく、新しいインフラストラクチャーの資金調達にも参画するであろう。民間投資家は、「限定的なコンセッション」の付与を受けるにあたって国又は国営企業に料金を支払う必要がある。このようにして、政府又は国営企業は、新しいインフラアセットの開発のための資金を得ることができる。

LCSを明確にするために、大統領規則No. 32/2020では、LCSを通じて民間セクターに提供できるインフラ資産のカテゴリーの詳細が以下の通り規定されている。

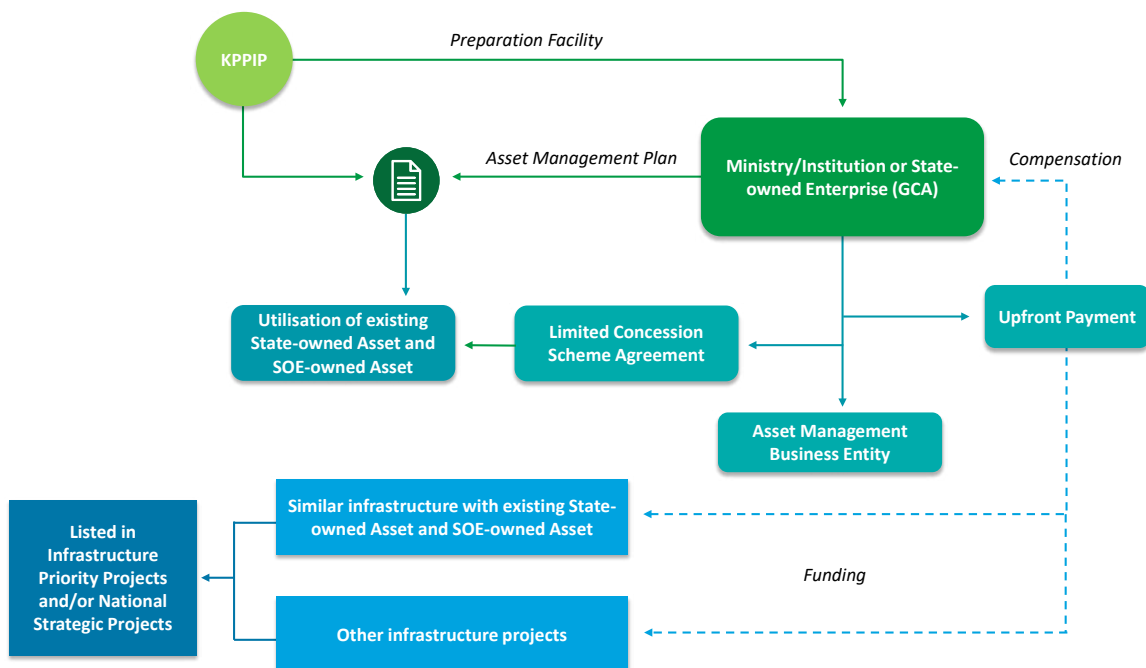
- a. 交通（港湾、鉄道、空港およびバスターミナル）
- b. 高速道路
- c. 水資源
- d. 上水道供給システム
- e. 下水道・排水処理システム
- f. 廃棄物管理システム
- g. 電気通信及び情報システム
- h. 電気
- i. 石油、ガス、及び再生可能エネルギー

さらに、大統領規則No. 32/2020は、公共資産がLCSを通じて民営で運営されるため、次のような最低要件を定めている。

- a. 少なくとも2年間は商業的に運営される必要があること。
- b. 該当する国際基準に準拠した運用効率の向上が必要であること。
- c. 今後少なくとも10年間の資産のライフサイクルが見込まれること。
- d. 国有資産である場合、政府会計基準に従った前年度の省庁の監査済み財務諸表が必要であること。
- e. 国有企業の資産として計上される場合、少なくとも2年間連続してプラスのキャッシュフローを計上し、インドネシアの該当する会計基準に従って少なくとも3年間連続して監査を受けていること。

国有資産のユーザーである大臣・官庁の長、または国有企業の社長は、KPPIP の支援を受け、計画プロセスを実施することになる。この計画プロセスのアウトプットは、資産管理計画であり、LCSに提供可能な資産のパイプラインとして機能する。国有資産として記録された資産の場合、LCS資産を事前に適格な投資家に提供するために、競争入札プロセスを実施しなければならない。この段階では、資産所有者である大臣・官庁の長が取引プロセスを実施する。取引プロセスが完了すると、政府は財務省傘下のBLUを通じて資産を引き継ぎ、落札者と契約を締結する。国有企業の所有として記録されている資産の場合、国営企業の社長は、当該国有企業に適用される選定手続きに基づいて、契約締結を実施する。事業者選定手続き終了後、国有企業は落札者との間で契約を締結する。国有企業と落札者は、特別目的会社を設立することができる。LCSのプロジェクト構造は次の図の通りである。

図24. LCSプロジェクトの構造



出典: Deloitte analysis.

政府規制第32号/2020によれば、LCSは資産所有者にとって有益であり、政府または国有企業がそれぞれの資産を自ら利用する際に発生する可能性のあるリスクを軽減します。一方で、従来の資金調達代替手段として、LCSの実施は政府が新たな債務に陥ることなく、既存のインフラサービスの提供を維持または潜在的に改善する方法である。

一方で、政府規制第32号/2020の成熟は、包括的な規制や投資制限など、いくつかの要因に依存する可能性が高いです。政府規制第32号/2020の前に、政府は国有/地方有資産とPPPの利用に関する規制フレームワークを確立しており、これが類似の事項の規制に重複を生じ、実施において障害となる可能性がある

国有企業にとって、資産の再生は戦略的なパートナーシップ協カスキームを通じて実施することも可能です。国有企業規制第7号/2021によれば、戦略的なパートナーシップ協カスキームは、国有企業とそのパートナーとの間で相互の目標を達成するために行われ、そのような協カは国有企業にとって最適な利益に基づいて行われます。戦略的なパートナーシップ協カスキームは、国有企業がパートナーとして行う場合と、国有企業がパートナーを探す当事者として行う場合のどちらも可能です。国有企業規制第7号/2021で規定されているように、国有企業がパートナーを探す当事者として行う戦略的なパートナーシップ協カスキームの実施の基盤として国有企業の内部標準作業手順が使用される。

## 5. 優れたコーポレートガバナンスの構築

優れたコーポレートガバナンス原理の構築は、会社法No. 40/2007及び有限責任会社向け解説規定No. 25/2007の15条において規定されており、これらの法律では会社と投資家の両者の観点から優れたコーポレートガバナンスの責任が強調されている。優れたコーポレートガバナンス原理には、透明性、説明責任、受託者責任、独立性、及び公平性が含まれる。これらの規制を補完するものとして、経済担当調整大臣は、優れたコーポレートガバナンスは企業とビジネス環境全体の両方に対する投資家の信頼に関連するものとして市場経済の重要な柱であると述べている。優れたコーポレートガバナンスの構築は持続可能な経済成長と安定に繋がり、またクリーンで信頼できる政府を確立するための活動を支援することも期待されている。

優れたコーポレートガバナンスの構築にあたり、インドネシアの企業はコーポレートガバナンスコード、国家委員会及び国際金融公社 (IFC) のマニュアルを参照することが出来る。国家委員会は既存のコーポレートガバナンスコードをレビューし現状に即したものに改定するための小委員会を設立した。世界銀行グループであるIFCはガバナンス慣行を強化することにより、新興市場で企業が直面する様々な課題へ対処することを支援している。これらのマニュアルは企業を法的に拘束するものではないが、優れたコーポレートガバナンスの構築のための基本的なガイダンスや参考情報を提供している。

これらのマニュアルには(i)リスクマネジメント、(ii)内部統制、(iii)内部監査という3つの重要なトピックが記載されている。リスクマネジメントと内部統制は取締役会 (BoD) の職務としてカバーされる必要がある2つの主要な領域になり、内部監査はコミサリス会 (BoC) とBoDを保証するものとして機能している。

### リスクマネジメント

IFCが作成したインドネシアのコーポレートガバナンスマニュアルによれば、リスクマネジメントの成功は全ての企業の成功の中核をなすものである。リスクマネジメントにおいては、BoCとBoDの両者が以下の責任を負う；

- 企業の戦略的目標を達成するために企業が取ることをいとわないうリスクの性質とレベルの決定
- リスクが適切に評価及び軽減されることの確保

BoDはリスクマネジメントシステムの構築を担当し、BoCは当該構築のモニタリング及びレビューを担当する。国家委員会 (KNKG) により発行されたインドネシアのコーポレートガバナンスコード2006に基づき、以下のことが推奨される;

- BoDは企業活動の全ての側面をカバーし、企業内の健全なリスクマネジメント慣行を構築、実行する
- 新規の製品やサービスの創造を含む戦略的な意思決定は、リスクエクスポージャーを慎重に検討し、利益とリスクの適切なバランスを確保して行う
- 適切なリスクマネジメントを行うため、企業はそのような機能を担当する組織又は担当者を設定する必要がある

BoCがリスクマネジメントシステムの実行を監視及びレビューすることを支援するため、BoCはリスクポリシー委員会を設置することが望ましい。これは全ての企業に推奨されている (OJK CGガイドライン)。リスクポリシー委員会はBoCがリスクガバナンスストラクチャーを設定し、企業のリスク許容度を決定及び評価し、主要なリスク指標及び結果を定期的に監視し、リスクマネジメントと内部統制システムの十分性と有効性をレビューすることを支援する責任がある。リスクマネジメントを行うにあたり、多くのインドネシア企業はCOSO Enterprise Risk Management 2017及び/又はISO 31000:2018 Risk Managementを参照している。インドネシア国家標準化機構 (BSN) はインドネシア国家標準 (SNI) 8615:2018 ISO 31000:2018 Risk Management Guideを発表した。

### 内部統制

内部統制-統合フレームワーク (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 2013) を参照すると、内部統制とは企業の取締役会、経営者及びその他の人員によって構築されるプロセスであり、運用、報告、コンプライアンスに関する目的の達成についての合理的な保証を得るために設計されている。リスクマネジメントには効果的な内部統制システムの構築と維持が求められる。コーポレートガバナンスコード2006には以下のように記載されている;

- BoDは会社の資産、業績、及び法規制の順守を保護するために、健全な内部統制システムを構築・維持する必要がある
- 発行者及び公開会社は内部統制機能又はユニットを保有する必要がある。
- 内部統制ユニットは企業のプログラムの実施状況を評価し、リスクマネジメントプロセスの有効性を改善するための推奨事項を提供し、会社の法規制の遵守を評価し、外部監査人との調整を行うことにより、BoDが企業の目的及び事業の持続可能性を実現するための支援を行う必要がある。
- 内部統制ユニットに対しては代表取締役あるいはこの機能を担当する取締役が責任を持つ。内部統制ユニットは監査委員会を通じてBoCと機能的な関係を有している。

### 内部監査

内部監査は企業を損失から守るために企業内に構築される内部統制の十分性と有効性を確保する責任がある。この機能はリスクマネジメントにおける統制環境、リスクアセスメントを評価し、調査結果及び改善事項をBoC (監査委員会を通じて) 及びBoDに提供する。





将来の上場企業は、IDX取締役会の2022年の決定番号KEP-00083 / BEI / 11-2022に基づく株式および株式以外の証券の上場に関するルール第I-Yに従い、メイン取引市場、開発取引市場、アクセラレーション取引市場、または新設された新経済取引市場に株式を上場させることができる。

以下の表は、4つの取引市場への上場要件の違いを要約している：

No	項目	メイン取引市場	開発取引市場	アクセラレーション取引市場	新経済取引市場
1	実体の種類	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社
2	稼働期間	36ヶ月（商業活動が収益を生むことを受け入れた企業によって確認された稼働期間）	12ヶ月（商業活動が事業収入の存在によって証明されることを稼働期間とすることを確認）	過去の財政年度において、事業収入を計上し、商業的に運用活動を行っていることが証明されています。	36ヶ月（商業活動が収益を得ていることを確認した企業による稼働期間を確認）
3	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも3年間監査を受けています</li> <li>監査された直近2年の財務諸表と、最新の中間監査済み財務諸表（ある場合）が、修正のない意見 (opini tanpa modifikasi) を取得しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも12ヶ月間監査を受け、最新の中間監査済み財務諸表（ある場合）が修正のない意見 (opini tanpa modifikasi) を得ています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近12ヶ月間または設立後1年未満の企業については、修正のない意見 (opini tanpa modifikasi) を得るよう、少なくとも直近12ヶ月間監査されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも3年間監査を受けています</li> <li>直近2年間の監査済み財務諸表と、最新の中間監査済み財務諸表（ある場合）が修正のない意見 (opini tanpa modifikasi) を取得しています。</li> </ul>
4	資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低でもIDR 250億の純有形資産 (Net Tangible Assets, NTA) ; または</li> <li>直近2年間の税引き前利益の累積が最低でもIDR 100億であり、時価総額が最低でもIDR 1兆である場合; または</li> <li>収益が最低でもIDR 800億であり、時価総額が最低でもIDR 8兆である場合; または</li> <li>総資産が最低でもIDR 2兆であり、時価総額が最低でもIDR 4兆である場合; または</li> <li>運営活動からのキャッシュフローが直近2年間で最低でもIDR 200億であり、最低でも時価総額がIDR 4兆である場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低でもIDR 50億の純有形資産 (Net Tangible Assets, NTA) ; または</li> <li>直近2年間の税引き前利益の累積が最低でもIDR 10億であり、時価総額が最低でもIDR 100億である場合; または</li> <li>収益が最低でもIDR 40億であり、時価総額が最低でもIDR 400億である場合; または</li> <li>総資産が最低でもIDR 250億であり、時価総額が最低でもIDR 500億である場合; または</li> <li>運営活動からのキャッシュフローが直近2年間で最低でもIDR 20億であり、最低でも時価総額がIDR 400億である場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>N/A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低でもIDR 250億の純有形資産 (Net Tangible Assets, NTA) ; または</li> <li>直近2年間の税引き前利益の累積が最低でもIDR 100億であり、時価総額が最低でもIDR 1兆である場合; または</li> <li>収益が最低でもIDR 800億であり、時価総額が最低でもIDR 8兆である場合; または</li> <li>総資産が最低でもIDR 2兆であり、時価総額が最低でもIDR 4兆である場合; または</li> <li>直近2年間の運営活動からのキャッシュフローが最低でもIDR 200億であり、最低でも時価総額がIDR 4兆である場合。</li> </ul>
5	株主の総数	> 1,000	> 500	> 300	> 1,000

No	項目	メイン取引市場	開発取引市場	アクセラレーション取引市場	新経済取引市場
6	少数株主が所有する最小の株式数	<p>300百万株および以下の要件を満たすことが求められます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも20%は、株式の公正価値がIDR500億未満であること。</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも15%は、株式の公正価値がIDR500億からIDR2兆までの範囲であること。</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも10%は、株式の公正価値がIDR2兆を超えること。</li> </ul>	<p>150百万株および以下の要件を満たすことが求められます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも20%は、株式の公正価値がIDR500億未満であること；</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも15%は、株式の公正価値がIDR500億からIDR2兆までの範囲であること；</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも10%は、株式の公正価値がIDR2兆を超えること。</li> </ul>	<p>総発行済み株式の少なくとも20%</p>	<p>300百万株および以下の要件を満たすことが求められます：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも20%は、株式の公正価値がIDR500億未満であること；</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも15%は、株式の公正価値がIDR500億からIDR2兆までの範囲であること；</li> <li>初回公開前の株式の総発行株式の少なくとも10%は、株式の公正価値がIDR2兆を超えること。</li> </ul>
7	株価	IDR100	IDR100	IDR50	IDR100
8	独立取締役	少なくとも取締役会の30%	少なくとも取締役会の30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模資産を有する発行者に対する6か月の移行期間。</li> <li>小規模資産を有する発行者に対する1年の移行期間。</li> </ul>	少なくとも取締役会の30%。
9	企業秘書	√	√	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模資産を有する発行者に対する6か月の移行期間</li> <li>小規模資産を有する発行者に対する1年の移行期間</li> </ul>	√
10	監査委員会および内部監査ユニット	√	√	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模資産を有する発行者に対する6か月の移行期間。</li> <li>小規模資産を有する発行者に対する1年の移行期間。</li> </ul>	√
11	報酬および指名委員会	√	√	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模資産を有する発行者に対する6か月の移行期間。</li> <li>小規模資産を有する発行者に対する1年の移行期間。</li> </ul>	√

### インドネシア決済保証会社(KSEI)

KSEIはジャカルタに本拠を置き、IDXとの協定に基づいて、IDX取引の中央保管サービスおよび決済を提供している。KSEIは、カストディアンバンク、証券会社、およびその他関連する関係者にサービスを提供している。KSEIは、PT Bursa Efek Indonesia (BEI) およびPT Kliring Penjaminan Efek (KPEI) とともに、自己規制機関 (SRO) の一部である。

### PT Kliring Penjaminan Efek (KPEI)

証券のクリアリングと引受けを行う自己規制団体 (SRO) の一つである。OJKの監督下で活動している。クリアリングおよび引受機関として、KPEIはOJKの規定に基づき、規則的で公正かつ効率的な取引の決済、およびその他のサービスの保証を提供している。KPEIはIDX (インドネシア証券取引所) の所有である。

### 金融サービス庁(OJK)

2013年1月1日より、OJKは資本市場、保険会社、証券会社及びマルチファイナンス会社への規制を開始している。またOJKは2014年1月1日より銀行の監督を開始している。

OJKは銀行及びノンバンクの金融機関に対する「ワンストップ」の規制組織として設立され、銀行業、資本市場、保険業、及びその他の金融サービスセクターをカバーしており、前任組織より権限を拡大させることを意図している。OJKは金融サービスセクターにおける汚職の調査、罰則の管理、調査や起訴、ライセンスのはく奪などを行う権限を持っている。OJKはまた、消費者のクレームへの対応や消費者に代わり法的主張を行うことで、金融サービス産業における消費者保護において中心的な役割を担っている。

OJKはその他の政府機関、すなわち財務省やインドネシア銀行と協調することが期待されている。インドネシア銀行における商業銀行及びシャリア銀行の監督権限が2013年末にOJKに移管され、インドネシア銀行の主な役割は通貨の安定性と支払いシステムの監督を行うこととなった。

新型コロナウイルス (COVID-19) パンデミックの状況を考慮してインドネシア政府はCOVID-19によって引き起こされる悪影響に対応するために、役割と機能を合理化する観点からOJKが管轄する特定の法律や規制を改正することを検討している。この改正される規制が展開されてどのような結果となるか、また現在のインドネシア金融機関にどのようなインパクトを与えるかについては注視が必要である。



## 債券市場

インドネシアの債券市場は主に国債と社債により構成されている。国内での資産担保証券の発行は特別な規定制度の下で認められている。また、政府は地方債の発行を認める規定を定めている。

中央政府は様々な国債を短期・中期・長期で、インドネシアルピア建て及び外貨建てで発行している。国債はインドネシアソブリン債及びシャリア原則に従いルピア建てもしくは外貨建てで発行される国のシャリア証券 (SBSN) から構成される。SBSはススーク・イジャラ セールアンドリースバックの仕組みを利用して発行される。

社債は主に従来型の社債、ミディアムタームノート (MTN)、コーポレートススーク、及び転換社債により構成される。法人の社債発行者はオフショアの特別目的会社を通じたオフショア債の発行により、国際的な資本市場を定期的に利用している。

地方債 (地方政府により発行される債券) は地方自治の原則に従って実施され、地域のインフラプロジェクトの資金調達を促進することを目的としている。地方債は1年以上の満期を持ち、ルピア建てにより、国内の資本市場を通じてインドネシア国民に提供されることを意図している。地方債は債券発行により資金調達される地域プロジェクトにより担保される場合がある。これらの地方債に対して中央政府が保証することはない。

資本市場規制は、特定の状況下で公開募集なしで債券を発行することを可能としています。OJK規則第30/POJK.04/2019「公開募集なしでの債券および/またはススーク証券の発行に関するもの」の制定により、これらの事項に対処する法的枠組みが規定される。

## 情報開示

証券の発行及び/あるいはIDXに上場を検討している公開会社は、財務諸表及びその他の開示資料をOJKに提出しなければならず、これらを一般に公開しなければならない。OJKは資本市場の規制者として、資金調達に利用される単年及び複数年の財務諸表や四半期報告書を含む、公開会社の財務諸表に対して最低限の基準を設定している。

財務諸表はインドネシア会計士協会により制定されたインドネシア会計基準 (PSAK) 及びその他のインドネシア資本市場で一般に認められた会計慣習に従って作成されなければならない。貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書及び財務諸表への注記を含まなくてはならない。

連結財務諸表には親会社に支配されている全ての子会社が含まれていなければならない。親会社が直接又は子会社を通じて間接的に50%以上の議決権を保有している場合、もしくは親会社が以下の条件を1つでも満たしている場合に支配関係が存在していると見做される：

- 会社が他の投資家との契約によって50%以上の議決権を保有している場合
- 会社が定款もしくは契約に基づき財政方針や運営方針を決定する力を有している場合
- 会社が経営層のメンバーの過半数の任命するあるいは解任する力を有している場合、あるいは

- 経営会議において議決権の過半数を行使できる力を有している場合

しかしながら、子会社は以下の場合において連結対象から除外される：

- 近い将来において子会社の株式が買収されその結果処分される見込みであり、支配が一時的なものと予定されている場合
- 子会社が持株会社への送金することを長期的に厳しく制限されている状況下にある場合

インドネシアの公開会社は株式の価値に重要な影響を与えうるあらゆる出来事について、当該出来事の発生から2営業日以内に公表及びOJKへの通知により開示する必要がある。開示が求められる事項は以下の通りである：

- 吸収合併、株式購入、新設合併もしくは合併会社の設立
- 株式分割もしくは配当
- 特別配当による収入
- 重要な契約の獲得もしくは喪失
- 重要な新製品もしくは新技術
- 支配権の変更もしくはマネジメントの重要な変更
- 債務証券の購入指示もしくは償還
- 重要な額の公募証券もしくは私募証券の取得
- 重要な資産の取得もしくは重要な資産の売却による損失
- 比較的重要な労働争議
- 会社及び/もしくは会社の役員あるいはコミサリスに対する重要な訴訟
- 他の会社の株式を取得するためのオファー
- 会計監査人の変更
- 債務の受益者の変更
- 決算日の変更
- その他の重要事項

## 私募

インドネシアでは、証券の私募による販売は会社と特定の投資家による直接交渉によって実行される。国内資本市場取引は、もし取引がインドネシア国民にマスメディアを通じてオファーされることがなく、100人以下にオファーされ50人以下に販売した場合、国内資本市場取引は私募を構成する。

公開会社の資本の直接引き受けは、既存株主の優先取得権を使わない増資により行われる。この際、以下の要件を満たしている場合、株主総会での承認により行うことが出来る：

- 財務バランスの訂正；
- 財務バランスの訂正以外；
  - 利益バランスから資本に変換された形態の株式配当をとるか、および/または
  - 株式のプレミアム (agio saham) または他の資本要素から生じる株式配当の形態をとらない

企業はGMS (株主総会) の承認を取得する必要があり、資本増強におけるGMSの出席および決定クォーラムも考慮する必要がある。

資本増強の主な目的は、以下のいずれかの状況に直面している企業の財務状況を改善することである：

- バンク・インドネシアまたは他の政府機関からの融資額が企業の実入れ資本の100%以上であるか、政府機関による銀行の再構築につながる可能性がある銀行。
- ネットワーキングキャピタルがマイナスであり、株主総会が資本増強を承認した時点で企業の債務が資産の80%を超えている非銀行企業。
- 企業が非関係の貸し手に対する債務のデフォルトまたはデフォルトの回避が不可能であり、その貸し手が株式または転換社債を受け入れて債務の解決に同意した場合。

財務バランスの訂正以外の目的の資本増強は、発行済みかつ完全に支払われた株式または資本金の合計の最大10%まで行える。これは労働および人事省 (MOLHR) に通知および受領されたAOAの修正に規定されている。

会社は優先引受権が行使されない増資を実行する少なくとも5営業日前までに、私募についてOJKに通知する必要があり、また公に報告する必要がある。また完了の2営業日以内に、会社はOJK及び公に株式数及び株価を含む結果を通知する必要がある。

## 新規公開(IPO) プロセス

インドネシアで株式の新規公開を行おうとしている会社は登録届け出書及び関連資料をOJKに提出しなければならない。発行者は当該書類において開示される情報（オファー価格や登録の効力発生日など提出時点で確定していない情報を除く）の網羅性と正確性について責任を持つ。登録届け出書の提出後、発行者は追加的な情報及び/あるいは登録届け出書の変更を求められることがある。

発行者はIPOの目論見書の要旨について、OJKからの許可を得た後2営業日以内に少なくとも1社のインドネシアの全国紙にて公表する必要がある、また同じく2営業日以内に公表事項に関連する根拠をOJKに提出しなければならない。

発行者はOJKからの書面による承認があれば、予備的目論見書（ブックビルディングを目的とする）によりオファーを行うことができる。

## 登録届出書の効力

登録届け出書は以下に従って効力が発生する：

a. 時間の経過に基づくもの：

- OJKから新規公開に関する全ての基準を満たした完全な登録届け出書を受け取ってから45日経過、あるいは
- OJKから最新の修正版を受け取った日、あるいはOJKからの要求を満たした最新の日付から45日経過

b. OJKから、これ以上の修正及び追加で必要な情報はないとの表明があった場合

登録届け出書が有効となった後、発行者は以下を行う義務を負う：

- a. 登録届け出書の一部として、公もしくは買手候補に対して必要な目論見書を作成する
- b. 目論見書及び関連資料をSPRINT (OJK許可システム) を通じて提出する、かつ
- c. 目論見書の要旨に変更及び/あるいは追加があったかどうかについて、登録届け出書の効力発生日から1営業日以内に、少なくとも1社の全国紙にて公表し、また公表から2営業日以内にOJKに根拠資料を提出する



### 新規公開の期間、株式の割り当て、新規公開レポート

発行者は登録届け出書の効力発生日から2営業日以内にIPOを実行しなければならない。新規公開の期間は1から5営業日であり、株式の割り当ては新規公開日の終了から2営業日以内に完了しなければならない。その後、割当日から1営業日以内に株式を交付しなければならない。

幹事証券会社あるいは発行者は、株式割当日から5営業日以内に新規公開に関するレポートをOJKに提出しなければならない。その後、幹事証券会社あるいは発行者（もし発行者が幹事証券会社を利用していない場合）は新規公開に対する特定の検査を行う公認会計士を任命しなければならず、当該検査は新規公開期間の終了から30日以内にOJKから受け取らなければならない。

オファーされた株式がIDXに上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行われなければならない。

### ライツ・イシュー（新株予約権の無償割当）

発行者は登録届け出書の効力発生日から2営業日以内にIPOを実行しなければならない。新規公開の期間は1から5営業日であり、株式の割り当ては新規公開日の終了から2営業日以内に完了しなければならない。その後、割当日から1営業日以内に株式を交付しなければならない。

幹事証券会社あるいは発行者は、株式割当日から5営業日以内に新規公開に関するレポートをOJKに提出しなければならない。その後、幹事証券会社あるいは発行者（もし発行者が幹事証券会社を利用していない場合）は新規公開に対する特定の検査を行う公認会計士を任命しなければならず、当該検査は新規公開期間の終了から30日以内にOJKから受け取らなければならない。

オファーされた株式がIDXに上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行われなければならない。

## 7. 銀行業及び貸付業

インドネシア銀行 (Bank Indonesia) は、インドネシアの中央銀行である。Bank Indonesia Law (金融セクターの開発と強化に関する法律) に基づき、インドネシア銀行は政府や他の当事者からの干渉を受けずに独立した国家機関であり、法律で明示的に定められていない限りはその自主性が保たれている。インドネシア銀行の主な目的は、ルピアの価値の安定を実現し、支払いシステムの安定を維持し、持続可能な経済成長を支えるために金融システムの安定を維持することである。また、Bank Indonesia Lawでは、上記の目的を達成するために以下の任務がインドネシア銀行に与えられている：

a. 持続可能で一貫性があり透明性のある金融政策の決定および実施 金融政策の決定および実施の文脈で、インドネシア銀行は以下の権限を持っている：

1. 金利の管理
2. 為替レートの管理
3. 流動性の管理
4. 外国為替取引の管理
5. 国家外国為替準備の管理
6. 資金市場および外国為替市場の規制、監督、および発展;
7. 他の金融政策の制定と実施

上記の権限を実施する際、インドネシア銀行は以下を行うことができる：

1. 規制、監督、調査、および制裁の実施
2. 責任ある透明な政策コミュニケーション; および
3. 政府、機関、関連する利害関係者との政策調整

b. 順調な支払いシステムの規制および維持 支払いシステムの規制および維持に関して、インドネシア銀行は以下の権限を持っている

1. 支払いシステムサービスの実施および承認とライセンスの発行
2. 支払いシステムサービスプロバイダーに対する活動報告の提出を要求
3. 支払い手段の使用を決定
4. 活動報告の提出を要求
5. 支払い手段の使用を決定

c. マクロプルーデンシャルポリシーの制定および実施 マクロプルーデンシャルポリシーの制定および実施には、インドネシア銀行は以下の権限を持っています

1. マクロプルーデンシャル規制
2. マクロプルーデンシャル監督、調査、および制裁の実施
3. インクルーシブファイナンスおよび持続可能なファイナンスの規制と発展
4. 最後の手段の貸し手として銀行に資金を提供する機能を果たす

しかし、2014年1月1日以降、インドネシア銀行の銀行の主たる規制者としての役割はOJKが引き受けている。上記に関わらず、別項でも触れている通り、インドネシア政府は現在、COVID-19によって引き起こされる悪影響に対応するためにそれぞれの役割と機能を合理化する目的で、インドネシア銀行を管轄する特定の法律及び規制の改正を検討している。

これに関連して、オムニバス法は特定の銀行業務の管理についてはインドネシア銀行からOJKや中央政府に移管することを規定している。オムニバス法の下、銀行設立の要件を規定する権限は以前はインドネシア銀行にあったが、当該機能はOJKに引き継がれている。さらに、従来はイスラム銀行の外資規制は非政府機関としてインドネシア銀行規制により管轄されていたが、オムニバス法ではこの権限を政府に移管することになる（政府は自ら作成した投資に関する法規制を通じてイスラム銀行の外資規制を管轄する）。従って、規制の枠組みを再調整する以外にも、オムニバス法はイスラム銀行の外国人所有条件の管轄機能を中央政府に一元化することとなる。さらに、2022年1月12日に、インドネシア政府はついに金融セクターの開発と強化に関する法律第4号（PPSK法）を制定し、これによってインドネシアの金融セクターの根本的な課題に対処し、力強く、独立した、持続可能な、公正な国民経済を築くための金融セクターにおける「法的な傘」が実現した。PPSK法は、金融セクターエコシステムに関連する既存の様々な法律および規制に修正、削除、および/または新しい規定を制定しており、これにはインドネシア銀行、OJK、銀行、シャリア銀行、保険などに関する法律および規制が含まれる。OJK法（2011年法第21号）は、銀行業務、派生金融、炭素取引、資本市場、保険、保証、年金基金、および金融サービス関連機関を含む金融サービス活動におけるOJK監督の範囲を規定しているが、PPSK法はOJK法第21/2011に新しい役割を追加し、ITSKセクターおよびデジタル金融資産、暗号資産において規制と監督を実施するように規定を修正している。さらに、OJKは金融サービスセクターで活動する協同組合のライセンス、規制、および監督も実施する予定であり、この問題に関する詳細な規定は今後のOJK法規で定められる。

### 自己資本に基づく銀行分類

最初に、OJKはOJK Regulation No. 6/POJK.03/2016 on Business Activities and Office Network Based on Core Capital of Banks（「OJK Regulation 6/2016」）に基づいて、銀行を4つのカテゴリー（以前は「BUKU」または「事業活動に基づく一般銀行」）に分類しました。これはBUKU 1（最小のカテゴリー）からBUKU 4（最大のカテゴリー）までの範囲で、各カテゴリーの銀行が許可されている事業活動を決定するものでした（例：外国為替関連活動、資金運用関連活動、地域/世界的な活動範囲など）。しかし、OJK Regulation No. 12/POJK.03/2021 on Commercial Banks（「OJK Regulation 12/2021」）はBUKU分類を置き換え、新しい分類の一環として「Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti (KBMI)」を以下のように提供している：

- a. KBMI 1 (BUKU 1およびBUKU 2に相当する可能性があります)：中核資本が6兆ルピア (インドネシアルピア) 以上の銀行；
- b. KBMI 2 (BUKU 3に相当する可能性があります)：中核資本が6兆ルピア (インドネシアルピア) 以上から14兆ルピア (インドネシアルピア) までの銀行；
- c. KBMI 3 (BUKU 3およびBUKU 4に相当する可能性があります)：中核資本が14兆ルピア (インドネシアルピア) 以上から70兆ルピア (インドネシアルピア) までの銀行；および
- d. KBMI 4 (BUKU 4に相当する可能性があります)：中核資本が70兆ルピア (インドネシアルピア) を超える銀行。

## 単一持株政策と株主制限

OJK規制No.39/POJK.03/2017インドネシア銀行における単一持株政策（「POJK 39/2017」）によると、単一持株政策は1人の関係者が1つのみ銀行の支配株主となることができるという制約のことをいう。POJK39/2017の下での支配株主とは以下のような法人、個人、及び/あるいはビジネス集団を指す：

- a. 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%以上を保有し、議決権を持っている、あるいは
- b. 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%未満を保有し、議決権を持っているが、直接間接問わず会社又は銀行に対する支配権を行使できると認められる

上記のように、POJK39/2017の2章第1パラグラフに基づき、各関係者は1つのみの銀行の支配株主となることが出来る。但し、上記規定は以下の場合には当てはまらない：

- つの前提の異なる事業活動を行う銀行、すなわち伝統的な銀行業とシャリア原則に基づく銀行業を行う銀行の支配株主である場合、及び
- 支配株主である2つの銀行のうち、1つが合併銀行である場合

1つ以上の銀行の支配株主となるために他の銀行の株式を取得する場合、対象者はPOJK39/2017の2章第1パラグラフの条件を満たさなくてはならない。これは以下方法により達成されうる：

- 吸収合併あるいは申請合併により支配される銀行は、支配銀行により吸収合併又は新設合併されなければならない
- 銀行セクターにおける持株会社を設立する、あるいは
- (銀行) 子会社の全ての活動を直接コントロールし連結することを目的としたホールディング部門を設立する

OJK規制No.56/POJK.03/2016 (POJK56/2016)「商業銀行の所有」によると、各カテゴリーでの最大保有できる株式は以下の通りである：

- ノンバンクの金融機関の株主としては、銀行の資本の40%
- 非金融機関の株主としては、銀行の資本の30%、そして
- 個人株主としては、20%

上記の最大保有株式数は中央政府やその他の銀行を管理及び/又は救済するために設立された機関には当てはまらない。

外国人及び/あるいは海外に所在する法人が支配株主となる場合には、以下の追加的な要求を満たす必要がある：

- a. 銀行の株式を保有することにより、インドネシア経済の発展を支援することにコミットすること
- b. 本国の監督官庁からの推薦を得ること、そして
- c. 少なくとも(i)金融機関の場合、最低グレードより1つ上のグレードを獲得すること、(ii)ノンバンクの金融機関の場合、最低グレードより2つ上のグレードを獲得すること、(iii)非金融機関の場合、最低グレードより3つ上のグレードを獲得すること



## オフショア金融債務

インドネシアはインドネシア外の資金源から負債による資金調達を行うインドネシアの会社に対して、複数の報告あるいは申請義務を規定している。これらの義務の範囲は個々の規制によって異なるが、一般的には、融資、証券、債券及びファイナンスリースは、場合によっては保証されるように報告すべき義務となる。

上記の要求はインドネシア銀行への会社の年間オフショア借入計画に関する報告義務を含み、インドネシア銀行、財務省及びオフショア商業ローンチーム (PKLNチーム) への取引固有の報告要件と合わせて報告される。取引固有の報告には、インドネシアの債務者は取引の裏付資料のコピーを含める必要があり、またその後、当初の報告に記載された融資の現状 (引き出しや返済) に関する定期的な報告を行う必要がある。

これらの報告要求は本質的には管理上のものであり、借り手に課されるものである。遵守しなかった借り手には罰則が課される。

また、借り手が遵守しなかったために、裁判所が対象の融資契約を無効化した裁判例も複数存在する。これらの決定は規制の誤った適用として批判されているが、貸し手は最初のドロダウンの前の前提条件として必要書類の提出状況を確認し、全ての定期的な報告 (解除条件あるいは一般的な引受義務として) の完了を要求することが望ましい。

公共インフラプロジェクト (BOTあるいはPPPにより実行されるものを含む) に関するオフショア融資はPKLNチームから承認を得る必要がある。原則として、このプロジェクト融資の要請に対する承認は国の予算に影響を与える。承認プロセスは時間を要するものであり、予定されているプロジェクトの構造の説明や他の政府利害関係者 (関与する国営企業含む) との調整も求められる。

## 国内口座による外国為替ドロダウン

インドネシア銀行規則第16/10/PBI/2014、輸出収益からの外国為替の受領と外国債務からの外国為替の引き出しに関する2014年5月26日付のインドネシア銀行回状No.16/10/DSta (それぞれ、度々改訂されている) では、とりわけ債務者はオフショアローンを外国為替国内銀行経由で実行しなければならず、情報を必要とし、また融資の引受けが外国為替国内銀行を通じて完了したことを証明する報告書 (関連文書、すなわち銀行振込及び/又はSWIFTメッセージのコピーとともに) を提出しなければならない。

オフショアローンの現金による実行は外国為替国内銀行を通じて行われ、またインドネシア銀行にローンが実行された遅くとも翌月の15日までに報告されなければならない。この要件の対象となるオフショアローンは、借り換え目的もしくは負債証券に関連しないノンリボルビングローン契約から生じるものである。実行されたローンとローンの全コミットメントの間の不一致はインドネシア銀行に書面で説明されなければならない。

インドネシアの借り手がこれらの規制に基づいて外国為替国内銀行を通じてオフショアローンの引き出しができない場合、外国為替国内銀行を通じて行われなかったローンの引き落としの名目額の0.25% (上限5千万ルピア) の罰金が課される。関連資料の提出が遅れた場合、借り手は1日の遅延につき50万ルピアの罰金が課される。もし借り手が関連する報告月の終わるまでに、外国為替銀行を通じたローン引き落としを証明する関連資料を提出できなかった場合、外国為替銀行を通じた引き落としが行われなかったと見做される (従い上記の罰則が適用される)。

## ルピア取引の制限

インドネシア銀行規則第24/7/PBI/2022に基づき、外国為替市場における取引に関して（インドネシア銀行規則第24/7/2022）、インドネシアの銀行は外国の当事者と特定のルピア取引を行うことが禁止されている。

当該規定により制限されるルピア取引は外国人が保有する、あるいは外国人と非外国人が共同で保有する国内銀行口座へのルピア送金が含まれる。この要求は融資が外国通貨により行われ、外国通貨により返済されるであろう場合には適用されない。

本規制により制限されるルピア取引は、ルピア及び／又は外貨による信用供与・便宜供与、外国が発行する債券のルピアによる購入等。ただし、ルピアでの与信・便宜供与の場合、シンジケート方式であること、プライマリーバンク（リードバンク）が最低投資格付、最低総資産額等の要件を満たすこと等、いくつかの例外があり、ルピアでの外国当事者との取引は認められている。

## 外国通貨の購入

2016年9月5日付インドネシア銀行規定No.18/18/PBI/2016「ルピアによる国内者との外国通貨購入」では、1か月10万ドル相当を超える外国通貨の購入（特定の支払のためか否かを問わず）、外国通貨の購入者は銀行に以下の取引に関するコピーを提供しなければならない：

- a. (a) 該当する取引に関する書類（該当する場合）
- b. (b) 外国通貨の購入者を特定できる書類及び納税者番号、及び
- c. (c) 以下が表明された証明書：(1) 該当取引書類が真実であり正しいこと、及び (2) ルピアにより購入される外国通貨の金額が該当する書類に記載の関連する義務の金額を超えないこと

外国通貨の購入に関する要求は借り手が外貨借入の返済をしようとする場合にも当てはまる。

## 借り手のヘッジレシオ、流動比率及び信用格付け要求

2014年12月29日付インドネシア銀行規定No.16/21/PBI/2014「」では、外国からの融資を持つノンバンクの会社に対して

ヘッジレシオ、流動比率、信用格付け要求を満たすことによる慎重な原則を適用することを求めている。この規定は2015年1月1日より効力を生じており、一般的に外国からの融資を受けようとするノンバンクの会社は以下を満たしていることを求めている：

- (a) 20%以上のヘッジレシオ（2015年1月1日から12月31日まで）、25%以上のヘッジレシオ（2016年1月1日以降）
- (b) 50%以上の流動比率（2015年1月1日から12月31日まで）、70%以上の流動比率（2016年1月1日以降）
- (c) BB以上の信用格付け（2016年1月1日以降）

上記の要求は企業間信用には適用されない。また、信用格付け要求は (1) 借り換えあるいは (2) インフラプロジェクトファイナンスに関する二国間又は多国間金融機関からのオフショア融資には適用されない。

借り手はヘッジレシオ、流動比率、信用格付けを満たしていることに関する報告書及び関連資料を提出しなければならない。

## 法律第4号/2023「金融セクターの開発と強化に関する法律 (PPSK法)」の要点:

### • イスラム銀行部門の分離 (Bank Sharia Unit Spin-Of)

銀行シャリアユニットの分離 - 2008年のシャリア銀行法第21号によれば、従来の銀行は、シャリア事業ユニット (UUS) が関連親銀行の総資産価値の50%を有する場合、または法の制定後15年以内に (すなわち、2023年までに) 分離を実施することが義務付けられている。PPSK法は、シャリア銀行法のシャリアユニット分離の具体的な期間に関する規定を否定し、特定の制限がないように修正する。規制によれば、OJKの設定する要件を満たした後、従来の銀行はUUSを分離してシャリア銀行にする必要がある。また、OJKは銀行の合併の枠組みの中でUUSの分離を要求することもできる。所定の分離を行わない銀行に対して課せられる制裁に関する詳細な規定は、OJK規則第12号/2023「シャリアビジネスユニットに関するもの」に定められている。

### • 金融セクター内の技術革新

PPSK法では、金融セクター内の技術革新 (ITSK) をデジタル金融エコシステムに関連する製品、活動、サービス、およびビジネスモデルに影響を与えるテクノロジーベースのイノベーションと定義している。ITSKの範囲には、支払いシステム、証券取引の決済、投資管理、リスク管理、資金の収集および/または分配、市場サポート、デジタル金融資産 (暗号資産を含む) に関連する活動、およびその他のデジタル金融サービス活動が含まれる。

PPSK法によれば、BIとOJKはそれぞれの権限の範囲内でITSKの実施を規制および監督し、以下の原則を考慮する:

- a. イノベーションを促進する取り組みとリスクの緩和のバランス
- b. 経済統合とデジタルファイナンス
- c. 効率性と健全なビジネスプラクティス
- d. 消費者保護および
- e. 当局間の規制と監督の調整

## • デジタルルピア

2022年11月30日、インドネシア銀行はデジタルルピアの高水準設計であるホワイトペーパーを発行し、デジタル通貨のテストおよび実装のための枠組みを提供している。この国家規模のイニシアチブは、その策定と実施において協調的な取り組みが必要である。通貨法第7号/2011では、物理的な紙幣とコインの形態でのルピアのみが認識されているが、PPSK法はブロックチェーンベースのデジタルルピアと呼ばれる新しい通貨を追加した。デジタルルピアは、インドネシア銀行によって裏付けられ、発行され、流通し、整理され、インドネシアで法的な通貨として扱われている。デジタルルピアのガバナンスは以下の側面を考慮する必要がある：

- a. インドネシアでのデジタルルピアの法的な通貨としての提供
  - b. インドネシア銀行が金融の安定、支払いシステム、および金融システムの維持に関する職務の実施の効果
  - c. 技術革新およびデジタル経済・金融の包摂を支援
  - d. 国家統合されたデジタル経済および金融の発展 および
  - e. データおよび情報システムのセキュリティ、個人データの保護を確保するデジタル技術の利用。
- また、デジタルルピアの計画の実施に際して、インドネシア銀行は政府と調整する必要がある。デジタルルピアの発行に関する詳細な規定は、今後のインドネシア銀行の規制において定められる。

オムニバス法とPPSK法を考慮したこの提案された規制の展開と、それが現行のインドネシアの金融機関の景観に与える影響は注視していく必要がある。





## 8. 石油・天然ガスと石炭・鉱物資源

### A. 石油・天然ガス

インドネシアは2004年後半に石油の純輸入国となり、2009年1月にOPEC加盟国から自主的に脱退したが2016年1月に再度復帰した。しかし、インドネシアは石油生産量が1990年代以降減少し続けていることを受け、2016年11月に再度脱退することを決定した。

近年、インドネシア政府は大深水及び非在来型石油天然ガス資源の開発や下流のインフラ（製油、石油化学プラントやパイプライン）を含む、石油天然ガスセクターへの投資を様々な優遇措置により促進している。また直近では、エネルギー鉱物資源省令No. 12/2020において、生産物分与契約に関する規制が緩和され、投資家は上流の石油天然ガスのコンセッションの開発においてグロススプリット方式かコスト回収方式かの選択が可能となった。

インドネシア法では、石油天然ガス活動は上流セクターと下流セクターに区分されている。インドネシア法は上流活動を探鉱と採鉱と規定し、下流活動を生産、輸送、販売と規定している。エネルギー鉱物資源省はインドネシアのエネルギーセクター（MIGAS）に対する一般的な権限を有している。

インドネシアの法律によれば、石油およびガスの活動は下流および上流のセクターに分かれている。法律は、上流の活動が探査および開発から構造物の建設、輸送、貯蔵、分離および現地での石油およびガスの精製までの掘削および井戸の完成を含むものとし、一方で、下流の活動は処理、輸送、貯蔵、および取引を対象としている。エネルギーおよび鉱物資源大臣は、インドネシアのエネルギーセクター全体に対する一般的な権限を有している。具体的には、石油およびガスセクターでは、特別タスクフォース（Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas BumiまたはSKK Migas）が上流の活動を監督し、インドネシア政府を代表して生産分担契約（PSC）およびその他の協力形態を実行する規制機関として機能している。下流セクターにおいては、Downstream Oil and Gas Regulatory Body（Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas BumiまたはBPHMIGAS）が規制機関として機能している。

最新のオムニバス法により、石油およびガスセクターの事業ライセンス要件が改訂された。これにより、同じ活動範囲が規定されているが、上流および下流の石油およびガス事業活動は、中央政府によって組織された事業ライセンスに基づいて実施されることが要求されている。オムニバス法はまた、事業が中央政府によって設定された事業ライセンス要件を満たすと、下流の石油およびガス事業活動に従事することを可能にしている。したがって、これらの事業ライセンス要件を満たした事業は、処理、輸送、貯蔵、買い付け、売り付け、輸出入などの商業活動に従事することができるかもしれない（対象となる活動に依存）。ただし、ライセンスベースの制度への移行は、バイロクラシーを合理化し、このセクター全体のライセンスプロセスを迅速化することを目的としている。関連するライセンスプロセスは電子的に統合される（すなわち、オンラインシングルサブミッションシステム）。これはエネルギーおよび鉱物資源セクターにおけるリスクベースの事業ライセンスの実施中における事業活動と製品に適用されるさまざまな基準を規定しているエネルギーおよび鉱物資源省令5/2021（MEMR Regulation 5/2021）の下で更に実施される（石油およびガスセクターを含む）。

## インドネシアの石油およびガス会社の取得

インドネシアの石油およびガス会社の株式の取得または譲渡は、関連する機関（エネルギーおよび鉱物資源大臣）の事前の承認を得るか、または書面での通知を提出することによって行われる。これには、事業アクションのタイプ（アップストリームまたはダウンストリームの活動）を考慮する必要がある。たとえば、鉱物資源およびエネルギー活動の監視に関する2017年エネルギーおよび鉱物資源大臣規則第48号は、アップストリーム活動の株式取得が関連する大臣の事前の承認を必要とする一方で、ダウンストリーム活動の株式取得は関連するエネルギーおよび鉱物資源大臣に対して石油およびガス総局を通じて関連会社の定款（および法務および人権省からの更新された通知受領/承認）を添付して書面での通知が必要である。

## 石油およびガスセクターにおける規制フレームワークの開発

インドネシアの石油および天然ガスの規制フレームワークを保持している法律であるLaw No. 22/2001 on the Oil and Natural Gasは、現在国家法制プログラム（Program Legislasi NasionalまたはProlegnas）の改正対象となっている。その中での重要な論点の一つは、SKK Migas（以前の政府機関であるBadan Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas BumiまたはBP Migasの後継機関）の変革に焦点が当てられている。これは、特定の省の傘下での省主導モデル、国営石油およびガス会社であるPertaminaの傘下での国営石油会社主導モデル、または独立機関（アップストリーム石油およびガス事業用）のいずれかに変わる可能性がある。SKK Migasに関する動向を追うことは重要である。なぜなら、現在SKK Migasはインドネシア政府のアップストリーム石油およびガスセクターでの監督と代表を担当しているためである。

## B. 石炭および鉱業

2009年鉱業および石炭鉱業に関する法律（2009年鉱業法）の公布後、法的な不確実性が高まった。ただし、法の発効直後の期間中、国内および地域の発電所向けの熱炭の強い需要やアジアの産業能力および公共インフラの開発に寄与する焼結炭など、さまざまな商品の需要が高まり、業界は推進された。2012年になると、商品の総需要が減少し、著しく低い石炭価格が多くのインドネシアの鉱山業者が生産目標を引き下げ、効率を向上させることに焦点を当てるようになった。

インドネシア政府は最後に、鉱業および石炭鉱業に関する法律第4号/2009の改正に関する法律第3号/2020（2020年鉱業法）を制定し、鉱業区域の決定、鉱物および石炭管理の権限の集中、ライセンス関連の再編成、投資および持分の義務、および作業契約および石炭作業契約の継続など、いくつかの変更を導入した。

ダウンストリーム活動を奨励するために、最新のオムニバス法は、石炭の価値を向上させる鉱山業者に対する0%のロイヤルティの新しいインセンティブを提供している（すなわち、石炭のアップグレード、コーラブリケッティング、コーキング、石炭液化、石炭ガス化、石炭スラリー/石炭水混合を通じて）。現在、インドネシアでのほとんどの石炭鉱業は、生の石炭を「掘削、輸送、販売」するだけで行われている。したがって、この新しいインセンティブは、鉱山業者がエンドユーザーの顧客に販売する前に、石炭をダウンストリームの活動を通じて処理することに対するインセンティブとなることが期待されている。オムニバス法の公布に続き、インドネシア政府はまた、エネルギーおよび鉱物資源セクターの組織に関する政府規定第25号/2021（GR 25/2021）を制定し、このような0%のロイヤルティが次の条件の下で付与されると規定している：

- a. エネルギーの自立性 (kemandirian energi) および産業用原材料に関連するさまざまな要件の考慮；  
および

b. 国内の石炭の付加価値を向上させる活動中に利用される石炭の量の考慮。ちなみに、この0%のロイヤルティ率の付与に関連するこれらの活動、金額、要件、手続きは、財務大臣の承認を最初に必要とした。

また、鉱業および石炭鉱業分野のビジネスライセンスの実施に関する政府規定第96号/2021が発令され、Law 3/2020およびオムニバス法の体制以前の従来の実施規制体制を見直した。したがって、以前の政府規定第23号/2010（およびその修正）はもはや適用されていない。

### 鉱業事業契約

2009年以前、鉱業事業契約あるいは石炭鉱業事業契約として知られていた鉱業契約は主として国際的な投資家によりインドネシア政府と締結されていた。これらの契約書は、当時広まっていた1967年鉱業基本法を基礎として、一般に投資家による特定の鉱業活動に対する全般的な規制面の枠組と財政制度を定めていた。「鉱業事業契約」システムは他の途上国の伝統的な鉱業コンセッション契約で見られるようないくつかの特徴を持っていたが、現在廃止されようとしている。新たな鉱業プロジェクトは、国内投資家により開発されるプロジェクトも海外投資家により開発されるプロジェクトも、ライセンスシステムの下で行われるべきである。2009年以前、別個のライセンスシステム（鉱業許可の発行（KP））が存在していたが、国内の鉱業会社に制限されていた。

2009年鉱業法は既存の鉱業事業契約自体は期限まで有効であるものの、その条項（国の収入に関するものを除く）は2010年1月までに2009年鉱業法の内容に沿ったものに修正されなければならないと規定した。現在まで、多くの鉱業事業契約が鉱業事業ライセンスに置き換えられている。しかし、伝えられるところによれば、未だ鉱業会社と政府との間で交渉が続けられている鉱業事業契約が複数存在することである。

鉱業事業契約と2009年鉱業法の違いの中で特に議論となっているのは、鉱区の最大規模の大幅な縮小とより厳しい株式売却に関する要求と請負業者の保持の制限である。

しかしながら、2020年鉱業法は特定の法的要件（特に州の税収及び税以外の収入の増加に関して）を満たせば鉱業事業契約及び石炭鉱業事業契約を延長できることを保証している。延長期間に関しては、仮に鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約が以前に延長されていない場合、最大10年間、それぞれ2回行うことが出来る。鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約が以前に1度延長されている場合、最大10年間の2回目の延長を受けることが出来る。上記の延長は鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の運用継続のためのIUPK（特別鉱業事業許可証）にて行われる。

鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の延長申請は（必要なすべての管理要件及び文書とともに）、鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の満了日の5年前から1年前までの間にエネルギー・鉱物資源大臣(MEMR)に提出する必要がある。

## 鉱業ライセンス

州が保全する地域以外での鉱業ビジネスは鉱業事業許可証 (Izin Usaha Pertambangan又はIUP) によって許可され、州の保全地域での鉱業は特別鉱業事業許可証 (IUP Khusus又はIUPK) によって許可される。2020年鉱業法に基づき、鉱業関連のライセンスを発行する権限は中央政府に一元化された。但し、中央政府は例えばコミュニティマイニングライセンス (Izin Pertambangan Rakyat又はIPR) やロックマイニング (Surat Izin Penambangan又はSIPB) を発行する場合など、その権限を州政府に委任する権利を有する。

非鉄鉱物あるいは岩石に関するIUPは申請により取得することが出来、金属鉱物や石炭に関するIUPは競争入札プロセスにより取得することが出来る。

民間会社に発行される全てのIUPKは競争入札プロセスにより取得することが出来る。しかし、国営企業や地方公営企業には当該ライセンスに対する優先権が与えられる。

採掘活動の段階に基づき、探査または生産運転段階のいずれかに対する指定のライセンスが付与され、探査ライセンスの保有者は、基本的には採掘事業活動の継続として生産ライセンスへのアップグレードが保証される。ただし、これは行政、技術、環境、および財政の要件が法律および規制に準拠する場合に適用される。

2020年鉱業法の下では、統合された金属鉱物鉱業及び石炭鉱業のIUPは30年有効であり、該当する法規制の要件を満たせば10年間延長できることが保証されている。但し、鉱業法No. 3/2020の草案では統合された金属/石炭会社に対して鉱山の寿命が切れるまで10年の延長が適用できるのか、通常の2×10年の延長期間が適用されるのか不明確である。この論点は今後導入される政府施行規則によって明確となることが期待される。

以前は2009年鉱業法では探鉱保有者向けのIUP及び/又はIUPKが探鉱及びフィージビリティスタディを行っている間に偶然に採掘された全ての鉱物及び石炭を報告することを義務付けていた。このようなレポートは生産ロイヤルティを課す前に、関連するライセンス保有者に提出する必要があった。このような規定は2020年鉱業法には組み込まれていない。

さらに、IUP及びIUPK保有者は採掘活動中は専用の採掘道路を利用する必要がある。これらの道路は自ら建設するか、既に採掘道路を建設している他のIUP又はIUPK保有者と協力して建設するか、又は採掘道路を所有している他者と協力することが出来る。この規定は現在の実務慣行を反映している。

ただし、石油・ガスセクターと同様に、鉱業セクターの事業許可もMEMR 5/2021の制定により、リスクベースの事許可制度に変更された。なお、エネルギー・鉱物資源部門 (鉱業部門を含む) に分類される事業活動のリスクベースの事業許可は、2021年7月2日からOSSを通じて処理される必要がある。



## 鉱業会社の取得

鉱業事業ライセンスは、その当事者が関連会社である限り（株式の少なくとも51%が譲渡者によって所有されていることを意味する）、直接他の当事者に譲渡することはできない。さらに、政府の承認を受けることが条件となり、国有企業は鉱業区域の一部を生産のために関連会社に転送することができない（再び、その少なくとも51%が転送元によって所有されている場合）。それにもかかわらず、鉱業事業ライセンスの間接的な取得は、ライセンス保有者の取得を通じて行われることが一般的である。このような間接的な転送は、探査の完了後に通知が2009年鉱業法に基づいて適切な規制機関に提出された場合に許可される場合がある。このような間接的な取得のプロセスの完了に関する不確実性は残っているが、過去の事例では、次のものが必要とされる可能性がある：

a. 鉱業会社が保有するIUPからの投資の承認のための勧告状; および

b. エネルギー・鉱物資源大臣（または大臣代理の事務次官）による投資に関する許可状。

さらに、対象企業がPMDN（地元所有）企業であり、取得者が外国人である場合、当事者はPMA（外国資本投資）企業への変換の要件を完了する必要がある。2009年鉱業法とは異なり、2020年鉱業法はMEMRの承認を受けることが条件となるIUP/IUPKの転送を認めている。

そのような承認を得るための最低要件には、(i) IUP/IUPK保有者は探査活動を完了している必要があり、これは資源および埋蔵データの利用可能性によって示されない。および(ii) IUP/IUPK保有者は行政、技術、環境、財政の要件を満たさなければならない。2020年鉱業法に基づくIUP/IUPKの転送には、同様の規定が適用されない。

IUP/IUPK保有者はMEMRの承認なしに株式所有権を転送することはできない。そのような承認を得るための最低要件には、(i) IUP/IUPK保有者は探査活動を完了している必要があり、これは資源および埋蔵データの利用可能性によって示されない。および(ii) IUP/IUPK保有者は行政、技術、環境、財政の要件を満たさなければならない。IUP/IUPKの転送に関連する詳細な要件は現在、エネルギー・鉱物資源省の2021年の規則221.K/HK.02/MEM.B/2021によって規定されている。

## 採掘プロセッシング/製錬ビジネスライセンス

2020年鉱業法は、単一/非統合型の鉱業製錬所/プロセッシング/精製会社のライセンスは産業省によってのみ発行されると規定することにより、このような会社のライセンス制度の二重性を明確にしている。単一/非統合型の製錬所を持つことで、鉱業資産と製錬資産の間の構造的な柔軟性がもたらされる。なぜなら、これらの2つの資産は異なる利害関係者/プロジェクトスポンサーが保有でき、異なる資本及び資金調達（セキュリティパッケージを含む）を設定することで、鉱業会社が強制的に撤退しなければならない場合において製錬資産を売却することを間接的に避けることが出来るためである。

## 売却要件

2020年鉱業法では外資のIUP保有企業はその株式の51%を中央政府、地方政府、国有企業、地方政府所有企業、公営民間企業に徐々に売却する必要があると規定されている。段階的な売却手続きの後に直接売却を実施できない場合、そのような売却は鉱業会社のインドネシア証券取引所への新規株式公開を通じて実行することが出来る。

2020年の鉱業法は、このような離脱に関する具体的なタイミング要件を明確に規定している。ただし、その最新の実施規則である政府令第96/2021号『鉱業および石炭鉱業分野における事業許可の実施に関する規定』において、IUP(K)の保有者は以下の枠組みに基づいて株式の離脱を義務付けられている：

番号	タイプ	株式の離脱要件 (生産活動が始まってから)
1	露天掘り鉱業法を使用して鉱業活動を行い、処理および/または精製設備や鉱業および/または利用活動と統合されていない保有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10年目: 5%</li> <li>• 11年目: 10%</li> <li>• 12年目: 15%</li> <li>• 13年目: 20%</li> <li>• 14年目: 30%</li> <li>• 15年目: 51%</li> </ul>
2	露天掘り鉱業法を使用して鉱業活動を行い、処理および/または精製設備や鉱業および/または利用活動と統合されている保有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15年目: 5%</li> <li>• 16年目: 10%</li> <li>• 17年目: 15%</li> <li>• 18年目: 20%</li> <li>• 19年目: 30%</li> <li>• 20年目: 51%</li> </ul>
3	地下掘り鉱業法を使用して鉱業活動を行い、処理および/または精製設備や鉱業および/または利用活動と統合されていない保有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15年目: 5%</li> <li>• 16年目: 10%</li> <li>• 17年目: 15%</li> <li>• 18年目: 20%</li> <li>• 19年目: 30%</li> <li>• 20年目: 51%</li> </ul>
4	地下掘り鉱業法を使用して鉱業活動を行い、処理および/または精製設備や鉱業および/または利用活動と統合されている保有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 20年目: 5%</li> <li>• 21年目: 10%</li> <li>• 22年目: 15%</li> <li>• 23年目: 20%</li> <li>• 24年目: 30%</li> <li>• 年目: 51%</li> </ul>

重要な点として、IUP(K)の保有者が株式の離脱を行った後に資本が増加した場合、離脱された株式は、離脱義務のある株式の数量未滿に希釈されてはならないことに留意が必要である。

IUP(K)の保有者に対する株式の離脱義務に従い、CoWおよびCCoWの保有者は、鉱業および石炭鉱業事業の株式の離脱および離脱株価の決定メカニズムに関するエネルギーおよび鉱物資源大臣令第9/2017号（最終的に令第43/2018号で修正されたもの）に基づいて株式の離脱を実施する義務がある。

## 建設

### オムニバス法・実施細則に基づく建設事業体制

事業環境の改善に向けて、2021年2月2日、インドネシア政府はオムニバス法・及び関連実施規則を発表しました。オムニバス法は、建設事業を含む幅広い事業部門で76の法律を改正し、そ45つの政府規制と4つの大統領規制で構成されてる。

建設部門に関しては、建設サービスに関する法律第2/2017号(2017年1月12日)（「建設サービス法」）の施行規則に関する政府規則第22/2020号（「GR 22/20」）の改正に関する政府規則第14/2021号（「GR 14/21」）がオムニバス法に則した実施規則であり、建設サービス法で規定されている資本要件・ライセンスなどを改定している。

また、オムニバス法施行の6ヶ月前の2020年4月23日には、建設サービス規制(GR 20/20)をが可決した点も注目に値する。

当該規制では、建設サービス法の施行に大きな変更が加えられ、以下の規制が撤回され、適用されていない。

- a. a. 建設サービスコミュニティの事業と役割に関する政府規則第28/2000条(2000年5月30日) \*政府規則第92/2010年(2010年12月29日)最終改定
- b. b. 建設サービスの実施に関する政府規制第29/2000年(2000年5月30日)
- c. \*政府規則第54/2016年(2016年11月22日) 最終改定
- d. c. 建設サービス監督の実施に関する政府規制第30/2000条(2000年5月30日)

### 建設サービス分類

建設サービス法に基づき、建設サービスは、建設コンサルティングサービス・建設工事サービスとして定義され、以下の活動が含まれる。

1. 建設コンサルティングサービスは、評価、計画、設計、監督、建設管理に関する活動を指す。建設コンサルティングサービスは、次の2つの分類に分けられる。
  - a. 建築、エンジニアリング、統合エンジニアリング、景観建築、都市計画をカバーする一般的な建設コンサルタントサービス
  - b. 科学技術コンサルタント、技術試験、分析をカバーする特殊な建設コンサルタントサービス。
2. 建設工事サービスは、建設、操業、メンテナンス、解体、建物の再建に関する活動を指す。建設工事サービスは、次の2つの分類に分けられる。
  - a. 建築工事や土木工事をカバーする一般工事サービス
  - b. 設置、特殊建設、プレハブ建設、建設着工、設備レンタルなど特別な建設工事サービス
3. 統合工事サービスは、建設相談と建設工事の組み合わせを意味する。これらは、建物建設と土木建設をカバーしている。

建設コンサルタントサービスの提供業者は、他の分類（すなわち、建設作業サービスまたは統合建設作業サービス）を実施することは許可されていない。この点を考慮に入れると、建設サービス会社は一種類の建設サービス業務のみに従事し、自身が従事する建設サービス業務の範囲外の他の業務を実施することはできません。ただし、統合建設作業サービスの提供業者は建設サービスも実施できることが理解されている。

GR 22/20は、建設サービス会社の事業規模に応じた提供可能な工事の種類も定義している。小規模な建設サービス会社は、低リスクで単純な技術と低コストの建設サービスのみを提供できる。中規模の事業者は、中リスク、中程度の技術、中コストの建設サービスのみを提供でき、大規模な建設サービス会社は、リスクが高く、高い技術と高コストの建設サービスを提供することができる。建設サービス会社の事業規模は、必要とされる資本要件に応じて定められている。

### 資本要件

オムニバス法の実施細則であるリスクベースのビジネスライセンスの実施に関する政府規制(第5/2021GR 5/21)は、事業活動の種類に応じて建設サービス会社に求められる必要資本を定義している。GR 5/21では、最小資本要件は以下のように規定されている。

1. 建設コンサルタント業務を行う小規模建設サービス会社は最低1億IDR、また一般建設工事を行う会社は最低3億IDR
2. 建設コンサルタント業務を行う中堅建設会社は2億5千万IDR以上、一般建設業務を行う会社は20億IDR以上
3. 一般建設コンサルティング業務を行う大規模建設サービス会社は少なくともIDR500万、一般建設工事を行う企業は少なくともIDR250億、統合工事を行う企業はIDR250億

また、GR 5/21は、外国建設サービス駐在員事務所（以下「駐在員事務所」）の資本要件が定められており、一般建設コンサルタント業務を行う駐在員事務所の資本要件は20億IDR以上、一般建設業務を行う駐在員事務所については350億IDR以上でなければならないと規定している。<sup>81</sup>

### 外国建設サービス駐在員事務所(BUJKA RO)

外国建設サービス会社(BUJKA)は、駐在員事務所((BUJKA RO))を設立することができる。一般的な駐在事務所(KPPA・KP3A)と異なり、BUJKA ROは収益を上げることができる。BUJKA ROを設立するための規制要件は、相違点はあるものの、建設サービス会社 (BUJK PMA) の設立と同等である。

BUJKA ROは、ハイリスク、ハイテク、高コストの市場セグメントにおいてのみ、建設サービスを行うことができる。BUJKA ROは、インドネシアで建設サービスを行う場合、現地の建設会社（以下「BUJKN」）と共同事業を行う必要がある。

建設サービス法では、共同運用で現地パートナーになることができるBUJKNは、以下の基準を満たす必要があると定めている。

1. 大規模な工事に関する資格を有している
2. 建設事業許可(IUJK)を有している

<sup>81</sup> In order to carry out construction business activities in Indonesia, a foreign construction services company (Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing – “BUJKA”) is required to establish a local presence, either by means of setting up a foreign investment company (penanaman modal asing – “PMA”) or a Representative Office (“RO”).



また、公共事業・公営住宅省規則規制 No.9/2019は、以下の追加基準を定めている。:

- a. a. 高い資格に相当する資格を持つ事業体の形態であること；
- b. b. 外国建設サービス事業体代表のライセンスを取得すること；
- c. c. インドネシアのあらゆる建設サービス事業活動において事業ライセンスを有する国内の大規模資格建設サービス事業体との合併事業を形成すること；
- d. d. 外国人従業員よりもインドネシア人従業員を多く雇用すること；
- e. e. BUJKA ROの最高リーダーとしてインドネシア市民を採用すること.
- f. f. 国内の素材と建設技術の使用を優先すること；
- g. g. 高度で洗練され、効率的で環境に配慮した技術を有し、地元の知恵 (kearifan lokal) を考慮に入れること；
- h. h. 技術移転プロセスを実施すること；および
- i. i. 現行の法律および規制に従った他の義務を果たすこと。

さらに、公共事業および住宅大臣 (MoPWPH) 令第9/2019号 (以下、「MoPWPH Reg 9/2019」) によれば、追加の基準が提供されています：

- a. a. インドネシアに設立された有限責任会社であること；
- b. b. インドネシア市民および/または国内事業体に100%所有されている国有企業 (BUMN) 、地方所有企業 (BUMD) 、または私有企業 (BUMS) であること。

### 工事分割要件

建設サービス法および建設に関する実施規則に基づく工事分割に関する明確なガイドラインはない。ただし、MoPWPH Reg 9/2019 の第 33 条では、BUJKN が共同運用パートナーとして行わなければならない建設工事の部分を定めている。

1. a. 建設工事サービスおよび統合建設工事サービスに関しては、工事金額の最低30%をBUJKNが実施し、50%をインドネシア国内で実施しなければならない
2. b. 建設コンサルタントに関しては、作業金額の50%以上をBUJKNが実施し、すべての作業をインドネシアで行うこと

ただし、前述のように、MoPWPH Regn 9/2019は取り消されるが、新しい規制が発行されるまで参照先として使用することができることに留意が必要である。

## 9. 知的財産権(IPR)

インドネシアは1980年代後半以降、知的財産権保護の法的枠組みを改善するために大幅な立法改革を行った。世界貿易機関の設立協定に批准した際の法律No.7/1994に規定の通り、インドネシアは知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIP協定) に批准したことを受け、この立法改革プロセスは促進されていった。

様々なインドネシアの関係する協定や条約を実行するため、また知的財産権保護の国際基準を確立するために多くの法律や規制が公布されてきた。しかし、このような立法面での発達にも関わらず、特に海賊版や商標の偽造などにおいて知的財産権の侵害はいまだ珍しいことではなく、インドネシアはUS通商代表の「監視リスト」に現在も残っている。

### 国際条約

1979年以来、インドネシアは知的財産権保護のためのパリ協定や世界知的所有権機関 (WIPO) 設立の条約に関与してきた。1997年、インドネシアは特許協力条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、商標法条約、及びWIPO著作権条約に関与し、また2005年にはWIPO実演及びレコードに関する条約に調印した。インドネシア政府はまた各国と様々な二国間協定を著作権保護のために締結している。

### 商標

法律No.20/2016 (商標法) に従い、商標は識別可能な記号であり、商品やサービスの取引の際に用いられている。

インドネシアの商標の承認申請は、法務人権省に電子的又は非電子的にインドネシア語により提出される。承認された申請は公式商標レポート (もしくはそれに類するもの) により発行される。承認された商標はそれから10年間有効であり、更新することが出来る。商標はまた移転されうるものである。

インドネシアの商標出願は、インドネシア語で電子的または非電子的に法・人権大臣に提出し、承認を受けなければならない。外国人の出願者は、知的財産コンサルタントを代理人として選任することによっても商標登録を行うことができる。承認された出願は、10年間有効な公式商標報告書 (または適切な代替物) に掲載されるものとする。この登録は、連続して10年間更新することができる。なお、商標の更新は、商標の有効期限が切れる6ヶ月前までに申請する必要がある。

商標登録時にしばしば問題になる時間的制約を解決するために、オムニバス法は知的財産総局 (DGIP) が出願審査を行うための指定期間を短縮した。現在DGIPが出願審査のみを実施するのに最大で150日を要しているが、これは異議がない限り30日に短縮されることになっている。仮に異議がある場合でも、DGIPは90日以内に出願審査を完了する必要がある。

オムニバス法では、発行された商標証明書の受け取り期限はない。現在は出願者は発行された商標証明書を発行から18か月以内に受け取らなければならない、そうでない場合には登録商標は取り消されて無効となる。

しかし、オムニバス法は登録対象とならない商標に関する新しい基準も追加している。機能的形式を含む場合、商標を登録することはできない。オムニバス法では何が機能的形式を構成するかについて明確も定義されていない。初期的な理解としては、機能的形式とは、ビジュアルを作成するために一般的に使用される「形状」又は「形式」（例えば単純な黒い直線）を意味すると考えている。

## 著作権

法律No.28/2014（著作権法）に従い、著作物は著作権の保護を獲得するためには科学、芸術あるいは文学の分野で独創性を示さなくてはならない。一度著作権を獲得すると、著者、著作権保有者あるいはその他の著作権の受益者は著作物を出版もしくは複製あるいは第三者に出版や複製させることを許可することが出来る。著作権法は「著作者人格権」と「著作隣接権」を認めている。著作者人格権は著作物に変更を加えたり、著作物に関連する名称を変更したり、著作物の題名を変更したりすることが出来る著作者の独占的権利である。第三者に著作物を複製したりや放送したりすることに関連する権利は著作隣接権として知られている。

法務人権省は一般著作物登録簿を通じた著作権の登録を監督しており、またこのような登録に関する公式発表を行っている。著作権の創出に登録は必須ではないものの、一般著作物登録簿に登録され、法務人権省により正式に命名された名称は著者の著作物であると見做される。

著作権が保護される期間はそれぞれ以下の通りである：

- a. 本や出版物に対する著作権：著者が生存している間及び死去から70年間有効
- b. コンピュータプログラムや映画作品、写真作品、データベースに関する著作権、及び許可された代理人と音楽プロデューサーの関連する権利：著作権は55年間、放送機関に関連する権利は25年間有効であり、著作者人格権は無期限に保護される

## 特許

法律No.13/2016（特許法）に従い、特許権は独創的な側面を持ち、産業に適用出来なければならない。特許権は装置もしくは製品（化学化合物や微生物を含む）及びプロセス（非生物的なプロセスや微生物プロセスを含む、製品を生産するためのもの）に対して取得することができ、また簡易特許は特定の具体的な発明に対して取得することが出来る。特許は以下については取得することが出来ない：

- a. 公序良俗に反する、または既存の法律や規制に反すると見做される発明
- b. 手術方法
- c. 科学的及び数学的方法
- d. 植物及び動物（微生物除く）、あるいは
- e. 植物や動物の生産のために欠かすことのできない生物学的プロセス（非生物学的及び微生物学的プロセスは除く）

特許申請は特許庁に提出する必要がある。当該特許が特許庁により承諾されると、一般特許登録簿に記録され、特許公報により公表される。特許は申請の出願日から20年間有効であり、簡易特許は10年間有効である。いずれの場合も延長することは出来ない。

特許保持者はライセンス契約に基づいてライセンスを他者に与えることが出来る。ライセンス契約は登録されなければならない。また特許公報により公表されなければならない。

オムニバス法は単純特許を付与するために満たすべき基準を拡大した。単純特許をDGIPに登録するためには「実用的」である必要がある。また、オムニバス法では、単純特許の登録申請が受理されるかどうかの法定の審査期間が縮小される。現在、特許庁が出願を評価するには出願の提出から少なくとも157日を要しているが、これが28日程度に短縮される可能性がある。さらに、オムニバス法は特許庁に単純特許の登録申請を受け入れるかどうかを申請日から6か月以内に決定することを義務付けている。これは現在の制度（申請日から12か月以内）の2倍の速さである。

### 企業秘密

法律No.30/2000（企業秘密法）に従い、企業秘密は技術及び/あるいは事業に関して公に知られることのない情報であり、事業活動に利用されることで経済的価値を生み出し、また情報保有者により秘密が守られている情報を意味する。企業秘密は生産方法、生産工程、販売方法、及び法定の要件を満たすその他の情報が対象となる。企業秘密は、情報が公に知られるようにならない限りにおいては、無期限に保護されるものである。

企業秘密保持者は当該企業秘密を利用する独占的権利を持ち、また第三者に当該企業秘密を利用することを禁止あるいは許可することが出来る。企業秘密及び企業秘密の移転は法務人権省の知的財産権総局に登録されなければならない。登録されるのは管理用の情報のみであり、企業秘密の実質的な部分は含まれない。企業秘密法に規定されている通り、企業秘密の保有者の変更は企業秘密広報により公表される。企業秘密に関する権利は、相続、贈与、遺言、文書による合意あるいはその他の法律で認められた方法により移転される。

### 工業意匠

法律No.31/2000（工業意匠法）に従い、工業意匠とは製品、消費財、あるいは工業用原材料として利用される、形、線の構成あるいは組成、色又はこれらの組み合わせによる2次元あるいは3次元の形状の創造物を意味する。

工業意匠権は登録され、工業意匠公報により公表される。工業意匠を利用したい第三者は工業意匠権の保有者からの承認を得なければならない。保護される期間は出願日から10年間である。

### 知的財産権の執行

知的財産権の保有者は、偽造あるいはその他の特許権の侵害があった場合には、民事あるいは刑事訴訟を通じて救済を求めることが出来る。民事法上の救済手段には差止命令、損害賠償、法的な知的財産権保有者への対象物の引き渡しが含まれる。刑事制裁としては、知的財産権の侵害に対しては懲役及び/あるいは罰金が課される。



## 知的財産 (IP) に基づく資金調達スキーム

インドネシア政府は、創造経済に関する法律No.24/2019の施行規則No.24/2022 (GR 24/2022) を制定した。GR 24/2022は、銀行およびノンバンク（貸主）を通じたIPベースの資金調達スキームを規定しており、そのうち創造経済における起業家は、IPベースの資金調達スキームの提出要件である次の項目を満たしたスキームを提示しなければならない。それらの要件は、(i) 資金計画、(ii) 創造経済に関するビジネス、(iii) 創造経済に関する製品の知的財産に関する契約であり担保として供されるもの、(iv) 知的財産証明書（記録または登録証）を有することである。貸主は、創造経済起業家から上記の要件を受領した上で、次のようないくつかの措置をとる。それらは、(i) 創造経済に関するビジネスの検証、(ii) 担保となる当該知的財産証明書（または登録書）の確認、(iii) 担保となる知的財産の査定、(iv) 当該創造経済起業家に対する資金の支払い、(v) 関連する協定に基づき創造経済起業家からの資金の払い戻しを受けることである。このようなIPベースの資金調達の実施に当たっては、当該知的財産資産を担保として活用するものとする。実施に当たっては (i) 知的財産に対する受託者担保、(ii) 創造経済事業における契約・協定、(iii) 創造経済ビジネスにおける収集権の形で実施されなければならない。担保として使用できる知的財産は、商品化され、知的財産権総局に登録されたものである。貸主は、知的財産の担保を取得するに当たり、適用される査定基準に従い、コストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、その他の査定方法により、知的財産の評価を行う権利を有する。このような評価は、知的財産評価の分野で認可され、評価の能力を有する知的財産評価者によって行われるものとする。また、GR 24/2022は紛争解決の選択肢も規定している。IPベースの資金調達に関する紛争が発生した場合は、裁判所を通じて、または法定外和解によって解決することができ、それにはOJKの承認が必要である。

## 10.個人情報保護 (PDP)

### 概要

インドネシアの個人データ保護 (PDP) 規制が分断されているため、統一かつ一元的なアプローチが必要と認識され、政府はついに2022年9月20日にPDP法案を可決し、同年10月17日に法律第27号を制定した（以下、「PDP法」）。PDP法の制定は、個人のデータ保護権利を保証することを目的としている。PDP法は一定の行為を実施するすべての個人、公共機関、組織、または機関に適用され、それはインドネシア共和国の管轄内外で行われる。今後、この法律はインドネシアの情報通信技術 (ICT) セクターの競争力向上とデジタル経済全体の成長を促進すると期待されている。

PDP法では、個人データを電子および/または非電子のいずれかで、直接的または間接的に個人を識別できるデータと定義している。個人データは次のカテゴリに分かれている：

- 一般データは、個人のフルネーム、性別、国籍、宗教、結婚状態など、個人を識別できる可能性のある他の個人データをカバーしている
- 特定データは、健康データと情報、生体認証データ、遺伝子データ、犯罪歴、子供のデータ、個人の財務データなど、法令に基づくその他のデータで構成されている。データ主体は、関連する個人データを持つすべての個人を指す

PDP法において、データ主体にはいくつかの権利が付与されている

- (i) 知らせる権利；(ii) 訂正の権利；(iii) アクセスの権利；(iv) 消去の権利；(v) 取り消しの権利；(vi) 自動的な意思決定を避ける権利；(vii) 処理の制限権利；(viii) 異議の権利；(ix) データ携帯性の権利。この文脈では、個人データ処理は、データに関連する次のアクションをカバーしている：取得と収集；処理と分析；保存；訂正と更新；外観、発表、転送、普及、または開示；および削除または抹消。

PDP法の公布から最大2年以内に、個人データコントローラ、個人データプロセッサ、および他の個人データ処理に関連する関係者は、この法律に基づく個人データ処理の規定に適応しなければならない。

また、PDP法の公布前に有効だったPDPを規制する従前の法令のすべては、この法律の規定と競合しない限り有効のままである。これには、以下が含まれる：(i) 電子情報およびトランザクションに関する法律（2008年法第11号、2016年法第19号で修正）（以下、「Law 11/2008」）；(ii) 電子トランザクションおよびシステムの管理に関する政府規則（2019年政府規則第71号）；(iii) 通信および情報省（MoCI）令第5/2020号（個人電子システムプロバイダに関するもの）；および(iv) 通信および情報省令第20/2016号（電子システムにおける個人データ保護に関するもの）（以下、「MoCI Reg. 20/2016」）。これは、健康、銀行、不動産、資本市場など、個人データ保護を定める他のセクター法令にも言及している：

- a. 電気通信法（1999年法第36号、2020年法第11号で一部改正）
- b. 銀行法（1992年法第7号、1998年法第10号および2020年法第11号で修正）
- c. 資本市場法（1995年法第8号）
- d. 公共情報開示法（2008年法第14号）
- e. 健康法（2009年法第36号）および
- f. 市民行政法（2006年法第23号、2013年法第24号で修正）

### 個人データ保護の主要な原則

現行のインドネシアPDP法と規制におけるデータ保護とガバナンスの主要な原則は以下の通りである

#### • データ処理における主要な役割

PDP法では、データ処理には以下の3つの重要な役割がある：

- i. データ主体: 個人データが関連する個人。
- ii. データコントローラ: 個人、公共機関、または国際機関であり、個人データの処理の目的を決定し、制御を行うために個別または共同で行動する者。
- iii. データプロセッサ: データコントローラの代理として個別または共同で個人データを処理する個人、公共機関、または国際機関。

"Person"とは、個人または法人（法的な実体または非法的な実体を含む、人々や富の組織的な集まり）を指す。"Public Entity"は、国家の行政に関連する主要な機能と職務を有する執行機関、立法機関、司法機関などを指す。その資金が一部または全部が国家予算および/または地方予算から調達されるか、または非政府組織であればその資金の一部または全部が国家予算および/または地方予算、寄付、および/または海外から調達される場合が含まれる。"International Organisation"は、国際法の主体として認識され、国際条約を締結する能力を持つ組織を指している。

## • 個人データ処理の原則

まず第一に、個人データの収集は制限され、特定され、法的に妥当で適切かつ透明である必要がある。第二に、個人データの処理はデータ主体の権利を保証し、正確で完全で、説明責任があり、明確に証明され、目的に適している必要がある。最後に、個人データは保持期間終了後、またはデータ主体の要求に基づいて削除されるべきである。

## • 同意または透明性

個人データコントローラは、個人データ処理活動の基盤を取得しなければならない。これには、次のものが含まれるが、これらに限定されない：

- i. データ主体（またはデータ主体が子供または障害者の場合はその保護者）からの、個人データコントローラがデータ主体に伝えた一つまたは複数の特定の目的に対する明示的な承認
- ii. 関連する契約および/または規制で定められた義務の履行；および/または
- iii. データ主体の生命的利益の保護のための履行

このような明示的な同意または承認条項は、個人データの処理に関連する任意の契約にも含まれていなければならない。そうでない場合、契約は無効とみなされる。

## • 視覚データ処理

視覚データ処理の目的での設置は、公共の場やセキュリティ、災害防止、および交通管理の目的で施設に行うことができる。ただし、その設置はユーザーに対して、そのエリアに視覚データ処理または処理装置が設置されたことを通知し、個人を特定するために使用されないことを明示しなければならない。

## • 応答期間

データコントローラが考慮すべき関連する応答期間は以下の通り。アクセス権の場合は3日間、同意の撤回の場合は3日間、処理の制限の場合は2日間、データの修復または訂正の場合は1日間。

## • データ漏えい通知

個人データ漏えいが発生した場合、データコントローラは3日以内にデータ主体と通信情報省 (MoCI) に通知し、公共の利益に影響がある場合は公告を発行しなければならない。PDP法は個人データの漏えいに罰則を科していないが、データコントローラは個人データの処理に対して責任を持ち、個人データ保護の原則の実施に対するコミットメントを実証しなければならない。これはつまり、データコントローラは個人データ漏えいによって損害を受けたデータ主体に補償しなければならない

## • 国際データ転送

PDP法第56条に基づき、データコントローラはこの法律の規定に従って、個人データをインドネシア共和国の管轄外にある他の個人データコントローラおよび/または個人データプロセッサに転送することができる。データコントローラは、個人データ転送を受ける個人データコントローラおよび/または個人データプロセッサの所在国が、この法律で規定されているものと同様またはそれ以上の個人データ保護レベルを有していることを確認しなければならない。そうでない場合、データコントローラは適切かつ拘束力のある個人データ保護を確保し、データ主体からの承認を得る必要がない。国際データ転送に関する詳細な規定は、PDP法の実施規則としての政府規則で定められる予定である。

## • データ保持

データプロセッサは個人データを特定の期間保持することができます。その後、法律によって要求されるか、または該当するデータ主体の要求がある場合を除き、データは削除されなければなりません。PDP法は固定の保持期間を指定していませんが、MoCI規則20/2016の第15条では、保管された個人データの最低保持期間を5年と規定しています（別段の定めがある場合を除く）。

## • データ保管

企業が活動を行う中で（契約を含む）、文書または他のメディア形式で受け取るデータ、記録、および/または声明は、法人文書とみなされ法人文書法の規制の対象となる。

帳簿作成プロセスに使用される契約などのサポート文書のような特定の種類の法人文書は、財政年度の終了から10年間保管する必要がある。これらの文書がこの期間内に処分された場合、関連文書の処分から生じるリスクはすべて会社が負担しなければならない。

10年間のデータ保管期間は、電子的またはオンラインで行われるデータ処理の結果を含む帳簿の基礎をなすすべての記録および文書に適用される税法にも明確に規定されている。

## • 移行規定

PDP法の制定に伴い、組織は関連する個人データ処理の規定に準拠するための2年間の期間が与えられる。この期間中、以下の一連の主要なアクションを実施する必要がある：

- i. PDP法の規定に準拠するためのガイドラインとして機能する個人データ処理フレームワークを準備する。
- ii. 組織内で行われている個人データ処理に関連するすべての活動をレビューする。
- iii. 既存の個人データ処理および保護ポリシーをPDP法の規定に準拠するように確認する。
- iv. 個人データ処理に関連するすべての既存の契約および取得された同意をレビューする。
- v. 既存の個人データ処理および保護ポリシーとPDP法の規定とのギャップを評価およびレビューする；
- vi. データ保持を開発する。

さらに、組織はデータ保護担当者（DPO）を任命することを検討するべきであり、それは固定期間の契約またはDPO-as-a-Service（DPOaaS）の形態で行うことができ、プライバシー管理テクニカルプラットフォームを導入することも重要である。

## • データ保護担当者

PDP法では、特に以下の文脈において、リスク軽減の観点からDPOの役割が明確にされることが期待されている：

- a. 公共サービスまたは公共の利益のための個人データ処理
- b. 大規模な個人データの調整および体系的な監督
- c. 特定の個人データおよび/または犯罪歴に関連する大規模な個人データ処理

また、上記の文脈でDPOを任命しなかった場合には行政制裁が課せられる可能性がある。これには以下が含まれる：

- i. 書面による警告
- ii. 個人データ処理活動の一時的な停止
- iii. 個人データの削除または破壊



- iv. 損失の賠償; および/または
- v. 行政罰金

さらに、PDP法はDPOに対するデータ保護に関する以下の責任を義務付けている:

- i. 前のPDP法および規則の特定の規定についてデータコントローラまたはプロセッサに情報提供および助言する
- ii. iPDP法および規則、およびデータコントローラまたはプロセッサのポリシーに準拠し、個人データ処理に関する当事者の任命、責任、意識、およびトレーニング活動、および関連する監査を確認および監督する
- iii. PDPに関連する影響について助言し、データコントローラおよびプロセッサのパフォーマンスを監督する; および
- iv. 個人データ処理に関連する問題を調整し、リスク軽減やその他の事項に関する協議を行う。

#### • 執行と制裁

PDP法の制定前には、個人データ処理に関連するPDPの規定に違反した電子サービスプロバイダに対しては、行政制裁が科される可能性があったが、これには規定または禁止事項の違反に対する刑事制裁は含まれていないままだった。

しかし、PDP法では、関連する規定に違反する個人に対して刑事制裁（拘留または罰金）を科すことを許容する新たな規定が含まれている。これには次のものが含まれる:

- i. 故意にかつ違法に役立たんとする目的で、自身または他の人に利益をもたらすことがあり、データ主体の損失を招くかもしれない個人データを故意にかつ違法に取得または収集すること;
- ii. 自身に属さない個人データを故意にかつ違法に開示すること
- iii. 自身に属さない個人データを故意にかつ違法に使用すること; および/または
- iv. 自身または他の人に利益をもたらす目的で故意に偽の個人データを作成または改ざんすることがあり、これが他者に害をもたらすこと。

個人に対する刑事制裁は、IDR 4億からIDR 6億の罰金、4年から6年の禁錮刑である。企業に対する罰金は、個人に科される罰金の最大10倍である。追加の制裁には利益および/または資産の没収、企業の業務の全体または一部の凍結、特定の行動の永久的な禁止、業務の全体または一部の場所および/または活動の閉鎖、怠慢した義務の履行、損害の賠償、ライセンスの取り消し、および/または企業の解散が含まれることもある。

## 11. 紛争の解決

### 民事訴訟

#### • インドネシアの司法

##### 通常裁判所 (Pengadilan Umum)

一般裁判所は、刑事および民事に関する権限を有している。  
 一般裁判所の下には、以下のような専門裁判所が設置されている。

1. 少年裁判所
2. 汚職裁判所
3. 漁業裁判所
4. 人権裁判所
5. 破産、債務支払義務の停止 (Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang or PKPU)、事業競争監督委員会 (Komisi Pengawas Persaingan Usaha or KPPU) 決定への異議申立て、知的財産権に関する紛争を管轄する商事裁判所
6. 産業関係裁判所

##### 宗教裁判所 (Pengadilan Agama)

宗教裁判所は、結婚、相続、遺言、贈与、ワクフ (“waqf”)、喜捨 (“sadaqah”)、寄付 (“infaq”)、およびシャリーア経済における以下の紛争において権限を有している。

1. 金融機関及びシャリーア金融機関とその顧客;
2. 金融機関及びシャリーア金融機関;
3. 実行される行動/事業活動がシャリーアの原則に基づいていることが明示されているイスラム教徒

##### 行政裁判所 (Pengadilan Tata Usaha Negara)

行政裁判所は、行政決定 (Keputusan Tata Usaha Negara) の権限を有し、租税裁判所を設定している

##### 軍事裁判所 (Pengadilan Militer)

軍事裁判所は、インドネシア国軍 (Tentara Nasional Indonesia、TNI) の現役軍人による刑事事件に関する権限を有している。

インドネシアでは、原告は関連する地方裁判所に訴状を提出して民事訴訟手続を開始する。インドネシアの法律では、係争当事者はまず初めに調停により係争の解決を試みる必要がある。そのうえで、調停が失敗すると訴訟が開始され、裁判官は審理の日付を設定する。インドネシアの裁判所で審議される場合、インドネシア語で作成されていない文書には、インドネシアで認可された宣誓翻訳者が作成したインドネシア語の翻訳が添付される。

さらに、法廷での当事者の代理は、インドネシア弁護士会が発行したライセンスを保持しているインドネシア弁護士によってのみ引き受けられる。2014年3月13日にインドネシア最高裁判所長官は、行政、宗教、州、及び軍事という4つの司法領域における第1審裁判所での調停及び控訴に関する最高裁通達 No.2/2014 (「SEMA No. 2/2014」) を発行し、時間効率よく紛争を裁くため、第一審は5カ月、控訴審は3カ月という新しい基準を設定した。これによりSEMA No. 2/2014は、司法サービス基準として最高裁判所長官に定められていた最大係争期間に関する以前の規定 No: 026/ KMA/SK/II/2012 (“KEPMA No. 26/2012”) を置き換えた。

上記の留意点はあるが、原則としてこのSEMA No.2/2014は、KEPMA No.26/2012に基づくよりも迅速に係争を解決することを裁判官へ促すことで、司法においてより良いサービスを提供するための最高裁判所の革新の1つである。但し、SEMA No. 2/2014は、最大裁判手続期間が個別に規制されている以下の訴訟には適用されないことに留意する必要がある。

- a. 労使関係（人事関連）の訴訟 - 最初の審理の時点で50日。但し、申請の受領から30日を要する死刑を除く。
- b. 破産手続 - 破産申請の登録から60日。但し、申請書の受領から30日を要する死刑を除く。
- c. 税務係争手続 - 訴訟の受理から6か月。但し、申請の受理から12か月を要する控訴と最大6か月を要するケースレビューを除く。
- d. 総人権侵害訴訟 - 司法長官室からの引き渡しから180日。
- e. 海事犯罪手続 - 検察官からの引き渡しから30日。
- f. 刑事腐敗の手続 - 検察官からの引き渡しから120日。但し、高等裁判所と最高裁判所から受理してそれぞれ60日を要する控訴と120日を要する死刑を除く。

さらに、外国の裁判所の判決はインドネシアでは執行されないことは注目に値する。これは、当事者がインドネシアに関連する契約に仲裁条項を含めることを選択する理由の一つとなっている。そのため、インドネシアの法律に基づき、新たに裁判手続きが開始され、全ての事項が再審議される。但し、外国での判決は、インドネシアで問題が再審議される際に、裏付けとなる証拠となり得る可能性がある。

### 新係争マネジメントシステム

最高裁判所長官は、2022年5月17日に電子的手段による裁判所における調停に関する最高裁判所規則 No. 3/2022号 (Peraturan Mahkamah AgungまたはPERMA No.3/2022)を公布し、電子的な調停を導入した。すべての当事者が合意した場合には、電子的手段による調停を利用することができる。調停は、オンライン会議サービスを提供する任意のアプリケーションを使用して、電子的に実施することができる。調停人は、オンライン会議の実施や電子文書の送信に使用するアプリケーションを決定するために、当事者に提案を行うことができる。当事者が決定したアプリケーションは、書面による契約書に記載される。加えて、電子裁判および電子訴訟に関する2019年の最高裁判所規則第1号 (“PERMA No. 1/2019”) および最高裁判所規則第7号 (“PERMA No. 7/2022”) が、2022年10月11日に公布された。これらの規則により、インドネシアのすべての司法手続きで電子裁判 ("e-Court") および電子訴訟 (“e-Litigation”) が導入されることとなる。

基本的に、e-Courtシステムは訴訟の電子的な登録、裁判料の支払い、全ての対立当事者への召喚状、および裁判のスケジュール情報を電子的に管理する。ただし、e-Courtは最初の裁判所および控訴裁判所でのみ、民事、宗教、軍事、および国家行政裁判に対応している。加えて、処分資産の管理と解決も電子的に行われる可能性がある。

さらに、e-Litigationシステムは、裁判所の情報を直接入手できる検察官や弁護士に対する裁判所情報の電子的な利用を強化する。また、e-Courtシステムは、訴訟から判決、証拠、証人や専門家の尋問までの文書の提出にも利用できる。いずれにせよ、被告の承認を必要としない行政裁判所を除き、すべての当事者が電子的に継続することに同意した場合には、e-Litigationシステムを利用することができる。

## 仲裁

インドネシアの裁判制度の信頼性、効率性、透明性には大きな懸念が残るため、特に外国人投資家は、裁判所から有意義で満足いく判決と効果的な執行を受けることが困難であると認識している。このような懸念の結果、当事者はしばしば国際仲裁（インドネシアまたは海外に裁判地を置く）または他の種類の代替的紛争解決を通じて紛争を解決することを99%を選択する。外国人投資家は、仲裁手続又は代替紛争解決手続の形式となるであろう裁判外の和解を通じて商取引や貿易に関する紛争を解決することを選択する可能性がある。インドネシアにおける仲裁は、1999年に仲裁法（法律No.30/1999）が導入されて以来、大きな発展を遂げている。2000年には、インドネシア仲裁機関（Badan Arbitrase Nasional Indonesia又は「BANI」）により規則が全面的にレビューされた。こうして改訂された仲裁システムは、国連国際商取引法委員会の多くの原則に基づいたものとなった。新しいBANI規則の下では、有効な仲裁条項が存在する場合、地方裁判所には紛争に関する司法権はない。

その結果、外国企業は、インドネシアにおける腐敗やインドネシアにおける裁判所と国内仲裁機関について相対的に経験不足を懸念するため、国際仲裁裁判所が紛争を審理するという条件で契約することが多くなっている。この慣行はインドネシア政府によって概ね受け入れられているが、たとえば従業員との紛争に巻き込まれたり、行政処分の対象となったりする場合、外国企業は依然としてインドネシアの訴訟手続に関与しなければならない可能性がある。

また、インドネシアは、外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約（ニューヨーク条約）及び国際投資紛争解決センター（ICSID）への加盟国でもある。しかし、過去には、インドネシアの裁判所が外国仲裁判断に関して、それとは整合しない執行が為されたケースがあった。原則として、以下の条件が満たされている場合、インドネシアにおける資産に対して外国仲裁判断を執行できると考えられる

- 国際仲裁判断の執行と承認に関する条約（ニューヨーク条約等）によってインドネシアが縛られている国において国際仲裁判断が発行されている。
- 判断はインドネシアの公序良俗に反しない。
- 仲裁されている問題が「商法」の範囲内であるか、「法律により紛争当事者によって完全に管理されている権利」に関係している。
- 中央ジャカルタ地方裁判所から執行命令が出ている。

## 12. 土地制度と関連規制

インドネシアの農業基本法（法律No.05/1960、通称：BAL）は、インドネシアの土地法の枠組みを定めている。BALは、インドネシアの1945年憲法の原則に基づき、すべての土地と資源をインドネシア人が共同で所有し、インドネシアの選出された役人が人々の利益のために土地の利用に関する責任を負うこととしている。しかし、土地に付随する土地所有権には幾つか種類があり、個人所有することができ、権利所有者がさまざまな方法で土地を利用することができる。

BAL及び関連する法律は、登録されている土地を対象としており、土地及び土地に関する権利は登録しなければならないことを規定している。この登録システムは進行中であり、インドネシアの土地の多くは未登録のままとなっており、未登録の土地は、慣習的な土地の権利、その他の未登録の権利や制限の対象となることが多くなっている。



## 土地所有権の種類

インドネシアの法律では、国家がインドネシア共和国領内のすべての土地の主権者として、国民に土地の権利を付与するだけでなく、与えた土地の権利をはく奪する権限も有している。投資家にとって、次の種類の土地に関する権利 (Land Title) が重要である。

- a. 所有権 (HM) : 自由処分権に似ており、インドネシア国民のみが取得可能で、期限に制限はない。
- b. 建設権 (HGB) : 所有者が土地に建物を建設及び/又は所有することを許可するものであり、インドネシア国民及びインドネシア企業 (PMA会社を含む) のみが取得可能。期限は30年だが、さらに20年間延長することが可能。国有地および管理権 (Hak Pengelolaan - “HPL”) 上のHGBの場合、30年延長が可能 (HM上のHGBの付与に関する証書に基づく)。
- c. 耕作権 (HGU) : 州が所有する土地で発行され、プランテーション活動を許可するものであり、インドネシア国民及びインドネシア企業 (PMA会社を含む) のみが取得可能。期限は35年だが、さらに25年間延長することが可能。
- d. 使用权 (HP) : 第三者が所有する土地を使用する権であり、インドネシア国民、インドネシア企業、外国企業が取得可能。期限は25年だが、さらに20年間延長することが可能。国有地および管理権 (Hak Pengelolaan - “HPL”) 上のHPの場合、30年延長が可能 (HM上のHGBの付与に関する証書に基づく)。
- e. コンドミニアムの所有権 (Hak Milik Atas Satuan Rumah Susun-HMSRS) HMSRSは水平分離の原則に基づいており、これはHMSRSが共有区間、共有物、共有地に対する共有権から分離された個人的な性質の区分建物に対する所有権であることを意味する。共有区間、共有物、共有地に対する共有権は比例値 (nilai perbandingan proporsional) に基づいて計算され、HMSRS証明書に添付される。HMSRSは、インドネシア国民、インドネシアの法律に基づいて設立された法人、インドネシアに居住する外国人、外国の法人および/またはインドネシアに代表者を置く国際機関が取得することができる。

インドネシアには上記以外にも未登録の土地があり、“tanah adat”や慣習的な土地 (“customary land”) と呼ばれている。登記されていない土地の所有権を評価するためには、土地の実地調査と、その土地に適用される登記されていない土地の権利を識別するための村長、地区長、県知事、市長との会合が必要である。通常、これには、地租 (girik) の支払いの証拠や村落の記録など、土地の権利に関する証拠書類の確認が含まれる。村落は、土地に対する集団的権利 (tanah bengkokまたはtanah wakafとして知られる) の対象となることがある。

不使用・未利用・未耕作の土地・地域の問題を解決するため、オムニバス法では、発行から2年以内に活用されない土地・地域の権利は、国が取り消すこととしている。さらに、インドネシアの国民経済を向上させるために土地利用の有効性を高めるといった目的を持ったオムニバス法の適用のため、荒廃地域及び土地の管理に関する政府規制No. 20/2021 (GR 20/2021) が制定された。<sup>82</sup>

<sup>82</sup> For more information, see “[Client Alert - Government Regulation No. 20 of 2021](#)”. Deloitte Indonesia. April 2022.

## 土地取得

インドネシア民法 (ICC) を通じて、以前のインドネシアの法律は、土地とそれに付随するすべての物が不可分の単位であることを意味する垂直的境界の原則 (verticale accessie beginsel) を認めていたが(この法律は、建物が立っている土地に常に建物が付随する)、法律No.5/1960は、土地とその土地に対する建物又は構造物、作物を分離する水平的分離の原則 (horizontal scheidings beginsel) を認めていることは注目に値する。したがって、例えば、土地所有権の上に構築する権利のように1つの土地に2つの土地所有権を見出すことができる。

特定の土地を取得する前に、企業は、土地の所有権、提案された土地を売却するための関連する土地権利保有者の意向、及び対象となる土地に関連する必要なライセンスの取得可能性を調査する必要がある。

### •空間利用適合性の承認

オムニバス法と政府規則No. 21/2021に基づき、PMA会社が目標の土地を取得するためには、事業場所が関連する詳細な空間計画 (Rencana Detail Tata Ruang – “RDTR”) と一致していることの承認をOSS機関から受ける必要があります。 (ruang)

また、以下の空間利用活動の適合性を満たす必要があります：

- a. 位置座標
- b. 空間利用目的
- c. 土地の所有権情報
- d. 事業内容
- e. 建物の床面積に関する計画(Plan on the amount of floor in the building)
- f. 建物の床の面積に関する計画(Plan on the area size of the building floor)

### •登記された所有権の評価

国土庁 (Badan Pertanahan Nasional又は「BPN」) は、インドネシアで土地登記の管理責任を負う国家機関であり、中央土地局と地方土地局で構成される。土地の所有権を確認するためには、申請者は関連する地元のBPNオフィスを訪れ、所有権証明書原本を持参する必要がある。各地域の土地局には、そのアーカイブに登録されているすべての土地の記録がある。BPNオフィスは、アーカイブ内の情報に対して元の所有権証明書原本を検証する。また、BPNオフィスでは、境界線、土地に関する問題や紛争があるかどうか等の問い合わせに関する登録された土地の詳細を入手できる。

土地行政におけるデジタル変革は、土地所有制度の透明性に明るい光を照らした。この点に関し、土地所有権の重複請求の解消とマフィアと関連する土地の問題の撲滅に向けた取り組みの一環として、土地空間計画省／国家土地庁 (Minister of Agrarian Affairs and Spatial Planning/National Land Agency) は、証明書の確認と電子証明書の発行サービスに特化した、電子証明書の確認と土地登録証明書の発行サービスに関するガイドラインを発表したところである。

このガイドラインは、土地空間計画省／国家土地庁が提供するすべての土地・空間計画 情報サービスに関する技術的ガイドラインを定めている。このガイドラインによって、インドネシアの土地管理システムの状況は変容した。国民は、すべての土地および空間計画関連事項のデジタル化を通じて、インドネシア全土で利用可能な土地および空間計画管理サービスの質の向上によって恩恵を受けることが期待されている。国民は、電子情報サービスを通じて、土地・空間計画情報を取得できるようになった。このサービスには、証明書の確認、土地登録証明書の発行 (Surat Keterangan Pendaftaran Tanah-SKPT)、および土地価値ゾーン、座標点、全球測位衛星システム(GNSS) /連続観測システム (CORS) のデータパッケージ、土地所有履歴、土地履歴、および空間計画に関する情報が含まれる。<sup>83</sup>

### •所有権の放棄

HMのように、所有者から提案された土地が外国企業にとって所有する資格のない権利であった場合、土地は所有権の放棄を通じて間接的に提案された買い手に譲渡される。このようなケースの場合、所有者は取引価格と引き換えに土地所有権を放棄することになる。その後、買い手である外国企業は、その土地について新しく適切な所有権を申請する必要がある。

### •公共インフラのための収用による強制放棄

法律No.2/2012に従い、土地所有者は、公共インフラの開発に関する裁判所の命令に基づいて、補償と引き換えに土地の権利を放棄することが求められる場合がある。法律は、政府がインフラプロジェクトのために土地を取得できる手続を定めており、土地取得計画文書の準備から始まり、影響を受ける当事者からの異議の評価と検討のために関連する州知事にその文書を提出する。新しい土地法の導入前の以前の規制では、提案されたプロジェクトを移転できず、そのような土地の所有権を強制放棄させる権限が大統領のみにあった場合にのみ、強制放棄が認められていた。

公益のための土地の調達に関する大統領規則No.71/2012は、公益のための土地の調達に関する法律No.2/2012を導入するために制定され、土地取得プロセスを迅速化するために、後に大統領規則No.148/2015によって改正された。

最近、公益目的開発の土地調達に関する政府規則No. 19/2021は、投資エコシステムの増加、国家戦略プロジェクトの加速という精神で制定され、いくつかの条項が追加され、その中には森林地域の状況把握の完了など公営目的の開発のための土地収用の加速などの取り組みが含まれている。本規制の規定には、公益目的開発の種類追加が含まれている。それらは、森林地域の整備完了等の土地調達の加速に向けた取り組みや、"Village treasury land" (tanah kas desa) ・"waqf land" ・"Asset land"、土地取得計画書の作成を支援するための土地仲介業者の関与、土地決定の追加期間、及び補償金の供託である<sup>84</sup>。

<sup>84</sup> **Village treasury land** (tanah kas desa) is land occupied and/or owned by the village government as one of the village's original sources of income and/or for social purposes. **Asset land** is land occupied and/or owned by the central government as an economic resource for the benefit of the central government.

## 環境法

インドネシアの環境法は、環境に影響を与える事業活動を行うにはAMDAL (Analisa Mengenai Dampak Lingkungan) として知られる環境影響評価を完了することを義務付けている。AMDALは、環境影響評価書、環境管理計画、及び環境モニタリング計画 (Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup又は「RKL/RPL」) で構成されている。AMDALの形式は次のとおりである。

- a. 単一型環境影響評価 (AMDAL tunggal) : 1つの規制当局の管轄下にある事業活動向け (たとえば、1つのセクターに属する事業活動)。
- b. 統合型環境影響評価 (AMDAL terpadu) : 複数の規制当局の管轄下にある事業活動向け。
- c. 地域型環境影響評価 (AMDAL kawasan) : 特定の地理的領域 (工業団地など) に関連するもの向け。

AMDAL実施にあたり、各事業の責任者が以下の書類を確保する必要がある

- a. 準拠条件
- b. ANDAL
- c. RKL-RPL

提出されたAndalとRKL-RPLは、環境実現可能性テストチームにより、事務的事項が確認された後に、定められて基準に基づき、実現可能性評価が実施される。評価結果に基づき、チームは環境実現可能性の勧告または実現不可能性の勧告のいずれかを発行する。

具体的には、AMDALは、環境に重大な影響を与える事業・活動計画 (大規模な事業・活動とみなされるもの、保護地域内または直接隣接するもの) にのみ要求されます。雇用に著しい影響を与えるという基準は、以下を指すものとする。

- a. 土地や景観への変容
- b. 天然資源開発(再生可能及び非・再生可能資源)
- c. 廃棄物の発生・天然資源の劣化など天然資源・環境汚染や環境破壊を引き起こす可能性のあるプロセスや活動
- d. 自然環境、人工環境、社会・文化的環境に影響を及ぼす可能性のあるプロセスおよび活動
- e. 天然資源保護地域および文化遺産の保護に影響を及ぼす可能性のあるプロセスおよび活動
- e. 植物、動物、微生物の種類を導入
- f. 生物学および非生物学的物質の製造と使用
- g. 高いリスクを伴う活動、国防に影響を与える活動
- h. 環境に大きな影響を及ぼすと推定される技術の応用



環境林業省は、環境影響評価を必要とする事業活動のカテゴリーを確立している。環境影響評価を必要としない事業活動には、UKL/UPLとして知られる環境管理への取り組みと環境モニタリングへの取り組みの文書化、又はSPPLとして知られる環境管理とモニタリングの引き受け書の送付が必要になる場合がある。

環境保護及び管理に関する法律No.32/2009の規定により、申請者事業及び/又は活動許可の発行するためには、申請者はAMDAL又はUKL/UPLを作成しておく必要がある。さらに、申請者は、AMDAL又はUKL/UPLで必要とされているすべての関連する環境ライセンスを取得する必要がある。関連する環境ライセンスとして、有害廃棄物の取り扱い、保管、及び/又は輸送に関する個別の許可の取得が必要となる場合がある。これらのライセンスは、まとめて環境許可 (Izin Lingkungan) に統合される。(AMDAL又はUKL/UPLを準備する必要のない事業は、環境許可を取得する必要はない)

しかし、オムニバス法では環境承認(persetujuan lingkungan)に置き換えられたため、企業は環境許可を取得する必要がなくなった。事業活動の種類に応じて、環境承認は環境実現可能性の決定 (AMDALに基づき付与された場合) あるいは環境管理能力のステートメント (UKL-UPLに基づき付与された場合) としてなされる。オムニバス法においても引き続きAMDALやUKL-UPLのような前提条件の評価文書を利用出来るようにする必要はあるが、UKL-UPLを準備するだけでよい会社にとっては、「ライセンス」ではなく「ステートメント」となるため、環境承認を取得する方が比較的容易と考えられる。

また、オムニバス法では、企業が「妨害許可」(Hinder Ordonnantie又はIzin Gangguanと呼ばれる)を取得しなければならないという要求事項をなくした。そのため企業は、地方自治体に定期的な料金を支払って妨害許可を取得する必要がなくなった。

インドネシア政府は、国家開発における国家貢献目標と温室効果ガス排出規制を達成するための経済的炭素価値の実施に関する大統領令No.98/2021に反映されているように、気候変動危機の管理にコミットしており、2030年までに温室効果ガスの排出量を29%も削減することを約束している。一部の地域では、特定の水資源に液体廃棄物を投棄する許可には、地方自治体が徴収する使用料が必要である。さらに、DKIジャカルタでは、2023年8月1日から、地下水の採取禁止区域に関する行政長官令No.93/2021により、一部地域で地下水の使用を禁止している。

### 13. その他の事業に関連する法令

#### 通貨法

インドネシア法No.7/2011（通貨法）の制定以来、ルピアに対する信頼を高め、インドネシアでの外貨の使用を削減するために、インドネシアにおけるほぼすべての取引でルピアを使用することが義務付けられてきた。通貨法は、特定の例外を除き、インドネシア内で行われる支払い、その他の金銭債務の決済、及びその他の金融取引でルピアを使用することを規定している。また、ルピアの信頼性に疑義がある場合、又は関係者が外貨を使用して支払いを行うことや負債を決済することに書面で同意している場合を除き、ルピア使用を拒否することが通貨法により禁止されている。

次の種類の取引は、ルピア使用要件から免除される。

- a. 州予算の執行を目的とした特定の取引
- b. 海外からの助成金又は海外への助成金.
- c. 国際貿易取引
- d. 外貨建銀行預金
- e. 国際金融取引

通貨法を順守しなかった場合、罰金（最大200,000,000ルピア）及び/又は最長1年の懲役刑が科せられる。

#### 腐敗防止法

他の管轄区域における腐敗防止法の対象となるインドネシアで事業を行う企業及び個人は、インドネシアでの行動が他の管轄区域の法律に違反しない必要がある。米国の主要な腐敗防止法である1997年の海外腐敗行為防止法（FCPA）は、米国証券取引委員会に報告する必要がある企業、証券取引法下で登録された証券を保有している企業、米国の法律下で設立されている企業、米国に主要な事業拠点がある企業だけでなく、米国市民、国民、及び居住者に適用される。

FCPAは、事業を獲得又は維持するための外国公務員への賄賂を禁止している。FCPAに加えて、企業は、OECD贈収賄防止条約、英国贈収賄防止法、及び対象となる可能性のある類似の法律について留意する必要がある。

インドネシアは、腐敗に対抗するために、数多くの法的及び制度上の改革を実施してきている。腐敗へ対応するための政府機関には次のものがある。

- a. 汚職撲滅委員会（Komisi Pemberantasan Korupsi又は「KPK」）：2002年に設立された独立した腐敗防止監督機関。KPKには調査を主導する権限はあるものの、受け取った多数の報告を処理するほどのキャパシティはありません。KPKのタスクには、公務員からの資産申告の年次収集がある。
- b. 国家オンブズマン委員会（Komisi Ombudsman Nasional）：2000年に設立された、公的機関の不正の調査を開始する権限を持ち、報告を受ける機関。
- c. 会計検査院（Badan Pemeriksa Keuangan又は「BPK」）：さまざまな政府機関の資産負債を調査する権限を持つインドネシアの高州機関。1945年の憲法に基づいた独立した組織であり、そのメンバーは地方下院により選出された下院から任命され、大統領によって法制化されている。BPKの調査結果は議会に報告される。

- d. 金融取引報告分析センター (Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan又は「PPATK」) : PPATKは、インドネシアでのマネーロンダリングを防ぐために2003年に設立されました。PPATKは、疑わしい取引レポート、現金取引レポート、その他の情報を受け取り分析するだけでなく、その発見事項を法執行機関へ提出する。

### 資本の払い戻し

インドネシアの投資法に従い、投資家は以下のインドネシアからの外貨の送金を許可されている。

- a. 資本
- b. 利益、銀行利子、配当、及びその他収益
- c. 原材料、補助材料、中間製品や最終製品の購入、及び投資を確保するための資本財の払い戻し
- d. 投資に必要な追加資金
- e. ローン返済 Payments of royalties or interest;
- f. ロイヤリティ又は利息の支払い
- g. 会社で働く外国人の収入
- h. 投資の売却又は清算の収入
- i. 損失の補償
- j. 買収の補償
- k. 技術支援の支払い、技術サービスとマネジメントサービスの支払い費用、プロジェクト 契約に基づく支払い、知的財産権への支払い
- l. 資産売却の収入

インドネシア銀行などの政府当局は、資本の払い戻しにあたり、特定の報告義務を課す 場合がある。

### 民法に基づく契約作成

インドネシアの民法では、有効な契約には、当事者間の合意、合意を締結する法的能力、特定の目的、及び合法な事由が必要になる。最初の2つの条件は主観的な条件、他の2つの条件は客観的な条件と見なされます。

客観的条件 (特定の目的及び合法な事由) が当事者によって満たされない場合、契約は 無効となる。これは、契約が成立しなかったことを意味する。主観的条件 (合意及び法的能力) が満たされない場合、契約は無効となる可能性がある。これは、影響を受ける当事者が契約を取り消す権利を持っていることを意味する。

## 公証書

インドネシアの法律では、特定の文書が有効となるためには公証証書又は土地証書の形式であることが要求されている。公証証書は、契約の当事者の承認に基づいて、公証人によって作成される文書である。公証証書は、署名の合法化、文書登録、又は「真のコピー」 認証など、公証人によって提供される他の形式の文書認証とは異なる。

当事者（又はその権限を与えられた代表者）は、インドネシアの公証人の前に物理的に現れなければならない。公証証書の完了に関して証書が意図した取引を完了するうえでの承認を検証するために適切であるとみなす文書を公証人へ提出する必要がある。

このような文書には、当事者の代理人を承認する委任状、代理人の身分証明書（パスポート又は国民識別カード）、定款又は当事者の構文書（企業又はその他の事業体の場合）、及び取引に必要な政府の承認が含まれる。インドネシアの裁判手続における公証証書の内容は真実であると推定される。土地証書は、PPAT (Pejabat Pembuat Akta Tanah又は土地証書に係る職員) が土地証書を作成しなければならないことを除き、概念的には公証証書と同じである。

## 独占禁止法

インドネシアでのビジネス競争（独占禁止法）は、主にKPPUが管理する競争法によって規制されている。競争法は、特定の種類の契約と活動（例えば、カルテルの形成、価格協定など）及び支配的な地位の濫用（例えば、独占）を禁止している。KPPUは、潜在的な違法行為の調査、行政執行措置の開始、合併及び買収に関する報告制度の管理など、競争法を監督及び執行する権限を与えられている。KPPUには、10億ルピアから250億ルピアの罰金及び/又は事業ライセンスの取り消しなどの行政処分を課す権限がある。

しかし、オムニバス法は不公正な商慣行に対する特定の刑事制裁を軽減及び削除している。オムニバス法の下では、寡占、独占、不公正な事業競争、ボイコット、カルテル、信託、垂直統合、無責任な支配的地位の使用、複数の類似の会社の株式の過半数の保有、価格操作協定、ゾーニング、陰謀、及び兼職に対して、罰金及び懲役の刑事罰を科すことができなくなった。但し、オムニバス法は上記のような行為に対して罰則を課していないが、依然として競争法違反の調査プロセスを妨害する行為に対して最高50億ルピア及び最大1年の懲役の形で罰則を定めている。

別の注意点として、オムニバス法はKPPUによる決定に対する異議を処理する権限を地方裁判所から商事裁判所に移行する。そのため、オムニバス法が施行された2020年11月2日以降は、KPPUの決定に対する全ての異議は商事裁判所に提出されることとなる。



## 言語

インドネシア語は、1945年憲法に基づくインドネシア共和国の公用語である。インドネシア語の使用は、国旗、言語、国の象徴、及び国歌に関する法律No.24/2009で定められている。

法律No.24/2009では、インドネシア語は、とりわけ、インドネシアの国家機関又は政府機関、インドネシアの民間団体、又はインドネシア国民に関する契約書や覚書において使用が求められている。

2019年9月30日、インドネシア政府はついにインドネシア語の使用に関する大統領規則 No.63/2019（「PR 63/2019」）を発行した。PR63/2019は、国旗、言語、象徴、及び国歌に関する法律No.24/2009の実施規則となっている。PR63/2019の第26条では、インドネシアの国家機関、インドネシア政府、インドネシアの民間団体、又はインドネシア国民が関与する覚書等におけるインドネシア語の使用が義務付けられている。外国の当事者が関与する契約の場合は、英語又はそのような外国の当事者の公用語となるその他外国語で書かれる場合があり、この外国語は、外国当事者の理解を容易にするために、インドネシア語版の同等又は翻訳版として使用される。

但し、この規則では、当事者がインドネシア語版と外国語版の両方の契約を同時に実行すること、及びこれを怠ると契約の合法性に影響するかどうかについての明確な要件は規定されていない。当事者が最初に外国語版の契約を締結した場合、その契約が外国語版で明示的に記載されている限り、合意された一定期間内に事後的にインドネシア語版の契約を締結することに同意する場合がある。

上記に照らして、当事者が外国語版とインドネシア語版を同時に実行しないことを選択する場合、当事者は契約に次の言語条項を含めることが推奨される。

"In compliance with the Law No. 24 of 2009 on National Flag, Language, Emblem, and Song and its implementing regulation (i.e. Presidential Regulation No. 63 of 2019 on Use of Indonesia language), the Parties agree to enter into this Agreement in [foreign language] version and subsequent to the execution of the [foreign language] version, the Parties will enter into the Indonesian language version of this Agreement within [thirty (30) calendar days] as of the date this Agreement. Such Indonesian language version shall form an integral and inseparable part of this English version. In the event of inconsistency or different interpretation between the English and Indonesian language texts, to the extent permitted by law, the [foreign language] version shall prevail and the relevant Indonesian language version shall be amended to conform with and to make the relevant Indonesian language text consistent with the relevant foreign language text."

PR63/2019で言及されている必須要件にもかかわらず、特定のセクターの規制ではそうと限らない場合がある。たとえば、建設セクターでは、建設サービスに関する法律No.2/2017の第50条では、インドネシアでの建設契約はインドネシア語であることが義務付けられており、外国当事者が関与する場合はバイリンガルで書かれる場合がある。但し、建設法では、矛盾が生じた場合にインドネシア語が優先的な言語になることを明確に求めている。

さらに、PR63/2019の第28条では、インドネシア語を政府及び民間の労働環境内でのコミュニケーション言語（口頭及び文章の両方）として使用することを規定している。この公式なコミュニケーションには、とりわけ、検証、協議、交渉、対応、会議、議論等が含まれる。

セクターの規制で別途規制されていない限り、PR63/2019は、インドネシア語の使用要件を満たしていない場合に課される可能性のある制裁については言及していない。但し、インドネシアの裁判所が、契約がインドネシア語でないためにその契約を無効とした事例が少なくとも1つ過去にあったことには注意する必要がある。

### 準拠法

紛争の当事者が外国の司法管轄区の法律に基づいて契約している場合、インドネシアの裁判所は、当事者又は取引と選択した法律との間に関係があり、選択された法律が公序良俗に反しない限り、当該国の法律を準拠法として採用する必要がある。但し、実際には、裁判所が外国法を適用しないことを選択することもあり、多くの場合拒否権もない。これは、インドネシアの裁判制度が外国法に準拠する裁定紛争に不慣れであることを示唆している。



## C. インドネシアの税制

### 1. 税務執行

#### 税務当局

州や県等の地方政府が管轄する地方税を除き、大部分の租税は国税総局（以下、「DGT」）により集権的に管理・徴収されている。DGTは、財務省（MoF）のもとで、財政政策を実行するにあたり、その実務ガイドラインや手続きを規定している。

DGTは、財務省管轄の組織であり、主に財政政策のガイドラインや手続きを策定する。DGTは、大中小規模に分けられた税務署及び特別税務署を通じて、納税者の税務執行を管理している（税務コンプライアンスのモニタリング、租税の徴収、納税者相談、税務調査等）。各納税者には、それぞれ「Account Representative」という税務署内の担当者が割り当てられている。

#### 課税年度

納税者に適用される申告対象期間は原則暦年である。暦年とは異なる対象期間を適用する場合にはDGTから予め承認を得る必要がある。

#### 記録、記帳及び管理

納税者は、帳簿（会計記録の基となる各種書類を含む）をインドネシア国内に最低10年間保管しなければならない。帳簿はインドネシア語及びインドネシアルピア（IDR）建てで、税法上異なる取り決めがない限り、インドネシア財務会計基準（Standar Akuntansi Keuangan (SAK)）に基づいて作成しなければならない。通常、DGTは税務調査中にこれらの文書を要求する。

一定の条件を満たす納税者は、その会計記録につき、公認会計士による監査を受けなければならない。DGTは、監査を受ける法人に対して、監査済財務諸表を法人税の年次申告書に添付することを義務付けている。

外国投資企業（Penanaman Modal Asing (PMA)）、恒久的施設（Bentuk Usaha Tetap (PE)）、国外の証券取引所に上場している納税者、外国企業の子会社、一定の集散的投資契約（Kontrak Investasi Kolektif (KIK)）又はインドネシアの財務会計基準に基づき米ドルを機能通貨として財務諸表を作成している納税者は、帳簿を英語及び米ドル（USD）建てで保持することができる。ただし、英語及び米ドル建ての帳簿を作成する場合には、その適用開始前迄にDGTから承認を得る必要がある。石油ガス共同契約（PSCs）における請負業者及び採掘業務契約（CoWs）に基づく事業を行う企業は、その旨をDGTに通知するだけで英語及び米ドル建ての帳簿を作成することができる。

## コンプライアンス

事業を営むすべての納税者は、定期的な申告及び納税に伴い、課税対象期間の会計記録を保管しなければならない。納税者の属性、事業内容又は取引の種類に応じた申告が必要である。現在DGTは、従前の紙媒体による納税手続きの代わりに、オンラインによる納税システムを採用している。

納付手続きに際し、納税者はこのオンラインシステムを通じて、納付コード (e-billing code) を入手する必要がある。納付コードには有効期限があり、納付時には当該コードを銀行に提示しなければならない。納税者が法人である場合、原則としてオンラインシステムを通じた月次及び年次の電子申告が義務付けられている。

## 連結納税

インドネシアにおいて連結納税及びグループ法人税制の定めはない。したがって、各企業は個別に税務申告を行う必要がある。

## 除斥期間

DGTが不足納税額査定通知書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar) 及び追加不足納税額査定通知書 (Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan) を発行するための除斥期間は5年である。なお税務刑法に基づき、時効は最大で10年に延長される。

## ルーリング

税法や関連規定に不明な点がある場合、納税者はDGTにそれらを確認することができる。DGTによる回答期限に係る定めはない。DGTによる確認 (ルーリング) は、その要請をした納税者のみに適用され、一般的に税務調査や異議申立などにおける納税者の抗弁のベースとなる。

## 2. 事業に関する課税

### 概要

インドネシアにおいて事業を営む法人に対して課される主な税金として、法人所得税、ブランチプロフィットタックス (BPT)、源泉税、付加価値税 (以下、「VAT」)、奢侈品税 (LST) のほか、土地建物に関して課される税、地方税や印紙税など様々なものがある。超過利益税やミニマムタックスに相当する制度はない。

所定の要件を満たす企業等に対しては、優遇措置が設けられている。主たる税法として、国税通則法、所得税法、VAT法、奢侈品税法、土地建物に関する税法や中央政府及び地方政府間の財政に係る法律などがある。



法人に関連するインドネシア税務の概要	
法人所得税率	22%
ブランチプロフィットタックス率	20%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 22%
課税対象所得	全世界所得 (但し、配当及び事業所得に関しては 特例あり)
資本参加免税	有り
損失に関する措置	
繰越	5年
繰戻	無し
二重課税の救済措置	有り
連結納税制度	無し
移転価格税制	有り
過少資本税制	有り
外国子会社合算税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払税	有り
所得税の申告期限	課税年度終了後4ヶ月 (DGTへの申請により2ヶ月まで 延長可)
Withholding tax rates	
配当	20% (非居住者); 免税 (居住者)
利子	10%/20% (非居住者); 15%/20% (居住者)
ロイヤルティ	20% (非居住者); 15% (居住者)
技術支援料	20% (非居住者); 2% (居住者)
ブランチプロフィットタックス	20%
資本税	無し
社会保険料 (雇用主負担)	0.24%-4%
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 0.1% (インドネシア上場企業株式売却)</li> <li>• 5% (非居住者による非上場企業の株式売却)</li> <li>• 譲渡対価の0%/0.5%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)</li> </ul>
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	10,000ルピア
VAT	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2022年4月1日以降: 11%</li> <li>• 2025年1月1日以降 (遅くとも): 12%</li> </ul>

## 居住者

インドネシアで設立された法人、インドネシアに居所を有する法人、もしくは法人の実質管理がインドネシアにおいて行われる法人は、インドネシア税法上、すべて居住者とみなされる。

## 課税所得と税率

インドネシア税法上の居住者は、一定の例外を除いて、全世界所得に対して課税される。非居住者は、インドネシア源泉所得のみ課税される（インドネシアのPEに帰属する所得を含む）。

インドネシアの通常法人税率は22%である。課税年度における総所得が48億ルピア未満の法人納税者（中小企業（SME））は、最終課税として総所得に対して0.5%の税率が適用される。なお、これらの納税者は、DGTに通知することで、通常法人税率を選択し適用することができる。総所得が500億ルピアを超えない法人納税者は、48億ルピアまでの総所得に対してのみ法人税率の50%減税を受けることができる。所定の要件を満たす上場企業で、40%以上の株式が一般投資家によって所有されている企業は、法人税の軽減税率の19%が適用される。

居住者たる納税者もしくは外国法人がインドネシアに有する恒久的施設が稼得した特定の所得は、最終課税（ファイナルタックス）の対象となる。これらの所得については、第三者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

国内の上場・非上場企業からの配当所得は、受領者が内国法人である限り課税対象とはならない。

国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、非課税とすることが可能である。なお、当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は通常どおり課税対象となる。

国外の非上場企業からの配当所得、及び恒久的施設の税引後純利益（PAT）は、インドネシア国内に再投資された配当金の額及びPAT額が、総PAT額の30%以上（持株比率に基づいて調整後）である限り、課税対象に含まれない。なお、30%に満たない部分（30%の基準値との差額）は、課税対象となる。

海外石油ガス採掘事業、海運及び航空運送業及び駐在員事務所等、特定のセクターについては、みなし利益率に基づき課税される。

鉱業、上流石油・ガス事業、地熱及びシャリア事業については、政令及び財務省令において別途規定されている。採掘業務契約（CoW）に関連した鉱業や石炭採掘事業における課税関係は、通常当該CoW上の税務規定に従うことになる。その他の鉱業事業ライセンス（Izin Usaha Pertambangan（IUP））及び特殊鉱業事業ライセンスの保有者は、特定の政令に準拠する必要がある。

上流石油・ガス事業に従事する企業は、通常、その法人税を生産物分与契約（Product Sharing Contract（PSC））に従って計算する必要がある。PSCにおけるコスト回収項目、その他所得及び税務申告に関する規定はいくつかすでに公表されている。上流石油・ガス事業を計画する事業者が柔軟に対応できるよう、グロススプリットアレンジメントの課税関係に関する規定も公表されている。

なお、現時点で地熱事業に関する規定は公表されていない。

## ブランチプロフィットタックス (BPT)

通常の法人税に加えて、PEは税引後の課税所得に対して20%のBPTが課される。税率は、租税条約により軽減することが可能である。ファイナルタックスの対象であるPEは、会計上の利益に申告調整を行った額からファイナルタックスを差し引いた額がBPTの対象となる。

PEの税後利益が以下の形式でインドネシアに再投資される場合は、BPTの免除を受けることができる：

- a. インドネシアに新たに設立された企業に出資する（自らが設立者又は構成員として）、
- b. 既存のインドネシア内国法人に出資する
- c. PEがインドネシア国内の事業又は活動に使用する固定資産の取得、又は
- d. PEがインドネシア国内の事業又は活動を行うために無形資産に投資する

## 過少資本税制

財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率 (DER比) や負債費用の金利、税金、償却前利益比 (EBITDA比) などの国際的に認知された手法をもとに規定することができる。

なお現在は、借入を行う納税者に対してDER比に基づく過少資本税制が採用されている。DER比が4を超える場合 (つまり4倍)、その超過分に対応する負債費用は、課税所得の計算上、損金に計上できない。資本の額が「0」もしくはマイナスの場合、負債費用を一切損金化できない。特定の納税者は、本規定の免除受けられる場合がある。関連者から借入を行う場合、利息は独立企業間原則 (ALP) に基づき算定されなければならない。ALPでないと判断され全額否認された場合、支払利息の全額がみなし配当とされる可能性がある。

借入を行い負債費用を損金に計上する納税者は、DERの算定レポートを提出しなければならない。また、国外からの借り入れの場合、当該借入に関するレポートを法人税の申告書に添付して提出しなければならない。

## キャピタルゲイン課税

居住法人に発生したキャピタルゲインは、原則通常の課税対象所得となる。インドネシア上場企業の株式売却は、取引総額に対し、0.1%の税率にてファイナルタックスが課される。また、新規株式公開 (IPO) における創業者保有株に対しては、追加で0.5%のファイナルタックスが課される。土地建物の売買や譲渡については、原則として、取引額に対し2.5%のファイナルタックスが課される。

なお、所定の取引については異なる税率が適用される (たとえば、不動産業者による低価格住宅・アパートの譲渡については1%、公益のために政府に譲渡する場合は0%など)。また、非居住者が有するインドネシアの資産の譲渡によって生じたキャピタルゲインについては、譲渡価格総額に対して5%が課される (租税条約の適用により減免される場合がある)。

## 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制 (CFC税制) に基づき、財務省は、インドネシア居住法人が非上場の外国法人の総払込資本、或いは議決権の少なくとも50%を直接又は間接に所有している場合 (単独又は他の居住法人との共同での所有を含む)、当該非上場企業から配当所得があったとみなす権限を有する。なお、当該50%の閾値は個別に適用される。

外国法人より配当支払がなされていない場合、インドネシア居住法人は、みなし配当の額を自ら計算して法人税申告書に記載しなければならない。なお配当は、以下のいずれかの時点において獲得したものとされる。

- a. 外国法人の設立国における税務申告期限の4ヵ月後、または
- b. 外国法人の会計年度終了日から7ヵ月後（その国に税務申告期限がない場合）

みなし配当の額は、被支配外国法人が稼得する受動的所得のうち、インドネシア内国法人がその出資比率に応じて受領する権利のある額とされている。

受動的所得として、以下の所得が含まれる。

- a. 配当（但し、所定の例外あり）
- b. 利子（但し、所定の例外あり）
- c. 土地及び建物のレンタル料
- d. 関連者に対するその他資産のレンタル料
- e. ロイヤルティ
- f. 資産の売却又は譲渡利益

連続した直近5年間のうちに、直接の被支配外国法人が実際に配当を行っている場合、みなし配当額と相殺することができる。実際の配当額がみなし配当額を上回る場合には、その超過分が所得税の対象となる。直接被支配外国法人から受領した配当に対する前払税額（自ら納付した額及び源泉された額）は法人税の申告上、控除可能になる。

### 特別目的会社（SPC）を介したインドネシア法人の株式及び資産の間接購入

インドネシアの納税者が特別目的会社（SPC）を介して間接的に他のインドネシア法人の株式又は資産を購入した場合、そのSPCがインドネシアの納税者と特殊な関係（関連者）にあり、独立企業間価格と異なる価格で取引が行われている場合に限り、その取引はインドネシアの納税者が自ら株式又は資産の購入をしたものとして扱われる。

以下のいずれかの条件を満たす場合、税務上「特殊な関係」があるとみなされる。

- a. 一方が直接又は間接に、他方の持分の25%以上を有する場合
- b. 一方が他方を直接又は間接に、経営上或いは技術上支配している場合
- c. 血縁関係或いは婚姻関係を通じて他方と一親等内の家族関係にある場合



## 特別目的会社の株式譲渡

インドネシア内国法人又はインドネシアに所在する恒久的施設と特殊な関係にあり、タックスヘイブン国に設立されている（又は所在する）SPCの株式を譲渡した場合、当該取引はインドネシア内国法人或いはインドネシアに所在するPEの株式の売却とみなされる。DGTは、インドネシアの法人税率と比較して50%以上低い法人税率を採用する国、又は銀行秘密法に関連した法律がありインドネシアとの情報交換規定のない国を、タックスヘイブン国と認定することが多い。

## コンプライアンス

インドネシアでは、申告納税制度を採用しており、所定の基準を満たすすべての対象者（法人・個人）は、納税義務を果たすために納税者番号（Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP)）を取得する必要がある。

インドネシア国内のPEを通じて事業活動を行う外国法人も、原則、インドネシアの居住者と同様のコンプライアンス義務を負う。インドネシア国内にPEを有さない外国法人がインドネシア国内源泉所得を稼得した場合、インドネシアの納税者による源泉徴収をもって当該外国法人における課税関係は終了する。

なお、租税の徴収は自己申告制度のもとで行われる。通常の法人税の対象となる納税者の場合、法人税の月次予定納税が義務付けられており、納付期限は翌月15日となる。

法人税の年次申告書は、課税年度終了後4ヶ月以内に提出する必要がある。ただし、DGTに通知を行うことで、2ヶ月の延長が認められる。法人税額（当期法人税額から予定納税及び前払法人税の額を控除した金額）は、年次の税務申告書の提出までに納付を行う必要がある。なお、法人税の過払額は、税務調査を経て還付となる。



### 3. 個人所得税

インドネシア税務の概要 (個人)	
個人所得税率	5%-35%
キャピタルゲインに係る税率	0.1% - 35%
課税対象所得	全世界所得 (但し、配当及び事業所得に対する 一部例外規定有り)
二重課税の救済措置	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日もしくは税務上の居住者の地位を喪失してから3 ヶ月以内 (いずれか早い方)
源泉税 (インドネシア源泉所得に適用)	
配当	10%又は非課税(居住者); 20% (非居住者)
利子	10%/20% (居住者); 20% (非居住者)
ロイヤルティ	15% (居住者); 20% (非居住者)
資産税	原則無し
社会保険	1%-4%
相続税	無し
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.1% (インドネシア上場企業の株式の譲渡);</li> <li>・ 5% (非居住者によるインドネシア非上場企業の株式の譲渡)</li> <li>・ 譲渡対価の0%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)</li> </ul>
新規株式公開時の創業者株式の課税	0.5%
付加価値税 (VAT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11%: 2022年4月1日以降</li> <li>・ 12%: 2025年1月1日以降 (最遅)</li> </ul>

#### 居住者

居住者とは、インドネシアに居所を有する個人、任意の12ヶ月の間にインドネシアに183日 を超えて滞在する者、又はインドネシアに居住する目的で滞在する者を言う。非居住者である納税者とは、任意の12ヶ月の間に183日を超えて滞在しないもの、居住目的でインドネシアに滞在しないものを言う。非居住者はNPWPを取得する必要はない。

#### 課税所得と税率

居住者である個人は原則として非課税所得と所定の控除を行った後の全世界所得に対して課税される。但し所定の要件を満たす所得については課税されない。非居住者である個人は、インドネシア国内源泉所得に対してのみ課税される。

#### 課税所得

インドネシアにおける個人所得税は国税である。課税所得には、被雇用に伴う所得、事業所得及び受動所得 (配当、利子及びロイヤルティ)、その他の所得及びキャピタルゲイン等が含まれる。

雇用収入には給与や賞与、手数料、海外手当、並びに教育、住宅、医療などの福利厚生など、現金又は非現金の形で提供されるあらゆる種類の支給が含まれる。インドネシアにおける雇用収入は、収入が支払われる場所 (国) にかかわらず、インドネシアで課税対象となる。

内国法人からの配当、国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、課税対象に含まれない。当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は、課税対象となる。

国外非上場企業からの配当及びPEの税引後所得は、再投資された配当又は税引後所得がPATの30%以上に相当する場合、持分の割合に応じて免税となる。なお、再投資された金額とPATの30%の閾値との差額は、所得税の対象となる。

### 所得控除及びその他の軽減措置

所得の創出に関連する支出は原則として控除することができる。

控除項目	控除可能額 (1年)
納税者 (基礎) 控除	54,000,000ルピア
配偶者控除	4,500,000ルピア (妻が夫と合算申告する場合、さらに54,000,000ルピアの控除が可能)
扶養者控除	一人あたり4,500,000ルピア (三人まで)
職業控除	6,000,000ルピアを上限に総所得の5%
年金 (拠出額)	2,400,000ルピアを上限に総所得の5%
指定年金ファンドへの拠出額 (BPJS等)	拠出額
ザカート又は宗教上の拠出	拠出額 (証憑があり、且つ所定の条件を満たすことを条件とする)

上述の各種控除額は財務省に決定する権限が与えられている。

個人が事業活動を行う際に得たあらゆる収入 (一定の独立した個人サービスを除く) は、課税年度内で48億ルピアを超えない限り、最大で7年間0.5%のファイナルタックスの対象となる。当該0.5%のファイナルタックス税率は、5億ルピアを超える総所得に対して課される。個人の居住者は、DGTに通知することで、通常の個人所得税の対象となることを選択できる。

被雇用者である個人の納税者が拠出する社会保険料は、月額給与の2%相当が高齢年金 (old-age saving)、月額給与の1%相当が個人年金、月額給与の1%相当が健康保険 (BPJS) に対するものとなっている (月額給与の上限額あり)。被雇用者は、家族を健康保険に加入させることもできる。ただしその場合、家族一人あたり1%の追加拠出をする必要がある。なお、外国は籍の個人には各種年金に対する拠出義務はない。

## 税率

課税所得	税率
60,000,000ルピア以下	5%
60,000,000 ルピア超、250,000,000ルピア以下	15%
250,000,000ルピア超、500,000,000ルピア以下	25%
500,000,000ルピア超、5,000,000,000ルピア以下	30%
5,000,000,000ルピア超	35%

## 相続税及び贈与税

インドネシアに相続税及び贈与税に相当する税制はない。

## 財産税

原則として、インドネシアでは財産税は課されない。ただし、税務上の居住者は、全世界の資産及び負債を個人所得税の申告書において開示することが求められている。開示漏れが発覚した場合、税務当局により納税者が開示していない資産を未申告の所得として、追徴及び罰則が課される可能性がある。

資産の適切な開示を促進するために、インドネシア政府はPAS FINALプログラムを2017年に開始し、2024年2月現在も引き続き運用されている。本制度は、2015年度の税務申告及び過去のタックスアムネ스티 (TA) プログラムにおいて開示しなかった資産につき、自主的に開示する意思のある納税者のためのものである。未開示資産については、12.5%又は30%の税率が適用される一方で、未申告に関する罰則は免除される。

2022年1月1日から2022年6月30日にかけて、政府は「自発的開示プログラム (Program Pengungkapan Sukarela Wajib Pajak (VDP))」を導入した。当該プログラムを通じて、納税者が過去のTAプログラムや、2020年度の所得税の申告書において開示されていなかった資産を開示することが可能である。納税者によって下記2とおりのVDPスキームが用意されている。

スキーム1: 過去のTAプログラム参加者 (個人及び法人) で、TAのための資産に係る宣言書 (Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak) において、1985年1月1日から2015年12月31日までに取得された資産を開示していないもの。この場合の最終的な適用税率は6%から11%となっている。

スキーム2: 2016年1月1日から2020年12月31日までの間に取得された純資産を、2020年12月31日時点でまだ所有しており、且つ2020年度の申告書にて当該資産を開示していない特定の納税者。この場合の最終的な適用税率は12%から18%となっている。



## コンプライアンス

インドネシアでは、申告納税制度を採用しており、所定の基準を満たすすべての個人は、納税義務を果たすために納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP)) を取得する必要がある。

NPWPとは、DGTが管理するインドネシアの納税者に与えられる15桁の識別番号である。一方で、国民識別番号 (Nomor Induk Kependudukan (NIK)) とは、住民民事登録局(Direktorat Jenderal Kependudukan dan Pencatatan Sipil (DGPCR))が管理する16桁のインドネシア居住者を識別する番号である。なお、今後はDGT及びDGPCR間の情報統一を図るため、インドネシア政府は、識別番号の一本化 (NIKをNPWPの代わりとする) を実施し、インドネシア国籍の個人以外は、15桁のNPWPに「0」を加えることで16桁の識別番号として利用することになる。15桁のNPWPは、2023年12月31日に廃止され、2024年1月1日より16桁の識別番号に統一されることになる。

但し、所得の額が一定の基準以下の者、税法上の居住者に該当しない者、及び夫と連帯で納税義務を果たす既婚女性は、登録を免れることができる。

納税者である個人は、その全世界所得、資産及び負債を申告し、毎年、個人所得税申告書を提出しなければならない。但し、一部の外国人居住者は、居住者として認定を受けてから4年以内の措置として、国外所得免除方式をDGTに申請することができる。要件を満たし、DGTから承認を受けたものは、最初の4年間はインドネシア源泉所得のみ課税対象となる。

所得税の申告は翌年の3月31日、又は個人がインドネシアの居住者でなくなってから3ヶ月以内のいずれか早い時点までに行わなければならない。なお、税金の納付は、税務申告の前に行われる必要がある。納税者たる個人は、税務申告を電子システムを通じて行うことが推奨されている。この電子システムにアクセスするためには、別途、税務署から電子申告番号 (e-FIN) を入手する必要がある。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告及び自己修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なり、税額の不足分に対しては、財務省が定めた月利が遅延月数に応じて課される。

## 4. 源泉税

### 配当

租税条約により軽減税率が規定されていない限り、非居住者への配当の支払いには20%の源泉税が課される。内国法人が他の内国法人又は国内の協同組合に配当を支払う場合、所得税は免除される。所定の要件を満たし免除の対象とならない限り、個人の居住者に対して支払われる内国法人の配当については、10%の税率にてファイナルタックスの対象となる。

### 利子

租税条約に、軽減税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払いには20%（非居住者に対して支払われる、又は獲得される社債の利子に対しては10%）の源泉税が課される。

国内の納税者が居住者に利子を支払う場合には15%の源泉税が課され、この源泉税は当該居住者の前払税金として取り扱われる。インドネシア内国法人の銀行及び金融機関に対する利子の支払いに係る源泉税は免除される。インドネシア内国法人の銀行及び外国銀行のインドネシア支店が、インドネシアの居住者たる個人又は法人に利子を支払う場合、20%のファイナルタックスの対象となる。

### ロイヤルティ

租税条約に、軽減税率が規定されていない限り、非居住者へのロイヤルティの支払いには20%の源泉税が課される。ここで、ロイヤルティとは、インドネシア国内における資産・ノウハウの使用や、資産・ノウハウの使用権の移転に対する対価を指す。

インドネシア内国法人が、インドネシア居住者に支払うロイヤルティには15%の源泉税が課され、当該ロイヤルティはインドネシア居住者の法人税の前払いとして扱われる。

### 給与及び社会保険料の拠出

雇用主は、従業員に対して支払う給与及びその他の報酬につき、源泉税額を計算・控除の上、納付する義務がある。雇用主は、月次で源泉税の申告を行わなければならない。また、雇用主及び従業員は、一般社会保険制度に対して拠出しなければならない。

### その他の取引

技術支援料として国外に支払いを行う場合、軽減税率の定めが租税条約に規定されていない限り、20%の源泉対象となる。技術支援料、マネジメントフィー、コンサルティングフィー、その他所定の役務提供に関する対価、及びレンタルフィーの支払いを行う国内取引の場合、2%の源泉税が課される（ただし、10%のファイナルタックスの対象となる土地及び建物に係るレンタルフィーの支払いを除く）。

## コンプライアンス

DGTによる徴税の便宜上、納税者は居住者及び非居住者への支払いに伴う源泉税に関して様々な義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ、賃借料、プロフェッショナルサービスフィー、技術支援料及びマネジメントフィー、建設サービスフィー等に関する徴税は源泉徴収によってなされる。源泉徴収は、ファイナルタックス又は前払税金を指し、居住者である受領者側にて確定税額から控除するか還付を申請することができる。

支払いが源泉税の対象となる場合、支払者が源泉徴収を行い納付する義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ及びその他の支払いに関する源泉税は、原則課税対象月の翌月10日までに納付しなければならない。従業員給与に対する源泉税額も、翌月10日までに納付しなければならない。申告期限は翌月20日である。

## 5. 二重課税の排除

### 国内法

インドネシアの居住者たる内国法人は、国外源泉所得に対し、国外で課税された場合には、その税額をインドネシアにおける税額から控除することができる。控除できる税額は、仮にその所得についてインドネシアで課税がなされた場合の税額を上限とする。また、控除限度額を国別に算定する方式が採用されている。なお、間接外国税額控除に関する制度はない。

### 租税条約

インドネシアは広く租税条約のネットワークを構築しており、原則として、OECDモデル租税条約の規定（情報交換規定など）を踏襲している。インドネシアが締結している租税条約では、通常、あらゆる所得に係る二重課税の救済措置、一方の国に課税権がある場合の他方の国の課税権の制限や無差別条項の規定を定めている。

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体及び手続上の要件を満たす必要がある。実体に係る要件は一般的なものであるが、租税条約上、受益者に係る規定が設けられている所得（利子、配当及びロイヤルティなど）を国外の納税者が受領する場合には、追加の要件を満たさなければならない（「一般的租税回避防止規定」を参照）。

インドネシア非居住者が租税条約上の恩恵を得るためには、DGTフォーム (Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri (SKD WPLN)) と呼ばれる居住者証明を所定の様式にて提出しなければならない。当該DGTフォームは、国外の税務当局の認証を受けなければならない。国外の所得受領者がその国の税務当局からDGTフォームの認証を受けることができない場合、その国において一般に発行される正式な居住者証明書を DGTフォームに添付することで、DGTフォームの認証に代えることができる。

## インドネシアが締結済みの租税条約の相手国一覧

アルジェリア	ドイツ	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	香港	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	ハンガリー	パキスタン	スイス
オーストリア	インド	バプアニューギニア	シリア
バングラディシュ	イラン	フィリピン	台湾
ベラルーシ	イタリア	ポーランド	タジキスタン
ベルギー	日本	ポルトガル	タイ
ブルネイ	ヨルダン	カタール	チュニジア
ブルガリア	北朝鮮	ルーマニア	トルコ
カンボジア	韓国	ロシア	ウクライナ
カナダ	クウェート	セルビア	アラブ首長国連邦
中国	ラオス	セーシェル	イギリス
クロアチア	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
チェコ	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
デンマーク	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
エジプト	モンゴル	スペイン	ベトナム
フィンランド	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
フランス	オランダ	スーダン	

## 租税回避防止規定

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体面及び手続面の要件を満たす必要がある。以下の要件を満たす場合、国外の所得受領者は実体面の要件を満たすものと見なされる。

- 企業等の設立又は取引自体が経済的実体を伴う
- 企業等の設立又は取引自体の経済的実体と法的な実体が一致している
- 自ら管理する事業活動が存在し、当該活動を行うための権限を有する
- インドネシアからの所得を創出する資産とは別に、条約相手国において事業活動を行うための十分な固定及び流動資産を有する
- 事業に関する専門性及び十分且つ適切な数の従業員を有する
- インドネシア源泉の配当、利子及びロイヤルティを受領するのみならず、利益を獲得・維持するための活動（企業存続に不可欠な重要な活動を含む）に直接関連して実際に費用が生じ事業努力が確認されている

また、租税条約の趣旨に反する目的をもって実行された取引については、直接・間接を問わず租税条約上の恩恵（税軽減や2重課税の防止など）を享受することはできない。これはインドネシアが多国間協定において採用したプリンシパルテストに類似する考え方である。

受動所得に対する源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者は、上述の実体面に関する要件のほかに、以下の受益者要件を満たさなければならない。

- 代理人、指定人又はトンネル会社としての役割を担っていない
- インドネシアから所得を得るために使用する資金、資産及び権利を、使用又は行使することができる
- 所得金額の50%以上を他者に対する義務の履行に使用されていない
- 関連する資産、資本及び負債に関してリスクを負担している
- 受領した所得を第三国の居住者に移転する取り決めがない



上記の条件のいずれか一つでも満たさない場合、国外の所得受領者は、便益者要件を満たしていないと見なされ、受動所得に対する租税条約の恩恵を享受できない。

## 6. 移転価格税制及び国際課税

### 移転価格税制<sup>85</sup>

2010年以降、DGTは事業の確実性を担保するために、移転価格に関連したガイドラインや規定を公表してきた。DGTは、関連者（特殊な関係にある者）との取引が「公平で一般的なビジネス慣行」に基づくものでない場合、納税者の所得及び費用の額を調整することができる。

法人納税者は、関連者間取引に関する情報を、法人税の申告書の別添として開示しなければならない。開示すべき情報には、取引の種類、当事者間の関係性、独立企業間原則の遵守状況を証明する文書化内容に係るチェックシート及びタックスヘイブン国に所在する関連者との取引に関する情報等、様々な事項が含まれる。

DGTは3層構造の移転価格文書化を採用している。3層構造の移転価格文書とは、次の3つの文書を指す。

- ローカルファイル
- マスターファイル
- 国別報告書

マスターファイル及びローカルファイルは会計年度終了後4ヶ月以内に準備・保管する必要がある。また、作成日に係る宣誓書を併せて準備しなければならない。宣誓書は移転価格文書を作成した者の署名を付す必要がある。

移転価格文書は、DGTからの要請に基づき提出する必要がある。DGTは、コンプライアンス状況の確認を目的とする提出要請の場合には、通常7日～14日間の期限を設けているものの、税務調査における提出要請の場合、期限は30日となる。期限内に文書の提出を行うことができない場合、税務調査における移転価格の詳細な精査につながる可能性がある。期限を過ぎて提出された文書化（又は未提出の場合）は、DGTによって考慮されず、DGTは自らが持つ情報に基づき課税額を決定することができる。

関連者間取引を行い、以下のいずれかの要件に該当する場合、納税者はマスターファイル及びローカルファイルを作成しなければならない。

事項	基準額
前事業年度の総収入	500億ルピア超
前事業年度における関連者との有形資産取引 又は	200億ルピア超
前事業年度における関連者との役員提供取引、ロイヤルティ取引、金利及びその他の取引	50億ルピア超
インドネシアの法人税率（22%）よりも低い税率を採用する国に所在する関連者との間の取引	閾値なし
企業グループの親会社	連結総収入11兆ルピア超

<sup>85</sup> 2023年11月末時点での情報に基づく。

マスターファイル及びローカルファイルに加えて、連結総収入が11兆ルピアを超える企業グループの親会社は、国別報告書を作成し提出しなければならない。親会社とは、直接又は間接に企業グループを所有及び支配し、インドネシア会計基準に基づき連結財務諸表を作成する義務を負う企業を指す。親会社（又は親会社より指定された代理親会社）が国外に所在し、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ企業が国別報告書を提出する必要がある。

- a. 親会社所在地国において国別報告書の提出義務がない場合
- b. インドネシアとの情報交換規定がない場合
- c. 情報交換規定はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手できない場合

上記に該当しない場合、国内のグループ企業は、国別報告書を提出した親会社（又は代理親会社）の上方及び提出先国に係る情報をDGTに通知する必要がある。

### 情報の自動交換制度

OECDは、脱税機会の最小化を目的として、全世界の金融及び租税に係る情報を交換するための共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を公表している。この制度は、非居住者の財務データを国をまたぐ税務当局間で相互に交換するものである。この枠組みに参加する国々は、個別に要求することなく、予め合意された内容に基づき、毎年情報交換を行うことができる。インドネシアは、本枠組みに2018年9月より参画している。現在、81カ国がインドネシアから情報を受領している。

CRSへの取り組みに関連して、財務省、DGT及び金融庁（OJK）が、金融機関（銀行及び保険会社等）に対して、OJKへのCRSレポートの提出を義務付ける規定を交付している（CRSレポートは、その後DGTを通じて各国へ展開される）。

CRSレポートは、DGTによりインドネシア居住者である納税者の税務コンプライアンスの状況を確認するためにも利用される。DGTには、CRSレポートを監査する権限、及びCRSの取り組みに反した金融機関に対してペナルティを課す権限が与えられている。

### OECD/G20による税源浸食と利益移転プロジェクトへの参加

インドネシアは、OECDの加盟国ではないものの、G20加盟国である。そのため、インドネシアはこれまで税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトに最大限参加してきた。下表に、インドネシアによるBEPSプロジェクトへの対応状況を纏めている。

行動計画	実施施策
電子経済にかかるVAT（行動計画 1）	電子システムを通じた取引（Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE)）に関しては、国外の販売者、サービス提供者、国外内外の電子システム提供者のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない
ハイブリッド・ミスマッチ（行動計画 2）	未決定
外国子会社合算税制（行動計画 3）	導入済み。但し、配当に関するのみ。
利子控除制限（行動計画 4）	財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率（DER比）や負債費用の金利、税金、償却前利益比（EBITDA比）などの国際的に認知された手法をもとに規定することができる。
有害税制への対応（行動計画 5）	未決定
租税条約の濫用防止（行動計画 6）	すでに条約濫用防止の規定あり。
恒久的施設（PE）認定（行動計画 7）	インドネシア国内のPEを通じて活動もしくは事業を行う場合の法的安定性を担保するため、2019年4月に財務省令が公布された。本規定は所得税法に定めのあるPE認定に関する規定に関して、その解釈と説明を提供するものである。但し、租税条約を適用する場合には、租税条約の規定に従いPE認定を行う。
移転価格税制（行動計画 8-10）	2013年に公布された規定により、納税者は無形資産の創出に対する各当事者の役割を説明することを求められている。当該取り扱いは、OECD移転価格ガイドラインに沿って、課税所得の配分と価値創出を整合させることを目的としている。なお、インドネシア国内に適当な規定がない場合、OECD移転価格ガイドラインが国内規定を補完する機能を担う。したがって、OECDの行動計画 8-10において示された原則的な考え方はインドネシア移転価格税制に対しても影響を持つ。
アグレッシブなタックス・プランニングの開示（行動計画 12）	未決定
移転価格税制に関する文書化（行動計画 13）	財務省は、2016年12月30日以降に終了する年度を対象に3層構造の移転価格文書化制度を導入した。この新制度は、行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、マスターファイル及びローカルファイル双方においてインドネシア独自の追加情報の記載を求めている。事業年度終了から4か月以内に、文書をインドネシア語で作成しなければならない。なお、移転価格文書作成義務を判定するための基準の導入が新たになされたほか、国内取引も移転価格税制の対象となる旨が定められた。
国別報告書（行動計画 13）	2016年12月30日以降に終了する事業年度を対象に、国別報告書が導入された。行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、一部、インドネシア独自の追加情報が要請されている。国別報告書は事業年度終了後12か月以内に作成されなければならない。親会社（もしくは親会社より指定された代理親会社）が国外に存する場合で、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ構成企業が国別報告書を提出する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該国が国別報告書の提出を要請しない場合</li> <li>・インドネシア政府と情報交換に関する合意がない場合</li> <li>・合意はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手出来ない場合</li> </ul> なお、インドネシアは国別報告書の自動的情報交換の枠組みに署名した国の一つである。

行動計画	実施施策
紛争の解決（行動計画 14）	財務省は2019年に財務省令（Minister of Finance Regulation (Peraturan Menteri Keuangan (PMK)）の49号「相互協議（MAP）の実施に関するガイドライン」を公布した。PMK-49は、OECDのBEPS行動計画14成果物「紛争解決メカニズムの効果的实施」において提示されたミニマムスタンダードの内容を充足するために、既存の相互協議フレームワークをアップデートしたものである。PMK-49は、BEPS行動計画14成果物において示された推奨案に対応したものである。PMK-49において、特に相互協議の手続き、タイムライン及びフォローアップ事項等の明確化がされている。インドネシアにおいては、相互協議と国内争議の同時申請が可能となっている。また、財務省は2020年に事前確認（APA）の実施ガイドラインとして財務省令の22号を公布した。PMK-22は、行動計画14の目的に対応して、APAを申請する納税者にとって不明瞭且つ不確実性の高かった事項（特に手続き、タイムライン及びフォローアップ事項等）の明瞭化を図ったものである。その他、APA（二国間事前確認及び国内事前確認）の確認対象期間が5年に延長され、ロールバック制度（所定の要件を満たす場合にのみ適用可能）も再導入された。
多数国間協定（行動計画15）	インドネシアは、BEPSに関連する措置を実施するための多国間協定（MLI）を2019年11月に批准し、その批准書を2020年4月28日にOECDに提出した。インドネシアは、この条約の下で対象とされる47の租税条約を特定している。2023年5月時点で、DGTは26通の回状を発行し、これらの文書には、対象となる26の租税条約の合成文言が含まれている。これらの文言は、MLIの実施が租税条約に与える影響を理解するための細則である。また、回状において、MLIのインドネシアにおける効力発生日を規定している。
G20/OECD「経済のデジタル化に伴う課税（第一の柱）及び最低法人税率の導入（第二の柱）」	OECD/G20のBEPSプロジェクトは、経済のデジタル化に伴う課税問題に対して、2つの柱からなる対応策について合意した。OECD/G20のBEPSプロジェクトの参加国であるインドネシアは、新ルールの導入に向けて、今後の進展に注視している。



## 7.間接税

### VAT

VATは、課税対象行為（すなわち課税対象品の引き渡し及び課税対象サービスの提供対して課される。

VATは、ロイヤルティを含む無形資産取引及びインドネシア国外からインドネシア国内の者に対して行われる全てのサービス取引に課される。また、VATは、国内で製造されたか、もしくは国外から輸入されたかを問わず、全ての製造物に等しく課される。なお、製造とは、当初の財の形状や性質に変更を加え、新たな財を創出することや、生産性を高める全ての活動と定義される。この点、組立加工、調理、包装及び瓶詰めは、製造に該当するものとされる。

VATの通常税率は2022年4月1日より11%に引き上げられている（2022年3月31日までは10%）。VATの通常税率は遅くとも2025年1月1日までに12%に引き上げられる予定である。また、2022年4月1日より、インドネシア政府はファイナルVATという仕組みを導入しており、物品又はサービスに応じて一定率のVATの徴収及び支払いが発生する。

課税対象有形資産（物品）、課税対象無形資産及び特定の課税対象サービスそれぞれの輸出取引に対しては、0%のレートが適用される（輸出免税）。サービスの輸出においても、インドネシアの関税区域外の受領者に提供されるサービスがインドネシアの関税区域において実施・消費される場合には課税対象となり、これらの取引に係るVAT0%の適用を受けるためには所定の要件を満たす必要がある。但し、以下に掲げるサービスの輸出に関してはVAT0%の税率適用の対象となる。

a. インドネシア関税区域外で消費される動産に関連する課税対象サービスで、以下を含む。

1. 受託加工サービス業（財務省令においてさらなる基準が設定されている）
2. 修理及びメンテナンスサービス
3. 輸出物品に関する輸送サービス

インドネシア関税区域外の動産に関連して行われる課税対象サービス（評価、計画及び設計等に関連した関税区域外の建設工事サービス）

b. インドネシア関税区域外で利用されるサービスで、以下を含む。

1. ITサービス
2. 研究開発サービス
3. 国際輸送に用いられる航空機及び船舶のチャーター
4. 経営、法律、設計・インテリアデザイン、人事、エンジニアリング、マーケティング、会計、財務諸表監査、税務コンサルティング
5. 仲介サービス（インドネシア側の輸出販売業者のサーチ業務）
6. データコミュニケーションのサービス・プロバイダーが行う業務

物品の販売者／サービスの提供者の立場からは、徴収したVATの額はアウトプットVATとなる。他方、購入者／受領者主の立場からは納付したVATはインプットVATとなる。アウトプットVATはインプットVATと相殺することができる。VAT課税業者 (Pengusaha Kena Pajak (PKP)) より受領したインプットVATインボイスは、当該インプットVAT額が費用計上又は資産計上がされていない場合に限り、VATインボイス発行月、あるいはそれ以降最大3ヶ月までのいずれかの月のVAT申告書において控除することができる。

アウトプットVATの額がインプットVATの額を超過する場合、その差額は不足税額であり、翌月末のVAT申告書提出前に納付しなければならない。一方、アウトプットVATの額がインプットVATを下回る場合、VAT課税業者は超過額を翌期に繰り越すか還付請求を行う事が出来る。VATの還付請求は、年度末のみ行うことができる。特定の課税対象物品及び課税対象サービスの輸入及び購入は、VATの免除 (PPN dibebaskan)、もしくは徴収不要措置 (PPN tidak dipungut) の対象となる。VATの免除取引は、当該引き渡しに関連して発生するインプットVATの控除は認められない一方で、VAT徴収不要取引については、発生するインプットVATをVAT申告書において控除することができる。

以下に掲げるものを除くすべての物品及びサービスがVATの対象となる。

- a. すでに地方税の対象となっているサービス (例: 飲食店やホテルで提供される食品・飲料、芸術・エンターテイメント、ホテルサービス及びパーキングサービス)
- b. 金銭、金の延棒 (インドネシアの国内金準備より) 及び証券
- c. 宗教サービス
- d. その他第三者によって提供が出来ない政府系サービス

課税対象製品又はサービスの年間売上高が48億ルピアを超える事業者は、VAT事業者登録を行い物品の引渡時又はサービスの提供時にVATインボイスを発行しなければならない。

VATインボイスは、売手にとってはVATを徴収するための、買手にとってはVATを控除するための書類となる。DGTは、VATインボイスの発行を直接認証するために、電子VATインボイスメカニズム (e-Faktur) を採用している。VATインボイスの様式及び内容はDGTが定める規定に従わなければならない。規定に従わない場合、VATインボイスが不完全とみなされる原因となる。無効なVATインボイスについては課税対象額に対して1%のペナルティが発行者に課される。無効なVATインボイスについて受領者は控除することができない。

VATの月次申告の期限は翌月末である。VATの不足額 (アウトプットVATからインプットVATを控除した額) は、申告前に納付されなければならない。国外から提供される課税対象無形資産及び課税対象サービスのインドネシア関税区域内における消費に対する自己申告VATは、支払義務が発生した翌月の15日までに納付する必要がある。

インドネシアは、VATの集約化 (グルーピング) を採用していない。VAT課税業者がインドネシア内で異なる税務署管轄にそれぞれ拠点を設けて事業活動を行う場合、それぞれの税務署に登録しなければならない。VAT課税業者は、DGTに対してVATの執行を1か所又は指定した複数の税務署に集約するよう依頼することができる。ただし、VAT課税業者が特定の税務署に登録されている場合 (大規模税務署、特別

税務署、及び中規模税務署 (Kantor Pelayanan Pajak untuk Wajib Pajak Besar/Khusus/Madya (KPP BKM))、VATの執行は自動的に集約され、VAT課税業者がVAT執行の集約を依頼する必要がない。以前は、DGT発行のVAT集約に係るステートメントレターは5年間有効であった。しかしながら、2020年7月1日以降に発行されたステートメントレターは、VAT課税業者がVAT集約に係る資格を失うか、VAT課税業者が集約の撤回を要求するまで有効となる。

### 電子システムを通じた取引に対するVAT

2020年7月より、電子システムを通じたあらゆる取引 (Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE)) がVATの課税対象となる。電子システムを通じた取引に関しては、国外の販売者、サービス提供者、国内外の電子システム提供者 (以下、総称して「e コマース業者」) のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない。

DGTは、以下の要件を満たすeコマース業者をVAT徴収義務者として指定することができる。

- a. インドネシア国内の顧客との取引が12ヶ月間で6億ルピア超、もしくは1ヶ月間で5千万ルピア超、且つ/或いは
- b. 12ヶ月間の取引回数が12,000回超、もしくは1ヶ月間の取引回数が1,000回超

PMSEに対するVAT税率は、2022年3月31日まで10%であり、2022年4月1日以降は11%となっている (遅くとも2025年1月1日までに12%に引き上げ予定)。VATの課税ベースは顧客から支払われた対価 (VAT前) となる。徴収義務者は、最低限必要な情報が記載されている限り、普段用いる請求書をVAT徴収の証拠として用いることができる。徴収されたVATは、電子システムを通じて月次ベースで翌月までに納付されなければならない。

PMSEに係るVAT申告は通常のVAT申告とは異なる。VAT徴収義務者は、2種類の申告書を提出する必要がある:

- a. 四半期PMSE VAT申告 (必須)
- b. 年次PMSE VAT申告(税務署から要請された場合のみ)

### 奢侈品販売税

10%のVATに加え、特定の「奢侈品」については10%から200%の奢侈品販売税 (LST) が課される。奢侈品とは以下の要件を満たす物品である。

- a. 一般的な商品ではない
- b. 特定グループにより消費される
- c. 主に高所得者により消費される
- d. 利便性ではなくステータスのために消費される

奢侈品の輸出に係るLSTは0%である。

## 8. 優遇税制

### タックスホリデー制度

特定のパイオニア産業における新規投資及び事業拡大に対しては、タックスホリデー制度を利用することができる。パイオニア産業とは、高い付加価値と外部性を有する新技術の導入ないし国家経済への戦略的価値をもたらす産業と定義される。タックスホリデーの対象となるパイオニア産業は以下のとおり。

- a. 金属産業の上流事業
- b. 統合原油及びガスの精製事業
- c. 原油、天然ガス及び石炭を基礎とする有機化学産業
- d. 農業・プランテーション・森林資源より生産される基礎有機化学産業
- e. 無機化学事業
- f. 医薬品原料事業
- g. 放射線、医療用電気機器、電気療法機器の製造
- h. 半導体ウェハー、液晶表示のバックライト、電子ドライバー及びディスプレイ等、電子機器主要部品の製造
- i. 機械もしくは設備製造業における主要部品の製造
- j. 設備製造に用いるロボットの製造
- k. 発電機器の主要部品の製造
- l. 自動車及び自動車部品の製造
- m. 船舶の主要部品の製造
- n. 鉄道の主要部品の製造
- o. 航空機の主要部品の製造及び航空産業関連サービス
- p. 農業、プランテーション、紙パルプの製造
- q. 経済基盤に関する事業
- r. データ処理やホスティング等を含むデジタル事業

上記、タックスホリデー制度の適用対象となる事業について、BKPM規則に詳細が定められている。タックスホリデー制度の適用により、下記の優遇措置が享受できる。

- a. 5,000億ルピア以上の投資額に対して、5年間から20年間に渡り法人所得税が100%免除される。さらに、その後の2年間において50%の法人所得税が免除される。タックスホリデーの期間は投資額に依る。
- b. 1,000億ルピア以上、5,000億ルピア未満の投資に対して、法人所得税が5年間、50%免除される。また、その後の2年間について、25%の法人所得税が免除される。



タックスホリデー制度は、操業開始年度から適用される。タックスホリデー制度を利用するためには以下の前提条件を満たさなければならない。

- a. バイオニア産業に従事する納税者である
- b. インドネシアの法人である
- c. 投資額が1,000億ルピア以上である
- d. 新規投資を行う場合。ただし財務省によりタックスホリデー、タックスアローワンス、超過税額控除、労働集約型プロジェクト、又は特別経済区 (Kawasan Ekonomi KhususまたはSEZ) 内業者の所得税優遇措置などに係る判断がまだ出されていない場合に限る。
- e. 負債資本比率の要件を満たす
- f. タックスホリデー制度の適用が認められた後、1年以内に投資計画を実行す

納税者はタックスホリデー制度の適用に関する申請を会社登録申請と同時に行うか、又は新規投資への事業許可受領後1年以内に行わなければならない。なお、申請はOSSシステムを通じてなされなければならない。新たな投資を行う場合、当該投資がタックスホリデー制度適用要件を満たすか否かについて、OSSシステムを通じて納税者に通知される。

タックスホリデー制度に基づく法人所得税の減免措置は、その適用対象となる事業から生じた所得についてのみ適用される。タックスホリデー制度の対象外の事業から生じた所得については通常の規定が適用される。

### タックスアローワンス制度

特定業種や優先度の高い発展途上地域へ基準額を超える投資を行う場合で所定の要件を満たす場合にはタックスアローワンス制度の適用が可能である。タックスアローワンス制度は、法人納税者が主たる事業活動として新規投資もしくは事業拡張を行う場合に適用される。

タックスアローワンスに以下の措置が含まれる。

- a. 投資額の控除 (有形固定資産 (事業用に購入した土地を含む) に対する投資額の30%)
- b. 加速度償却の適用
- c. 欠損金の繰越期間を最長10年間延長
- d. 非居住者に対する配当の支払いに関して10%の源泉税率を適用

タックスアローワンス制度を適用する場合、投資額といった定量的な要件や、輸出性向、雇用拡大、現地化等の要件を厳密に満たす必要がある。

タックスアローワンス制度の適用対象となる事業は、財務省規則に列挙されている。なお、特定の事業及び特定地域への投資誘致の観点から、適用される事業の範囲については、定期的な見直しが行なわれる。

現在、タックスアローワンス制度の適用対象となる事業セクターが地域問わず166あり、特定地域の適用対象事業セクターが17ある。

納税者は、タックスホリデー制度かタックスアローワンス制度かいずれか1つの措置しか適用できない。

## 超過税額控除制度 (Super Deduction)

タックスホリデー制度及びタックスアローワンス制度のいずれの適用もない納税者は、以下の事業活動もしくは支出に関して超過税額控除 (super deduction) を受けることができる。

- a. 新規投資もしくは労働集約型産業にかかる事業の拡張 有形固定資産 (事業用に購入した土地を含む) に対する投資額総額の60%を課税所得 から控除する。控除対象額を商業生産開始の年度から6年間に渡って均等按分する。
- b. 労働実習、インターンシップ、人材開発における研修プログラムの実施 特定支出について追加で最大100%の控除を認める。したがって、控除可能額は特定 支出の最大200%となる。
- c. 研究開発に関する活動 特定費用について追加で最大200%の控除を認める、したがって、控除可能額は特定費用の最大300%となる。

労働集約型産業に係る超過税額控除制度の申請を行う場合、納税者は以下の要件を満たさなければならない。

- a. 国内の法人納税者である
- b. 主たる業務が45の適格セクターのいずれかに該当する
- c. 最低平均300人以上のインドネシア人の従業員を雇用している

制度の適用対象となる労働実習、インターンシップ及び研修プログラムに関する支出とは 以下に掲げる支出を含む。

- a. 研修施設の提供及び関連する管理費用の支払い
- b. 研修講師等にかかる費用の支払い
- c. 研修教材等の費用の支払い
- d. 参加者に対する報酬の支払い
- e. 参加者の能力認定にかかる費用の支払い

研究開発に関する大幅控除は、納税者が所定の要件 (研究開発結果の国内外における 登録、商用化及び他の諸機関との協力等) を満たす場合に適用される。研究開発の対象 は実施規定に列挙されたものでなければならない。

### 経済特区における法人税の優遇措置

経済特区 (Special Economic Zone (SEZ)) とは、インドネシア関税区域内で地理経済及び地理戦略上の利点を有する地域を指す。

経済特区内の納税者は、下記のいずれかに分類される：

- a. Business Entity：経済特区を管理する法人
- b. Business Player：経済特区内で事業活動を行う企業

経済特区を管理する法人 (Business Entity) は、タックスホリデー制度を申請することができ、経済特区内で事業活動を行う企業 (Business Player) は、タックスホリデー又はタックスアローワンスを申請することが出来る。

SEZの発展及び管理に寄与する以下の土地に関する取引は所得税の対象とはならない。Purchase of land for

- a. SEZのための土地の購入
- b. SEZ内での土地及び建物の購入
- c. SEZ内での土地及び建物のレンタル

上述の優遇措置の他に、SEZ内の納税者は以下に掲げる他の優遇措置を適用することが出来る。

- a. VATの徴収義務免除
- b. VATの免除
- c. 輸入関税に係る免除措置
- d. 輸入時各種税額 (VAT、LST、PPh22前払法人税) の徴収不要措置
- e. SEZの観光事業のための特定の税金及び輸入時の優遇
- f. 地方税の軽減、救済及び免除

### ヌサンタラ新首都における税優遇措置

ヌサンタラ新首都 (Ibu Kota Negara Nusantara (IKN)) の建設及び開発を加速化させるために、インドネシア政府は、IKNにおける投資や事業活動に対する様々な優遇措置を設けることを決定している。投資や事業活動に対する所得税の優遇は以下のとおり発表されている：

- 法人率の引き下げ
- 特定の活動や支出に対する超過税額控除措置
- 従業員の個人所得税の政府による負担
- 中小企業の一部の総所得に対する0%のファイナルタックス
- 土地及び/又は建物の権利譲渡に係る所得税の免除

また、2035年までの間、IKN及び特定の周辺地域における事業活動に対して様々なVAT及びLST措置が用意されている。IKNでは、特定の戦略的課税対象商品及び/又は戦略的課税対象サービスの引き渡しや輸入に係るVATは徴収されず、これらの供給についてLSTも免除される。VATの不徴収措置は、IKNで再生可能エネルギーを生成するVAT課税業者による資本財の輸入及び/又は引き渡し、並びに法人税の軽減措置の対象ともなる特定のIKN周辺地域での国内納税者による投資にも適用される。さらに、IKNの特定の高級住宅の販売にはLSTが課されない。

## 保税措置

保税措置とは、物品を一定の目的のために保管し、その間、輸入関税の賦課を留保することをいう。保税措置の適用を受けるためには、所定の要件を満たす必要がある。保税措置の形態として次に掲げるものがある。

### • 保税倉庫(Bonded Warehouse)

保税倉庫とは、輸入物品の搬出前に、包装、仕分け、移動、箱詰め及び切断等の活動を行い当該物品の保管を行う場所を指す。

保税倉庫に搬入された物品は、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時の各種税金（VAT、奢侈品税及び輸入時における前払法人所得税）の免除等の優遇措置を受けることができる。なお、かかる優遇措置は他のインドネシアの保税区域等における補助活動（製造）もしくは再輸出を目的とする物品に対してのみ与えられる。補助活動とは、次に掲げる活動である

1. 製造（原材料を完成品にするための加工を含むものでなければならない）
2. 鉱業（輸入物品が探索及び開発のために用いられるものである事）
3. 重機器（輸入物品が重機器産業のために用いられるものである事）
4. 石油サービス（輸入物品が石油ガスの探索及び開発活動のために用いられるものである事）

### • 保税区域 (Bonded Zone)

保税区域とは、輸入物品及び現地物品を加工し再輸出する目的で保管する保税地域を指す。保税区域への、もしくは保税区域からの、物品の輸入、課税対象物品の搬入、製品の搬出、課税対象物品の再搬出、機械設備の貸与及び物品税対象物品の搬入については、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時に課される各種税金（VAT、LST及び輸入時における前払法人税）の不徴収等の優遇措置を受けることができる。

こうした優遇措置は、生産に供する目的又は他の保税区域において生産された物品と組み合わせる目的で保税区域に搬入される製品、材料及び保税区域内に所在する企業が使用する資本財（オフィス機器を含む）に対して適用される。消費財に対しては、この措置は適用されない。各種のライセンスを取得するためには申請が必要である。また、ライセンスを取得するためには、所定の要件を満たす必要がある。低リスクの保税区域内企業は、当該優遇措置の申請に当たって、企業保証を利用することができる。

### • 保税物流センター

保税物流センター（PLB）とは、複数の単純業務を行うのみで、加工業のように元の物品とは性質や機能等が異なる新たな物品を創出するものでなく、後に搬出されるまでの一定期間保管する保税区域内の場所を指す。



保税ロジスティクスセンターは、原材料や補助材料を扱う事業主への支援を目的とした仕組みである。製造会社が商品をインドネシア内に保管することで、より安易でコスト効率の高いオペレーションが可能になる。インドネシアの関税区域内のとある場所から商品が保税物流センターに輸出目的で搬入される場合、VAT及び/又はLSTの徴収不要措置が適用される。また、インドネシアの関税区域外から商品がインドネシアの保税物流センターに搬入される場合も、輸入関税の賦課が延期され、輸入時の各種税（VAT、LST及び第22条法人税）が免除される。

### マスターリスト措置

特定の産業の開発及び発展に従事する企業が行う機械、物品及び原材料の輸入については輸入関税が免除される。機械、物品及び原材料の輸入に関する輸入免税措置（マスターリスト措置）は、インドネシア投資調整庁（BKPM）によって認可される。免除を受けるためには、個別に企業による申請が必要であり、また所定の要件を満たす必要がある。

## 9. 法人及び個人に対するその他の課税

### 関税及び物品税

国外からインドネシア関税区域への物品の移転は、「輸入」として扱われ、原則として輸入関税及びその他輸入時における各種税金が課される。輸入関税は、2022年インドネシア関税分類（BTKI2022）に記載のHSコードに従って決定される。

輸入に関して、現在インドネシア政府は、「SINSW」という統合システムを活用している。輸入者は、輸入関税登録番号を取得しなければならない。この番号取得にかかるプロセスは、現在はオンラインシステム（OSS）にて迅速に行うことができる。

また、外国投資企業（PMA）は、その新設に際して、定款認証（AOI）及び法務人権省の許可を取得後、OSSシステムを通じて事業登録番号取得の申請を提出しなければならない。この申請の際に、輸入ライセンス及び税関登録番号の取得も必要である旨を申し出る必要があり、事業登録番号と併せて輸入ライセンス及び税関登録番号が発行される。

なお、ライセンスに関わる以下のサービスは、OSSシステムを通じて行われる。

- a. 保税倉庫ライセンス（TPB）
- b. 輸出のための関税軽減ライセンス（KITE）
- c. 物品税対象事業者番号ライセンス（NPPBKC） 物品税対象事業者番号ライセンス（NPPBKC）

自由貿易協定 (FTA) 及び経済連携協定 (EPA) の署名済国からの輸入には、特恵関税率が適用される。そのため、FTA及びEPA署名国を原産地とする貨物の輸入には、低い税率が適用されるか、もしくは関税が免除される。なお、インドネシアは以下の枠組みにおいて 特恵関税制度を導入している

• **ASEAN貿易協定 (ATIGA)**

インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく関税協定。ASEAN諸国からのインドネシアへの輸入品に適用される。

• **ASEAN-中国FTA (ACFTA)**

ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区域 (香港とマカオ) 及び台湾は含まれない。

• **ASEAN-韓国 FTA (AKFTA)**

ASEAN諸国と韓国との間の経済連携協定。

• **インドネシア-日本経済連携 (IJEPA)**

両国の経済連携を強化し両国間の貿易の促進を目的としたインドネシア及び日本の政府間合意

• **ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA (AANZFTA)**

ASEAN諸国と、オーストラリア及びニュージーランドとの自由貿易を促進することを目的とした合意。

• **ASEAN-インドFTA (AIFTA)**

An ASEAN諸国とインドとの間の貿易促進を目的とした合意。

• **インドネシア-パキスタン特恵貿易協定**

インドネシア及びパキスタン間の貿易に係る 政府間合意の枠組み。

• **ASEAN-香港、中国自由貿易協定 (AHKFTA)**

ASEAN諸国と中国の香港特別行政区間の合意。

• **インドネシア-オーストラリア包括経済連携 (IACEPA)**

輸出入促進のための経済協力の確立を目的としたインドネシア及びオーストラリア間合意。

• **インドネシア-チリ包括経済連携 (IC-CEPA)**

両国間の貿易促進のためのインドネシア及びチリ間合意。

• **ASEAN包括経済連携 (AJCEP)**

日本とASEAN諸国間の自由貿易区域の構築に係る 政府間合意

• **インドネシア-パレスチナ間合意 (MOU)**

インドネシア-パレスチナ間のパレスチナ自治区を原産地とする一部製品に係る貿易協定

• **インドネシア-EFTA包括経済連携**

インドネシア及び欧州自由貿易連合（盟国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス）間の経済連携を促進することを目的とした合意）

• **インドネシアアラブ首長国連邦 (UAE) 包括経済連携**

インドネシアとUAE間の協定。他のFTAや包括経済連携協定と同様、UAEからの輸入を優遇するものである。ただし、特定の輸入品に係る「関税割当枠」規定がある点に留意が必要。

• **インドネシア韓国間包括経済連携**

インドネシアと韓国との協定で、両国間の貿易を強化することを目的としている。

• **地域包括経済連携 (RCEP)**

RCEP協定は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、ベトナム、タイ、フィリピン、ラオス、マレーシア、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が構成する自由貿易協定 (FTA) である。これは世界最大のFTAであり、世界のGDPの約30%、世界の人口の約三分之一を占めている。当該FTAは、加盟国間の既存のFTAや経済連携を基礎として、これらをアジア太平洋地域の1つの多国間協定に統合することを目的としている。また、中国、日本、韓国（アジア経済地域における3大国）を結ぶ初めてのFTAでもある。現在、インドネシアは6つのRCEP協定を結んでいる：

1. RCEP - ASEAN
2. RCEP - オーストラリア
3. RCEP - 韓国
4. RCEP - 中国
5. RCEP - 日本
6. RCEP - ニュージーランド

Generalized System of Preferences (GSP) 制度の下で、インドネシア原産地証明に関する登録輸出者制度 (REX) 及び認定輸出者制度 (CEX) が創設された。REX 及び CEX は商業省から原産地証明を取得する現行の原産地証明の発行業者 (Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (IPSKA 制度)) に代わる新たな自己認証制度である。REX 保持者 (輸出者) は、これまでインドネシアと欧州間の取引に用いられていたフォーム A の代替として、自ら原産地証明を発行することが出来るようになった。CEX 保持者 (輸出者) については、自ら各国への原産地証明書を発行することができる。

酒類、煙草及びシガレット、葉巻、葉たばこ、切たばこ、電子たばこなどの煙草関連製品 (Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (HPTL)) などの特定の物品に対しては、政府による当該物品の流通抑制の一環で物品税が課される。関税及び輸入時に課される税金は物品が港湾等の税関エリアから出荷される前に納付されなければならない。物品が、物品税の対象である場合も同様に、港湾等から出荷される前に物品税の納付を行う必要がある。

なお、物品の輸入後、インドネシアの関税当局 (ICA) による調査が行われる可能性があり、関税及び物品税の規定を遵守しない場合、過少申告額の多寡に応じて行政上のペナルティが課される場合がある。

関税評価額の算定に起因して申告額が過少であった場合、100% から 1,000% のペナルティが課される。関税 0% の物品に係る過少申告額が「Nil」の場合、関税申告書類 ((Pemberitahuan Impor Barang (PIB)) 毎に 500 万ルピアのペナルティが課される。なお、関税分類の誤りに関するペナルティはない。物品税の規定を遵守しない場合、行政上のペナルティ (過少申告額の 2 倍から 10 倍) が課される場合があり、犯罪捜査に発展することもある。物品税に係る優遇措置について、輸入者は、所定の要件を満たせば物品税の免除又は納付不要措置を受けられる。

### 不動産に関する税金

土地、建物及び恒久構築物に関しては毎年、土地建物税が課される。地方税及び懲罰に関する法に基づき、関係当局が決定する不動産の見積販売価額に対して 0.3% 以下とされている。特定事業 (上流石油ガス事業、地熱、鉱業、プランテーション及び林業) に関する土地及び建物に関する税率については別途規定がある。

土地及び/又は建物の売買には、受取総額の 2.5% に相当するファイナルタックスが課される (取引によって税率が異なる可能性がある)。贈与もしくは相続として土地建物を譲渡する場合、及び所得金額が課税対象額に満たない個人納税者が 6 千万ルピア以下の額で土地建物を販売する場合、この税は免除される。

免税基準額 (上限 8 千万ルピア) を超える額の土地及び建物に関する権利を取得する際、最大 5% の土地建物取得税が課される。相続により当該権利を取得した場合の免除基準額は最低 3 億 5 千万ルピアとなる。



## 譲渡税

インドネシア上場企業の株式の売却には、取引額の0.1%に相当するファイナルタックスが課せられる。創業者保有株もIPO時の株価に対して0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者が、インドネシア内国法人の株式を譲渡する場合、租税条約に特段の定めがない限り、譲渡価格に対し5%の源泉税が課される。所定の土地又は建物の処分については、取引金額の2.5%がファイナルタックスとして課される。6千万ルピア以上の土地又は建物に関する権利を取得する際、取得価額もしくは不動産課税評価額のいずれか大きい方の価額に対し最大5%が土地・建物取得税として課される。なお、合併に伴う土地及び建物の権利の移転時もしくは親族への権利の移転時などのために、様々な免除規定が設けられている。

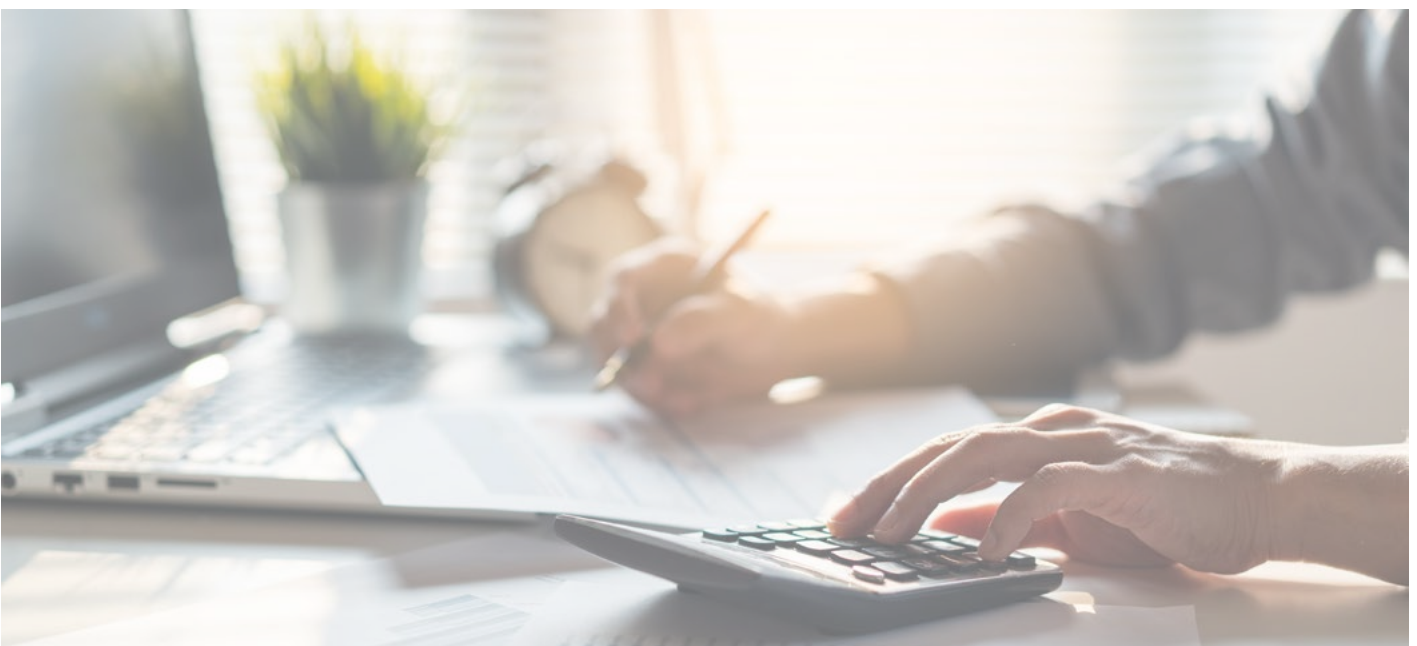
## 印紙税

印紙税は各種金融取引、証書及び金銭受領書等について課される。税額は、一律10,000ルピアとなる。

## 環境税

2021年に公布された国税規則調和法(Undang-Undang (UU) Harmonisasi Peraturan Perpajakan (HPP))により、石炭燃料発電所が先行して対象となる炭素税が導入されたものの、現在施行が延期されている状況となっている。

一部地域では、汚染水の外部放水について、手数料と引き換えに許可を与える地方自治体がある。



## D. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会 (Indonesian Institute of Accountants) の財務会計基準審議会 (DSAK-IAI) が発行した会計基準 (PSAK) に従って 会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会及びコミサリス及びその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1) 財務諸表 (2) 会社の状況及び業績に関する報告書。

### 1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する機会が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

### 2. 通貨

企業は機能通貨を使用して会計記録及び財務諸表を作成する。しかし、企業は機能通貨以外の通貨 (表示通貨) を使用して財務諸表を表示することができる。機能通貨は、事業体が事業を行う経済環境の主たる通貨である。機能通貨は、商品やサービスの販売価格が表示され、決済される通貨であることが多い。

### 3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益及び費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録及び年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した会計基準 (SAK) に準拠するものとする。公的な説明責任のない企業は、公的な説明責任を持たない企業のための中小規模事業用会計基準 (SAK ETAP) を採用することができる。これは完全なSAKよりシンプルである。

#### 4. 監査要件

次の企業は公認会計士の監査を受けた年次財務諸表を提出する必要がある。

- a. 公開会社
- b. 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- c. 社債を発行する会社
- d. 資産規模が500億ルピア以上の会社
- e. 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- f. インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業
- g. 一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会 (IICPA /IAPI) が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁 (OJK: Otoritas Jasa Keuangan) に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表は、監査を受けていない場合には中間財務諸表の日付から1ヶ月以内に OJKに提出されなければならない。監査人のレビューを受けている場合には2ヶ月以内に、それ以外の場合は3ヶ月以内に提出されなければならない。

#### 5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局 (財務省等) が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業・銀行・保険会社・その他金融機関などの監査人に求められるOJKの独立性ルールも含まれる。

OJKの独立性ルールNo. 13/POJK.03/2017は上記の企業に対し公認会計士の3年ごとの強制ローテーション及び2年のインターバル期間を要求している。この強制ローテーションは公認会計士のみ適用され、会計事務所には適用されない。

## E. 労働環境

### 1. 従業員の権利と報酬

2003年の労働法第13号 (Manpower Law No.13 of 2003) では、労働者の交渉力、労働条件の最低基準、退職金及び報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関 (ILO) の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、及び組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大又は改正するいくつかの規制を発行している。

### 2. 賃金及び福利厚生

#### 賃金の構成要素

賃金に関する政府規則No.78/2015 (「GR78 / 2015」) では、賃金は次の要素で構成されると規定されている。

- a. 手当なしの賃金
- b. 基本給と固定手当
- c. 基本給、固定手当、及び非固定手当
- d. 基本給と非固定手当

さらに、GR 36/2021によると、賃金構成要素が (i) 基本給と固定手当 又は、(ii) 基本給 固定手当 及び非固定手当で構成されている場合、基本給の額は、基本給と固定手当の合計額の75%以上でなければならない。



## 最低賃金

GR GR 36/2021によると最低賃金構成要素は (i) 各地方 (ii) 一定の規定を有する地域ベースの最低賃金に基づいて設定される。最低賃金は経済条件、労働条件を基礎として決定される。知事は州の最低賃金を決定する一方で、知事は、次のような特定条件下での地域ベースの最低賃金を決定することができる。

- a. 州の平均経済成長率よりも高い過去3年超の各地方の平均経済成長率
- b. 過去3年間の経済成長率から地方のインフレを差し引いた結果、常にプラスであり、地方のスコアよりも高い成長率

上記に照らして、最低賃金を、(i)州又は地方/地域ベースの最低賃金、(ii)州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金で構成すると規定していたが、オムニバス法の制定により、州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金は廃止される。

各雇用主は、各州・県・地域ごとに定められた最低賃金を下回る賃金を支払うことが禁止されている。しかし、オムニバス法では、零細・小規模企業は最低賃金要件が免除されている。零細・小規模企業の賃金は、雇用者と被雇用者の合意に基づいて決定される。

## 年金及び社会保険

2011年社会保障法No. 24/2011 (Badan Penyelenggara Jaminan Sosial - 以下「BPJS」) は、雇用主が自分自身とその従業員 (インドネシアで少なくとも6ヶ月間働いた外国人を含む) を社会保障プログラム、すなわち医療社会保障と雇用社会保障の参加者としてBPJSに登録しなければならないことを規定している。医療社会保障給付はBPJS Healthcare (BPJS Kesehatan)が管理し、老齢・年金・労災・死亡保障を含む雇用社会保障給付はBPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan) が管理している。

また、失業保障プログラムに関するオムニバス法及び政府規則第37/2021は、解雇された従業員に対して、失業保障(jaminan kehilangan pekerjaan)という新しい社会保障プログラムを提供していることも注目に値する。失業保障プログラムは、BPJS Ketenagakerjaan と中央政府によって管理されている。失業保障には、現金、雇用情報へのアクセス、職業訓練などがある。失業保障の給付の最大額は給与の6ヶ月分とされている。

## 各社会保障制度の保険料負担金は以下の通りである。

管理者	社会保障プログラム	通常の給与の割合として	
		雇用主の負担	従業員の負担
<b>BPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan)</b>	労働災害保険	0.24%から1.74% (作業リスクによる)	-
	死亡保障	0.30%	-
	老齢保障	3.70%	2%
	年金保障 (インドネシア市民のみ)	2%	1%
	雇用喪失保障	0.46%* (*0.22%は中央政府が負担し、さらに労働災害保険 (i) および死亡保障 (ii) からの保険料の再構成、それぞれ0.14%および0.10%)	1%
<b>BPJS Health Care (BPJS Kesehatan)</b>	健康保険	4%	追加の家族メンバーに対して1%

医療社会保障に関する政府規則No. 64/2020の第32条 (政府規則No. 82/2018の改正 規則) に基づき、医療保障拠出金の計算には、12,000,000ルピア/月の賃金上限が適用される。今後、上限が変更される可能性がある点には留意が必要である。強制保険料は、夫、妻、3人の被扶養者がカバーされる。追加の被扶養者については、追加保険料でカバーすることができる。

以下の方は上記の社会保障制度への加入が免除される。

- 就労期間が6ヶ月未満の外国人従業員は、BPJSプログラムに登録する必要はない。
- 他国に6ヶ月以上連続して居住しているインドネシア国民は、BPJS Healthcare (BPJS Kesehatan) プログラムへの参加を一時的に中止することができる。

また、オムニバス法では、解雇された従業員のために、失業保障プログラム (jaminan kehilangan pekerjaan) を提供している。失業保障プログラムはBPJS Ketenagakerjaanと中央政府によって管理され、失業保障の保険料は中央政府が負担する。さらに、失業保障 手当には、現金支給、雇用マーケット情報へのアクセス、職業訓練が含まれる。失業保障 の給付額の上限は、給与の6ヶ月分である。

## 他のメリット

社会保障給付以外にも、有給休暇、時間外手当、宗教的祝祭手当 (Tunjangan hari raya / THR) など、従業員が受けることのできる法定給付がある。さらに、雇用主は、雇用契約、会社の規則、又は労働協約で定められた追加の手当を従業員に支給できる。これらには通常、家族手当や生活費手当、従業員とその家族のための無料医療 (歯科治療を含む)、住宅、交通費、作業服などが含まれる。多くの企業は追加の年金制度を提供している (BPJS Ketenagakerjaanが管理している年金保障給付以外のもの)。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ (帰省/帰国手当) などの追加給付を受けることが多い。

## 3. 解雇

原則として、使用者、被雇用者及び/又は労働組合、国は、解雇を防止するためのあらゆる努力をしなければならず、解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合にのみ解雇することができる。

解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合には、使用者と労働組合 (被雇用者が労働組合に加入している場合)、又は使用者と被雇用者 (被雇用者が労働組合に加入していない場合) との間で解雇の交渉が必要となる。交渉に失敗した場合、使用者は労使紛争解決裁判所の判決を受けて初めて解雇することができる。

オムニバス法及び2021年2月2日に施行されたその実施規則、すなわち、政府規則第 35/2021年定期雇用協定、アウトソーシング、労働時間および休養時間、雇用関係終了 (GR 35/2021”),に規定されている解雇事由は、以下の通り。

- a. 従業員の死亡
- b. 契約期間満了 (PKWT)
- c. 従業員が犯罪を犯して拘留された場合
- d. 雇用契約・労働協約 (PKB) ・会社規則 (PP) に違反した場合
- e. 2回の出勤要請を出したうえでの欠勤5日間 f. 連続する2年間の赤字
- f. 不可抗力
- g. 効率性の悪化 i. 破産 j. 債務支払義務の停止
- h. 定年退職
- i. 合併・買収・統合・分社化などのコーポレートアクション
- j. 従業員の依願退職
- k. 雇用主の行為に基づく従業員の解雇要求
- l. 従業員の長期の病気
- m. その他雇用契約・労働協約・会社規則で定められた事由

さらに、従業員の退職に関しては、雇用者が、終了の目的および理由について、終了日の少なくとも14日前に従業員に書面で通知する必要がある。従業員が退職を拒否した場合、雇用者と従業員の両方が友好的な交渉を行う可能性がある。

また、合併、統合、買収、スピンオフを行う企業が雇用終了を実施することができる。

## 退職パッケージ

雇用主は、解雇時に退職金、勤続功労金、補償金（該当する場合）を支払う義務がある。GR 35/2021によると、退職金及び/または勤続功労金、および新しい計算式による報酬支払いを規定している。（例えば、計算に関退職金と勤続功労金につき、15%部分は医療手当と住宅手当により構成されることを除く等）。

退職金、勤続功労金、補償金の計算方法は次の表の通り。

退職金 GR 35/2021 第40条(2)		サービス支払 GR 35/2021 第40条(3)	
サービス期間	支払い/月給	サービス期間	支払い/月給
< 1 年	1x	3 - 6 年	2x
1 - 2 年	2x	6 - 9 年	3x
2 - 3 年	3x	9 - 12 年	4x
3 - 4 年	4x	12 - 15 年	5x
4 - 5 年	5x	15 - 18 年	6x
5 - 6 年	6x	18 - 21 年	7x
6 - 7 年	7x	21 - 24 年	8x
7 - 8 年	8x	> 24 年	10x
> 8 年	9x		

報酬支払 GR 35/2021 第40条(4)	
報酬支払の権利には、以下が含まれる。	
a. 取得されていない年次休暇。	
b. 従業員とその家族の故郷への旅費。そして	
c. 雇用契約、会社の規則、または集団で決定されたその他の報酬 労働合意	



### 新しい退職パッケージ

GR 35/2021 の下で次のように規定されている

- a. 会社が会社が買収された場合、雇用関係を継続する意思がない場合その後、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍
- b. 会社が損失を被ったあと、経営効率を高めようとする場合、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍
- c. 会社は損失を防ぐための経営効率改善策の導入の場合、法定退職金の最低額は、退職金規定の1倍（以前は、損失を防ぐための経営効率改善の場合、退職金は労働者に対して退職規定の2倍であった。）

### 終了の理由

次の表は、計算式、終了の理由を整理している。

略語

- Uang Pesangon (Severance Payment – SP).
- Uang Penghargaan Masa Kerja (Service Payment – SVP).
- Uang Penggantian Hak (Recompense Payment – RP); and
- Uang Pisah (Separation Payment as regulated under the Employment Agreement, Company Regulation or Collective Labour Agreement).

No.	終了理由		以前の数式	新しい数式
1.	合併、統合、買収またはスピンオフおよび従業員は関係を継続する意思がない、または会社が従業員を受け入れる意思がない		1 X SP + 1 X SVP + RP 影響を受けた従業員を受け入れない場合: 2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP
2.	取得	取得の場合	1 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP
		作業規定の変更が発生し、従業員が作業関係を継続したくない場合		0.5 X SP + 1 X SVP + RP
3.	損失による効率		2 X SP + 1 X SVP	効率損失による 0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				効率を高める防ぐ損失 1 X SP + 1 X SVP + RP
4.	会社の閉鎖(2年の継続的な損失)	クロージャ損失による	1 X SP + 1 X SVP + RP	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
		閉鎖'損失によるものではない	2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP
5.	会社は、次の理由で不可抗力により閉鎖された場合		1 X SP + 1 X SVP + RP	不可抗力による閉鎖 0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				会社の閉鎖をもたらさない不可抗力による終了 0.75 X SP + 1 X SVP + RP

No.	終了理由	以前の数式	新しい数式	
6.	債務返済債務の停止(ペヌンダ・ン・ケ ワジバン・ペンバ ヤラン・ウ・タン - “PKPU”)	PKPU損失による	N/A	$0.5 \times SP + 1 \times SVP + RP$
		PKPU損失によるものではない		$1 \times SP + 1 \times SVP + RP$
7.	従業員による辞任	RP + 分離支払い	RP + Separation Payment	
8.	従業員が5営業日連続勤務	RP + 分離支払い	RP + Separation Payment	
9.	会社規則違反、労働協約または雇用協定	違反	RP	$0.5 \times SP + 1 \times SVP + RP$
		重大な違反		RP + 分離支払い
10.	権限による6ヶ月間の拘禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者は、従業員の家族の親族を提供し、RP および分離支払いを受けられる権利を有する(雇用契約、会社規則または労働協定に基づく規制に基づく)。</li> <li>従業員は、権利を有するものとする。 <math>2 \times SP + RP</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主は、6ヶ月間、従業員の家族の親族を提供しなければならない</li> <li>そして、RP + 分離支払いを受けられる権利</li> </ul>	
			従業員が雇用主に損失を与える場合 $RP + 分離支払い$  従業員が雇用主に損失を与えない場合 $1 \times SVP + RP$	
11.	12ヶ月以上の長い病気(12ヶ月)	$2 \times SP + 1 \times SVP + RP$	$2 \times SP + 1 \times SVP + RP$	
12.	退職	従業員が年金プログラムに参加していない場合、従業員は受給権を受けられる権利がある $2 \times SP + 1 \times SVP + RP$	$1.75 \times SP + 1 \times SVP + RP$	
13.	従業員の死亡	$2 \times SP + 1 \times SVP + RP$	$2 \times SP + 1 \times SVP + RP$	

#### 4. 労働者及びマネジメントの関係

インドネシアでは、雇用形態は雇用契約書において定められる。雇用形態には2つのタイプがあり、(i) 契約社員又は有期雇用契約 (PKWT) に基づいて雇用される社員、(ii) 正社員 又は不特定期間雇用契約 (Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu - “PKWTT”) に基づいて雇用される社員と分類される。

雇用契約の面では、IELでは有期雇用契約期間は2年を超えてはならず、1年を上限として 1回延長するか、2年を上限として1回更新することができるかと規定されていた。しかし、オムニバス法ではこのような制限が撤廃されたGR No.35/2021

現在の規制では、PKWTは5年の最大期間を設定することができる。PKWTは、従業員との契約に基づいて延長可能で、その合計は初期期間とその延長期間が5年未満である。一方、PKWTTについては、有効期限は定められていない。

雇用契約は原則として口頭でも書面でもよい。口頭での雇用契約は、少なくとも従業員の 氏名・住所、雇用日、雇用形態、給与などを記載した採用通知書で裏付けなくてはならない。

また、IEL第54条では、すべての雇用契約書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならないと規定されている。

- a. 雇用主の名前、住所、事業の種類
- b. 従業員の氏名、性別、年齢、住所
- c. 職位又は仕事の種類
- d. 勤務地
- e. 給与の金額と支給期間
- f. 業務上の要件（雇用者と被雇用者の権利/義務）
- g. 雇用契約の発効日と期間
- h. 雇用契約が締結された日付と場所
- i. 雇用主と被雇用者の署名

また、IELでは、従業員10人以上の使用者は会社規則 (PP) を作成しなければならないと規定されている。PPは、労働組合代表による検討と推薦事項を考慮して作成されなければならないとされている。既存の労働組合が存在しない場合は、労働者／従業員代表として民主的に選出された従業員による事前検討と推薦事項を考慮して、PPを作成しなければならない。また、すべての企業は、労働大臣又はその他の指定機関にPPを登録し、承認されなければならないと規定されている。PP は、関係当局の承認を得た時点で有効となる。雇用主が既に労働協約 (PKB) を作成している場合には、雇用主はPPを作成する必要はないが、その場合はPKBは労働組合との交渉と同意に基づいて作成されなければならない。

## 5. 外国人の雇用

IEL では、雇用者は外国人従業員を雇用することができるが、その外国人従業員は PKWT の下でのみ雇用することができる」と規定されていた。外国人従業員の雇用を希望する雇用主は、外国人従業員のカウンターパートとしてインドネシア人を雇用する必要がある。この要件の目的は、雇用された外国人従業員のスキルをカウンターパートとして雇用されるインドネシア人に移転することを義務付けることである。外国人従業員とインドネシア人従業員の比率は明確に規制されていない。実際には、1:1又は1:3の比率が許容されるのが一般的な実務上の取扱いとなっている。但し、取締役又はコミサリスとして任命された駐在員には例外となり、これらの駐在員には当該要件は適用されない。上記に加えて、オムニバス法では、外国人労働者を利用するためには、雇用者は外国人労働力利用計画Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing (「RPTKA」) を取得する必要があると規定されている。RPTKAは外国人従業員の労働許可証であり、中央政府の承認を得なければならない。また、雇用主はRPTKAが付与された後、滞在許可証(Visa Tinggal Terbatas - VITAS及びIzin Tinggal Terbatas - ITAS) を取得するために外国人従業員の雇用に関する通知を労働省に提出する必要がある。インドネシアで働く外国人従業員は、申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、適格証明がある又は同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求される。

また、インドネシアでは、以下のような外国人従業員が雇用されていない職種（特に、人事関連）がある。

- a. 人事担当取締役
- b. 労使関係マネージャー
- c. 人事マネージャー
- d. 人材開発スーパーバイザー
- e. 採用スーパーバイザー
- f. 人事配置スーパーバイザー
- g. 従業員のキャリア開発スーパーバイザー
- h. 人事関係の宣誓管理者
- i. 人事及びキャリアスペシャリスト
- j. 人事スペシャリスト
- k. キャリアアドバイザー
- l. ジョブアドバイザー
- m. ジョブアドバイザーと顧問
- n. 従業員調停人
- o. 職業訓練管理者
- p. 就職の面接官
- q. ジョブアナリスト
- r. 労働安全スペシャリスト



## 6. インドネシアの外国投資家向けゴールデンビザ

2023年8月24日、インドネシア共和国法務人権大臣は、法務人権大臣令第22号2023号 (MOLHR Reg. 22/2023) を発令し、外国投資家向けの新しいビザ制度「ゴールデンビザ」を導入した。

### ゴールデンビザの概要

近年、インドネシア政府は外国投資家向けにより歓迎の環境を整備するため、様々なインセンティブや機会を提供するとともに、外国資本流入を促進するための方針改革やイニシアティブを進めている。外国からの資本の誘致と促進に対するこのコミットメントは、インドネシアが持続可能な経済とグローバル競争力を求める過程で重要な役割を果たしている。

ゴールデンビザプログラムは、他の国々、ポルトガル、ギリシャ、スペインなどにおいても認識されており、この種のビザによって外国投資家は対象国への重要な財政的な投資や貢献を通じて居住権や市民権を取得することができる。MOLHR Reg. 22/2023によれば、外国投資家は、彼らの投資価値に応じて、5年または10年の居住許可（「有期滞在ビザ」）を取得できる。

主題	年ビザ	10年ビザ
外国の個人投資家がインドネシアで企業を設立する意向の場合	企業は、少なくとも2,500,000米ドル（二百五十万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である38,000,000,000インドネシアルピア（三十八億インドネシアルピア）の発行資本または投資額で設立される必要がある	企業は、少なくとも5,000,000米ドル（五百万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である76,000,000,000インドネシアルピア（七十六億インドネシアルピア）の発行資本または投資額で設立される必要がある
インドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要があるインドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要がある	投資額は、少なくとも350,000米ドル（三十五万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である5,300,000,000インドネシアルピア（五十三億インドネシアルピア）でなければならない	投資額は、少なくとも700,000米ドル（七十万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である10,600,000,000インドネシアルピア（百六十億インドネシアルピア）でなければならない
インドネシアに設立される企業の取締役会員または監査役会員として務める外国人は、その企業がインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である場合に該当する	設立される企業は、少なくとも25,000,000米ドル（二十五万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である380,000,000,000インドネシアルピア（三百八十億インドネシアルピア）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある	設立される企業は、少なくとも50,000,000米ドル（五十万アメリカ合衆国ドル）またはその相当額である760,000,000,000インドネシアルピア（七百六十億インドネシアルピア）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある

## 利益と資格

MOLHR Reg. 22/2023の第33条によれば、有期滞在ビザは外国人に対して外国直接投資活動に関連するものとして授与される。具体的には、以下の場合が含まれる

- a. インドネシアで企業を設立しようとする個人投資家である外国人
- b. インドネシアで企業を設立する意向のない個人投資家である外国人
- c. インドネシアに設立される企業の取締役役員または監査役会員として務める外国人であり、その企業はインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である。なお、このカテゴリのビザは、企業ごとに最大で10人（取締役会および/または監査役会員を合算）にしか授与されないことに注意が必要である

5年または10年の有期滞在ビザの申請は、外国人が以下のものを添えて、移民局で指定された移民官に対して提出される

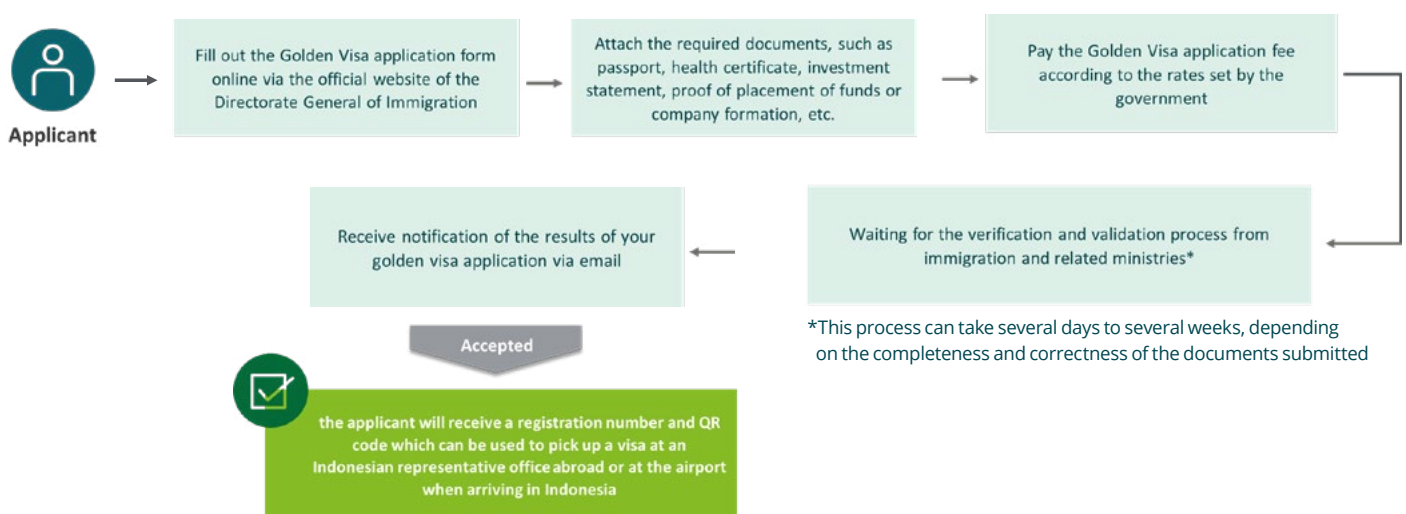
- a. 尚、法的かつ少なくとも6か月間有効な現行の国別パスポート
- b. 移民保証の証明
- c. インドネシア領土内での滞在中に自身および/または家族の生活費を持っていることの証明;
- d. 最新のカラーのパスポート写真および
- e. 外国人の到着の意図/目的を説明する他の文書

ールデンビザを取得することで、外国人はMOLHR Reg. 22/2023の第190条に記載されている以下の利点を享受することができる:

- a. MOLHRが定めた移民検問所での優先審査レーン
- b. 移民局での優先サービスまたは
- c. 協力協定に基づく関連機関または政府機関からの優先サービス

## 手続き

### 図25 ゴールデンビザの申請手続きの流れ









# デロイトとは

## About Deloitte Indonesia

デロイトインドネシアは、監査、コンサルティング、ファイナンシャル及びリスクアドバイザー、税務等のサービスを提供しているプロフェッショナルファームです。我々は、デロイト アジアパシフィックやデロイトグローバルのネットワークの一員です。

デロイト アジアパシフィックは、デロイトメンバーファームの一員で、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京、ヤンゴンなどのアジアパシフィック地域の100を超える都市に拠点を有するメンバーファームにより構成されています。

インドネシアでは、当社は100人以上のパートナーおよびディレクター、1,800人以上のスタッフ、ジャカルタとスラバヤに2つのオフィスを構えています。

当社の事業は以下で構成されています：

- Imelda & Rekan、登録公認会計士
- Deloitte Touche Solutions、税務コンサルティング
- PT Deloitte Konsultan Indonesia、財務およびビジネスアドバイザー
- PT Deloitte Advis Indonesia、財務アドバイザー
- Deloitte Legal Indonesia、法律事務所
- PT Deloitte Consulting、世界最大の経営コンサルティング事業の一部

デロイトのそれぞれのファームは法的に別会社となっており独立して運営されています。

## Deloitte Asia Pacificのメンバーファーム

当社はアジア太平洋市場向けの「ワン・デロイト」であり、クライアントは当社が持つ専門的な知識とスキルの結集から利益を得ています。さらに、結集された規模とスケールにより、我々は地元市場へのより重点的な投資が可能となり、必要な場所とタイミングで革新的なサービスとソリューションを提供し続けることができます。

## 主なクライアント

デロイトインドネシアはメジャーな多国籍企業、国内の大企業や公共企業、国内の重要クライアント及び成長著しいグローバル企業等の様々なクライアントの基盤を持っています。デロイトインドネシアは銀行及びファイナンス、製造業、輸送業、情報通信、メディア、小売・卸売、オイル・ガス、ライフサイエンス・ヘルスケア等の主要な業界をカバーしています。

M&Aチームは、豊富なクロスボーダーでのM&A支援経験を通じて、各国特有の制度・商慣習に基づくM&Aの留意点・ポイントなどの知見を有しています。現地マーケットに対する知見を有した最適なチーム体制で支援します。



フォレンジックサービスチームは、グアム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む東南アジア地域での不正調査・解決を支援します。メンバーは各分野の専門家で、域内のクライアントに迅速に対応できる体制を有しています。グローバル及びアジアパシフィック地域で最大のフォレンジックサービスチームであり、イノベーションを進め、品質の高いサービスの提供・クライアントの課題把握・タイムリーなデリバリーの実現を目指しています。

リスクアドバイザリーチームは、経営陣のアカウンタビリティの必要性の高まり、規制対応の必要性、イノベーションによる環境変化など複雑化するリスク環境への対応を支援します。テクノロジー・サイバーセキュリティ・地政学リスクなどの「新しいリスク」への対応など、安心してリスクをテイクできる仕組みの整備を支援します。

税務チームは、日々重要性・複雑性が高まる税務について、税務コンプライアンス対応・最適化の支援を行います。また、税務チームは法務チームと連携し、各種サービスの提供を行っています。専門知識と業界に対する知見を結集・組み合わせ、クライアントのビジネス展開を支援しています。

# Contacts us

## **Brian Indradjaja**

Clients & Markets Coordinating Partner

bindradjaja@deloitte.com

## **Business Leader**

### **Elisabeth Imelda**

Audit Leader

eimelda@deloitte.com

### **Tay Hwee Ling**

Assurance Advisory Leader

hwtay@deloitte.com

### **Jamil Raza Syed**

Financial Advisory Leader

jasyed@deloitte.com

### **Brian Indradjaja**

Risk Advisory Leader

bindradjaja@deloitte.com

### **Melisa Himawan**

Tax & Legal Leader

mehimawan@deloitte.com

### **Iwan Atmawidjaja**

Consulting Leader

iatmawidjaja@deloitte.com

## **Service Desk Leader**

### **Eugene Khoo**

Chinese Services Desk

eugenekhoo@deloitte.com

### **Heru Supriyanto**

Japanese Services Desk

hsupriyanto@deloitte.com

### **Bang Chi Young**

Korean Services Desk

bangchiyoung@deloitte.com

### **Dionisius Damijanto**

Deloitte Private Desk

ddamijanto@deloitte.com

### **Satya Radjasa**

State Own Enterprise Desk

sradjasa@deloitte.com

## **Client and Industry Leader**

### **Iwan Atmawidjaja**

Financial Services Industry

Leader

iatmawidjaja@deloitte.com

### **Irina Putri**

Technology, Media &

Telecommunication Industry

Leader

iputri@deloitte.com

### **Steve Aditya**

Life Sciences & Health Care

Industry Leader

staditya@deloitte.com

### **Cindy Sukiman**

Energy, Resources and

Industrial Industry Leader

csukiman@deloitte.com

### **Silvano Damanik**

Government & Public Services

Industry Leader

sthdamanik@deloitte.com

## **The Plaza Office Tower 32nd Floor**

Tel: +62 21 5081 9555

Fax: +62 21 2992 8022

Email: iddttl@deloitte.com

www.deloitte.com/id



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Imelda & Rekan, Deloitte Touche Solutions, PT Deloitte Konsultan Indonesia and PT Deloitte Advis Indonesia.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.